

中央社会保険医療協議会 総会（第 446 回） 議事次第

令和2年1月22日(水) 保険医療材料専門部会終了後～
於 厚生労働省講堂（低層棟2階）

議 題

- 医療技術の評価について（医療技術評価分科会からの報告）
- 令和2年度薬価制度の見直しについて
- 市場拡大再算定について
- 令和2年度保険医療材料制度の見直しについて

中央社会保険医療協議会 総会座席表

日時: 令和2年1月22日(水) 保険医療材料専門部会終了後
会場: 中央合同庁舎第5号館 講堂(低層棟2階)

速記

中医協関係者

| | | | | | | | | | |
|----|----|---|----|----|------|------|-----------|-----------|--|
| | 中村 | 関 | 荒井 | 松原 | 田辺会長 | 濱谷局長 | 横幕 審議官 | 八神 審議官 | |
| 松本 | | | | | | | | 吉森 | |
| 今村 | | | | | | | | 幸野 | |
| 城守 | | | | | | | | 佐保 | |
| 猪口 | | | | | | | | 間宮 | |
| 島 | | | | | | | | 宮近 | |
| 林 | | | | | | | | 松浦 | |
| 有澤 | | | | | | | | | |

中医協関係者

| | | | | |
|-------------------------|-----------------|----|----|----|
| 医療技術 評価分科会 福井分科会長 | 薬価算定組織 坪井委員長 | 田村 | 半田 | 吉川 |
|-------------------------|-----------------|----|----|----|

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------------|----------------|----------------|------|-----------|------|-----------------|------|--------------|-------------|----------------------------|
| 医療指導 監査室長 | 歯科医療 管理官 | 保険医療 企画調査室長 | 医療技術 評価推進室長 | 医療課長 | 薬剤管理 官 | 総務課長 | 医療介護 連携携政策課長 | 調査課長 | 調査課 数理企画官 | 医政局 経済課長 | 医政局 経済課 医療機器 政策室長 |
|--------------|-------------|----------------|----------------|------|-----------|------|-----------------|------|--------------|-------------|----------------------------|

厚生労働省

厚生労働省

関係者席

関係者席

関係者席・日比谷クラブ

日比谷クラブ

一般傍聴席

一般傍聴席・厚生労働記者会

医療技術の評価について

令和2年1月9日

診療報酬調査専門組織・医療技術評価分科会

分科会長 福井 次矢

平成30年2月8日の中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会及び総会において、令和2年度診療報酬改定に向けて、診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会として、学会等から提出された医療技術評価・再評価提案書（以下「提案書」という。）に基づき、新規医療技術の評価及び既存技術の再評価（以下「評価」という。）を行うことについて了承された。また、令和元年11月6日の中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会及び総会において、評価の進め方について了承されたところ。

今般、医療技術の評価について、最終的な検討結果をとりまとめたことから、当分科会における評価結果を報告するものである。

1 医療技術の評価に係る実施方法等

- (1) 学会等から提出された提案書について、事務局において学会等からのヒアリング及び専門家によるワーキンググループを実施し、提案内容の確認を行った。その上で、令和元年10月31日の医療技術評価分科会において、医療技術評価分科会の評価対象について検討を行い、学会等からの提案を、「医療技術評価分科会における評価の対象となるもの」と「医療技術評価分科会における評価の対象とならないもの」に分類した。
- (2) その後、医療技術評価分科会の評価対象となる技術について、医療技術評価分科会委員による評価及び先進医療会議における評価を踏まえ、令和2年1月9日の医療技術評価分科会において、専門的観点と踏まえ、分野横断的な幅広い観点から評価を行い、最終的な評価結果をとりまとめた。

2 医療技術の評価結果の概要

| 項目 | 件数 |
|---|--|
| 1. 医療技術評価分科会における評価対象となる技術 | <u>743 件</u> 新規技術 306 件 既存技術 437 件 |
| ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあった技術 ^{※1} | 719 件 |
| ② うち、先進医療として実施されている技術 ^{※2} | 24 件 |
| ③ うち、①及び②に該当する技術 | 10 件 |
| (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術 | <u>264 件</u> 新規技術 102 件 既存技術 162 件 |
| ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあった技術 ^{※1} | 258 件 |
| ② うち、先進医療として実施されている技術 ^{※2} | 6 件 |
| ③ うち、①及び②に該当する技術 | 3 件 |
| (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術 | <u>479 件</u> 新規技術 204 件 既存技術 275 件 |
| ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあった技術 ^{※1} | 461 件 |
| ② うち、先進医療として実施されている技術 ^{※2} | 18 件 |
| ③ うち、①及び②に該当する技術 | 7 件 |
| 2. 医療技術評価分科会における評価の対象とならない提案 ^{※3} 又は中央社会保険医療協議会総会において一部若しくは全部が議論 ^{※4} された提案 | <u>228 件</u> |

※1 先進医療会議において科学的根拠等に基づく評価が行われた技術のうち学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの及び学会等から提案のあった技術に関連して医療技術評価分科会において検討を行った技術を含む。

※2 先進医療会議において科学的根拠等に基づく評価が行われ、評価結果について先進医療会議より医療技術評価分科会に報告された医療技術に限る。

※3 学会から医療技術評価分科会への提案のうち、「基本診療料」若しくは医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない制度や指導管理等に係るもの又は使用する医薬品及び医療機器等について医薬品医療機器等法上の承認が確認できないもの。

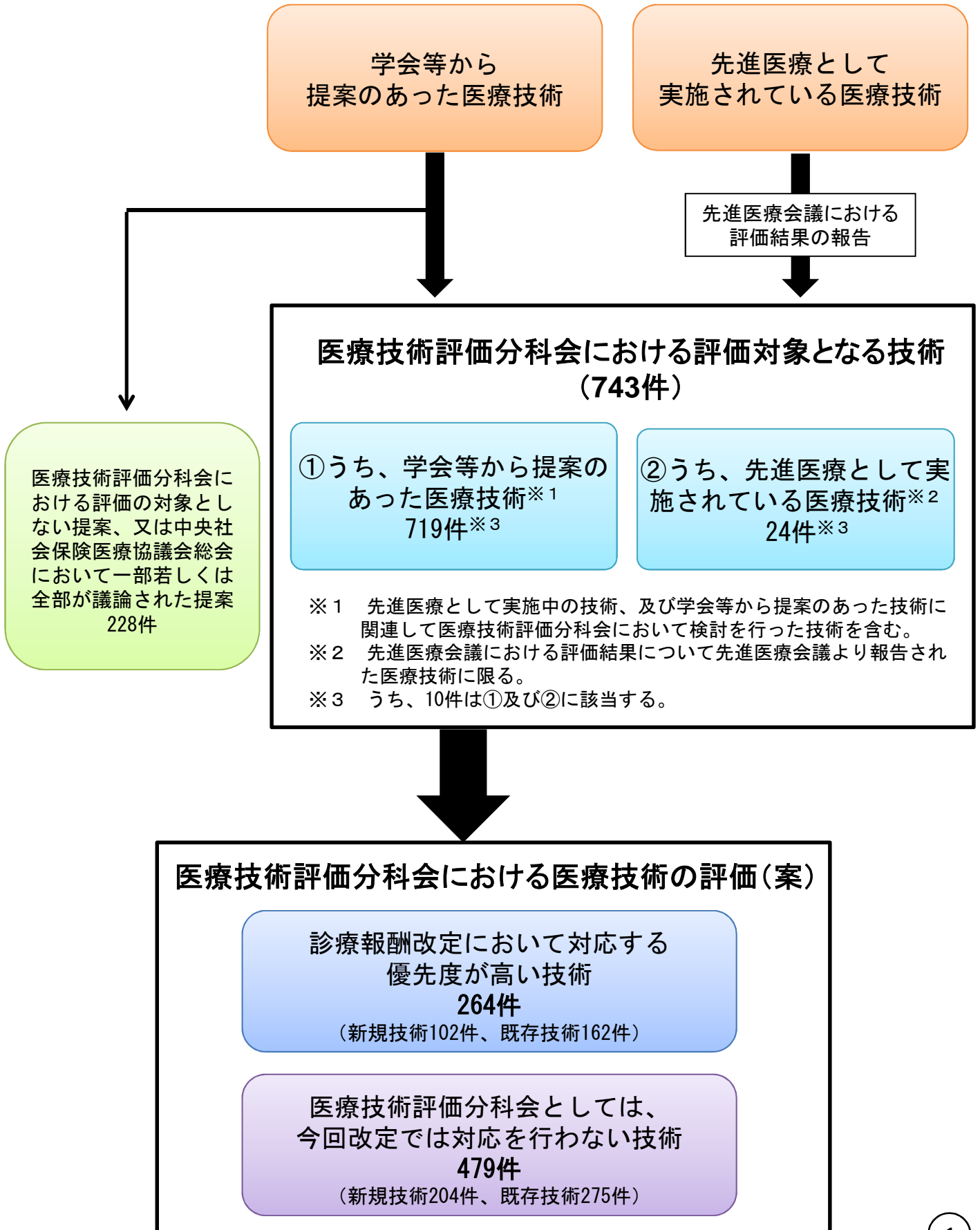
※4 中医協総会において議論されたテーマに係る提案は 19 あった。なお、評価対象とされている提案のうち 1 提案についても、中医協総会において議論された。

3 その他

当分科会での検討において、次のような点について引き続き必要な対応及び検討を行うこととなった。

- 平成30年度診療報酬改定より、医療技術を横断的かつ総合的に評価する観点から、先進医療として実施されている技術についても、分科会で保険適用の評価を行うこととされた。今回、先進医療会議における詳細な検討内容の共有やスケジュールの調整等を行ったことにより、効果的かつ効率的な検討を行うことができた。引き続き、両会議体の連携の下で検討を進めるべきである。
- 今回、当分科会の下に各領域の専門家からなるワーキンググループを設置し、分科会における検討に資するよう、専門的な意見の取りまとめを行った。公平性の確保の観点から複数の専門家による検討体制を確保し、多数の専門家の意見を踏まえた検討ができた。今後、こうした意見について、定量的かつエビデンスに基づく内容を積極的に盛り込む等、一層活用すべきである。
- ロボット支援下内視鏡手術をはじめとした高度かつ先進的な医療技術については、評価を行う上で、レジストリ登録によるエビデンスの集積は重要である。今後、レジストリを要件とする技術のうち、関連学会等から当該技術に関連した提案書が提出された場合は、当該技術に係るレジストリについて検証を行った上で、検証結果を当該提案書に添付することを求めることとする。また、それ以外の技術については、レジストリに係る検証がなされた段階で分科会に対して報告するよう、関連学会に協力を求めることとする。
- 現在の診療報酬における手術分類（Kコード）については、これまで診療報酬改定毎に様々な追加等を行い対応してきたが、手術手技を分類するものとして、改めて体系化が必要と考えられる。引き続き、体系化に係る問題点等について検討する場を設けた上で、必要な検討を行うべきである。
- こうした対応及び検討を行うに当たっては、分科会における十分な評価期間を設けるべきであることから、関連団体等の協力も得ながら、必要な取組みを行うべきである。

令和2年度診療報酬改定における医療技術の評価(案)(概要)



中医協 総-1-3
2 . 1 . 2 2

診調組 技-2-1 (改)
2 . 1 . 9

医療技術の評価（案）

令和2年1月9日

医療技術の評価（案） <概要>

| 項目 | 件数 |
|---|--|
| 1. 医療技術評価分科会における評価対象となる技術 | <u>743 件</u> 新規技術 306 件 既存技術 437 件 |
| ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあった技術 ^{※1} | 719 件 |
| ② うち、先進医療として実施されている技術 ^{※2} | 24 件 |
| ③ うち、①及び②に該当する技術 | 10 件 |
| (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術 | <u>264 件</u> 新規技術 102 件 既存技術 162 件 |
| ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあった技術 ^{※1} | 258 件 |
| ② うち、先進医療として実施されている技術 ^{※2} | 6 件 |
| ③ うち、①及び②に該当する技術 | 3 件 |
| (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術 | <u>479 件</u> 新規技術 204 件 既存技術 275 件 |
| ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあった技術 ^{※1} | 461 件 |
| ② うち、先進医療として実施されている技術 ^{※2} | 18 件 |
| ③ うち、①及び②に該当する技術 | 7 件 |
| 2. 医療技術評価分科会における評価の対象とならない提案 ^{※3} 又は中央社会保険医療協議会総会において一部若しくは全部が議論 ^{※4} された提案 | <u>228 件</u> |

※1 先進医療会議において科学的根拠等に基づく評価が行われた技術のうち学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの及び学会等から提案のあった技術に関連して医療技術評価分科会において検討を行った技術を含む。

※2 先進医療会議において科学的根拠等に基づく評価が行われ、評価結果について先進医療会議より医療技術評価分科会に報告された医療技術に限る。

※3 学会から医療技術評価分科会への提案のうち、「基本診療料」若しくは医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない制度や指導管理等に係るもの又は使用する医薬品及び医療機器等について医薬品医療機器等法上の承認が確認できないもの。

※4 中医協総会において議論されたテーマに係る提案は 19 あった。なお、評価対象とされている提案のうち 1 提案についても、中医協総会において議論された。

医療技術の評価（案） <目次>

| | |
|---|--------|
| 1. 医療技術評価分科会における評価対象となる技術 | |
| (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術 | |
| ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの | 3 ページ |
| ② うち、先進医療として実施されているもの | 16 ページ |
| (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術 | |
| ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの | 17 ページ |
| ② うち、先進医療として実施されているもの | 40 ページ |
| 2. 医療技術評価分科会における評価の対象とならない提案又は中央社会保険 医療協議会総会において一部若しくは全部が議論された提案 | 41 ページ |

1. (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|--|---------------|-------------------------------|-----------|
| 既 | 205201 | 画像診断管理加算の改変(MRI装置の医療安全に関する要件追加) | 日本医学放射線学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 59 |
| 未 | 208101 | 免疫抑制剤血中濃度測定(1剤毎) | 日本移植学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 69 |
| 既 | 208201 | 抗HLA抗体検査(スクリーニング検査・抗体特異性同定検査) | 日本移植学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 75 |
| 既 | 214201 | 大腸カプセル内視鏡検査の算定要件の見直し(適用患者の拡大) | 日本カプセル内視鏡学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 98 |
| 既 | 215201 | 多剤耐性菌に対する併用薬スクリーニングのためのチェッカーボード法(BCプレート'栄研') | 日本化学療法学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 113 |
| 既 | 216201 | 淋菌核酸検出における女性尿検体の適応 | 日本感染症学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 124 |
| 既 | 218201 | ポジトロン断層撮影等 (PET検査における新生児加算、乳幼児加算及び幼児加算) | 日本核医学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 144 |
| 既 | 218203 | ポジトロン断層撮影 2 18FDGを用いた場合(一連の検査につき) (心臓サルコイドーシスの診断(疑い例を含む)) | 日本核医学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 156 |
| 未 | 220102 | ナビゲーションシステム(フュージョンイメージング)を用いたラジオ波治療 | 日本肝臓学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 188 |
| 未 | 232101 | 呼吸器顕微内視鏡 | 日本呼吸器内視鏡学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 318 |
| 既 | 238201 | 微生物核酸同定・定量検査、HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定) 算定要件の拡大 | 日本産科婦人科学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 460 |
| 既 | 238202 | 微生物核酸同定・定量検査、HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定) 項目設定の見直し | 日本産科婦人科学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 466 |
| 未 | 240101 | 食道内多チャンネル・インピーダンスpH測定検査 | 日本消化管学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 471 |
| 既 | 240201 | 在宅自己注射指導管理料への対象薬剤(ゴリムマブ製剤:潰瘍性大腸炎)追加 | 日本消化管学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 476 |
| 既 | 242201 | シングルバルーン内視鏡とダブルバルーン内視鏡の再統一 | 日本消化器内視鏡学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 492 |
| 既 | 242202 | EUS-FNA時のROSE適用拡大 | 日本消化器内視鏡学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 498 |
| 未 | 244101 | 適応行動尺度(Vineland-II 日本版) | 日本児童青年精神医学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 505 |
| 既 | 250201 | 第3節生体検査料 通則2に内視鏡検査を追加適用(収載) | 日本小児栄養消化器肝臓学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 564 |
| 既 | 251201 | C161 注入ポンプ加算の算定要件見直し | 日本小児感染症学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 575 |
| 未 | 257101 | 心筋電極を用いた両心室ペースメーカー移植術 | 日本小児循環器学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 621 |
| 未 | 257102 | 心筋電極を用いた両心室ペースメーカー交換術 | 日本小児循環器学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 626 |

1. (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|--|--------------------|------------------------------|-----------|
| 未 | 257103 | 心筋電極を用いた植込型除細動器移植術 | 日本小児循環器学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 631 |
| 未 | 257104 | 心筋電極を用いた植込型除細動器交換術 | 日本小児循環器学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 636 |
| 未 | 257105 | 心筋電極を用いた両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術 | 日本小児循環器学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 641 |
| 未 | 257106 | 心筋電極を用いた両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術 | 日本小児循環器学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 646 |
| 未 | 257110 | 経皮的閉鎖肺動脈弁穿通・拡大術 | 日本小児循環器学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 663 |
| 既 | 257202 | 胎児心エコー法 | 日本小児循環器学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 673 |
| 既 | 257204 | 経皮的心房中隔欠損作成術(ラシュキンド法) | 日本小児循環器学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 682 |
| 既 | 260201 | 急性副腎皮質機能不全(副腎クリーゼ)時のヒドロコルチゾン製剤投与に対する在宅自己注射指導 | 日本小児内分泌学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 698 |
| 未 | 265105 | 単線維筋電図 | 日本神経学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 734 |
| 既 | 265202 | 経鼻栄養・薬剤投与 チューブ挿入術 | 日本神経学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 761 |
| 既 | 265207 | 長期脳波ビデオ同時記録検査 | 日本神経学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 784 |
| 未 | 271101 | 慢性心不全に対する和温療法 | 日本心臓病学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 833 |
| 既 | 273201 | 冠攣縮性狭心症の診断における冠攣縮誘発薬物負荷試験 | 日本心血管インターベンション治療学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 853 |
| 既 | 276201 | 経皮的腎生検 | 日本腎臓学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 875 |
| 既 | 279201 | 終夜睡眠ポリグラフィ | 日本睡眠学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 921 |
| 既 | 279202 | 睡眠関連低換気障害群に対する経皮PCO2連続測定 | 日本睡眠学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 927 |
| 未 | 289101 | 尿中有機酸分析 | 日本先天代謝異常学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1182 |
| 未 | 289102 | 血中極長鎖脂肪酸検査 | 日本先天代謝異常学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1187 |
| 未 | 289103 | タンデムマス分析 | 日本先天代謝異常学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1192 |
| 既 | 294201 | 脳磁図 | 日本てんかん学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1248 |

1. (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|-------------------------------|----------------------------|-------------------------------|-----------|
| 既 | 294202 | 長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき) | 日本てんかん学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1254 |
| 既 | 295203 | 人工腎臓導入期加算 | 日本透析医学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1281 |
| 既 | 296201 | 持続血糖測定器加算(SAP療法について)の算定要件見直し | 日本糖尿病学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1291 |
| 既 | 296202 | 持続血糖測定器加算(リアルタイムCGM)の適応条件の見直し | 日本糖尿病学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 1297 |
| 既 | 298201 | 血漿交換療法(家族性高コレステロール血症) | 日本動脈硬化学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1313 |
| 未 | 301101 | 人工距骨全置換術 | 日本足の外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1323 |
| 未 | 303101 | 十二指腸局所切除術(腹腔鏡下、内視鏡併用) | 日本胃癌学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1352 |
| 既 | 303201 | 胃悪性腫瘍手術胃局所切除術(腹腔鏡下、内視鏡併用) | 日本胃癌学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1356 |
| 未 | 304102 | 膵島移植術 | 日本移植学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 1365 |
| 未 | 305101 | 経皮的膿胸ドレナージ術(膿胸)(画像ガイド下) | 日本インターベンショナルラジオロジー学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1374 |
| 未 | 307101 | 高次収差解析 | 日本角膜学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1428 |
| 既 | 307201 | 前眼部三次元画像解析の適応拡大 | 日本角膜学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1448 |
| 既 | 307202 | 角膜移植術における内皮移植加算 | 日本角膜学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 1453 |
| 既 | 307203 | 羊膜移植術(通則14の適用) | 日本角膜学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1458 |
| 既 | 310201 | 手術通則14の改正 | 日本眼科医会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1497 |
| 既 | 310202 | 屈折検査(6歳未満)と矯正視力検査の同時請求 | 日本眼科医会 | 提案について妥当性が示されている。 | 1501 |
| 未 | 311101 | 全視野精密網膜電図 | 日本眼科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1525 |
| 未 | 311103 | 局所黄斑網膜電図 | 日本眼科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1533 |
| 既 | 311203 | 蛍光眼底撮影 広角眼底撮影加算 | 日本眼科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1543 |
| 既 | 313201 | 関節鏡下膝十字靭帯形成手術複数靭帯加算 | 日本関節鏡・膝・スポーツ整形外科学会(JOSKAS) | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1561 |
| 既 | 313202 | 高位脛骨骨切り術に伴う膝関節鏡下手術加算 | 日本関節鏡・膝・スポーツ整形外科学会(JOSKAS) | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 1566 |

1. (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|---------------------------------------|-----------|------------------------------|-----------|
| 未 | 314101 | 臍頭十二指腸切除術(ロボット支援) | 日本肝胆膵外科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1571 |
| 未 | 314102 | 臍頭十二指腸切除術(リンパ節郭清を伴う)(腹腔鏡下) | 日本肝胆膵外科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1575 |
| 既 | 314201 | 「術中血管等描出撮影加算」の描出対象拡大(胆管、肝区域、肝癌) | 日本肝胆膵外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1585 |
| 既 | 314202 | 腹腔鏡下肝部分切除術(複数箇所)の算定 | 日本肝胆膵外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1590 |
| 既 | 316202 | デブリードマン(重症軟部組織感染症) | 日本救急医学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1619 |
| 既 | 316205 | 輪状甲状靭帯切開 | 日本救急医学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1628 |
| 既 | 317201 | 経皮的動脈弁置換術 | 日本胸部外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1631 |
| 未 | 318104 | 先天性リンパ浮腫・静脈奇形の弾性ストッキング固定 | 日本形成外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1650 |
| 既 | 318201 | 創外固定器加算 | 日本形成外科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1655 |
| 既 | 318202 | 局所陰圧閉鎖療法 | 日本形成外科学会 | 保険医療材料制度等に準じて、対応を行う。 | 1659 |
| 既 | 318204 | 術中血管等描出撮影加算の適応拡大(皮弁・創縁・血管吻合部の血流評価) | 日本形成外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1669 |
| 既 | 318205 | 乳房再建術(遊離皮弁によるもの)の点数の見直し(増点) | 日本形成外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1674 |
| 既 | 318206 | 超音波凝固切開装置等加算適応拡大 | 日本形成外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1679 |
| 既 | 318207 | 同一手術野または同一病巣につき2以上の組織移植手術を同時に行った費用の算定 | 日本形成外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1684 |
| 既 | 319202 | 自動縫合器・自動吻合器加算の適応拡大 | 日本外科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1692 |
| 既 | 321201 | 末梢動静脈瘻造設術 | 日本血管外科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1701 |
| 未 | 322101 | 口腔粘膜の蛍光観察検査、口腔粘膜疾患の電子的診療情報評価料 | 日本口腔科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 1704 |
| 未 | 322102 | 顎関節人工関節置換手術 | 日本口腔科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1709 |
| 未 | 323101 | 人工関節再置換術・股関節(摺動面のみ) | 日本股関節学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1713 |
| 未 | 324101 | 肺悪性腫瘍手術 区域切除(ロボット支援) | 日本呼吸器外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1723 |
| 未 | 324102 | 拡大胸腺摘出術(重症筋無力症に対する)(ロボット支援) | 日本呼吸器外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 1728 |

1. (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|--|--------------|------------------------------------|-----------|
| 既 | 324201 | 肺切除術(肺葉切除)(胸腔鏡下) | 日本呼吸器外科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 1733 |
| 既 | 324202 | 肺切除術(区域切除)(胸腔鏡下) | 日本呼吸器外科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 1738 |
| 既 | 324203 | 肺切除術(部分切除2箇所以上)(胸腔鏡下) | 日本呼吸器外科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 1742 |
| 既 | 324204 | 肺切除術(部分切除1箇所)(胸腔鏡下) | 日本呼吸器外科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 1746 |
| 既 | 324205 | 拡大胸腺摘除術(開胸)(重症筋無力症に対する) | 日本呼吸器外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 1750 |
| 未 | 325102 | 経気管支凍結生検法 | 日本呼吸器内視鏡学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 1774 |
| 既 | 325201 | 仮想気管支鏡による画像等検査支援 | 日本呼吸器内視鏡学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 1778 |
| 既 | 325202 | 気管・気管支ステント留置術(硬性鏡によるもの) | 日本呼吸器内視鏡学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 1783 |
| 未 | 327101 | 仙骨腔固定術(ロボット支援) | 日本産科婦人科学会 | 評価すべき医学的的な有用性が示されて いる。 | 1802 |
| 未 | 327102 | 子宮筋腫摘出術(子宮鏡下電解質利用) | 日本産科婦人科学会 | 評価すべき医学的的な有用性が示されて いる。 | 1807 |
| 未 | 327103 | 子宮内膜ポリープ切除術(子宮鏡下電解質利用) | 日本産科婦人科学会 | 評価すべき医学的的な有用性が示されて いる。 | 1812 |
| 未 | 327104 | 腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清 | 日本産科婦人科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 1817 |
| 既 | 327202 | ヒステロスコープ(硬性鏡)(生検) | 日本産科婦人科学会 | 評価すべき医学的的な有用性が示されて いる。 | 1832 |
| 未 | 328101 | 外陰・膣細胞採取料 | 日本産婦人科医会 | 提案について妥当性が示されている。 | 1845 |
| 未 | 329101 | 全身(広範囲)MRIによる悪性腫瘍(原発巣および転 移)の診断 | 日本磁気共鳴医学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 1861 |
| 未 | 331102 | 鏡視下咽喉頭悪性腫瘍手術(喉頭、中咽頭、下咽 頭悪性腫瘍手術) (内視鏡下手術用ロボットを用いない手術) | 日本耳鼻咽喉科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 1903 |
| 既 | 331201 | 遊戯聴力検査の乳幼児加算(3-5歳児) | 日本耳鼻咽喉科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 1921 |
| 未 | 332101 | 斜視注射(片眼につき)(ボツリヌス毒素を用いた場 合) | 日本弱視斜視学会 | 評価すべき医学的的な有用性が示されて いる。 | 1924 |
| 未 | 333101 | 胎児輸血 | 日本周産期・新生児医学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 1944 |
| 未 | 333102 | 臍帯穿刺 | 日本周産期・新生児医学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 1948 |

1. (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|---|------------|------------------------------|-----------|
| 既 | 335201 | 小腸結腸内視鏡的止血術(バルーン内視鏡を使用した場合) | 日本消化管学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 1999 |
| 未 | 336102 | 経肛門吻合を伴う直腸切除術(ISRを伴うもの) | 日本消化器外科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2009 |
| 既 | 336201 | 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除(K-719-3)に腹腔鏡下肝部分切除(K695-2)、腹腔鏡下直腸切除・切断術(K-740-2)に腹腔鏡下肝部分切除(K695-2)、腹腔鏡下肝外側区域切除(K695-2)に腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除(K-719-3)、腹腔鏡下肝外側区域切除(K695-2)に腹腔鏡下直腸切除・切断術(K-740-2) | 日本消化器外科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2014 |
| 既 | 336202 | 2箇所以上を超える肝切除に対する算定 | 日本消化器外科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2019 |
| 既 | 336203 | 側方郭清を伴う直腸切除・切断術 | 日本消化器外科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2023 |
| 未 | 337101 | 経口胆道鏡下結石破碎術 | 日本消化器内視鏡学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2032 |
| 既 | 338201 | 小腸・結腸狭窄部拡張術(バルーン内視鏡によるもの) の一入院中の回数制限の緩和 | 日本消化器病学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2049 |
| 既 | 338202 | 十二指腸粘膜下層剥離術 | 日本消化器病学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2054 |
| 未 | 339101 | 胸骨拳上用固定具(ペクタスバー)抜去術 | 日本小児外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2058 |
| 未 | 339103 | 脾固定術(腹腔鏡下) | 日本小児外科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2067 |
| 既 | 339202 | 手術通則7の適応拡大 | 日本小児外科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2079 |
| 既 | 339203 | 処置(肛門拡張法)における小児加算 | 日本小児外科学会学 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2083 |
| 既 | 339204 | その他の検体採取(D419)に対する乳幼児加算 | 日本小児外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2087 |
| 既 | 339205 | 自動縫合器加算の適応 | 日本小児外科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2092 |
| 既 | 340201 | 陰茎様陰核形成術に伴う陰唇形成・陰形成術 | 日本小児泌尿器科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2097 |
| 未 | 341101 | 慢性静脈不全に伴う潰瘍に対する圧迫療法 | 日本静脈学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2102 |
| 未 | 343101 | 局所陰圧閉鎖処置 持続洗浄 | 日本褥瘡学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2138 |
| 未 | 344101 | 食道切除術(切除のみ、胸部食道) | 日本食道学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2163 |
| 未 | 344102 | 食道悪性腫瘍手術(消化管再建を伴う) (頸部、腹部の操作)(ロボット支援下) | 日本食道学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2167 |
| 未 | 344103 | 食道大動脈瘻手術(切除のみ) | 日本食道学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2171 |

1. (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|---|----------------------|-------------------------------|-----------|
| 既 | 344201 | 脊髄誘発電位測定等加算 食道悪性腫瘍手術に用いた場合の追加 | 日本食道学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 2176 |
| 既 | 345206 | 経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞に対する) | 日本心血管インターベンション治療学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 2208 |
| 既 | 345207 | 経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテル) | 日本心血管インターベンション治療学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 2212 |
| 既 | 346204 | 局所陰圧閉鎖処置 | 日本人工臓器学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2229 |
| 既 | 347201 | 手術通則14の改正 | 日本心臓血管外科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2239 |
| 未 | 348101 | 血液粘弾性検査による輸血管理加算の設置 | 日本心臓血管麻酔学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 2247 |
| 既 | 348201 | L001-2 静脈麻酔 30分な体制で行われる長時間なもの(複雑な場合) | 日本心臓血管麻酔学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 2254 |
| 既 | 348202 | 超音波ガイド下末梢神経ブロック | 日本心臓血管麻酔学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 2258 |
| 未 | 349101 | 術後排尿障害指導管理料 | 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 2262 |
| 未 | 350101 | 悪性骨・軟部腫瘍手術(処理骨移植を伴うもの) | 日本整形外科学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 2276 |
| 未 | 350102 | 椎間板内酵素注入療法(化学的髄核融解術) | 日本整形外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 2281 |
| 既 | 350201 | 側弯症手術と悪性骨腫瘍手術における術中ナビゲーション加算の適応追加 | 日本整形外科学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 2291 |
| 既 | 350205 | 四肢切断術 指(手、足) | 日本整形外科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2311 |
| 未 | 355101 | 頸椎人工椎間板置換術 | 日本脊椎脊髄病学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 2332 |
| 既 | 355201 | 後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの) | 日本脊椎脊髄病学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2347 |
| 未 | 357102 | 回腸囊ファイバースコープ | 日本大腸肛門病学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 2376 |
| 既 | 357201 | 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料①経肛門的洗腸療法材料加算の新設②適用患者(対象患者)の拡大 | 日本大腸肛門病学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 2388 |
| 既 | 357202 | クローン病に対する小腸切除術 | 日本大腸肛門病学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 2393 |
| 既 | 357204 | ハルトマン術後腸管再建 | 日本大腸肛門病学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 2401 |
| 未 | 358101 | 胆管悪性腫瘍手術(血行再建を伴うもの) | 日本胆道学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 2408 |
| 既 | 360201 | 前腕から手根部における腱縫合術の複数加算 | 日本手外科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2425 |

1. (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|-------------------------------------|-----------|------------------------------------|-----------|
| 既 | 360202 | 骨切り術(カスタムガイドを用いる) | 日本手外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 2429 |
| 既 | 360203 | 変形治癒骨折矯正手術(カスタムガイドを用いる) | 日本手外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 2434 |
| 既 | 360205 | 複数手術に関する費用の特例の対象手術に神経 再生誘導術を追加 | 日本手外科学会 | 評価すべき医学的的な有用性が示されて いる。 | 2444 |
| 未 | 361101 | ロボット支援下による頭蓋内電極植込術 | 日本てんかん学会 | 評価すべき医学的的な有用性が示されて いる。 | 2454 |
| 未 | 362101 | 全結腸・直腸切除囊肛門吻合術(腹腔鏡下) | 日本内視鏡外科学会 | 評価すべき医学的的な有用性が示されて いる。 | 2466 |
| 未 | 362102 | 膵体尾部切除術(ロボット支援) | 日本内視鏡外科学会 | 評価すべき医学的的な有用性が示されて いる。 | 2470 |
| 既 | 362201 | 超音波凝固切開装置(内視鏡下甲状腺部分切除、 腺腫摘出) | 日本内視鏡外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 2481 |
| 未 | 363101 | 甲状腺悪性腫瘍手術(全摘および片側頸部外側区 域郭清を含む) | 日本内分泌外科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2485 |
| 未 | 363102 | 甲状腺悪性腫瘍手術(全摘および両側頸部外側区 域郭清を含む) | 日本内分泌外科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2489 |
| 未 | 363103 | 甲状腺悪性腫瘍手術(片葉切除および片側頸部外 側区域郭清を含む) | 日本内分泌外科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2493 |
| 既 | 363201 | 脊髄誘発電位測定等加算 | 日本内分泌外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 2497 |
| 既 | 363202 | 脊髄誘発電位測定等加算 | 日本内分泌外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 2500 |
| 既 | 363203 | 超音波凝固切開装置等加算 | 日本内分泌外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 2503 |
| 未 | 366101 | 脳動静脈奇形摘出術・SM-grade 3,4,5 | 日本脳神経外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 2538 |
| 未 | 366102 | 頭蓋内モニタリング装置挿入術 | 日本脳神経外科学会 | 評価すべき医学的的な有用性が示されて いる。 | 2542 |
| 未 | 366103 | 頭蓋内モニタリング管理料 | 日本脳神経外科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2547 |
| 既 | 366203 | 手術医療機器等加算K930 脊髄誘発電位測定等加 算 1 | 日本脳神経外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 2561 |
| 未 | 368101 | 膀胱鏡下ボツリヌス毒素注入手術 | 日本排尿機能学会 | 評価すべき医学的的な有用性が示されて いる。 | 2571 |
| 未 | 369101 | 経尿道的レーザー前立腺蒸散術 | 日本泌尿器科学会 | 評価すべき医学的的な有用性が示されて いる。 | 2586 |
| 未 | 369102 | 膀胱悪性腫瘍手術 経尿道的の手術 (光力学診断 を用いた場合) | 日本泌尿器科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 的な有用性が示されている。 | 2591 |

1. (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|---|------------|------------------------------|-----------|
| 未 | 369103 | 経皮的腎瘻拡張術 | 日本泌尿器科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2596 |
| 既 | 369201 | 経皮的腎瘻造設・膀胱瘻造設キット | 日本泌尿器科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2604 |
| 既 | 369202 | 複数手術に係る費用の特例の追加 通則14 | 日本泌尿器科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2609 |
| 未 | 370101 | 腎盂尿管吻合術(腎盂形成術を含む)(ロボット支援) | 日本泌尿器内視鏡学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2614 |
| 未 | 370102 | リンパ節群郭清術・後腹膜(腹腔鏡下) | 日本泌尿器内視鏡学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2620 |
| 既 | 370201 | 通則14の改定(複数手術に係る費用の特例) | 日本泌尿器内視鏡学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2638 |
| 未 | 371103 | 多血小板を用いた難治性皮膚潰瘍治療 | 日本皮膚科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2661 |
| 既 | 371202 | 皮膚科光線療法(2)長波紫外線又は中波紫外線療法 法(3)中波紫外線療法 | 日本皮膚科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2670 |
| 既 | 372201 | 腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)(適応拡大について) | 日本肥満症治療学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2685 |
| 既 | 372205 | 腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)(施設基準の追加について) | 日本肥満症治療学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2705 |
| 既 | 373205 | 肝部分切除術(複数箇所)の算定 | 日本腹部救急医学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2730 |
| 既 | 373206 | 外来緊急開腹手術 | 日本腹部救急医学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2733 |
| 未 | 375101 | 左心耳閉鎖術(経皮的) | 日本不整脈心電学会 | 保険医療材料制度等に準じて、対応を行う。 | 2745 |
| 未 | 375102 | 外科的左心耳閉鎖術 | 日本不整脈心電学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 2750 |
| 既 | 378201 | 麻酔管理料Ⅱの算定要件の明確化 | 日本麻酔科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2798 |
| 既 | 378202 | L009 麻酔管理料(Ⅰ) 4 長時間麻酔管理加算 | 日本麻酔科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2803 |
| 未 | 382101 | 腹腔鏡下人工肛門閉鎖術(ハルトマン術後) | 日本臨床外科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2841 |
| 既 | 382201 | 人工肛門増設加算 | 日本臨床外科学会 | 評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2863 |
| 既 | 382203 | 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術、1頸部、胸部、腹部操作によるもの | 日本臨床外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2869 |
| 既 | 382204 | 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術、2胸部、腹部操作によるもの | 日本臨床外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的有用性が示されている。 | 2872 |

1. (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術
① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|--|-----------|-----------------------------------|-----------|
| 既 | 382206 | 在宅経肛門自己洗腸指導管理料 | 日本臨床外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 な有用性が示されている。 | 2878 |
| 既 | 382207 | 腓頭十二指腸切除(リンパ節・腓頭神経叢郭清を伴 う) | 日本臨床外科学会 | 評価すべき医学的 な有用性が示されて いる。 | 2881 |
| 既 | 382208 | 鎖肛(K751)に併施する仙尾部奇形腫手術 | 日本臨床外科学会 | 評価すべき医学的 な有用性が示されて いる。 | 2885 |
| 既 | 385201 | 頭蓋内腫瘍摘出術 原発性悪性脳腫瘍光線力学的 療法加算 | 日本レーザー医学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 な有用性が示されている。 | 2942 |
| 既 | 385202 | Qスイッチ付きレーザー照射療法 | 日本レーザー医学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 な有用性が示されている。 | 2948 |
| 既 | 385203 | 内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法 | 日本レーザー医学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 な有用性が示されている。 | 2952 |
| 既 | 402201 | 顎関節受動術(徒手受動術) | 日本顎関節学会 | 評価すべき医学的 な有用性が示されて いる。 | 2964 |
| 既 | 404201 | 「口蓋補綴、顎補綴装置」の製作時および床裏装時 における軟質材料の適用 | 日本顎顔面補綴学会 | 評価すべき医学的 な有用性が示されて いる。 | 2980 |
| 未 | 407101 | 上顎骨形成術ならびに下顎骨形成術における超音 波切削機器加算 | 日本顎変形症学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 な有用性が示されている。 | 2986 |
| 既 | 408201 | 厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常に 係る適応症の拡大 | 日本矯正歯科学会 | 評価すべき医学的 な有用性が示されて いる。 | 2999 |
| 既 | 412201 | 三叉神経ニューロパチーの歯科特定疾患療養管理 | 日本口腔顔面痛学会 | 評価すべき医学的 な有用性が示されて いる。 | 3023 |
| 未 | 413101 | 顎関節人工関節全置換術 | 日本口腔外科学会 | 評価すべき医学的 な有用性が示されて いる。 | 3028 |
| 未 | 413102 | 口腔粘膜の蛍光観察検査、口腔粘膜疾患の電子的 診療情報評価料 | 日本口腔外科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 3033 |
| 未 | 413103 | 超難度埋伏智歯抜歯(著しく困難なもの) | 日本口腔外科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 3039 |
| 既 | 413201 | 神経再生誘導術(即時) | 日本口腔外科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 な有用性が示されている。 | 3054 |
| 既 | 413202 | 上顎エナメル上皮腫手術 | 日本口腔外科学会 | 評価すべき医学的 な有用性が示されて いる。 | 3058 |
| 既 | 413203 | 下顎骨悪性腫瘍手術、切断、オートガイ部を含む | 日本口腔外科学会 | 評価すべき医学的 な有用性が示されて いる。 | 3062 |
| 既 | 423201 | 前歯部CAD/CAM冠 | 日本歯科審美学会 | 保険医療材料制度等に準じて、対応を 行う。 | 3106 |
| 既 | 426203 | 感染根管処置の増点 | 日本歯科保存学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 な有用性が示されている。 | 3151 |
| 既 | 426204 | 歯冠修復物又は補綴物の除去 | 日本歯科保存学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 な有用性が示されている。 | 3156 |
| 未 | 427101 | 麻酔管理料(専従する歯科麻酔専門医および麻酔 医の評価) | 日本歯科麻酔学会 | 提案の一部について評価すべき医学的 な有用性が示されている。 | 3166 |

1. (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|--|----------------------|-------------------------------|-----------|
| 未 | 429101 | チタンおよびチタン合金による大臼歯歯冠修復物 | 日本歯科理工学会 | 保険医療材料制度等に準じて、対応を行う。 | 3174 |
| 未 | 437101 | 象牙質レジンコーティング法 | 日本接着歯学会 | 保険医療材料制度等に準じて、対応を行う。 | 3219 |
| 未 | 438101 | 磁性アタッチメントを用いた義歯の支台装置 | 日本補綴歯科学会 | 保険医療材料制度等に準じて、対応を行う。 | 3230 |
| 未 | 438102 | 筋電計による歯ぎしり検査 | 日本補綴歯科学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 3235 |
| 未 | 438103 | 在宅歯科診療時の臼歯単独冠へのシリコーンゴム印象材による咬合印象法 | 日本補綴歯科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 3240 |
| 既 | 438202 | 接着ブリッジ装着料内面処理加算 | 日本補綴歯科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 3262 |
| 既 | 438204 | 線鉤 二腕鉤の鑄造レストの算定 | 日本補綴歯科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 3272 |
| 既 | 438205 | 失活前歯充填の前処置としての築造 | 日本補綴歯科学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 3277 |
| 既 | 501201 | 特定薬剤治療管理料1 | 日本薬学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 3320 |
| 未 | 604101 | 術後排尿障害指導管理料 | 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 3420 |
| 未 | 605102 | 経肛門的洗腸療法材料加算の新設 | 日本創傷・オストミー・失禁管理学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 3439 |
| 既 | 605202 | 排尿自立指導料 | 日本創傷・オストミー・失禁管理学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 3451 |
| 既 | 605203 | 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料 | 日本創傷・オストミー・失禁管理学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 3456 |
| 未 | 703103 | 施行頻度の高い認知症重症度尺度 Clinical Dementia Rating (CDR) | 日本認知症学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 3498 |
| 既 | 706201 | 電磁波温熱療法 | 日本ハイパーサーミア学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 3553 |
| 既 | 707201 | EGFR遺伝子検査(血漿)保険算定におけるT790M血漿検査回数制限の緩和について | 日本肺癌学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 3558 |
| 既 | 709201 | ダーモスコピー | 日本皮膚科学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 3592 |
| 既 | 709202 | 細胞診 | 日本皮膚科学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 3596 |
| 既 | 709203 | センチネルリンパ節生検 | 日本皮膚科学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 3600 |
| 既 | 713202 | 病理診断管理加算 | 日本病理学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 3653 |
| 既 | 713204 | 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 4種抗体加算 | 日本病理学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 3664 |

1. (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|--|--------------------|----------------------------------|-----------|
| 未 | 715101 | 植込型除細動デバイス(植込み型除細動器、両室 ペーシング機能付き除細動器) 指導管理料 | 日本不整脈心電学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 3689 |
| 既 | 720201 | 強度変調放射線治療(intensity-modulated radiation therapy:IMRT) の施設基準の見直し | 日本放射線腫瘍学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 3861 |
| 既 | 720203 | 体幹部定位放射線治療の適応拡大 | 日本放射線腫瘍学会 | 提案の一部について評価すべき医学 的有用性が示されている。 | 3873 |
| 既 | 720205 | 婦人科がん腔内照射料の増点「M004 密封小線源治療 2 腔内照射 イ 高線量率イリジウム照射を行った場合又は 新型コバルト小線源治療装置を用いた場合」 | 日本放射線腫瘍学会 | 提案の一部について評価すべき医学 的有用性が示されている。 | 3886 |
| 既 | 720206 | M004 密封小線源治療 注8 画像誘導密封小線源治療加算の増点・適応 拡大 | 日本放射線腫瘍学会 | 提案の一部について評価すべき医学 的有用性が示されている。 | 3892 |
| 未 | 722103 | 同種クリオプレシピート作製術 | 日本輸血・細胞治療学会 | 評価すべき医学的有用性が示されて いる。 | 4007 |
| 既 | 724202 | 全身性エリテマトーデスに対するベリムマブの外来 化学療法加算B | 日本リウマチ学会 | 評価すべき医学的有用性が示されて いる。 | 4045 |
| 既 | 724204 | 成人still病(AOSD)における血清フェリチン値の測定 | 日本リウマチ学会 | 提案の一部について評価すべき医学 的有用性が示されている。 | 4056 |
| 既 | 724205 | 治療薬変更時の抗シトルリン化ペプチド抗体(抗 CCP抗体)の複数回測定 | 日本リウマチ学会 | 提案の一部について評価すべき医学 的有用性が示されている。 | 4060 |
| 既 | 724206 | リンパ増殖性疾患における可溶性インターロイキ ン-2レセプター測定 | 日本リウマチ学会 | 提案の一部について評価すべき医学 的有用性が示されている。 | 4065 |
| 未 | 725101 | 運動量増加機器使用リハビリテーション加算 | 日本リハビリテーション医学 会 | 提案について妥当性が示されている。 | 4075 |
| 既 | 726202 | 免疫抑制療法およびがん化学療法時のB型肝炎既 往感染に関する一括スクリーニング | 日本リンパ網内系学会 | 提案の一部について評価すべき医学 的有用性が示されている。 | 4110 |
| 既 | 726203 | B型肝炎既往感染者における免疫抑制療法、がん 化学療法中および治療後の HBV-DNA量の定期的モニタリング | 日本リンパ網内系学会 | 提案の一部について評価すべき医学 的有用性が示されている。 | 4116 |
| 未 | 727101 | 外来栄養食事指導料・入院栄養食事指導料 | 日本臨床栄養学会 | 提案の一部について評価すべき医学 的有用性が示されている。 | 4125 |
| 既 | 728208 | アルブミン測定方法による項目分け | 日本臨床検査医学会 | 評価すべき医学的有用性が示されて いる。 | 4170 |
| 既 | 728215 | 脳性Na利尿ペプチド(BNP) | 日本臨床検査医学会 | 提案の一部について評価すべき医学 的有用性が示されている。 | 4200 |
| 既 | 728216 | 心筋トロポニンI | 日本臨床検査医学会 | 提案の一部について評価すべき医学 的有用性が示されている。 | 4204 |
| 既 | 728218 | クレアチンキナーゼMB分画(CK-MB) | 日本臨床検査医学会 | 評価すべき医学的有用性が示されて いる。 | 4213 |
| 既 | 728219 | 動物使用検査 | 日本臨床検査医学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 4218 |
| 既 | 728220 | アレルギー刺激性遊離ヒスタミン(HRT) | 日本臨床検査医学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 4222 |
| 既 | 728221 | Bence Jones蛋白定性(尿) | 日本臨床検査医学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 4226 |

1. (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|-------------------------------|------------|-------------------------------|-----------|
| 既 | 728223 | サイトメガロウイルス抗体 | 日本臨床検査医学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 4234 |
| 既 | 728225 | 赤血球表面抗原検査 | 日本臨床検査医学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 4242 |
| 既 | 729201 | 血液採取・静脈 | 日本臨床検査専門医会 | 提案について妥当性が示されている。 | 4246 |
| 既 | 729207 | 皮膚灌流圧測定(SPP) | 日本臨床検査専門医会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 4277 |
| 既 | 729210 | ADAMTS13インヒビター | 日本臨床検査専門医会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 4293 |
| 既 | 729211 | HIV-1,2抗原・抗体同時測定定量 | 日本臨床検査専門医会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 4299 |
| 既 | 730202 | 病理組織標本作製、セルブロック法によるもの、適応疾患の拡大 | 日本臨床細胞学会 | 提案の一部について評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 4320 |
| 既 | 731202 | 反復睡眠潜時試験 | 日本臨床神経生理学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 4350 |
| 未 | 735102 | 薬剤耐性菌検出検査 | 日本臨床微生物学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 4422 |
| 既 | 735201 | 細菌培養同定検査:血液および穿刺液 | 日本臨床微生物学会 | 提案について妥当性が示されている。 | 4445 |
| 既 | 735211 | 大腸菌血清型別 | 日本臨床微生物学会 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 | 4485 |

1. (1) 診療報酬改定において対応する優先度が高い技術
 ② うち、先進医療として実施されているもの

| 告示 番号 | 先進医療技術名 | 評価（案） |
|----------|---------------------------------|---|
| 4 | 神経変性疾患の遺伝子診断 | 先進医療として実施した内容の一部について、評価すべき医学的な有用性が示されている。 |
| 9 | 泌尿生殖器腫瘍後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術 | 先進医療として実施した内容の一部について、評価すべき医学的な有用性が示されている。 |
| 17 | 角膜ジストロフィーの遺伝子解析 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 |
| 18 | MEN 1 遺伝子診断 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 |
| 25 | 腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術 | 先進医療として実施した内容の一部について、評価すべき医学的な有用性が示されている。 |
| B-36 | 多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療 | 評価すべき医学的な有用性が示されている。 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|--|--------------------|--------------------------|-----------|
| 既 | 201202 | 血漿交換療法(増点について) | 日本アフェレシス学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 7 |
| 未 | 203101 | アルコール関連疾患患者節酒指導料 | 日本アルコール・アディクション医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 13 |
| 未 | 204102 | 気道過敏性検査(メサコリン吸入負荷によるスパイロメータでの1秒量測定) | 日本アレルギー学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 31 |
| 未 | 205101 | ビッグデータ画像診断管理加算 | 日本医学放射線学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 36 |
| 未 | 205102 | 画像診断報告書未確認問題対策 | 日本医学放射線学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 42 |
| 未 | 205103 | 小児被ばく低減のための画像診断管理加算 | 日本医学放射線学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 48 |
| 未 | 205104 | 人工知能技術を用いた画像診断補助に対する加算 | 日本医学放射線学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 53 |
| 既 | 205202 | 画像診断管理加算の改変(地方の中核病院等の要件緩和) | 日本医学放射線学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 64 |
| 既 | 209201 | 遺伝カウンセリングの適応拡大 | 日本遺伝カウンセリング学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 80 |
| 既 | 209202 | 染色体検査の実施料増点 | 日本遺伝カウンセリング学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 85 |
| 既 | 209203 | 難聴の遺伝学的検査 | 日本遺伝カウンセリング学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 89 |
| 未 | 213101 | 安全入浴指導管理料 | 日本温泉気候物理医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 93 |
| 既 | 215202 | 細菌薬剤感受性検査(薬剤濃度:5段階以上の2倍希釈系列測定) | 日本化学療法学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 119 |
| 未 | 218101 | 第12部 放射線治療 薬剤料の節立て | 日本核医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 139 |
| 既 | 218202 | 核医学診断(他院が撮影した画像に対する核医学診断料の算定) | 日本核医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 151 |
| 既 | 218204 | ポジトロン断層撮影及びポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影、乳房用ポジトロン断層撮影(薬剤師配置) | 日本核医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 163 |
| 既 | 218205 | ポジトロン断層撮影等 施設共同利用率の緩和 | 日本核医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 169 |
| 既 | 227201 | 多剤耐性結核手術における感染防止加算 | 日本結核病学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 228 |
| 未 | 229101 | 電子媒体記録あるいはデータ伝送システムによる夜間血圧測定 | 日本高血圧学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 232 |
| 未 | 229102 | 随時尿Na/Crに基づく食塩摂取量指導 | 日本高血圧学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 238 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|------------------------------------|-------------|---------------------------|-----------|
| 既 | 229201 | 尿中アルブミン定量精密測定 | 日本高血圧学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 243 |
| 既 | 229202 | 血圧脈波検査 | 日本高血圧学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 250 |
| 未 | 230101 | Trail Making Test日本版(TMT-J) | 日本高次脳機能障害学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 256 |
| 未 | 231101 | 在宅ハイフローセラピー指導管理料および在宅ハイフローセラピー装置加算 | 日本呼吸器学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 261 |
| 既 | 231203 | 時間内歩行試験 | 日本呼吸器学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 294 |
| 未 | 235101 | 海綿骨スコア(TBS) | 日本骨粗鬆症学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 345 |
| 未 | 236101 | 医科・歯科連携経口摂取改善加算 | 日本在宅医学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 350 |
| 未 | 237101 | 胎児心エコー法の遠隔診断料 | 日本産婦人科医会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 408 |
| 未 | 237102 | 分娩監視装置による諸検査の遠隔判断料 | 日本産婦人科医会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 412 |
| 未 | 237103 | 妊娠糖尿病連携管理料 | 日本産婦人科医会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 417 |
| 未 | 237104 | 更年期管理料 | 日本産婦人科医会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 421 |
| 既 | 237201 | 人格検査(エジンバラうつ病質問票) | 日本産婦人科医会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 436 |
| 既 | 237202 | 認知機能検査その他の心理検査 | 日本産婦人科医会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 440 |
| 未 | 242101 | 消化器軟性内視鏡安全管理料 | 日本消化器内視鏡学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 481 |
| 未 | 242102 | 内視鏡的胃食道逆流防止術 | 日本消化器内視鏡学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 487 |
| 既 | 245201 | 術中経食道心エコー連続監視加算の経皮的僧帽弁クリップ術への算定 | 日本循環器学会 | 提案内容は既に保険適用されている。 | 525 |
| 既 | 248201 | 静脈麻酔 | 日本小児科学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 538 |
| 未 | 249101 | 小児アレルギー疾患療養指導料 | 日本小児アレルギー学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 543 |
| 既 | 249201 | 小児食物アレルギー負荷検査 | 日本小児アレルギー学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 549 |
| 既 | 249202 | 喘息治療管理料 | 日本小児アレルギー学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 554 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|--|------------|--------------------------|-----------|
| 既 | 251202 | グロブリンクラス別ウイルス抗体価ヒトパルボウイルスB19 | 日本小児感染症学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 580 |
| 既 | 251203 | RSウイルス抗原定性 | 日本小児感染症学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 584 |
| 未 | 253101 | ハイリスク小児連携指導料 | 日本小児救急医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 591 |
| 未 | 255101 | 顆粒球のフローサイトメトリーによるCD16測定 | 日本小児神経学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 601 |
| 既 | 255201 | 排痰補助装置治療 | 日本小児神経学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 606 |
| 既 | 255202 | 在宅小児経管栄養法指導管理料 | 日本小児神経学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 611 |
| 未 | 256101 | 思春期解離体験尺度A-DES (Adolescent dissociative experiences scale) | 日本小児心身医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 616 |
| 未 | 257108 | 成人先天性心疾患入院指導管理料 | 日本小児循環器学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 655 |
| 未 | 257109 | 成人先天性心疾患外来指導管理料 | 日本小児循環器学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 659 |
| 既 | 257201 | 窒素吸入療法 | 日本小児循環器学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 667 |
| 既 | 257203 | 先天性心疾患の血行動態診断に用いた場合のMRI心臓加算の増点 | 日本小児循環器学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 678 |
| 既 | 258201 | MLACD45ゲーティング検査 | 日本小児腎臓病学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 687 |
| 既 | 259201 | 小児特定疾患カウンセリング料 | 日本小児精神神経学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 692 |
| 未 | 263101 | ホルモン補充療法(HRT)管理料 | 日本女性医学学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 704 |
| 未 | 265104 | 難治性片頭痛・三叉神経自律神経性頭痛指導料 | 日本神経学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 728 |
| 未 | 265107 | 多職種による認知症患者在宅療養指導管理料 | 日本神経学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 744 |
| 既 | 265201 | 薬剤投与用カテーテル交換法 | 日本神経学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 754 |
| 既 | 265204 | 単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量 | 日本神経学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 772 |
| 未 | 267101 | 多発性硬化症患者の脳画像解析プログラムによる脳体積の計測 | 日本神経免疫学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 787 |
| 既 | 267201 | 抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体(抗AChR抗体との同時測定) | 日本神経免疫学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 793 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|---------------------------------------|--------------------|--------------------------|-----------|
| 既 | 268201 | 心身医学療法 | 日本心身医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 804 |
| 既 | 268202 | 神経性やせ症に対する認知行動療法 | 日本心身医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 809 |
| 既 | 268203 | 過敏性腸症候群に対する認知行動療法 | 日本心身医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 814 |
| 既 | 268204 | 神経性過食症に対するセルフヘルプ認知行動療法 | 日本心身医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 819 |
| 未 | 272101 | 心不全再入院予防指導管理料 | 日本心臓リハビリテーション学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 839 |
| 未 | 272102 | 心大血管疾患リハビリテーション在宅療法指導管理料 | 日本心臓リハビリテーション学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 844 |
| 既 | 273202 | コンピューター断層診断 | 日本心血管インターベンション治療学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 859 |
| 既 | 275201 | 慢性痛に対する認知療法・認知行動療法 | 日本心療内科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 865 |
| 未 | 276101 | 腎容積測定加算 | 日本腎臓学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 870 |
| 既 | 276202 | 薬物治療抵抗性・進行性原発性ネフローゼ症候群に対するLDLアフェレシス療法 | 日本腎臓学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 880 |
| 既 | 276203 | 重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス(LDL-A)療法 | 日本腎臓学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 886 |
| 未 | 277101 | 透析リハビリテーション料 | 日本腎臓リハビリテーション学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 891 |
| 未 | 279101 | 覚醒維持検査 | 日本睡眠学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 911 |
| 未 | 279102 | アクチグラフ | 日本睡眠学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 916 |
| 既 | 279203 | 認知療法・認知行動療法 | 日本睡眠学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 933 |
| 未 | 284101 | 精神科作業療法の適用拡大 認知機能リハビリテーション | 日本精神科病院協会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 946 |
| 既 | 284213 | 入院生活技能訓練療法 | 日本精神科病院協会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1032 |
| 既 | 285211 | 光トポグラフィー | 日本精神神経学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1132 |
| 既 | 287201 | 脊髄障害患者に対する間歇的導尿(一日につき) | 日本脊髄障害医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1151 |
| 未 | 288101 | 摂食嚥下障害検査 | 日本摂食嚥下リハビリテーション学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1158 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|-------------------------------|-------------------|--------------------------|-----------|
| 既 | 288202 | 嚥下造影多職種連携評価加算 | 日本摂食嚥下リハビリテーション学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1172 |
| 既 | 288203 | 嚥下調整食加算 | 日本摂食嚥下リハビリテーション学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1177 |
| 未 | 291102 | 特定薬剤治療管理料対象薬として「ブスルファン注射液」を追加 | 日本造血細胞移植学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1217 |
| 未 | 291103 | 移植後微生物核酸同定・定量検査 | 日本造血細胞移植学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1222 |
| 未 | 291104 | 自家末梢血幹細胞移植安全管理加算 | 日本造血細胞移植学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1227 |
| 既 | 294203 | 長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき) | 日本てんかん学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1260 |
| 未 | 295101 | 血液透析アクセス日常管理加算 | 日本透析医学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 1265 |
| 未 | 295102 | 在宅透析患者管理における遠隔モニタリング加算 | 日本透析医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1269 |
| 既 | 295201 | 人工腎臓 回数更正 | 日本透析医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1273 |
| 既 | 295202 | 感染症免疫学的検査 | 日本透析医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1277 |
| 未 | 296101 | 糖尿病重症化予防データ解析指導管理(遠隔)料 | 日本糖尿病学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1285 |
| 未 | 299101 | 意思決定支援管理料 | 日本内科学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 1317 |
| 未 | 302101 | 先進画像加算:肝細胞特異性造影剤を用いた肝悪性腫瘍MR | 日本医学放射線学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 1327 |
| 未 | 302102 | 乳房トモシンセシス | 日本医学放射線学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1332 |
| 既 | 302201 | コンピューター断層診断の増点 | 日本医学放射線学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1337 |
| 既 | 302202 | コンピューター断層撮影(CT撮影)の見直し | 日本医学放射線学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1342 |
| 既 | 302203 | 先進画像加算:冠動脈CT撮影加算の見直し | 日本医学放射線学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1347 |
| 既 | 304201 | 生体腎移植術 | 日本移植学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1370 |
| 未 | 306105 | 再診時の他医撮影MRI、CT読影料 | 日本運動器科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1396 |
| 未 | 307102 | 眼感染疾患に対する迅速診断(PCR法) | 日本角膜学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1433 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|-----------------------------------|-----------|--------------------------|-----------|
| 未 | 307103 | 涙液動態検査 | 日本角膜学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1438 |
| 未 | 307104 | マイボーム腺機能検査 | 日本角膜学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1443 |
| 既 | 307204 | 羊膜移植術(施設基準の見直し) | 日本角膜学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1463 |
| 既 | 307205 | コントラスト感度検査(適応拡大) | 日本角膜学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1468 |
| 未 | 308101 | 腱固定術・肩 | 日本肩関節学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1473 |
| 未 | 308102 | 腱固定術・肩・関節鏡下 | 日本肩関節学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1477 |
| 未 | 308103 | 肩腱板断裂手術(腱板断裂5cm未満)(腱固定術を伴う) | 日本肩関節学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1481 |
| 未 | 308104 | 肩腱板断裂手術(腱板断裂5cm未満)(関節鏡下)(腱固定術を伴う) | 日本肩関節学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1485 |
| 未 | 310101 | 電子画像精度管理料 | 日本眼科医会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1489 |
| 未 | 310102 | 洗眼 | 日本眼科医会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1493 |
| 既 | 310203 | アノマロスコープ | 日本眼科医会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1505 |
| 既 | 310205 | 眼鏡処方箋発行加算 | 日本眼科医会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1511 |
| 既 | 310207 | 硝子体内注射 | 日本眼科医会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1520 |
| 未 | 311102 | 実用視力 | 日本眼科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1529 |
| 既 | 311201 | ロービジョン検査判断料 | 日本眼科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1537 |
| 既 | 311202 | コンタクトレンズ検査料 1 | 日本眼科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1540 |
| 未 | 312101 | 水晶体再建術 4 特殊眼内レンズを挿入する場合 | 日本眼科手術学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1547 |
| 既 | 312201 | 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 | 日本眼科手術学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1552 |
| 既 | 312202 | 眼瞼内反症手術(眼瞼下制筋前転法) | 日本眼科手術学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1556 |
| 未 | 314103 | 腹腔鏡下移植用部分肝採取術(生体)(外側区域切除) | 日本肝胆膵外科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1580 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|--|------------|--|-----------|
| 未 | 316101 | 救命のための骨髄路確保 | 日本救急医学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 1597 |
| 既 | 316201 | コンピューター断層診断料の緊急読影加算 | 日本救急医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1616 |
| 既 | 316204 | 骨折観血的手術・肋骨 | 日本救急医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1625 |
| 未 | 318101 | 自家脂肪注入 | 日本形成外科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1636 |
| 未 | 318102 | 皮膚・皮下腫瘍摘出術・露出部、長径8cm以上 | 日本形成外科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1641 |
| 既 | 318203 | 乳房再建術(ゲル充填人工乳房によるもの)適応拡大 | 日本形成外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1664 |
| 既 | 319201 | 手術通則14の改正 | 日本外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1688 |
| 未 | 320101 | 術後回復促進加算 | 日本外科代謝栄養学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 ※中医協総会で、関連するテーマについて議論。 | 1695 |
| 未 | 323102 | 画像等手術支援加算 3次元画像に基づく3次元術前計画ソフトによるもの | 日本股関節学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1718 |
| 既 | 324206 | 縦隔悪性腫瘍手術(広範摘出) | 日本呼吸器外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1755 |
| 既 | 324207 | 縦隔悪性腫瘍手術(単純摘出) | 日本呼吸器外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1760 |
| 既 | 324208 | 死体肺移植用肺採取術 | 日本呼吸器外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1765 |
| 未 | 325101 | 気管支鏡下術前肺マーキング | 日本呼吸器内視鏡学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1769 |
| 未 | 326102 | 関節内変形治療骨折矯正手術 | 日本骨折治療学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1792 |
| 未 | 326103 | コンピューター支援骨形態制御手術(創外固定器による) | 日本骨折治療学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1797 |
| 未 | 327105 | 子宮悪性腫瘍手術(広汎切除)(ロボット支援) | 日本産科婦人科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1822 |
| 既 | 327201 | 異所性妊娠手術 2.腹腔鏡によるもの | 日本産科婦人科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1827 |
| 既 | 327203 | 緊急帝王切開術 | 日本産科婦人科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1836 |
| 既 | 327204 | 子宮腔上部切断術と子宮付属器腫瘍摘出術(開腹)の複数手術特例拡大 | 日本産科婦人科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1839 |
| 既 | 327205 | 子宮腔上部切断術(腹腔鏡下)と子宮付属器腫瘍摘出術(腹腔鏡下)の複数手術特例拡大 | 日本産科婦人科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1842 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|--|-----------------|--------------------------|-----------|
| 既 | 328201 | 流産手術 1 妊娠11週までの場合 2 その他のもの | 日本産婦人科医会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1849 |
| 既 | 328202 | 帝王切開術 | 日本産婦人科医会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1852 |
| 既 | 328203 | ペッサリー抜去術 | 日本産婦人科医会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1855 |
| 既 | 328204 | 子宮出血止血法の増点 | 日本産婦人科医会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1858 |
| 既 | 329201 | 先進画像加算:心臓MRI撮影加算の見直し | 日本磁気共鳴医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1866 |
| 既 | 329202 | 磁気共鳴コンピューター断層撮像(MRI撮像)の見直し | 日本磁気共鳴医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1871 |
| 既 | 330201 | 貯血式自己血輸血管理体制加算 | 日本自己血輸血・周術期輸血学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1876 |
| 既 | 330202 | 術中術後自己血回収術(自己血回収器具によるもの) 1 濃縮及び洗浄を行うもの | 日本自己血輸血・周術期輸血学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1881 |
| 既 | 330203 | 術中術後自己血回収術(自己血回収器具によるもの) 1 濃縮及び洗浄を行うもの | 日本自己血輸血・周術期輸血学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1885 |
| 既 | 330204 | 術中術後自己血回収術(自己血回収器具によるもの) 2 濾過を行うもの | 日本自己血輸血・周術期輸血学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1889 |
| 既 | 330205 | 術中術後自己血回収術(自己血回収器具によるもの) 2 濾過を行うもの | 日本自己血輸血・周術期輸血学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1893 |
| 未 | 331101 | ロボット支援手術(喉頭・下咽頭悪性腫瘍手術、中咽頭悪性腫瘍手術(前壁切除)、中咽頭悪性腫瘍手術(前壁以外)) | 日本耳鼻咽喉科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1897 |
| 未 | 331103 | 内喉頭筋内注射(ボツリヌス毒素を用いた場合) | 日本耳鼻咽喉科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1908 |
| 未 | 331104 | 前庭誘発筋電位(Vestibular evoked myogenic potentials) | 日本耳鼻咽喉科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1913 |
| 未 | 331105 | アレルギー性鼻炎免疫療法指導管理料 | 日本耳鼻咽喉科学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 1917 |
| 未 | 332102 | 斜視手術(調節系法) | 日本弱視斜視学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1929 |
| 未 | 332103 | 眼科学的検査料(知的障害児(者)に行われた場合の評価) | 日本弱視斜視学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1935 |
| 既 | 332201 | 不等像視検査 | 日本弱視斜視学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1940 |
| 未 | 333103 | 胎児MRI | 日本周産期・新生児医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1952 |
| 既 | 333201 | 胎児外回転術 | 日本周産期・新生児医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1956 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|-----------------------------------|--------------------|--------------------------|-----------|
| 既 | 334205 | 人工呼吸 5時間を超える場合 | 日本集中治療医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1979 |
| 未 | 335101 | 高解像度食道運動機能検査 | 日本消化管学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1983 |
| 未 | 335103 | 胃悪性腫瘍手術(全摘・空腸嚢作製術を伴う) | 日本消化管学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 1994 |
| 未 | 336101 | 腹膜播種に対する腹膜切除+術中温熱化学療法 | 日本消化器外科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2004 |
| 既 | 336204 | 肝切除術 再肝切除にかかわる癒着剥離術の算定 | 日本消化器外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2028 |
| 未 | 337102 | 内視鏡電子画像管理加算 | 日本消化器内視鏡学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 2038 |
| 未 | 338101 | バルーン内視鏡を用いた全大腸内視鏡 | 日本消化器病学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2043 |
| 未 | 339102 | 食道瘻造設術 | 日本小児外科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2063 |
| 未 | 339105 | 会陰裂創縫合術(分娩時以外) | 日本小児外科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2071 |
| 既 | 339201 | 腹腔鏡下胃瘻造設術の増点 | 日本小児外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2075 |
| 未 | 341102 | 空気容積脈波法 | 日本静脈学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2107 |
| 既 | 341202 | リンパ浮腫複合的治療 | 日本静脈学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2116 |
| 既 | 342201 | C105-3 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料の改正(適応拡大) | 日本静脈経腸栄養学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 2132 |
| 未 | 343102 | 壊死組織とバイオフィルムの管理的除去 | 日本褥瘡学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2144 |
| 既 | 343201 | 重度褥瘡処置の算定期間の要件緩和 | 日本褥瘡学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 2154 |
| 既 | 343202 | 長期療養患者における褥瘡処置点数の増点 | 日本褥瘡学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 2158 |
| 既 | 344202 | 食道悪性腫瘍手術における有茎腸管移植加算 | 日本食道学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2181 |
| 既 | 345201 | 経皮的冠動脈ステント留置術(その他) | 日本心血管インターベンション治療学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2189 |
| 既 | 345202 | 経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症に対する) | 日本心血管インターベンション治療学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2193 |
| 既 | 345203 | 経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞に対する) | 日本心血管インターベンション治療学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2197 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|--|----------------------|--------------------------|-----------|
| 既 | 345204 | 経皮的冠動脈形成術(その他) | 日本心血管インターベンション治療学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2201 |
| 既 | 345205 | 経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症に対する) | 日本心血管インターベンション治療学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2205 |
| 既 | 346201 | 人工臓器療法 | 日本人工臓器学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2216 |
| 未 | 347101 | 機械弁患者における在宅PT-INR自己測定指導管理料の新設 | 日本心臓血管外科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2233 |
| 既 | 347202 | 手術通則14の改正(2) | 日本心臓血管外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2243 |
| 既 | 349201 | ストーマ処置(1日につき)の合併症加算 | 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2267 |
| 未 | 350103 | 放射線被ばく下操作が必要な手術に対しての加算 | 日本整形外科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2286 |
| 既 | 350202 | 内視鏡下椎弓形成術における複数椎間加算 | 日本整形外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2296 |
| 既 | 350203 | 通則14の追加:内視鏡下椎間板切除術、内視鏡下椎弓切除術、内視鏡下椎弓形成術 | 日本整形外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2301 |
| 既 | 350204 | 褥瘡ハイリスク患者ケア加算にギプス固定と鋼線牽引治療の追加 | 日本整形外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2306 |
| 既 | 352201 | 関節鏡下半月板縫合術(複雑) | 日本整形外科スポーツ医学学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2314 |
| 未 | 353101 | ソノヒステログラフィ | 日本生殖医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2318 |
| 未 | 354101 | 用手的呼吸補助を併用した肺、気管支内喀痰吸引法(脊髄損傷患者) | 日本脊髄障害医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2322 |
| 未 | 354102 | 起立性低血圧予防訓練(脊髄損傷患者) | 日本脊髄障害医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2327 |
| 未 | 355103 | 筋肉量測定(BIA法) | 日本脊椎脊髄病学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2342 |
| 既 | 355202 | 脊椎固定術の患者適合型手術支援ガイド | 日本脊椎脊髄病学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2352 |
| 未 | 356101 | 高度脊柱変形に対する椎間板郭清または椎体骨切りを伴う後方矯正固定術 | 日本側彎症学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2357 |
| 未 | 356102 | 立位全身骨撮影 | 日本側彎症学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2362 |
| 未 | 356103 | 立位全身骨撮影(術前精密検査) | 日本側彎症学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2367 |
| 未 | 357101 | 直腸肛門機能訓練 | 日本大腸肛門病学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2372 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|---------------------------------|------------------------|---------------------------|-----------|
| 既 | 357203 | 直腸脱手術(経肛門的)(人工靱帯を用いたもの) | 日本大腸肛門病学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2397 |
| 未 | 358102 | 十二指腸乳頭切除術 | 日本胆道学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2412 |
| 既 | 359201 | 超音波エラストグラフィ | 日本超音波医学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2416 |
| 未 | 360101 | 知覚再教育 | 日本手外科学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2421 |
| 既 | 360204 | 靱帯性腱鞘内注射 | 日本手外科学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2439 |
| 既 | 360206 | 関節鏡下手根管開放術の増点 | 日本手外科学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2449 |
| 未 | 362103 | 左心耳閉鎖術(胸腔鏡下) | 日本内視鏡外科学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2475 |
| 未 | 364101 | 人工乳房抜去術 | 日本乳癌学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2506 |
| 未 | 364102 | 対側乳房縮小・固定術(乳房再建後) | 日本乳癌学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2511 |
| 既 | 364202 | 超音波凝固切開装置等加算 | 日本乳癌学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2520 |
| 既 | 364203 | 組織拡張器による再建手術(乳房一次再建) | 日本乳癌学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2525 |
| 既 | 364204 | ゲル充填人工乳房による再建手術に関する改正 | 日本乳癌学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2529 |
| 既 | 365201 | 組織拡張器による再建手術-1 乳房(再建手術)の場合の適応拡大 | 日本乳房オンコプラスティックサージャリー学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2533 |
| 既 | 366201 | 特発性正常圧水頭症(iNPH)シャント術加算 | 日本脳神経外科学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2552 |
| 既 | 366202 | 脳血管CT加算、特殊脳MRI加算 | 日本脳神経外科学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2557 |
| 既 | 366204 | 経頭蓋集束超音波治療 | 日本脳神経外科学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2566 |
| 未 | 368102 | 内圧尿流測定(プレッシャーフロースタディ) | 日本排尿機能学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2576 |
| 未 | 369104 | 膀胱結石、異物摘出術:1.経尿道的手術(レーザーによるもの) | 日本泌尿器科学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2600 |
| 未 | 370103 | 尿管切石術(腹腔鏡下) | 日本泌尿器内視鏡学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2624 |
| 未 | 370104 | 尿管皮膚瘻造設術(腹腔鏡下) | 日本泌尿器内視鏡学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 2629 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|---|------------|--------------------------|-----------|
| 未 | 370105 | 腎盂切石術(腹腔鏡下) | 日本泌尿器内視鏡学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2633 |
| 既 | 370202 | 「K939 画像等手術支援加算 1 ナビゲーションによるもの(2,000点) 2 実物大臓器立体モデルによるもの(2,000点)」の腎部分切除術(K773、K773-2、K773-3、K773-4、K773-5、K769、K769-2、K769-3)への適応拡大 | 日本泌尿器内視鏡学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2643 |
| 既 | 370203 | 「K939 画像等手術支援加算 1 ナビゲーションによるもの(2,000点) 2 実物大臓器立体モデルによるもの(2,000点)」の経皮的尿路結石除去術(K764)への適応拡大 | 日本泌尿器内視鏡学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2648 |
| 未 | 371101 | 皮膚病像撮影料 | 日本皮膚科学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 2653 |
| 未 | 371102 | 爪甲処置(爪甲肥厚症、爪甲鉤彎症) | 日本皮膚科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2657 |
| 既 | 371201 | 鶏眼、胼胝処置 | 日本皮膚科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2667 |
| 既 | 371203 | 皮膚科軟膏処置 | 日本皮膚科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2673 |
| 未 | 372101 | スリーブ状胃切除・バイパス術(腹腔鏡下) | 日本肥満症治療学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2676 |
| 未 | 372102 | 減量手術周術期管理加算 | 日本肥満症治療学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2680 |
| 既 | 372202 | 腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)(施設基準緩和について) | 日本肥満症治療学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2690 |
| 既 | 372203 | 腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)(増点について) | 日本肥満症治療学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2695 |
| 既 | 372204 | 腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)(適応疾患の追加について) | 日本肥満症治療学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2700 |
| 未 | 373101 | 腹腔内圧測定 | 日本腹部救急医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2710 |
| 未 | 373102 | ICG消化管血流測定 | 日本腹部救急医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2714 |
| 既 | 373201 | 内視鏡的結腸軸捻転解除術 | 日本腹部救急医学会 | 提案内容は既に保険適用されている。 | 2718 |
| 既 | 373202 | 急性胆嚢炎に対する腹腔鏡下胆嚢摘出術の増点 | 日本腹部救急医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2721 |
| 既 | 373203 | 広汎な洗浄行為が必要であった場合には主手術に加えて急性汎発性腹膜炎手術を加算する | 日本腹部救急医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2724 |
| 未 | 374102 | センチネルリンパ節生検術(女子外性器悪性腫瘍) | 日本婦人科腫瘍学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2741 |
| 既 | 375201 | ペースメーカー移植術(電極一体型) | 日本不整脈心電学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2755 |
| 既 | 375202 | 経静脈電極抜去術(レーザーシース使用) | 日本不整脈心電学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2758 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|---------------------------------|----------------|--------------------------|-----------|
| 既 | 375203 | 経皮的カテーテル心筋焼灼術(付加手技を伴う場合) | 日本不整脈心電学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2763 |
| 既 | 375204 | 両室ペースング機能付き植込型除細動器交換術 | 日本不整脈心電学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2768 |
| 既 | 375205 | 植込型除細動器交換術 | 日本不整脈心電学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2773 |
| 既 | 375206 | 経静脈電極除去術 レーザーシースを用いないもの | 日本不整脈心電学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2777 |
| 既 | 375207 | 経皮的カテーテル心筋焼灼術 その他のもの | 日本不整脈心電学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2781 |
| 未 | 376101 | 高周波パルス療法 | 日本ペインクリニック学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2786 |
| 既 | 377201 | 鼠径ヘルニア手術(複雑なもの) | 日本ヘルニア学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2794 |
| 未 | 379101 | 眼底直視下微小視野検査(片眼) | 日本網膜硝子体学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2808 |
| 既 | 379201 | 眼底カメラ撮影 1通常の方法の場合の広角眼底撮影加算 | 日本網膜硝子体学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2812 |
| 既 | 380201 | リンパ浮腫複合的治療料 | 日本リハビリテーション医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2817 |
| 未 | 381101 | 緑内障術後管理加算 | 日本緑内障学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2823 |
| 未 | 381102 | 角膜中央厚測定 | 日本緑内障学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2828 |
| 未 | 381103 | 眼圧日内変動検査 | 日本緑内障学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2832 |
| 既 | 381201 | 緑内障濾過手術 | 日本緑内障学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2836 |
| 未 | 382102 | 経肛門吻合を伴う直腸切除術(腹腔鏡下) | 日本臨床外科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2846 |
| 未 | 382103 | 腹腔鏡下超低位前方切除術(経肛門的結腸囊肛門吻合によるもの) | 日本臨床外科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2851 |
| 未 | 382105 | 低位前方切除術(ロボット支援) | 日本臨床外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2859 |
| 既 | 382202 | 腹腔鏡下直腸脱手術(K742-2)メッシュとタッカー一代の償還 | 日本臨床外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2866 |
| 未 | 383101 | 運動器不安定症訓練法 | 日本臨床整形外科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2888 |
| 未 | 383102 | 上腕、大腿以遠部の伝達麻酔 | 日本臨床整形外科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2892 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|---------------------------------|---------------|--------------------------|-----------|
| 未 | 383103 | 小関節(周辺)骨折に対するテーピング | 日本臨床整形外科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2896 |
| 未 | 383104 | 運動器物理療法料 | 日本臨床整形外科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2900 |
| 既 | 383201 | エコーガイド下伝達麻酔 | 日本臨床整形外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2905 |
| 既 | 383202 | 神経幹内注射(超音波ガイド下) | 日本臨床整形外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2909 |
| 既 | 383203 | 上肢伝達麻酔 | 日本臨床整形外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2914 |
| 既 | 383204 | 消炎鎮痛等処置複数部位加算 | 日本臨床整形外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2918 |
| 既 | 383205 | 小関節テーピング(絆創膏固定術) | 日本臨床整形外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2922 |
| 既 | 383206 | 神経ブロックとトリガーポイント注射との部位別算定可 | 日本臨床整形外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2926 |
| 既 | 383207 | 靭帯性腱鞘内注射 | 日本臨床整形外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2930 |
| 既 | 383208 | 骨折非観血的整復術複数加算 | 日本臨床整形外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2934 |
| 既 | 385204 | Qスイッチ付きレーザー照射療法 | 日本レーザー医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2956 |
| 未 | 402101 | 顎関節症検査(顎関節・咀嚼筋検査) | 日本顎関節学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 2959 |
| 既 | 402202 | 歯科口腔リハビリテーション料2 | 日本顎関節学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 2970 |
| 未 | 403101 | 下顎全顎的高度顎堤吸収部への顎骨支持型装置埋入術 | 日本顎顔面インプラント学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2975 |
| 既 | 407201 | 上顎骨形成術ならびに下顎骨形成術における三次元シミュレーション | 日本顎変形症学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2990 |
| 既 | 407202 | 下顎骨形成術における歯槽骨切り術の算定 | 日本顎変形症学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 2993 |
| 既 | 407203 | 顎変形症患者を対象とした咀嚼能力検査 | 日本顎変形症学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 2996 |
| 既 | 408202 | 予測模型の適応拡大 | 日本矯正歯科学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3004 |
| 既 | 408203 | インビジブルリテーナー | 日本矯正歯科学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3009 |
| 未 | 409101 | 歯槽骨密度評価 | 日本口腔インプラント学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3013 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|--|-----------------|--------------------------|-----------|
| 既 | 409201 | 歯科訪問診療における無菌顎症例のインプラント周囲粘膜炎・周囲炎への検査と基本治療 | 日本口腔インプラント学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3019 |
| 未 | 413104 | 頬脂肪体弁手術 | 日本口腔外科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3045 |
| 未 | 413105 | 閉塞性睡眠時無呼吸症に対する口腔内装置の下顎タイトレーション法 | 日本口腔外科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3050 |
| 既 | 413204 | 閉塞性睡眠時無呼吸症に対する顎顔面形態評価のための頭部側方X線規格撮影の適応 | 日本口腔外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3065 |
| 未 | 417101 | 咀嚼・食塊形成機能検査(内視鏡を含む) | 日本口腔リハビリテーション学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3074 |
| 未 | 420101 | 欠損歯数拡大抑制継続管理料 | 日本歯科医療管理学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3080 |
| 既 | 420201 | 歯周病安定期治療(I)及び歯周病安定期治療(II) | 日本歯科医療管理学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3084 |
| 既 | 420202 | 歯科衛生実地指導料に対する糖尿病患者加算新設 | 日本歯科医療管理学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3088 |
| 既 | 420203 | 糖尿病患者に対する機械的歯面清掃処置の月1回算定 | 日本歯科医療管理学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3092 |
| 既 | 420204 | 歯科疾患管理料への糖尿病患者管理加算新設 | 日本歯科医療管理学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3096 |
| 既 | 420205 | 初期う蝕早期充填処置の対象範囲拡大(年齢要件) | 日本歯科医療管理学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3101 |
| 既 | 423202 | 臼歯部テンポラリークラウン | 日本歯科審美学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3112 |
| 未 | 425101 | 骨粗鬆症検査 | 日本歯科放射線学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3118 |
| 既 | 425201 | 電子画像管理加算 | 日本歯科放射線学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3122 |
| 既 | 425202 | 遠隔画像診断管理加算 | 日本歯科放射線学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3127 |
| 未 | 426101 | CAD/CAMインレー修復に対する光学印象法 | 日本歯科保存学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3132 |
| 未 | 426102 | CAD/CAMインレー修復 | 日本歯科保存学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3137 |
| 既 | 426201 | 歯髄保護処置 | 日本歯科保存学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3142 |
| 既 | 426202 | 重度要介護高齢者等に対する充填処置 | 日本歯科保存学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3146 |
| 既 | 426205 | 歯科用合着・接着材料Ⅲ(仮着用セメントを除く)の廃止 | 日本歯科保存学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3160 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|---|-----------|--------------------------|-----------|
| 未 | 431102 | 歯周組織再生療法における臨床的組織再生度の規格化検査 | 日本歯周病学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3185 |
| 既 | 431201 | 糖尿病を有する歯周病患者における咀嚼機能検査 | 日本歯周病学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3189 |
| 未 | 432101 | 隔壁法 | 日本歯内療法学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3193 |
| 未 | 435101 | 小児の口唇閉鎖力検査 | 日本小児歯科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3198 |
| 既 | 435201 | 小児口腔機能管理加算 | 日本小児歯科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3203 |
| 既 | 435202 | 小児保険装置 | 日本小児歯科学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3208 |
| 既 | 435203 | エナメル質初期う蝕管理加算の施設基準の見直し | 日本小児歯科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3214 |
| 既 | 437201 | レジン支台築造の印象採得 | 日本接着歯学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3225 |
| 未 | 438104 | 口腔内スキャナーによる光学印象法 | 日本補綴歯科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3245 |
| 未 | 438105 | 最後方臼歯へのCAD/CAMシステムによるチタンクラウン製作のための咬合印象法 | 日本補綴歯科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3252 |
| 既 | 438201 | 口腔内バキュームチップを用いた接着操作加算 | 日本補綴歯科学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3257 |
| 既 | 438203 | 硬質レジンジャケット冠装着料内面処理加算 | 日本補綴歯科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3267 |
| 既 | 438206 | 顎関節症管理料 | 日本補綴歯科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3282 |
| 未 | 441101 | 歯冠長延長術 | 日本臨床歯周病学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3287 |
| 未 | 441102 | 歯周病治療におけるグリコヘモグロビン(HbA1c)検査 | 日本臨床歯周病学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3291 |
| 未 | 442101 | 抜歯窩再搔爬手術時におけるレーザー止血加算 | 日本レーザー歯学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3296 |
| 未 | 442102 | 光学的う蝕検出検査 | 日本レーザー歯学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3300 |
| 未 | 443101 | 終末期患者の歯科による口腔管理 | 日本老年歯科医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3304 |
| 未 | 443102 | 歯科オンライン診療 | 日本老年歯科医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3308 |
| 既 | 443201 | 舌圧検査 | 日本老年歯科医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3312 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|---|----------------------|--------------------------|-----------|
| 既 | 443202 | 口腔機能包括検査 | 日本老年歯科医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3315 |
| 既 | 501202 | 褥瘡薬学管理加算 | 日本薬学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3324 |
| 既 | 501203 | 特定薬剤副作用評価加算 | 日本薬学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3328 |
| 既 | 501204 | 無菌製剤処理料 | 日本薬学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3332 |
| 既 | 501205 | PET検査における薬剤師の評価 | 日本薬学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3336 |
| 既 | 501206 | 調剤料(麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬加算の増点) | 日本薬学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3340 |
| 既 | 501207 | 調剤技術基本料(乳幼児加算) | 日本薬学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3344 |
| 既 | 501208 | 無菌製剤処理料2 | 日本薬学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3348 |
| 既 | 501209 | 調剤技術基本料(院内製剤加算の増点) | 日本薬学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3352 |
| 既 | 501210 | 調剤技術基本料(外来患者に対する薬学的管理の評価) | 日本薬学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3356 |
| 既 | 502201 | 保険医が投与することができる注射薬(処方箋を交付することができる注射薬)等へのフロセミド注の追加 | 日本薬学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3360 |
| 既 | 502202 | 保険医が投与することができる注射薬(処方箋を交付することができる注射薬)等へのミダゾラム注の追加 | 日本薬学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3364 |
| 既 | 502203 | 保険医が投与することができる注射薬(処方箋を交付することができる注射薬)等へのハロペリドール注の追加 | 日本薬学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3368 |
| 既 | 502204 | 保険医が投与することができる注射薬(処方箋を交付することができる注射薬)等へのアセトアミノフェン静注の追加 | 日本薬学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3372 |
| 既 | 602202 | 在宅患者訪問看護・指導料3 | 日本緩和医療学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3394 |
| 既 | 602203 | リンパ浮腫複合的治療料 | 日本緩和医療学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3399 |
| 未 | 603101 | 心不全再入院予防指導管理料 | 日本循環器看護学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3405 |
| 未 | 603102 | 末期心不全患者指導管理料 | 日本循環器看護学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3410 |
| 既 | 603201 | 在宅患者訪問看護・指導料3 | 日本循環器看護学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3414 |
| 既 | 604201 | ストーマ処置(1日につき)の合併症加算 | 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3425 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|--------------------------------|-------------------|--------------------------|-----------|
| 既 | 605201 | 在宅患者訪問看護・指導料3 | 日本創傷・オストミー・失禁管理学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3445 |
| 未 | 606101 | 脳卒中再発・重症化予防指導料(仮称) | 日本ニューロサイエンス看護学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3463 |
| 未 | 702102 | 持続型G-CSF製剤の在宅自己注射指導管理料 | 日本乳癌学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3474 |
| 既 | 702201 | D409-2 センチネルリンパ節生検(片側) | 日本乳癌学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3478 |
| 未 | 703101 | ポジトロン断層撮影(アミロイドイメージング) | 日本認知症学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3484 |
| 既 | 705201 | 脳CT血管撮影 | 日本脳卒中学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3531 |
| 既 | 705202 | 経頭蓋ドプラ装置による脳動脈血流速度連続測定 | 日本脳卒中学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3537 |
| 既 | 705204 | 脳卒中例、意識障害例に対する嚥下機能評価を伴った摂食機能療法 | 日本脳卒中学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3546 |
| 未 | 708101 | プロスタグランジンE1陰茎海綿体注射テスト(PGE1テスト) | 日本泌尿器科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3565 |
| 未 | 708102 | 特定薬剤治療管理料対象薬として「アキシチニブ」を追加 | 日本泌尿器科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3571 |
| 未 | 708103 | 特定薬剤治療管理料対象薬として「パゾパニブ」を追加 | 日本泌尿器科学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3576 |
| 未 | 710101 | 内臓脂肪量測定(腹部CT法) | 日本肥満学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3605 |
| 未 | 713101 | 連携病理依頼書作成料 | 日本病理学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3616 |
| 未 | 713102 | 分子病理診断料 | 日本病理学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3622 |
| 未 | 713103 | 病理診断デジタル化加算 | 日本病理学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3627 |
| 未 | 713104 | 病理診断安全対策加算 | 日本病理学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3632 |
| 未 | 713105 | オンライン病理診断料 | 日本病理学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3637 |
| 未 | 713106 | ワンデイパソロジー | 日本病理学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3642 |
| 既 | 713201 | 悪性腫瘍組織検査 | 日本病理学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3647 |
| 既 | 713203 | 病理診断料毎回算定 | 日本病理学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3659 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ番号 |
|-------|--------|---|-------------|--------------------------|-------|
| 既 | 713205 | サイトケラチン19(KRT19)mRNA検出 | 日本病理学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3669 |
| 既 | 714201 | 認知療法・認知行動療法 | 日本不安症学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3685 |
| 未 | 715102 | 心臓ペースメーカー指導管理料 遠隔加算の範囲 (ILR等診断機器に対するもの) | 日本不整脈心電学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3695 |
| 未 | 715103 | 心臓ペースメーカー指導管理料 ILR管理料(診断機器に対する対面管理料) | 日本不整脈心電学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3700 |
| 既 | 715201 | 心臓ペースメーカー指導管理料 イ)着用型自動除細動器による場合 注4 | 日本不整脈心電学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3705 |
| 既 | 715202 | 植込型除細動器移植術 皮下植込型リードを用いるもの | 日本不整脈心電学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3711 |
| 既 | 715203 | 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術 | 日本不整脈心電学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3716 |
| 既 | 715204 | 植込型除細動器移植術 経静脈リードを用いるもの | 日本不整脈心電学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3721 |
| 既 | 715205 | 両心室ペースメーカー移植術 | 日本不整脈心電学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3726 |
| 既 | 715206 | ペースメーカー交換術 | 日本不整脈心電学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3732 |
| 既 | 715207 | 両心室ペースメーカー交換術 | 日本不整脈心電学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3737 |
| 既 | 715208 | 胸腔鏡下交感神経節切除術 | 日本不整脈心電学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3743 |
| 既 | 715209 | 心磁図検査 | 日本不整脈心電学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3749 |
| 既 | 715210 | 経皮的カテーテル心筋焼灼術(磁気ナビゲーション法加算) | 日本不整脈心電学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3754 |
| 未 | 718102 | 抗胃壁細胞抗体検査(抗壁細胞抗体検査) | 日本ヘリコバクター学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3765 |
| 未 | 718105 | 血中ペプシノゲン I (PG I)、ペプシノゲン II (PG II)測定による慢性胃炎の診断 | 日本ヘリコバクター学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3779 |
| 既 | 718202 | 若年の内視鏡未施行者に対する非侵襲的ヘリコバクター・ピロリ(ピロリ菌)検査 | 日本ヘリコバクター学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3791 |
| 既 | 718203 | ピロリ菌感染診断における迅速ウレアーゼ試験後の培養検査 | 日本ヘリコバクター学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3796 |
| 未 | 720101 | 「M006」「放射線治療用材料装着技術料」の新規項目立て | 日本放射線腫瘍学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3802 |
| 未 | 720102 | Intrafractional IGRT加算 | 日本放射線腫瘍学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3806 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|--|-----------|---------------------------|-----------|
| 未 | 720103 | 時間外休日放射線治療加算 | 日本放射線腫瘍学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 3812 |
| 未 | 720104 | MRIを用いた即時適応強度変調放射線治療加算 | 日本放射線腫瘍学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 3817 |
| 未 | 720105 | 画像誘導粒子線治療加算 | 日本放射線腫瘍学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3823 |
| 未 | 720106 | 画像誘導呼吸性移動対策加算 | 日本放射線腫瘍学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3829 |
| 未 | 720107 | 密封小線源治療(M004)へのSAVIアプリケーション加算 | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 3835 |
| 未 | 720108 | 密封小線源治療(M004)へのオンコスマートカテテル加算 | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 3841 |
| 未 | 720109 | 画像融合放射線治療計画加算(A:剛体、B:非剛体) | 日本放射線腫瘍学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3847 |
| 未 | 720111 | AIを用いた放射線治療計画 | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 3856 |
| 既 | 720202 | 外来放射線治療診療料の算定要件の見直し(医師の要件(放射線治療経験5年以上)の緩和) | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 3868 |
| 既 | 720204 | 婦人科がん腔内照射管理料の増点と毎回算定「M000 放射線治療管理料 2 腔内照射を行った場合」 | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 3879 |
| 既 | 720207 | 陽子線治療の適応拡大 | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 3899 |
| 既 | 720208 | 重粒子線治療の適応拡大 | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 3905 |
| 既 | 720210 | 強度変調放射線治療(intensity-modulated radiation therapy:IMRT)の算定方法の見直し | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 3918 |
| 既 | 720211 | 医療機器安全管理料2の見直し(専任から専従へ、対象に小線源治療も追加) | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 3923 |
| 既 | 720212 | 「直線加速器による定位放射線治療」と「体外照射」の同時算定 | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 3929 |
| 既 | 720214 | 放射線治療「専従」加算 | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 3940 |
| 既 | 720215 | 外来放射線治療加算対象への密封小線源治療追加 | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 3945 |
| 既 | 720216 | 体外照射(X線、電子線)と粒子線治療の同時算定 | 日本放射線腫瘍学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 3949 |
| 既 | 720218 | 前立腺癌小線源治療シード点数の増点について | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 3961 |
| 既 | 720219 | 放射線治療用手技の技術区分変更と気管支内視鏡的放射線治療用マーカー留置術の評価 | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 3968 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|---|----------------|--------------------------|-----------|
| 既 | 720220 | 放射線治療用手技の技術区分変更と経皮的放射線治療用金属マーカー留置術の評価 | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3976 |
| 既 | 720221 | 放射線治療用手技の技術区分変更とスーパ留置手技の評価 | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3982 |
| 既 | 720223 | 耐用期間を過ぎた放射線治療装置による高精度照射の減点 | 日本放射線腫瘍学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3993 |
| 未 | 722101 | 新設輸血管管理料(輸血管管理料細分化) | 日本輸血・細胞治療学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 3998 |
| 未 | 722102 | 血液製剤院内分割加算 | 日本輸血・細胞治療学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4003 |
| 未 | 722104 | CD34陽性細胞測定(末梢血幹細胞採取時) | 日本輸血・細胞治療学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4012 |
| 既 | 722201 | 輸血時血液型検査 | 日本輸血・細胞治療学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4026 |
| 既 | 724201 | 感染症リスクを有する真菌感染症におけるβDグルカン測定 | 日本リウマチ学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4040 |
| 既 | 724203 | 全身性エリテマトーデス(SLE)疑いの患者での抗核抗体と抗DNA抗体の同時測定 | 日本リウマチ学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4051 |
| 未 | 725102 | 包括リハビリテーション指導料 | 日本リハビリテーション医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4081 |
| 既 | 725202 | がん患者リハビリテーション | 日本リハビリテーション医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4089 |
| 既 | 725203 | L100 神経ブロック(ボツリヌス毒素使用) | 日本リハビリテーション医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4094 |
| 既 | 726201 | 染色体検査 | 日本リンパ網内系学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4105 |
| 既 | 727201 | 血清セレン測定(検査D007血液生化学検査) | 日本臨床栄養学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4135 |
| 既 | 728201 | 抗酸菌核酸同定 | 日本臨床検査医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4140 |
| 既 | 728202 | 結核菌群核酸検出 | 日本臨床検査医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4145 |
| 既 | 728203 | 国際標準検査管理加算の外来症例での評価 | 日本臨床検査医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4149 |
| 既 | 728204 | 抗酸菌分離培養(液体培地法) | 日本臨床検査医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4153 |
| 既 | 728205 | 抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく) | 日本臨床検査医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4157 |
| 既 | 728206 | マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー(MAC)核酸検出 | 日本臨床検査医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4161 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|------------------------------|------------|--------------------------|-----------|
| 既 | 728207 | クロストリジウム・ディフィシル抗原定性 | 日本臨床検査医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4166 |
| 既 | 728209 | ヘモグロビンA1Cの分類見直し | 日本臨床検査医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4174 |
| 既 | 728211 | 肺気量分画測定(安静換気量測定及び最大換気量測定を含む) | 日本臨床検査医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4184 |
| 既 | 728212 | フローボリュームカーブ(強制呼出曲線を含む) | 日本臨床検査医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4188 |
| 既 | 728213 | 機能的残気量測定 | 日本臨床検査医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4192 |
| 既 | 728214 | 肺拡散能力検査 | 日本臨床検査医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4196 |
| 既 | 728217 | 血小板凝集能 | 日本臨床検査医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4209 |
| 既 | 728222 | 蛋白分画 | 日本臨床検査医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4230 |
| 既 | 728224 | 抗酸菌同定 | 日本臨床検査医学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4238 |
| 既 | 729203 | 国際標準検査管理加算の範囲拡大 | 日本臨床検査専門医会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4257 |
| 既 | 729204 | 悪性腫瘍組織検査(標準化および質向上支援技術) | 日本臨床検査専門医会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4261 |
| 既 | 729205 | 超音波エラストグラフィー | 日本臨床検査専門医会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4267 |
| 既 | 729208 | 25-ヒドロキシビタミン D | 日本臨床検査専門医会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4283 |
| 既 | 729209 | ADAMTS13活性 | 日本臨床検査専門医会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4288 |
| 未 | 730101 | 細胞診精度管理料 | 日本臨床細胞学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4304 |
| 未 | 730102 | 頸部細胞診陰性標本、判定支援加算(精度管理加算) | 日本臨床細胞学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4308 |
| 既 | 730201 | 細胞診断料の見直し(婦人科細胞診への適用拡大) | 日本臨床細胞学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4314 |
| 既 | 730203 | 迅速細胞診(検査中の場合)、適応疾患の拡大 | 日本臨床細胞学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4326 |
| 既 | 730204 | 免疫染色、細胞診標本への適用拡大 | 日本臨床細胞学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4331 |
| 既 | 730205 | 液状化検体細胞診加算の見直し | 日本臨床細胞学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4336 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|---|------------|--------------------------|-----------|
| 未 | 731101 | ミスマッチ陰性電位(MMN)検査 | 日本臨床神経生理学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4341 |
| 既 | 731201 | 誘発筋電図(神経伝導検査を含む) | 日本臨床神経生理学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4345 |
| 既 | 732201 | 関節液検査 | 日本臨床整形外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4355 |
| 既 | 732202 | 骨粗鬆症における骨代謝マーカー測定要件の見直し | 日本臨床整形外科学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4359 |
| 既 | 733202 | 処方箋料 | 日本臨床内科医会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4380 |
| 未 | 734101 | がんゲノム診断・管理料 | 日本臨床腫瘍学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4396 |
| 未 | 734102 | 抗がん剤分割使用加算(仮) | 日本臨床腫瘍学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4401 |
| 未 | 734103 | 特定薬剤治療管理料対象薬として「フルオロウラシル(5-FU)注射液」を追加 | 日本臨床腫瘍学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4406 |
| 未 | 735105 | 喀痰の品質管理評価法 | 日本臨床微生物学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 4435 |
| 未 | 735106 | Bacterial vaginosis (BV) スコア | 日本臨床微生物学会 | 別途評価を行うべき根拠が十分に示されていない。 | 4440 |
| 既 | 735202 | 大腸菌ペロトキシン定性 | 日本臨床微生物学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4449 |
| 既 | 735203 | 細菌薬剤感受性検査1菌種 | 日本臨床微生物学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4453 |
| 既 | 735204 | 細菌薬剤感受性検査2菌種 | 日本臨床微生物学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4457 |
| 既 | 735205 | 細菌薬剤感受性検査3菌種以上 | 日本臨床微生物学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4461 |
| 既 | 735206 | 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 その他のもの | 日本臨床微生物学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4465 |
| 既 | 735207 | 細菌培養同定検査(消化管からの検体) | 日本臨床微生物学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4469 |
| 既 | 735208 | 細菌培養同定検査(口腔・気道又は呼吸器からの検体) | 日本臨床微生物学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4473 |
| 既 | 735209 | 細菌培養同定検査(泌尿器又は生殖器からの検体) | 日本臨床微生物学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4477 |
| 既 | 735210 | 細菌培養同定検査(その他の部位からの検体) | 日本臨床微生物学会 | 再評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4481 |
| 未 | 736101 | 認知機能・生活機能質問票(DASC-8)を用いた高齢者糖尿病管理目標値の設定と管理 | 日本老年医学会 | 評価すべき医学的有用性が十分に示されていない。 | 4489 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ① うち、学会等から医療技術評価分科会に提案のあったもの

| 未・既 区分 | 整理 番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ 番号 |
|-----------|----------|--------------------|---------|--------------------------|-----------|
| 未 | 736102 | ABC認知症スケール(ABC-DS) | 日本老年医学会 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 | 4494 |

1. (2) 医療技術評価分科会としては、今回改定では対応を行わない技術
 ② うち、先進医療として実施されているもの

| 告示番号 | 先進医療技術名 | 評価（案） |
|------|------------------------------------|---------------------------|
| 1 | 高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 2 | 陽子線治療 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 5 | 重粒子線治療 | 再評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 6 | 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 7 | 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 8 | 腹腔鏡下膀胱尿管逆流防止術 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 15 | 培養細胞によるライソゾーム病の診断 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 16 | 培養細胞による脂肪酸代謝異常症又は有機酸代謝異常症の診断 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 19 | ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法） | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 20 | 細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法） | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 21 | LDLアフェレシス療法 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 22 | 多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診断 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 23 | CYP2D6遺伝子多型検査 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 24 | MRI撮影及び超音波検査融合画像に基づく前立腺針生検法 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 26 | 糖鎖ナノテクノロジーを用いた高感度ウイルス検査 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 27 | 腹腔鏡下スリーブ状胃切除及び十二指腸空腸バイパス術 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 28 | 血中TARC濃度の迅速測定 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |
| 29 | Birt-Hogg-Dube（BHD）症候群の遺伝子診断 | 評価すべき医学的な有用性が十分に示されていない。 |

2. 医療技術評価分科会における評価の対象とならない提案又は中医協総会において一部若しくは全部が議論された提案

| 未・既区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ番号 |
|-------|--------|---|--------------------|---|-------|
| 既 | 201201 | 抗MDA5抗体陽性皮膚筋炎に伴う急速進行性間質性肺炎に対する血漿交換療法 | 日本アフェレシス学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1 |
| 未 | 203102 | ギャンブル障害の標準的治療プログラム | 日本アルコール・アディクション医学会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 19 |
| 未 | 204101 | 食物依存性運動誘発アナフィラキシーの診断確定のための食物負荷試験 | 日本アレルギー学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 25 |
| 未 | 215101 | PCR-インベーター法を用いたMycoplasma genitaliumの同定 | 日本化学療法学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 104 |
| 未 | 215102 | ニューモシチス肺炎の診断のための病原体核酸増幅検査 | 日本化学療法学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 108 |
| 既 | 216202 | 微生物核酸同定・定量検査 2. 淋菌核酸検出, クラミジア・トラコマチス核酸検出 4. 淋菌核酸およびクラミジア・トラコマチス同時核酸検出 | 日本感染症学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 129 |
| 既 | 216203 | 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出 | 日本感染症学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 134 |
| 既 | 218206 | ポジトロン断層撮影等（PET検査における術前補助療法の治療効果判定の追加） | 日本核医学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 176 |
| 未 | 220101 | MRエラストグラフィ | 日本肝臓学会、日本消化器病学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 183 |
| 既 | 221201 | 外来緩和ケア管理料 | 日本緩和医療学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 194 |
| 既 | 221202 | がん患者指導管理料 | 日本緩和医療学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 199 |
| 既 | 221203 | がん性疼痛緩和指導管理料 | 日本緩和医療学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 204 |
| 未 | 226101 | 血清IL-6測定 | 日本血液学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 209 |
| 未 | 226102 | トキソプラズマ症遺伝子診断検査 | 日本血液学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 213 |
| 未 | 226103 | JAK2遺伝子変異解析 | 日本血液学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 218 |
| 未 | 227101 | アスペルギルス沈降抗体 | 日本結核病学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 223 |
| 未 | 231102 | 呼吸器内科専門医 呼吸不全加算 | 日本呼吸器学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 267 |
| 既 | 231201 | 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2における遠隔モニタリング | 日本呼吸器学会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 273 |
| 既 | 231202 | 在宅酸素療法指導管理料の遠隔モニタリング加算 | 日本呼吸器学会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 284 |
| 既 | 231204 | 呼気ガス分析 | 日本呼吸器学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 298 |

2. 医療技術評価分科会における評価の対象とならない提案又は中医協総会において一部若しくは全部が議論された提案

| 未・既区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ番号 |
|-------|--------|------------------------------------|--------------------|---|-------|
| 既 | 231205 | 在宅酸素療法指導管理料の算定要件変更 | 日本呼吸器学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 305 |
| 既 | 231206 | 特発性肺線維症(特発性間質性肺炎)の急性増悪に対する吸着式血液浄化法 | 日本呼吸器学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 311 |
| 未 | 234101 | 外来呼吸ケア管理料 | 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 323 |
| 未 | 234102 | 在宅医療機器安全管理指導料 | 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 329 |
| 既 | 234201 | 呼吸器リハビリテーション料(増点) | 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 334 |
| 既 | 234202 | 呼吸器リハビリテーション料(言語聴覚士による実施) | 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 340 |
| 未 | 236102 | 医療機関からの退院日と入院中外泊日の訪問看護 | 日本在宅医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 355 |
| 未 | 236103 | 在宅移行支援加算の新設 | 日本在宅医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 359 |
| 未 | 236104 | 退院時共同指導料1、2に新たな加算をつける | 日本在宅医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 363 |
| 未 | 236105 | 栄養サポート専任医師配置加算 | 日本在宅医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 368 |
| 未 | 236106 | 在宅人工呼吸療法導入調整時安全指導加算 | 日本在宅医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 372 |
| 既 | 236201 | 複数の訪問看護ステーションが同一日に訪問した場合の扱い。 | 日本在宅医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 376 |
| 既 | 236202 | 訪問看護と訪問診療・往診の関係 | 日本在宅医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 380 |
| 既 | 236203 | 訪問看護療養費における同一日の訪問看護と訪問リハビリ | 日本在宅医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 384 |
| 既 | 236204 | 経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法での内視鏡費用について | 日本在宅医学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 388 |
| 既 | 236205 | 往診の点数の評価 | 日本在宅医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 392 |
| 既 | 236206 | 退院時共同指導料1、2の算定対象拡大 | 日本在宅医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 396 |
| 既 | 236207 | 同一日の訪問診療・往診と緊急訪問看護の併算定 | 日本在宅医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 400 |
| 既 | 236208 | 療養情報提供加算要件緩和 | 日本在宅医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 404 |
| 未 | 237105 | 月経困難症管理料 | 日本産婦人科医会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 426 |

2. 医療技術評価分科会における評価の対象とならない提案又は中医協総会において一部若しくは全部が議論された提案

| 未・既区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ番号 |
|-------|--------|------------------------------------|---------------|---|-------|
| 未 | 237106 | 地域医療連携体制加算 | 日本産婦人科医会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 432 |
| 既 | 237203 | 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作成 | 日本産婦人科医会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 444 |
| 未 | 238101 | 子宮内膜症指導管理料(新設) | 日本産科婦人科学会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 448 |
| 未 | 238102 | 高年妊婦分娩加算 | 日本産科婦人科学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 452 |
| 未 | 238103 | 母体・胎児集中治療加算 | 日本産科婦人科学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 456 |
| 既 | 244201 | 通院在宅精神療法 児童思春期精神科専門管理加算 施設基準(5)の緩和 | 日本児童青年精神医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 510 |
| 既 | 244202 | 通院在宅精神療法 児童思春期精神科専門管理加算 施設基準(2)の緩和 | 日本児童青年精神医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 515 |
| 既 | 244203 | 通院在宅精神療法 算定要件の拡大(算定期間) | 日本児童青年精神医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 520 |
| 既 | 247201 | 小児かかりつけ診療料 | 日本小児科医会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 529 |
| 既 | 247202 | 診療情報提供料(I) | 日本小児科医会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 533 |
| 未 | 250101 | カプセル内視鏡留置術を併用した小腸カプセル内視鏡 | 日本小児栄養消化器肝臓学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 559 |
| 未 | 251101 | 殺菌能検査 | 日本小児感染症学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 570 |
| 未 | 254101 | 小児在宅呼吸管理パルスオキシメータ加算 | 日本小児呼吸器学会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 596 |
| 未 | 257107 | カテコラミン誘発多形性心室頻拍の遺伝子診断 | 日本小児循環器学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 651 |
| 未 | 265101 | 血清コレステロール測定(血液) | 日本神経学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 710 |
| 未 | 265102 | 血清中のP/Q型カルシウムチャネル(VGCC)抗体の測定 | 日本神経学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 716 |
| 未 | 265103 | 神経学的検査(遠隔診断) | 日本神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 722 |
| 未 | 265106 | プリオン病診療ケア加算 | 日本神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 739 |
| 未 | 265108 | 多職種によるてんかん患者在宅療養指導管理料 | 日本神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 749 |
| 既 | 265203 | 脳血管疾患等リハビリテーション | 日本神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 768 |

2. 医療技術評価分科会における評価の対象とならない提案又は中医協総会において一部若しくは全部が議論された提案

| 未・既区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ番号 |
|-------|--------|---|-----------------|---|-------|
| 既 | 265205 | 難病患者リハビリテーション | 日本神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 776 |
| 既 | 265206 | 認知症療養指導料 | 日本神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 780 |
| 未 | 268101 | 心療内科外来チーム診察料 | 日本心身医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 796 |
| 未 | 268102 | 通院集団自律訓練法 | 日本心身医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 800 |
| 既 | 268205 | 過敏性腸症候群治療管理料 | 日本心身医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 824 |
| 未 | 269101 | プレネイタルカウンセリング加算 | 日本新生児成育医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 829 |
| 既 | 272201 | 心大血管リハビリテーション料に関わる施設基準の拡大:追加専任従事者としての臨床検査技師の活用とチーム医療の強化 | 日本心臓リハビリテーション学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 849 |
| 既 | 277201 | 高度腎機能障害患者指導加算 | 日本腎臓リハビリテーション学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 896 |
| 既 | 278201 | 遺伝学的検査(遺伝性腫瘍) | 日本人類遺伝学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 901 |
| 既 | 278202 | 遺伝学的検査(難病等) | 日本人類遺伝学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 906 |
| 未 | 281101 | 電子的頭痛ダイアリーによる難治性頭痛の遠隔診断、治療支援技術 | 日本頭痛学会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 936 |
| 未 | 281102 | 後頭神経刺激装置植込術 | 日本頭痛学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 941 |
| 未 | 284102 | 精神科保護集中精神療法 | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 950 |
| 未 | 284103 | 精神科保護集中治療加算 | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 954 |
| 未 | 284104 | 精神科病棟感染制御管理料 | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 958 |
| 未 | 284105 | 精神科身体機能強化専門療法 | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 963 |
| 未 | 284106 | 重度認知症デイ・ケア料 リハビリテーション加算 | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 968 |
| 未 | 284107 | 重度認知症デイ・ケア料 身体合併症加算 | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 972 |
| 未 | 284108 | 認知症地域連携パス共同指導料 | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 977 |
| 既 | 284201 | 持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料(LAI) | 日本精神科病院協会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 981 |

2. 医療技術評価分科会における評価の対象とならない提案又は中医協総会において一部若しくは全部が議論された提案

| 未・既区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ番号 |
|-------|--------|-----------------------------------|-----------|---|-------|
| 既 | 284202 | 入院精神療法(Ⅱ)イ | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 985 |
| 既 | 284203 | 精神科デイ・ケア等 | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 989 |
| 既 | 284204 | 精神科デイ・ケア等(プレ・デイ・ケア) | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 994 |
| 既 | 284205 | 入院精神療法(Ⅰ) | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 998 |
| 既 | 284206 | 入院精神療法(Ⅱ)ロ | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1002 |
| 既 | 284207 | 入院精神療法(20歳未満) | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1006 |
| 既 | 284208 | 重度認知症デイ・ケア料 夜間ケア加算 | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1010 |
| 既 | 284209 | 精神科訪問看護・指導料【1-A 算定要件の拡大(適応疾患の拡大)】 | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1015 |
| 既 | 284210 | 医療保護入院等診療料 | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1019 |
| 既 | 284211 | 入院集団精神療法 | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1024 |
| 既 | 284212 | 通院集団精神療法 | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1028 |
| 既 | 284214 | 精神科退院前訪問指導料 | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1038 |
| 既 | 284215 | 通院・在宅精神療法の時間外・休日・深夜加算 | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1042 |
| 既 | 284216 | 特定薬剤副作用評価加算 | 日本精神科病院協会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1046 |
| 既 | 284217 | 疾患別リハビリテーション料(加算) | 日本精神科病院協会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 1050 |
| 既 | 284218 | 疾患別リハビリテーション料(算定期限超え除外) | 日本精神科病院協会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 1055 |
| 既 | 284219 | 精神科訪問看護・指導料【1-B 算定要件の拡大(施設基準)】 | 日本精神科病院協会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 1060 |
| 未 | 285101 | 精神科包括的支援マネジメント料 | 日本精神神経学会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 1064 |
| 未 | 285102 | 精神科多職種チームによる回復期治療の強化 | 日本精神神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1069 |
| 未 | 285103 | 精神科作業療法計画策定・管理料 | 日本精神神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1074 |

2. 医療技術評価分科会における評価の対象とならない提案又は中医協総会において一部若しくは全部が議論された提案

| 未・既区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ番号 |
|-------|--------|--------------------------------------|-------------------|---|-------|
| 未 | 285104 | かかりつけ医との連携加算(うつ病患者等に対するかかりつけ医との連携加算) | 日本精神神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1079 |
| 既 | 285201 | 精神科在宅患者支援管理料 | 日本精神神経学会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 1084 |
| 既 | 285202 | 治療抵抗性統合失調症治療指導管理料 | 日本精神神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1089 |
| 既 | 285203 | 精神科ショート・ケア、デイ・ケア(児童思春期) | 日本精神神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1095 |
| 既 | 285204 | 精神科デイケアの機能分化を進める～うつ病リハビリテーションデイケア～ | 日本精神神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1101 |
| 既 | 285205 | ハイリスク妊産婦連携指導料【2】の増点 | 日本精神神経学会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 1107 |
| 既 | 285206 | 退院後訪問指導料(医学管理料B007-2) | 日本精神神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1111 |
| 既 | 285207 | 「通院・在宅精神療法」30分未満の増点 | 日本精神神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1115 |
| 既 | 285208 | 向精神薬の多剤減算 | 日本精神神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1119 |
| 既 | 285209 | 通院・在宅精神療法の算定要件変更 | 日本精神神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1124 |
| 既 | 285210 | 精神科訪問看護・指導料(1012特掲診療料・精神療法) | 日本精神神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1128 |
| 既 | 285212 | 救急患者精神科継続支援料1 | 日本精神神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1137 |
| 既 | 285213 | 救急患者精神科継続支援料2 | 日本精神神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1142 |
| 既 | 285214 | 診療情報提供料(I) | 日本精神神経学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1147 |
| 未 | 288102 | 栄養・摂食嚥下管理加算 | 日本摂食嚥下リハビリテーション学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1162 |
| 既 | 288201 | 摂食機能療法Ⅲ | 日本摂食嚥下リハビリテーション学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1167 |
| 既 | 289201 | 血中ガラクトース検査 | 日本先天代謝異常学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1197 |
| 未 | 290101 | DPCの医療機能評価係数Ⅱで精神科リエゾンチーム加算の存在を評価する | 日本総合病院精神医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1204 |
| 未 | 290102 | DPC適用病院の精神病床へのDPC適用化 | 日本総合病院精神医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1208 |
| 未 | 291101 | HHV-6 DNA定量検査 | 日本造血細胞移植学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1212 |

2. 医療技術評価分科会における評価の対象とならない提案又は中医協総会において一部若しくは全部が議論された提案

| 未・既区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ番号 |
|-------|--------|--------------------------------------|----------|---|-------|
| 未 | 294101 | てんかん専門診断管理料 | 日本てんかん学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1232 |
| 未 | 294102 | てんかん紹介料連携加算 | 日本てんかん学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1237 |
| 未 | 294103 | てんかん心理教育療法 | 日本てんかん学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1243 |
| 既 | 296203 | 糖負荷試験(静脈)追加法(インスリン感受性評価) | 日本糖尿病学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1302 |
| 未 | 297101 | 女性更年期症候群に対する漢方医学的診察法 | 日本東洋医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1308 |
| 未 | 304101 | 移植臓器幹旋料 | 日本移植学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1361 |
| 未 | 306101 | 緊急入院時の検査(MRI・CT検査等)を包括項目から除外 | 日本運動器科学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1380 |
| 未 | 306102 | 有床診療所の地域包括ケア病床の新設 | 日本運動器科学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1384 |
| 未 | 306103 | 休日リハビリテーション提供体制加算 | 日本運動器科学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1388 |
| 未 | 306104 | 運動器リハビリテーション料 小児加算(15歳以下) | 日本運動器科学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1392 |
| 既 | 306201 | 早期リハビリテーション加算 | 日本運動器科学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1400 |
| 既 | 306202 | 運動器リハビリテーション料の再評価 | 日本運動器科学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1404 |
| 既 | 306203 | 入院時の運動器リハビリテーション標準算定要件の緩和 | 日本運動器科学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1408 |
| 既 | 306204 | 特定疾患療養管理料の適応疾患の拡大 | 日本運動器学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1412 |
| 既 | 306205 | 小児運動器疾患指導管理料(適応年齢の引き上げ) | 日本運動器科学会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 1416 |
| 既 | 306206 | 運動器リハビリテーション起算日の変更 | 日本運動器科学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1420 |
| 既 | 306207 | 運動器リハビリテーションはロコモ25で5以上の悪化の場合急性増悪とする。 | 日本運動器科学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1424 |
| 既 | 310204 | 短期滞在手術等基本料3の改正 | 日本眼科医会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1508 |
| 既 | 310206 | 眼底カメラ撮影 デジタルプリントの評価 | 日本眼科医会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1515 |
| 既 | 315201 | 緩和ケア病棟入院料 | 日本緩和医療学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1593 |

2. 医療技術評価分科会における評価の対象とならない提案又は中医協総会において一部若しくは全部が議論された提案

| 未・既区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ番号 |
|-------|--------|--|----------------------|---|-------|
| 未 | 316102 | 脳死判定(診断)料 | 日本救急医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1603 |
| 未 | 316103 | 病院救急自動車搬送料 | 日本救急医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1608 |
| 未 | 316104 | 入院時重症患者対応加算 | 日本救急医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1612 |
| 既 | 316203 | 夜間休日救急搬送医学管理料 | 日本救急医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1622 |
| 未 | 318103 | 自家皮膚移植術(細胞)(RECELL) | 日本形成外科学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1645 |
| 未 | 326101 | 感染性偽関節骨誘導術 #1 大腿骨 #2 下腿骨 #3 上腕骨 #4 前腕骨 | 日本骨折治療学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1788 |
| 未 | 334101 | 院内迅速対応システム(Rapid Response System: RRS)の診療報酬 | 日本集中治療医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1959 |
| 既 | 334201 | 特定集中治療室管理料の要件見直し(バイオクリーンルームの削除) | 日本集中治療医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1964 |
| 既 | 334202 | 経皮的体温調節療法の要件の見直し | 日本集中治療医学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1967 |
| 既 | 334203 | 気管支カテーテル気管支肺胞洗浄法検査 | 日本集中治療医学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1971 |
| 既 | 334204 | 特定集中治療室管理料の要件見直しと増点(臨床工学技士) | 日本集中治療医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 1974 |
| 未 | 335102 | C13呼気試験法胃排出能検査 | 日本消化管学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1989 |
| 既 | 341201 | 四肢血管拡張術 | 日本静脈学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 2111 |
| 未 | 342101 | 栄養管理連携加算1 | 日本静脈経腸栄養学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 2120 |
| 未 | 342102 | 栄養管理連携加算2 | 日本静脈経腸栄養学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 2126 |
| 未 | 343103 | 重度褥瘡栄養管理加算 | 日本褥瘡学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 2149 |
| 既 | 344203 | ステントグラフト内挿術・胸部大動脈(食道悪性腫瘍に対して) | 日本食道学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 2185 |
| 既 | 346202 | 人工臓器検査 | 日本人工臓器学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 2221 |
| 既 | 346203 | 全身糖代謝PET-CT | 日本人工臓器学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 2226 |
| 既 | 349202 | 在宅患者訪問看護・指導料 3. 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 | 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 2272 |

2. 医療技術評価分科会における評価の対象とならない提案又は中医協総会において一部若しくは全部が議論された提案

| 未・既区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ番号 |
|-------|--------|--|--------------|---|-------|
| 未 | 355102 | 筋肉量測定 (DXA法) | 日本脊椎脊髄病学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 2337 |
| 未 | 357103 | 大腸移送能試験 | 日本大腸肛門病学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 2380 |
| 未 | 357104 | 便秘や過敏性腸症候群に対する食事指導 | 日本大腸肛門病学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 2384 |
| 既 | 357205 | 便秘症に対する管理栄養士による栄養指導 | 日本大腸肛門病学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 2404 |
| 未 | 361102 | ワダテスト(頸動脈薬剤負荷試験) | 日本てんかん学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 2460 |
| 既 | 364201 | 予防的乳房切除術 | 日本乳癌学会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 2515 |
| 未 | 368103 | 在宅排尿管理指導料 | 日本排尿機能学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 2581 |
| 既 | 373204 | 外傷性出血に対するフィブリノーゲン製剤の投与 | 日本腹部救急医学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 2727 |
| 未 | 374101 | センチネルリンパ節生検術(子宮悪性腫瘍手術) | 日本婦人科腫瘍学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 2737 |
| 既 | 376201 | 緩和ケア病棟入院中の患者に対する神経ブロックの包括対象外化 | 日本ペインクリニック学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 2791 |
| 未 | 382104 | 移行期支援・自立支援指導料 | 日本臨床外科学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 2856 |
| 既 | 382205 | 新生児特定集中治療室管理料 A302 | 日本臨床外科学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 2875 |
| 既 | 384201 | 前立腺針生検法の外来日帰り加算 | 日本臨床泌尿器科医会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 2938 |
| 既 | 413205 | 拔牙手術における歯科薬剤の算定に関する基準の見直し | 日本口腔外科学会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 3070 |
| 既 | 427201 | 麻酔薬剤料算定の医科歯科格差の是正(120点以上の処置に対する薬剤料の算定) | 日本歯科麻酔学会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 3170 |
| 未 | 431101 | ニコチン代謝産物測定による慢性歯周炎患者の禁煙指導 | 日本歯周病学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3180 |
| 未 | 601101 | ハイリスク高齢がん患者外来指導管理料 | 日本がん看護学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 3376 |
| 既 | 601201 | リンパ浮腫複合的治療料 | 日本がん看護学会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 3381 |
| 既 | 601202 | がん患者指導管理料イ | 日本がん看護学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 3386 |
| 既 | 602201 | がん患者指導管理料ロ | 日本緩和医療学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 3390 |

2. 医療技術評価分科会における評価の対象とならない提案又は中医協総会において一部若しくは全部が議論された提案

| 未・既区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ番号 |
|-------|--------|--|----------------------|---|-------|
| 既 | 603202 | 退院時共同指導料 2 | 日本循環器看護学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 3417 |
| 既 | 604202 | 在宅患者訪問看護・指導料 3 | 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会 | 中央社会保険医療協議会総会において、当該提案に係るテーマについて議論が行われている。 | 3430 |
| 未 | 605101 | 褥瘡対策地域連携加算 | 日本創傷・オストミー・失禁管理学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 3434 |
| 未 | 702101 | Oncotype DX | 日本乳癌学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3468 |
| 未 | 703102 | 脳脊髄液中アミロイドβ 42アッセイ | 日本認知症学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3492 |
| 未 | 703104 | 血中アミロイドβ 関連ペプチドアッセイ | 日本認知症学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3503 |
| 未 | 703105 | 認知症療養専門指導料 | 日本認知症学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 3510 |
| 未 | 704101 | 病理組織標本を用いたIDH1/2遺伝子変異の診断法 | 日本脳神経外科学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3515 |
| 未 | 705101 | 脳卒中急性期多職種医療加算 | 日本脳卒中学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 3519 |
| 未 | 705102 | 脳卒中ケアユニットにおける休日リハビリテーション加算 | 日本脳卒中学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 3525 |
| 既 | 705203 | 救急医療管理加算1(算定要件拡大) | 日本脳卒中学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 3541 |
| 未 | 708104 | 尿中クエン酸濃度 | 日本泌尿器科学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3581 |
| 未 | 708105 | 尿中アデノウイルスDNA PCR 定量 | 日本泌尿器科学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3587 |
| 未 | 710102 | 「肥満症」病名による生活習慣病管理料の算定 | 日本肥満学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 3611 |
| 未 | 714101 | 外来認知行動指導料 | 日本不安症学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 3675 |
| 未 | 714102 | オンライン認知行動指導料 | 日本不安症学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 3680 |
| 未 | 718101 | ヘリコバクターピロリ菌の抗菌薬感受性試験 | 日本ヘリコバクター学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3760 |
| 未 | 718103 | 抗内因子抗体検査 | 日本ヘリコバクター学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3769 |
| 未 | 718104 | 血清ペプシノゲンによるヘリコバクターピロリ除菌判定 | 日本ヘリコバクター学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3774 |
| 既 | 718201 | H. pyloriの除菌療法において、H. pyloriがクラリスロマイシン耐性と判明している場合に、メロニダゾールを含む二次除菌レジメンを一次除菌から用いる。 | 日本ヘリコバクター学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3785 |

2. 医療技術評価分科会における評価の対象とならない提案又は中医協総会において一部若しくは全部が議論された提案

| 未・既区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ番号 |
|-------|--------|---|----------------|---|-------|
| 未 | 720110 | 外来放射線治療加算及び特定入院料等の5%控除の対象に密封小線源治療を追加 | 日本放射線腫瘍学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 3852 |
| 既 | 720209 | 外来放射線照射診療料における専門認定看護師加算 (有資格看護師配置の場合の増点) | 日本放射線腫瘍学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 3912 |
| 既 | 720213 | 放射線治療スタッフの常勤換算 | 日本放射線腫瘍学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 3935 |
| 既 | 720217 | サイバーナイフによる三叉神経痛治療 | 日本放射線腫瘍学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3954 |
| 既 | 720222 | 各種技術に対するスタッフの兼務についての整合性の調整 | 日本放射線腫瘍学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 3989 |
| 未 | 722105 | 輸血検査自動機器加算 | 日本輸血・細胞治療学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 4017 |
| 未 | 722106 | 輸血関連情報提供料 | 日本輸血・細胞治療学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 4022 |
| 未 | 723101 | 運動器の難治性慢性疼痛における集学的治療に対する慢性疼痛管理加算 | 日本腰痛学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 4031 |
| 未 | 724101 | 強直性脊椎炎疑いにおけるHLA-B27検査 | 日本リウマチ学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 4036 |
| 既 | 724207 | ベーチェット病におけるHLA型クラスI検査 | 日本リウマチ学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 4070 |
| 既 | 725201 | 療養・就労両立支援指導料 | 日本リハビリテーション医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 4085 |
| 未 | 726101 | In situ hybridization法を用いた病理標本でのEBウイルスの検出検査 | 日本リンパ網内系学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 4100 |
| 既 | 726204 | 造血器腫瘍遺伝子検査 | 日本リンパ網内系学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 4121 |
| 未 | 727102 | 病院における管理栄養士の病棟配置に対する加算 | 日本臨床栄養学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 4130 |
| 既 | 728210 | 検査画像情報提供加算・診療情報提供料(I) | 日本臨床検査医学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 4179 |
| 既 | 729202 | 悪性腫瘍遺伝子検査 ト マイクロサテライト不安定性検査 | 日本臨床検査専門医会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 4250 |
| 既 | 729206 | 網膜芽細胞腫及び甲状腺髄様癌の遺伝学的検査の方法の追加(DNAシーケンス法) | 日本臨床検査専門医会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 4272 |
| 未 | 733101 | アルツハイマー型認知症管理料 | 日本臨床内科医会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 4364 |
| 未 | 733102 | 慢性便秘症管理料 | 日本臨床内科医会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 4368 |
| 未 | 733103 | 電子カルテ加算 | 日本臨床内科医会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 4372 |

2. 医療技術評価分科会における評価の対象とならない提案又は中医協総会において一部若しくは全部が議論された提案

| 未・既区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 評価(案) | ページ番号 |
|-------|--------|----------------------------|-----------|---|-------|
| 既 | 733201 | 特定疾患療養管理料 | 日本臨床内科医会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 4376 |
| 既 | 733203 | 処方料 | 日本臨床内科医会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 4384 |
| 既 | 733204 | 診療情報提供料 | 日本臨床内科医会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 4388 |
| 既 | 733205 | 在宅時医学総合管理料(処方箋を交付しない場合の加算) | 日本臨床内科医会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 4392 |
| 未 | 734104 | 点滴抗がん薬の副作用軽減としての冷却療法 | 日本臨床腫瘍学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 4411 |
| 既 | 734201 | がん治療連携計画策定料・がん治療連携指導料 | 日本臨床腫瘍学会 | 医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係る提案。 | 4417 |
| 未 | 735103 | 薬剤耐性遺伝子検査 | 日本臨床微生物学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 4426 |
| 未 | 735104 | マラリアイムノクロマトキット | 日本臨床微生物学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 4431 |

令和2年1月9日

診療報酬調査専門組織・医療技術評価分科会
分科会長 福井 次矢 殿

先進医療会議
座長 五十嵐 隆

既存の先進医療に関する検討結果について

第81回先進医療会議（令和元年12月5日開催）において、令和元年6月30日時点で先進医療告示に掲げられている先進医療Aの25技術（暫定的に先進医療Aとして実施する技術を除く）及び総括報告書の報告を終えている先進医療Bの1技術（未承認の医薬品等の使用及び医薬品等の適応外使用を伴わないものに限る）について、保険導入にかかる科学的根拠等を評価した。

今般、先進医療の評価について、最終的な検討結果を取りまとめたことから先進医療会議における評価結果を報告するものである。

1. 十分な科学的根拠を有すると評価された先進医療技術（別紙1）

以下の6技術については、その有効性、効率性等に鑑み、十分な科学的根拠を有すると考える。

- (1) 告示番号4：神経変性疾患の遺伝子診断（※）
- (2) 告示番号9：泌尿生殖器腫瘍後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術
- (3) 告示番号17：角膜ジストロフィーの遺伝子解析
- (4) 告示番号18：MEN1遺伝子診断
- (5) 告示番号25：腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術
- (6) 先進医療B(告示番号36)：多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療

※：適応症のうち、脊髄小脳変性症については、十分な科学的根拠を有すると判断した。それ以外の適応症については、現時点では科学的根拠が十分でないと判断した。

2. 一定の科学的根拠を有する、又は科学的根拠が現時点では十分でないと評価された先進医療技術（別紙2）

以下の19技術については、保険導入の適否を評価するために必要な有効性、効率性等が十分に示されておらず、先進医療として継続すべき技術であると考えます。

- (1) 告示番号1：高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術
- (2) 告示番号2：陽子線治療
- (3) 告示番号4：神経変性疾患の遺伝子診断（※）
- (4) 告示番号5：重粒子線治療
- (5) 告示番号6：抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査
- (6) 告示番号7：家族性アルツハイマー病の遺伝子診断
- (7) 告示番号8：腹腔鏡下膀胱尿管逆流防止術
- (8) 告示番号15：培養細胞によるライソゾーム病の診断
- (9) 告示番号16：培養細胞による脂肪酸代謝異常症又は有機酸代謝異常症の診断
- (10) 告示番号19：ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）
- (11) 告示番号20：細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）
- (12) 告示番号21：LDL アフェレシス療法
- (13) 告示番号22：多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診断
- (14) 告示番号23：CYP2D6 遺伝子多型検査
- (15) 告示番号24：MRI 撮影及び超音波検査融合画像に基づく前立腺針生検法
- (16) 告示番号26：糖鎖ナノテクノロジーを用いた高感度ウイルス検査
- (17) 告示番号27：腹腔鏡下スリーブ状胃切除術及び十二指腸空腸バイパス術
- (18) 告示番号28：血中 TARG 濃度の迅速測定
- (19) 告示番号29：Birt-Hogg-Dubé (BHD) 症候群の遺伝子診断

※：神経変性疾患の遺伝子診断のうち、脊髄小脳変性症に対する遺伝子診断については、十分な科学的根拠を有すると判断した。それ以外の適応症については、現時点では科学的根拠が十分でないと判断した。

<参考>

○ 削除が適切であると評価された先進医療技術（別紙3）

以下の2技術については、その有効性、効率性等が十分に示されていないことから、先進医療から削除する方向で検討することが適当と考えます。

- (1) 告示番号11：歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法
- (2) 告示番号14：多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術

先進医療会議における議論の概要について

○ 第 81 回先進医療会議（令和元年 12 月 5 日開催）において、既存の先進医療技術について、保険導入にかかる科学的根拠等が評価された。当会議の議論の結果、6 件の先進医療技術が十分な科学的根拠を有すると評価されたが、そのうち 3 技術については以下のような指摘がなされたところ。

| 告示番号 | 先進医療技術名 | 先進医療会議における議論の概要 |
|------|----------------------|---|
| 4 | 神経変性疾患の遺伝子診断 | <ul style="list-style-type: none"> 適応症のうち、脊髄小脳変性症については有効性が認められるため、保険導入に係る十分な科学的根拠ありと判断できるが、他の疾患については実績がほとんどないため、先進医療として継続するのが妥当と考える。 |
| 25 | 腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術 | <ul style="list-style-type: none"> 開腹術を含め、傍大動脈リンパ節郭清術自体に予後を改善する強固なエビデンスがないことに留意する必要があるものの、開腹術と同程度に病期診断を正確にできる点と低侵襲である点については、安全性の確保を前提に、十分な科学的根拠があると判断できる。 |
| B36 | 多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療 | <ul style="list-style-type: none"> 当該技術の一般化可能性に懸念が残るため、令和 2 年度診療報酬改定で保険適用される場合には、先進医療 B に準じた施設要件を設定し、適切な医療機関で実施されることが必要と考える。 施設要件を設定する場合、臨床検査技師が血漿分離等の工程を担うことが多い現状について、考慮する必要がある。 |

(別紙1)十分な科学的根拠を有すると評価された先進医療(6技術)

| 告示番号 | 先進医療技術名 | 適応症 | 概要 | 先進医療適用年月日 |
|------|---------------------------------|--|--|------------|
| 4 | 神経変性疾患の遺伝子診断(※) | 脊髄小脳変性症、家族性筋萎縮性側索硬化症、家族性低カリウム血症性周期性四肢麻痺又はマックリード症候群 | PCR法、DNAシーケンサー装置等を用いて責任遺伝子の異常を探索し正確な診断を行う。 | 平15. 9. 1 |
| 9 | 泌尿生殖器腫瘍後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術 | 泌尿生殖器腫瘍(リンパ節転移の場合及び画像によりリンパ節転移が疑われる場合に限る。) | 精巣腫瘍、膀胱腫瘍等の摘出後、追加の化学療法・放射線療法の必要性を判断するために、腹腔鏡を用いて後腹膜リンパ節を切除しリンパ節転移の有無を確認する。切除したリンパ節に腫瘍の転移がなければ、追加の化学療法・放射線療法を行わず、その副作用を避けることができる。 | 平17. 2. 1 |
| 17 | 角膜ジストロフィーの遺伝子解析 | 角膜ジストロフィー | 本技術によって原因遺伝子を明らかにすることにより、病型に加え、発症年齢、重症度や予後も推定可能となり、治療により進行を遅らせることが可能な例を特定することや、角膜移植後の再発リスクを明らかにすることができる。さらに、患者が自分の病気を遺伝病として理解した上で、自身や家族の結婚や出産に関連して生じる諸問題について計画的に対処することが可能となる。 | 平20. 12. 1 |
| 18 | MEN1遺伝子診断 | 多発性内分泌腫瘍症1型(MEN1)が疑われるもの(原発性副甲状腺機能亢進症(pHPT)(多腺症でないものにあつては、四十歳以下の患者に係るものに限る。))又は多発性内分泌腫瘍症1型(MEN1)に係る内分泌腫瘍症(当該患者の家族に多発性内分泌腫瘍症1型(MEN1)に係る内分泌腫瘍を発症したものがあつた場合又は多発性内分泌腫瘍症1型(MEN1)に係る内分泌腫瘍を複数発症している場合に限る。)) | 1)発端者診断 MEN1の疑われる患者(発端者)が対象となる。遺伝カウンセリングを施行し患者の同意を得た上で採血を行い、末梢血白血球よりDNAを抽出する。次に、MEN1遺伝子のエクソン2~10のすべてをPCR法を用いて一度に増幅し、塩基配列をDNAシーケンサーにより解析する。変異が認められた場合、MEN1であることが確定する。 2)保因者診断 MEN1遺伝子変異が判明している家系の血縁者が対象となる。上記1)と同様の手順で遺伝子診断を行うが、既知の変異部位のみのシーケンスを行う。変異を認めた場合は、MEN1に関する各種検査を行い、治療適応のあるものに関しては早期治療が可能になる。一方、MEN1遺伝子の変異が認められない血縁者に対しては、遺伝していないことが判明し、以後の臨床検査は不要となり、医療費の節約が可能となる。 | 平24. 9. 1 |
| 25 | 腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術 | 子宮体がん(ステージがIA期であつてグレード3若しくは特殊型(漿液性腺がん、明細胞腺がん、がん肉腫等)のもの又はステージがIB期若しくはII期と疑われるものに限る。) | 早期子宮体がんで行っている腹腔鏡下子宮体がん根治術に準じた方法で手術を行う。 腹腔鏡下手術は、臍部に12mmのカメラ用トロッカーを挿入し、炭酸ガスで腹腔内にガスで気腹させ、腹部に4-5か所に5mmのトロッカーおよび下腹部正中に12mmトロッカーを挿入し行う。摘出した子宮は、腔から摘出する。骨盤リンパ節郭清術を施行し、続いて傍大動脈リンパ節郭清は開腹術における子宮体がん根治手術と同様の方法で行うこととする。 手術は、 ①腹腔鏡下子宮全摘出術+両側付属器摘出術を行う。 ②腹腔鏡下に骨盤リンパ節郭清術を行う。 ③カメラを下腹部正中から上腹部の方向に向け、後腹膜を切開し、腹膜を腹壁側につり上げまたは圧押し空間を確保し、腹大動脈、下大動脈より下腸間膜動脈・腎静脈を確認した上で、腎静脈以下の傍大動脈リンパ節郭清術を行う。 安全性及び有効性については Primary endpoint; 術中出血量、 Secondary endpoint; 摘出リンパ節個数、輸血率、術中・術後合併症の有無、術後QOL、3年無再発生存期間、5年全生存割合 *いずれの結果も、2008年1月から2016年3月までに当科で施行した子宮体がんに対する開腹手術における傍大動脈リンパ節郭清術と比較検討する。 | 平29. 7. 1 |
| B36 | 多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療 | 褥瘡又は難治性皮膚潰瘍(美容等に係るものを除く。) | 従来型保存治療において治療抵抗性かつ手術不能(または拒絶)な褥瘡を含む難治性皮膚潰瘍を対象疾患とし、2年間で23例の患者に対して本治療を行う。患者本人から1回に最大で10%輸血用クエン酸ナトリウム含有末梢血液20~40mLを採血し、血液成分分離容器に注入後、遠心型血液成分採取装置で約15分間遠心分離して自己多血小板血漿を分取する。分取した多血小板血漿を患部(潰瘍部位)の大きさに応じた用量を塗布する。PRP治療開始後、7日おきに写真撮影を行い、4回の治療終了後、創傷部の面積測定、写真撮影を行う。完全上皮化に至っていない場合、更に4回治療を行う。 | 平26. 10. 1 |

※: 適応症のうち、脊髄小脳変性症については、十分な科学的根拠を有すると判断した。それ以外の適応症については、現時点では科学的根拠が十分でないと判断した。

(別紙2)一定の科学的根拠を有する、又は科学的根拠が現時点では十分でないと評価された
先進医療技術(19技術)

| 告示番号 | 先進医療技術名 | 適応症 | 概要 | 先進医療適用年月日 |
|------|-----------------------------------|--|---|-----------|
| 1 | 高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術 | 子宮腺筋症 | 子宮腺筋症は、これまで子宮全摘術によって治療されてきた。腺筋症組織は、子宮筋層の中に複雑に入り込んでいることから、従来、腺筋症組織のみを正常の子宮筋層と分離して切除することは困難であったが、本技術は開腹後、新たに開発されたリング型の高周波切除器を用いることにより腺筋症組織のみを切除(核出)するものである。 | 平17.10.1 |
| 2 | 陽子線治療 | 頭頸部腫瘍(脳腫瘍を含む。)肺・縦隔腫瘍、骨軟部腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍(いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。) | 放射線の一種である粒子線(陽子線)を病巣に照射することにより悪性腫瘍を治療する。 | 平13.7.1 |
| 4 | 神経変性疾患の遺伝子診断(※) | 脊髄小脳変性症、家族性筋萎縮性側索硬化症、家族性低カリウム血症性周期性四肢麻痺又はマックリード症候群 | PCR法、DNAシーケンサー装置等を用いて責任遺伝子の異常を探索し正確な診断を行う。 | 平15.9.1 |
| 5 | 重粒子線治療 | 頭頸部腫瘍、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍(いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。) | 重粒子線(炭素イオン線)を体外から病巣に対して照射する治療法。 | 平15.11.1 |
| 6 | 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査 | 悪性脳腫瘍 | 手術中に得られた組織からPCR法にて抗がん剤耐性遺伝子を測定し、腫瘍に対する抗がん剤の感受性を知ることができる。これに基づいて抗がん剤を使用することにより、より高い効果を得、不必要な副作用を避けることができる。 | 平16.11.1 |
| 7 | 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断 | 家族性アルツハイマー病 | 家族性アルツハイマー病の原因遺伝子の変異に対する診断を行う。正確な診断により、個々の患者ごとに、遺伝的背景の差異に基づく病気の特徴を踏まえた予後の推定を可能にし、将来に向けた療養方針やリハビリ計画を患者やその家族に示すことができる。 | 平16.12.1 |
| 8 | 腹腔鏡下膀胱尿管逆流防止術 | 膀胱尿管逆流症(国際分類グレードVの高度逆流症を除く。) | 腹腔鏡下に膀胱外アプローチにより尿管を膀胱筋層内に埋め込み、逆流防止を行う。 | 平16.12.1 |
| 15 | 培養細胞によるライソゾーム病の診断 | ライソゾーム病(ムコ多糖症I型及びII型、ゴーシェ病、ファブリ病並びにポンペ病を除く。) | 先天性代謝異常の罹患リスクが高い胎児、新生児及び先天性代謝異常が疑われる症状を有する小児から、胎児の場合は、羊水を採取し、羊水細胞を培養後、細胞中の酵素活性を測定する。新生児や小児においては、末梢血を採取してリンパ球を培養、あるいは、皮膚生検を行い線維芽細胞を培養して、培養細胞中の酵素活性を測定する。酵素活性の測定後、酵素補充療法の適応とならないものについては、造血幹細胞移植等の種々の治療法や、治療法がない場合においては、早期の対症療法や生活指導を行うことにより、患者のQOLの向上を可能とする。 | 平20.7.1 |
| 16 | 培養細胞による脂肪酸代謝異常症又は有機酸代謝異常症の診断 | 脂肪酸代謝異常症又は有機酸代謝異常症 | 酵素活性の測定には、静脈血液5~10mlまたは米粒大の皮膚片から、培養リンパ球や培養皮膚線維芽細胞を樹立する。これらの技術によって得た培養細胞を用いて、酵素活性を測定して先天性代謝異常症の確定診断を行う。 | 平20.8.1 |
| 19 | ウイルスに起因する難治性の眼感染症に対する迅速診断(PCR法) | 豚脂様角膜後面沈着物若しくは眼圧上昇の症状を有する片眼性の前眼部疾患(ヘルペス性角膜内皮炎又はヘルペス性虹彩炎が疑われるものに限る。)又は網膜に壊死病巣を有する眼底疾患(急性網膜壊死、サイトメガロウイルス網膜炎又は進行性網膜外層壊死が疑われるものに限る。) | ヘルペス性角膜内皮炎、ヘルペス性虹彩炎が疑われる片眼性の前眼部疾患。急性網膜壊死、サイトメガロウイルス網膜炎、進行性網膜外層壊死が疑われる網膜壊死病巣を有する眼底病変は、ヒトヘルペスウイルスが病因と疑われる。このような症例の前房水を前房穿刺、あるいは硝子体液を手術時に採取して、これらの眼内液からDNAを抽出し、本診断法によりHSV-1,HSV-2,VZV,EBV,CMV,HHV-6,HHV-7,HHV-8のDNAの同定と定量をおこなう。この診断に基づいて適正な抗ウイルス治療をおこなう。当院眼科においては年間約100~150例の患者が本検査の対象となる。 | 平26.1.1 |
| 20 | 細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染症に対する迅速診断(PCR法) | 前房蓄膿、前房フィブリン、硝子体混濁又は網膜病変を有する眼内炎 | 内眼手術直後からの眼痛、前房蓄膿、硝子体混濁を呈する外因性眼内炎、体内に感染巣があり眼痛、前房蓄膿、硝子体混濁を呈する内因性眼内炎では早急に細菌感染を疑い検査する必要がある。このような症例の前房水を前房穿刺、あるいは硝子体液を手術時に採取して、これらの眼内液からDNAを抽出し、本診断により細菌16SrDNAの定量をおこなう。この診断に基づいて適正な抗生剤投与、硝子体手術をおこなう。当院眼科においては年間約30例の患者が本検査の対象となる。経中心静脈高栄養法や各種カテーテルの留置に伴った真菌血症が全身的にあり、網膜後局所に網膜滲出斑、硝子体混濁、牽引性網膜剥離、前眼部炎症を呈する眼内炎では早急に真菌感染を疑い診断を付ける必要がある。このような症例の前房水を前房穿刺、あるいは硝子体液を手術時に採取して、これらの眼内液からDNAを抽出し、本診断により真菌28SrDNAの定量をおこなう。この診断に基づいて適正な抗生剤投与、硝子体手術をおこなう。当院眼科においては年間約20例の患者が本検査の対象となる。従来の検査で眼科検体を用いた真菌の検査法の中で、現在保険でおこなわれているものは、培養があるが感度と特異度は本検査法よりも劣る。 | 平26.1.1 |
| 21 | LDLアフェレシス療法 | 難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白血症を呈する糖尿病性腎症 | 本件は、重度尿蛋白(3 g/day以上、又は尿蛋白/尿クレアチニン3 g/gCr以上)を伴い血清クレアチニンが2 mg/dL未満、薬物治療下で血清LDL-コレステロールが120 mg/dL以上である糖尿病性腎症患者を対象として、LDLアフェレシス治療の有効性及び安全性を評価する多施設共同単群試験である。リポソーパーを用い、LDLアフェレシスを施行する。原則として、登録後2週間以内にLDLアフェレシスを開始し、これまでの報告(添付文献1から3及び5)に沿って、6から12回を12週間以内に施行する。なお、LDLアフェレシス開始以降のLDLコレステロールや尿蛋白等の低下推移や全身状態の変化等が多様であり、上記のとおりこれまでの報告に沿い6から12回までで総合的に施行回数を判断するため、被験者毎にその回数異なる。 | 平27.4.1 |

| | | | | |
|----|------------------------------|---|--|-----------|
| 22 | 多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診断 | ウイルス感染症が疑われるもの (造血幹細胞移植(自家骨髄移植、自家末梢血管細胞移植、同種骨髄移植、同種末梢血管細胞移植又は臍帯血移植に限る。)後の患者に係るものに限る。) | 1) 移植後多項目迅速ウイルスPCR検査のタイミング 造血幹細胞移植を受けた患者においてa)発熱、b)咳・呼吸困難、c)黄疸・肝障害、d)出血性膀胱炎、e)意識障害、f)発疹、g)下痢・血便および腹痛の症状が出現した際に、血中ウイルス検査を実施する。 2) 多項目迅速ウイルスPCR検査の方法 ・分離した血漿から自動核酸抽出装置でDNAを抽出後、あらかじめ、12種類のウイルスに対するprimer-mixを含むPCR試薬と混合し、PCR反応を行う。PCR終了後、LightCycler®を用いた解離曲線分析により各ウイルスを識別する。これにより12種類のウイルスの有無が同時に決定できる。検査時間がDNAウイルスであれば75分で検出できる。また、同じ12種類のウイルスに関してリアルタイムPCR法(定量検査)を同時に行い、多項目迅速定性ウイルスPCR法における正確度を、陽性的中率、および陰性的中率を算出することによって評価する。 3) ウイルス感染症の診断 ウイルスが検出されたら、臨床症状、身体所見、画像診断、および臨床検査(血液、尿、髄液、喀痰、および肺胞洗浄液などの検査)により、ウイルス血症かウイルス病かの診断を行う。 | 平27. 5. 1 |
| 23 | CYP2D6遺伝子多型検査 | ゴーシェ病 | 1) xTAG CYP2D6 kit v3 RUO によるCYP2D6 遺伝子多型検査のタイミング ゴーシェ病患者において、経口投与治療薬の投与が適切であると研究責任者が判断し、患者も希望した場合に、経口投与治療薬の投与前に本検査を実施する。 2) xTAG CYP2D6 kit v3 RUO によるCYP2D6 遺伝子多型検査の実施 3) xTAG CYP2D6 kit v3 RUO によるCYP2D6 遺伝子多型検査の方法 CYP2D6 遺伝子多型検査キット、xTAG CYP2D6 kit v3 RUO を使用する。詳細は取扱説明書に準ずる。 4) xTAG CYP2D6 kit v3 RUO によるCYP2D6 遺伝子多型検査結果の解析 研究責任者又は研究分担者は遺伝子型から判断して表現型を特定する。表現型がIntermediate metabolizer (IM)又はExtensive metabolizer (EM)の場合には、経口治療薬1回100mg、1日2回の投与が可能となる。Ultra Rapid Metabolizer (URM)、及びPoorMetabolizer (PM)の患者には投与を避けることが望ましい。経口治療薬の用法用量は、添付文書の記載に従う。 5) 研究責任者又は研究分担者はCYP2D6 遺伝子多型から判断された表現型を被験者に伝える。被験者のゴーシェ病の治療医が研究責任者(又は研究分担者)ではない場合、研究責任者(又は研究分担者)は治療を担当する医師にも伝える。電子媒体で伝える場合は、パスワードを設定し電子媒体の暗号化を図る。パスワードは電子媒体とは別に連絡する。 6) 本研究によって得られた日本人患者におけるCYP2D6 遺伝子多型の分布の傾向を過去に報告されている日本人データ4) 5) と比較を行い、傾向の類似性を確認する。これらのデータは海外データと共に薬事申請時の資料とすることを計画している。 | 平27. 9. 1 |
| 24 | MRI撮影及び超音波検査融合画像に基づく前立腺針生検法 | 前立腺がんが疑われるもの (超音波により病変の確認が困難なものに限る。) | まず、血清PSA 値が4.0ng/mL 以上20.0ng/mL 以下の患者を候補とする。候補患者に対してMRIを実施し、Significant cancer が疑われた症例のうち、除外基準を満たさない患者を選定する。本生検では、事前にBioJet ソフトウェアにMRI (DICOM 画像)を取り込み、前立腺尖部から底部まで、および癌を疑う部位 (Region of Interests, ROI) のセグメンテーション(輪郭を明確に示すこと)を行い、画像処理技術により、3次元モデルを作成。座標センサーが搭載されたアームに取りつけられた経直腸的超音波プローブを肛門から挿入。MRI の3次元モデルとリアルタイムのTRUS 前立腺画像をプローブのマニュアル操作および弾性融合機能により一致させる。前立腺観察時のプローブの動きは、座標センサーによりBioJet ソフトウェアに認識されるため、TRUS により観察されている部位のMRI が、同一画面上にリアルタイムで表示される (MRI-TRUS 融合画像)。術者は、この融合画像に基づき、ROI の前立腺組織を生検することができる。 | 平28. 2. 1 |
| 26 | 糖鎖ナノテクノロジーを用いた高感度ウイルス検査 | インフルエンザ | ウイルス(インフルエンザウイルスA型、B型)を対象とし、未承認の検査用試薬として供給されている糖鎖を固定化した磁性金ナノ粒子(SMGNP)で処理したものを使用して、遺伝子を定量的リアルタイム PCR により測定する。検体(唾液、または鼻汁、または喀痰)を等張リン酸緩衝液で希釈し、SMGNPを加える。SMGNPは固定化されている糖鎖を介してウイルスに結合し、磁力により分離する。分離したウイルスとナノ粒子の混合物にSDS(高性能石けん水)を加えてウイルス粒子を破壊し、遊離してくる遺伝子を定量的リアルタイムPCRで検出する。なお、患者診療時には、患者が発熱などのインフルエンザ症状が現れてから診断するまでの時間を記録する。保険診療として医師の判断によってイムノクロマト法である迅速診断キットを用いても検査する。これらのデータを総合的に統計処理する事によって、本法が現行のイムノクロマト法に比べて陽性率が優れている時間帯を決定することを主たる評価項目とする。検査後は、医師と患者(または家族)に以下の項目のアンケート調査を行い、近い将来にPMDAへの認可申請の際の参考データとする。医師へのアンケート項目(5段階評価とする):(1)診療に役立ったか;(2)院内感染対策に役立ったか;(3)隔離を行ったか;(4)薬を処方したか;(5)検体採取は容易だったか;(6)検査は迅速だったか;(7)従来法と比べて有用か患者(家族)へのアンケート項目(5段階評価とする):(1)従来法に比べて良い検査法か;(2)検査費用は妥当か | 平30. 1. 1 |
| 27 | 腹腔鏡下スリーブ状胃切除術及び十二指腸空腸バイパス術 | 重症肥満症 (内科的治療に抵抗性を有するものであって、糖尿病である者に係るものに限る。) | 手術は全身麻酔下に腹腔鏡下に施行する。まず腹部に5箇所ポートを挿入し炭酸ガスにて気腹したのち、通常のスリーブ状胃切除術を施行する。次いで十二指腸を球部で自動縫合器にて離断、さらにトライツ靭帯から約100-150cm 肛門側の空腸を同様に自動縫合器にて離断する。離断した空腸の肛門側を挙上し十二指腸の近位断端と吻合したのち、十二指腸空腸吻合部から約100-150cm 肛門側の空腸にY 吻合を行う手術である。 | 平30. 3. 1 |
| 28 | 血中TARC濃度の迅速測定 | 汎発型の皮疹 (皮膚科専門医(公益社団法人日本皮膚科学会が認定したものをいう。以下同じ。)が重症又は重症化の可能性があると判断したものであって、薬疹が疑われるものに限る。) | 1) 血清TARC 迅速検査の対象患者の選択 ・皮膚科専門医は「皮膚科専門医が重症あるいは重症化の可能性があると判断した汎発型皮疹の患者で、かつ薬疹が疑われるもの」を選択し、院内検査室に血清TARC 迅速検査を依頼する。 2) 血清TARC 迅速検査の実施 ・対象患者の静脈採血から分取された血清成分の一部(30µl)を自動免疫測定装置HISCL とHISCL®TARC 試薬を用いて血清TARC 濃度の自動測定(17分)を行う。 3) 皮膚科専門医へ測定結果の迅速報告 ・臨床検査技師は血清TARC 検査と一般血液検査(好酸球数、好中球数、白血球数、CRP、肝機能、腎機能等)の結果をまとめ、採血から1時間半程度で臨床医に報告する。 4) 皮膚科専門医による迅速な総合診断 ・皮膚科専門医は、病歴・薬歴・臨床所見に加え本TARC 検査、一般血液検査を総合的に鑑みて診断を行い、治療法を選択する。 | 平30. 4. 1 |
| 29 | Birt-Hogg-Dubé(BHD)症候群の遺伝子診断 | Birt-Hogg-Dubé (BHD) 症候群又はBirt-Hogg-Dubé (BHD) 症候群が疑われるもの | ・適応: BHD 症候群及びBHD 症候群が疑われる気胸・肺嚢胞・皮膚腫瘍・腎腫瘍の患者 ・効果: 遺伝子診断によって腎癌の早期発見・早期治療が可能となる。また反復性気胸や皮膚腫瘍の治療にも有益で、BHD 症候群が疑われる同胞等の診断・治療にもつながる。 ・手技: 臨床遺伝専門医により十分なカウンセリングを行い、遺伝子検査承諾を得る。血液あるいは手術で切除された組織を検体とする。検体からDNAを抽出し、FLCN 特異的プライマーを用いてPCRを行い増幅させる。得られたPCR産物を精製しラベリング後、シーケンサーで遺伝子配列を決定する。 ・検査後: 臨床遺伝専門医が結果説明とカウンセリングを行う。確定患者に対して全身症状や腎病変の有無を定期的に観察する。 | 平31. 2. 1 |

※:適応症のうち、脊髄小脳変性症については、十分な科学的根拠を有すると判断した。それ以外の適応症については、現時点では科学的根拠が十分でない判断した。

(別紙3) 削除が適切であると評価された技術(2技術)

| 告示番号 | 先進医療技術名 | 適応症 | 概要 | 先進医療適用年月日 |
|------|--------------------------|----------------|---|------------|
| 11 | 歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法 | 歯周炎による重度垂直性骨欠損 | 本法は、セメント質の形成に関与する蛋白質を主成分とする歯周組織再生誘導材料を用い、フラップ手術と同様な手技を用いた上で、直接、歯槽骨欠損部に填入するだけであり、短時間で低侵襲な手術が期待できる。 | 平19. 10. 1 |
| 14 | 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術 | 白内障 | 多焦点眼内レンズは、無水晶体眼の視力補正のために水晶体の代用として眼球後房に挿入される後房レンズである点では、従来の単焦点眼内レンズと変わりはない。しかし、単焦点眼内レンズの焦点は遠方又は近方のひとつであるのに対し、多焦点眼内レンズはその多焦点機構により遠方及び近方の視力回復が可能となり、これに伴い眼鏡依存度が軽減される。術式は、従来の眼内レンズと同様に、現在主流である小切開創から行う超音波水晶体乳化吸引術で行う。 | 平20. 7. 1 |

先進医療に係る検討について

令和2年度診療報酬改定に向けて、以下のとおり検討を行う。

1. 評価対象技術の考え方

評価対象とする技術は、第1回先進医療会議において承認された考え方に基づいて、以下のとおりとした。

① 先進医療A

- ・令和元年6月30日時点で先進医療告示（平成20年厚生労働省告示第129号）に掲げられている医療技術（※）

※ただし、暫定的に先進医療Aとして実施している技術については、保険導入等に係る評価を行わない。

② 先進医療B

- ・保険導入等の検討の実施前に、総括報告書の報告を終えている医療技術（未承認の医薬品等の使用、及び医薬品等の適応外使用を伴わないものに限る）（※）

（参考）対象となる先進医療Bの技術

- ・多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療

※総括報告書の報告を終えており、今後先進医療Bが継続されることはない。

2. 事前評価（書面審査）

各技術について、構成員及び技術委員の3名による事前評価を以下のとおり行う。

| 【事前評価】 | 科学的評価等 | | 施設基準の見直し |
|--------|--|---|--|
| 具体的な内容 | 実績報告等を踏まえ、A～Dの4段階で評価（理由も明記）。 A…十分な科学的根拠を有する B…一定の科学的根拠を有する C…科学的根拠が十分でなく、継続することが適当 D…取り消すことが適当 | A又はB評価とした場合に限り、仮に保険導入された場合の施設基準について意見を記載。 | 仮に「継続」となった場合を想定して、普及促進等を考慮し、新たな施設基準(案)を検討。 |
| 主担当 | ○ | ○ | ○ |
| 副担当1 | ○ | ○ | — |
| 副担当2 | ○ | ○ | — |

事前評価の結果に基づき、評価対象技術を以下の3つに分類する。

ア：構成員又は技術委員3名全員がA又はB評価

イ：ア、ウ以外

ウ：構成員又は技術委員3名全員がD評価

3. 先進医療会議における評価

- 評価対象技術について、事前評価の結果を先進医療会議に報告する。
- 事前評価の結果に基づき、評価対象技術についての検討を行い、科学的根拠等に基づく評価について、先進医療会議の評価を取りまとめる。

<先進医療会議における評価の基本方針>

- ・ ア及びイに該当する技術：将来的な保険導入に係る判断に必要な科学的根拠等について検討
- ・ ウに該当する技術：先進医療から削除することの適切性について検討

4. 中医協総会及び医療技術評価分科会への報告（12月～1月）

- 先進医療会議における評価を取りまとめ、
 - ・ 先進医療から削除が適切と判断された技術以外については、先進医療会議における評価結果を医療技術評価分科会に報告する（※）。
- ※先進医療会議からの指摘事項や評価担当の主だった参考意見等も含め、先進医療会議の評価結果を可能な限り詳細に報告する。
- ・ 先進医療から削除が適切と判断された技術については、先進医療会議から中医協総会に報告する。

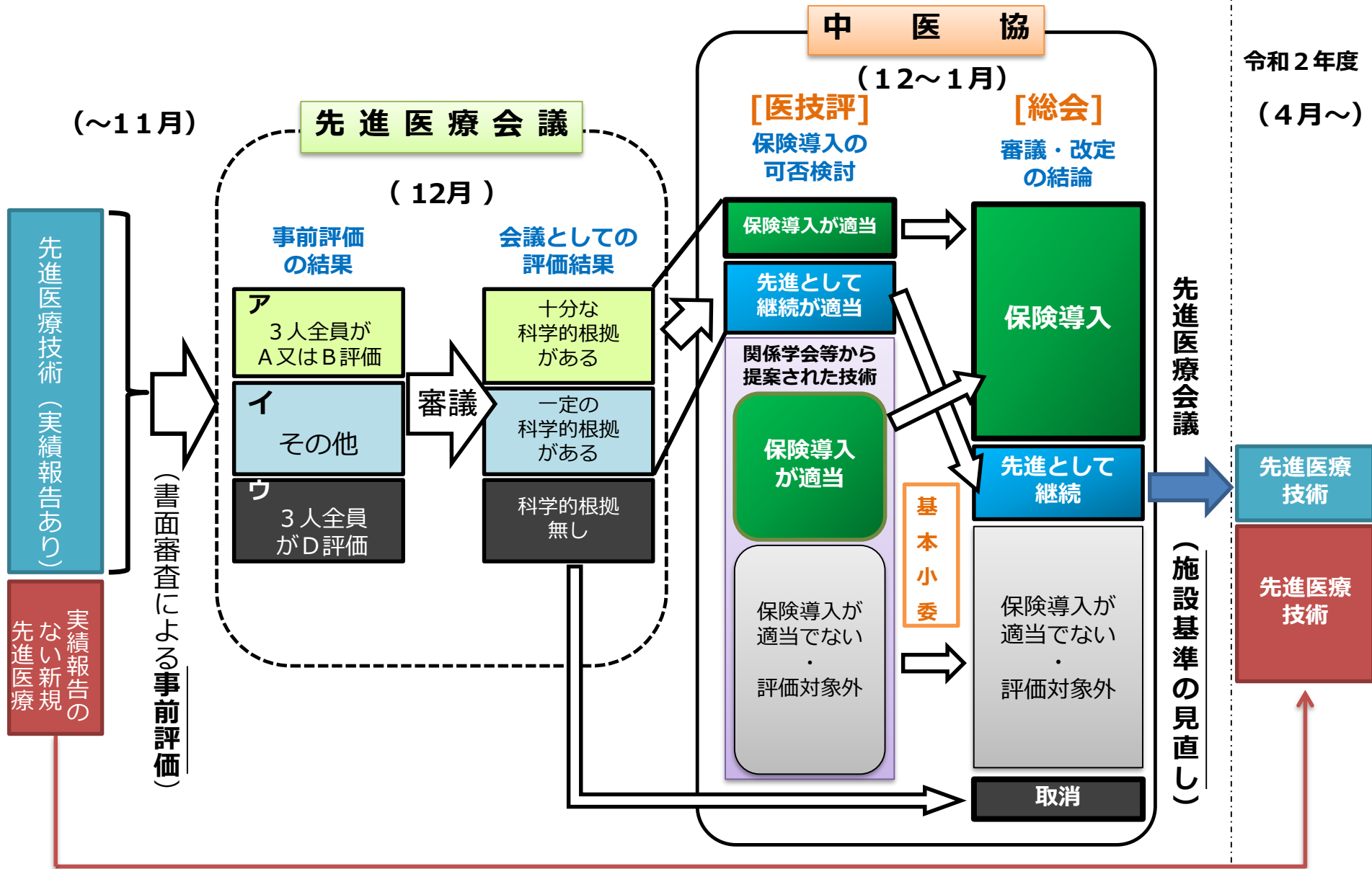
5. 施設基準の見直しに係る検討（1月～3月）

医療技術評価分科会及び中医協総会において、先進医療での継続が妥当とされた技術について、事前評価において作成した施設基準（案）に基づき、先進医療会議において検討を行い、施設基準を最終決定する。

6. 「取り消すことが適当」との指摘がされた技術等への対応

事前評価において、1名以上の評価担当の構成員等から先進医療から取り消すことが適当との指摘があったものの、先進医療を継続する取扱いとなった技術、又は、特別に指摘のあった技術については、次回の診療報酬改定までに各技術に応じた課題事項への対応を求めることとする

令和2年度診療報酬改定に向けた 先進医療の保険導入等及び施設基準の見直しイメージ



中医協 総-1-3参考2
2 . 1 . 2 2

診調組 技-1(参考3)
2 . 1 . 9

診調組 技-1-3(一部修正)
元 . 1 0 . 3 1

医療技術評価分科会における評価の対象となる技術（案）

令和元年10月31日

医療技術評価分科会における評価の対象となる技術（案）〈概要〉

| | 項目 | 件数 ^{注1} | 評価対象 |
|------|---|--|------|
| 1 | 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出があった技術 | 942 件 | |
| ① | うち、医療技術評価分科会における評価の対象となるもの | <u>731 件</u> (新規 291 件 既存 440 件) | ○ |
| ①-i | うち、先進医療会議において科学的根拠等に基づく評価が行われる予定の技術 ^{注2} に係るもの | 8 件 | |
| ② | うち、医療技術評価分科会における評価の対象とならないもの | 211 件 | |
| ②-i | うち、「基本診療料」または医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができない、制度や指導管理等に係るもの | 157 件 | × |
| ②-ii | うち、使用する医薬品及び医療機器等について医薬品医療機器等法上の承認が確認できないもの | <u>54 件</u> | |
| 2 | 先進医療会議において科学的根拠等に基づく評価が行われる予定の技術 | 26 件 ^{注3} | ○ |

注1：件数には、重複する提案の数は含まれない。また、今後の検討の進捗によって、変動がありうる。

注2：「先進医療会議において科学的根拠等に基づく評価が行われる予定の技術」とは、先進医療 A の全ての技術及び医薬品医療機器等法上、未承認の医薬品等を伴わない先進医療 B の技術（平成 28 年度以降に先進医療としての実施が終了したものであって、総括報告書が提出されているものに限る）を指す。

注3：本件数には、学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出があった技術に係るものの件数が含まれる。

注4：評価の中には、新規保険収載、既収載技術の増点、減点、廃止、要件の見直し、適応疾患の拡大等が含まれる。

注5：医療技術評価分科会開催までに、材料制度により保険適用された等の提案については、事前に学会との協議の上、提案書取り下げとした。

注6：下線部は会議後に修正したもの。

医療技術評価分科会における評価の対象となる技術（案）＜目次＞

1. 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出があった技術

① 医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

・・・・・・・・・・ 3～36 ページ

うち、先進医療会議において科学的根拠等に基づく評価が行われる予定の
技術に係るもの

・・・・・・・・・・ 37 ページ

② 医療技術評価分科会における評価の対象とならない技術

・・・・・・・・・・ 38～49 ページ

2. 先進医療会議において科学的根拠等に基づく評価が行われる予定の技術

・・・・・・・・・・ 50～51 ページ

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--|--------------------|----|-------------|
| 既 | 201202 | 血漿交換療法（増点について） | 日本アフェシス学会 | | 7 |
| 未 | 203101 | アルコール関連疾患患者節酒指導料 | 日本アルコール・アディクション医学会 | | 13 |
| 未 | 203102 | ギャンブル障害の標準的治療プログラム | 日本アルコール・アディクション医学会 | | 19 |
| 未 | 204102 | 気道過敏性検査（メサコリン吸入負荷によるスパイロメータでの1秒量測定） | 日本アレルギー学会 | | 31 |
| 未 | 205101 | ビッグデータ画像診断管理加算 | 日本医学放射線学会 | | 36 |
| 未 | 205102 | 画像診断報告書未確認問題対策 | 日本医学放射線学会 | | 42 |
| 未 | 205103 | 小児被ばく低減のための画像診断管理加算 | 日本医学放射線学会 | | 48 |
| 未 | 205104 | 人工知能技術を用いた画像診断補助に対する加算 | 日本医学放射線学会 | | 53 |
| 既 | 205201 | 画像診断管理加算の変更（MRI装置の医療安全に関する要件追加） | 日本医学放射線学会 | | 59 |
| 既 | 205202 | 画像診断管理加算の変更（地方の中核病院等の要件緩和） | 日本医学放射線学会 | | 64 |
| 未 | 208101 | 免疫抑制剤血中濃度測定（1剤毎） | 日本移植学会 | | 69 |
| 既 | 208201 | 抗HLA抗体検査（スクリーニング検査・抗体特異性同定検査） | 日本移植学会 | | 75 |
| 既 | 209201 | 遺伝カウンセリングの適応拡大 | 日本遺伝カウンセリング学会 | | 80 |
| 既 | 209202 | 染色体検査の実施料増点 | 日本遺伝カウンセリング学会 | | 85 |
| 既 | 209203 | 難聴の遺伝学的検査 | 日本遺伝カウンセリング学会 | | 89 |
| 未 | 213101 | 安全入浴指導管理料 | 日本温泉気候物理医学会 | | 93 |
| 既 | 214201 | 大腸カプセル内視鏡検査の算定要件の見直し（適用患者の拡大） | 日本カプセル内視鏡学会 | | 98 |
| 既 | 215201 | 多剤耐性菌に対する併用薬スクリーニングのためのチェッカーボード法（BCプレート'栄研'） | 日本化学療法学会 | | 113 |
| 既 | 215202 | 細菌薬剤感受性検査（薬剤濃度：5段階以上の2倍希釈系列測定） | 日本化学療法学会 | | 119 |
| 既 | 216201 | 淋菌核酸検出における女性尿検体の適応 | 日本感染症学会 | | 124 |
| 未 | 218101 | 第12部 放射線治療 薬剤料の節立て | 日本核医学会 | | 139 |
| 既 | 218201 | ポジトロン断層撮影等（PET検査における新生児加算、乳幼児加算及び幼児加算） | 日本核医学会 | | 144 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---|-----------------|----|-------------|
| 既 | 218202 | 核医学診断 (他院が撮影した画像に対する核医学診断料の算定) | 日本核医学会 | | 151 |
| 既 | 218203 | ポジトロン断層撮影 2 18FDGを用いた場合 (一連の検査につき) (心臓サルコイドーシスの診断 (疑い例を含む)) | 日本核医学会 | | 156 |
| 既 | 218204 | ポジトロン断層撮影及びポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影、乳房用ポジトロン断層撮影 (薬剤師配置) | 日本核医学会 | | 163 |
| 既 | 218205 | ポジトロン断層撮影等 施設共同利用率の緩和 | 日本核医学会 | | 169 |
| 未 | 220101 | MRエラストグラフィ | 日本肝臓学会、日本消化器病学会 | | 183 |
| 未 | 220102 | ナビゲーションシステム(フュージョンイメージング)を用いたラジオ波治療 | 日本肝臓学会 | | 188 |
| 既 | 227201 | 多剤耐性結核手術における感染防止加算 | 日本結核病学会 | | 228 |
| 未 | 229101 | 電子媒体記録あるいはデータ伝送システムによる夜間血圧測定 | 日本高血圧学会 | | 232 |
| 未 | 229102 | 随時尿Na/Crに基づく食塩摂取量指導 | 日本高血圧学会 | | 238 |
| 既 | 229201 | 尿中アルブミン定量精密測定 | 日本高血圧学会 | | 243 |
| 既 | 229202 | 血圧脈波検査 | 日本高血圧学会 | | 250 |
| 未 | 230101 | Trail Making Test日本版 (TMT-J) | 日本高次脳機能障害学会 | | 256 |
| 未 | 231101 | 在宅ハイフローセラピー指導管理料および在宅ハイフローセラピー装置加算 | 日本呼吸器学会 | | 261 |
| 既 | 231201 | 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2における遠隔モニタリング | 日本呼吸器学会 | | 273 |
| 既 | 231202 | 在宅酸素療法指導管理料の遠隔モニタリング加算 | 日本呼吸器学会 | | 284 |
| 既 | 231203 | 時間内歩行試験 | 日本呼吸器学会 | | 294 |
| 既 | 231204 | 呼気ガス分析 | 日本呼吸器学会 | | 298 |
| 未 | 232101 | 呼吸器顕微内視鏡 | 日本呼吸器内視鏡学会 | | 318 |
| 未 | 235101 | 海綿骨スコア (TBS) | 日本骨粗鬆症学会 | | 345 |
| 未 | 236101 | 医科・歯科連携経口摂取改善加算 | 日本在宅医学会 | | 350 |
| 未 | 237101 | 胎児心エコー法の遠隔診断料 | 日本産婦人科医会 | | 408 |
| 未 | 237102 | 分娩監視装置による諸検査の遠隔判断料 | 日本産婦人科医会 | | 412 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--|---------------|----|-------------|
| 未 | 237103 | 妊娠糖尿病連携管理料 | 日本産婦人科医会 | | 417 |
| 未 | 237104 | 更年期管理料 | 日本産婦人科医会 | | 421 |
| 未 | 237105 | 月経困難症管理料 | 日本産婦人科医会 | | 426 |
| 既 | 237201 | 人格検査（エジンバラうつ病質問票） | 日本産婦人科医会 | | 436 |
| 既 | 237202 | 認知機能検査その他の心理検査 | 日本産婦人科医会 | | 440 |
| 未 | 238101 | 子宮内膜症指導管理料（新設） | 日本産科婦人科学会 | | 448 |
| 既 | 238201 | 微生物核酸同定・定量検査、 HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定) 算定要件の拡大 | 日本産科婦人科学会 | | 460 |
| 既 | 238202 | 微生物核酸同定・定量検査、 HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定) 項目設定の見直し | 日本産科婦人科学会 | | 466 |
| 未 | 240101 | 食道内多チャンネル・インピーダンスpH測定検査 | 日本消化管学会 | | 471 |
| 既 | 240201 | 在宅自己注射指導管理料への対象薬剤（ゴリムマブ製剤：潰瘍性大腸炎）追加 | 日本消化管学会 | | 476 |
| 未 | 242101 | 消化器軟性内視鏡安全管理料 | 日本消化器内視鏡学会 | | 481 |
| 未 | 242102 | 内視鏡的胃食道逆流防止術 | 日本消化器内視鏡学会 | | 487 |
| 既 | 242201 | シングルバルーン内視鏡とダブルバルーン内視鏡の再統一 | 日本消化器内視鏡学会 | | 492 |
| 既 | 242202 | EUS-FNA時のROSE適用拡大 | 日本消化器内視鏡学会 | | 498 |
| 未 | 244101 | 適応行動尺度（Vineland-II 日本版） | 日本児童青年精神医学会 | | 505 |
| 既 | 245201 | 術中経食道心エコー連続監視加算の経皮的僧帽弁クリップ術への算定 | 日本循環器学会 | | 525 |
| 既 | 248201 | 静脈麻酔 | 日本小児科学会 | | 538 |
| 未 | 249101 | 小児アレルギー疾患療養指導料 | 日本小児アレルギー学会 | | 543 |
| 既 | 249201 | 小児食物アレルギー負荷検査 | 日本小児アレルギー学会 | | 549 |
| 既 | 249202 | 喘息治療管理料 | 日本小児アレルギー学会 | | 554 |
| 既 | 250201 | 第3節生体検査料 通則2に内視鏡検査を追加適用（収載） | 日本小児栄養消化器肝臓学会 | | 564 |
| 既 | 251201 | C161 注入ポンプ加算の算定要件見直し | 日本小児感染症学会 | | 575 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--|-----------|----|-------------|
| 既 | 251202 | グロブリンクラス別ウイルス抗体価ヒトパルボウイルスB19 | 日本小児感染症学会 | | 580 |
| 既 | 251203 | RSウイルス抗原定性 | 日本小児感染症学会 | | 584 |
| 未 | 253101 | ハイリスク小児連携指導料 | 日本小児救急医学会 | | 591 |
| 未 | 254101 | 小児在宅呼吸管理パルスオキシメータ加算 | 日本小児呼吸器学会 | | 596 |
| 未 | 255101 | 顆粒球のフローサイトメトリーによるCD16測定 | 日本小児神経学会 | | 601 |
| 既 | 255201 | 排痰補助装置治療 | 日本小児神経学会 | | 606 |
| 既 | 255202 | 在宅小児経管栄養法指導管理料 | 日本小児神経学会 | | 611 |
| 未 | 256101 | 思春期解離体験尺度A-DES (Adolescent dissociative experiences scale) | 日本小児心身医学会 | | 616 |
| 未 | 257101 | 心筋電極を用いた両心室ペースメーカー移植術 | 日本小児循環器学会 | | 621 |
| 未 | 257102 | 心筋電極を用いた両心室ペースメーカー交換術 | 日本小児循環器学会 | | 626 |
| 未 | 257103 | 心筋電極を用いた植込型除細動器移植術 | 日本小児循環器学会 | | 631 |
| 未 | 257104 | 心筋電極を用いた植込型除細動器交換術 | 日本小児循環器学会 | | 636 |
| 未 | 257105 | 心筋電極を用いた両室ペースメーキング機能付き植込型除細動器移植術 | 日本小児循環器学会 | | 641 |
| 未 | 257106 | 心筋電極を用いた両室ペースメーキング機能付き植込型除細動器交換術 | 日本小児循環器学会 | | 646 |
| 未 | 257108 | 成人先天性心疾患入院指導管理料 | 日本小児循環器学会 | | 655 |
| 未 | 257109 | 成人先天性心疾患外来指導管理料 | 日本小児循環器学会 | | 659 |
| 未 | 257110 | 経皮的閉鎖肺動脈弁穿通・拡大術 | 日本小児循環器学会 | | 663 |
| 既 | 257201 | 窒素吸入療法 | 日本小児循環器学会 | | 667 |
| 既 | 257202 | 胎児心エコー法 | 日本小児循環器学会 | | 673 |
| 既 | 257203 | 先天性心疾患の血行動態診断に用いた場合のMRI心臓加算の増点 | 日本小児循環器学会 | | 678 |
| 既 | 257204 | 経皮的心房中隔欠損作成術(ラシュキンド法) | 日本小児循環器学会 | | 682 |
| 既 | 258201 | MLACD45ゲーティング検査 | 日本小児腎臓病学会 | | 687 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--|------------------------|------------|-------------|
| 既 | 259201 | 小児特定疾患カウンセリング料 | 日本小児精神神経学会 | | 692 |
| 既 | 260201 | 急性副腎皮質機能不全(副腎クリーゼ)時のヒドロコルチゾン製剤投与 に対する在宅自己注射指導 | 日本小児内分泌学会 | | 698 |
| 未 | 263101 | ホルモン補充療法(HRT)管理料 | 日本女性医学学会 | | 704 |
| 未 | 265104 | 難治性片頭痛・三叉神経自律神経性頭痛指導料 | 日本神経学会 | | 728 |
| 未 | 265105 | 単線維筋電図 | 日本神経学会 | | 734 |
| 未 | 265107 | 多職種による認知症患者在宅療養指導管理料 | 日本神経学会 | | 744 |
| 既 | 265201 | 薬剤投与用カテーテル交換法 | 日本神経学会 | | 754 |
| 既 | 265202 | 経鼻栄養・薬剤投与 チューブ挿入術 | 日本神経学会 | 265201と関連。 | 761 |
| 既 | 265204 | 単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量 | 日本神経学会 | | 772 |
| 既 | 265207 | 長期脳波ビデオ同時記録検査 | 日本神経学会 | | 784 |
| 未 | 267101 | 多発性硬化症患者の脳画像解析プログラムによる脳体積の計測 | 日本神経免疫学会 | | 787 |
| 既 | 267201 | 抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体(抗AChR抗体との同時測定) | 日本神経免疫学会 | | 793 |
| 既 | 268201 | 心身医学療法 | 日本心身医学会 | | 804 |
| 既 | 268202 | 神経性やせ症に対する認知行動療法 | 日本心身医学会 | | 809 |
| 既 | 268203 | 過敏性腸症候群に対する認知行動療法 | 日本心身医学会 | | 814 |
| 既 | 268204 | 神経性過食症に対するセルフヘルプ認知行動療法 | 日本心身医学会 | | 819 |
| 未 | 271101 | 慢性心不全に対する和温療法 | 日本心臓病学会 | | 833 |
| 未 | 272101 | 心不全再入院予防指導管理料 | 日本心臓リハビリテーション学会 | 603101と関連。 | 839 |
| 未 | 272102 | 心大血管疾患リハビリテーション在宅療法指導管理料 | 日本心臓リハビリテーション学会 | | 844 |
| 既 | 273201 | 冠攣縮性狭心症の診断における冠攣縮誘発薬物負荷試験 | 日本心血管インターベンション治療 学会 | | 853 |
| 既 | 273202 | コンピューター断層診断 | 日本心血管インターベンション治療 学会 | | 859 |
| 既 | 275201 | 慢性痛に対する認知療法・認知行動療法 | 日本心療内科学会 | | 865 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---------------------------------------|-------------------|----|-------------|
| 未 | 276101 | 腎容積測定加算 | 日本腎臓学会 | | 870 |
| 既 | 276201 | 経皮的腎生検 | 日本腎臓学会 | | 875 |
| 既 | 276202 | 薬物治療抵抗性・進行性原発性ネフローゼ症候群に対するLDLアフェレシス療法 | 日本腎臓学会 | | 880 |
| 既 | 276203 | 重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス(LDL-A)療法 | 日本腎臓学会 | | 886 |
| 未 | 277101 | 透析リハビリテーション料 | 日本腎臓リハビリテーション学会 | | 891 |
| 未 | 279101 | 覚醒維持検査 | 日本睡眠学会 | | 911 |
| 未 | 279102 | アクチグラフ | 日本睡眠学会 | | 916 |
| 既 | 279201 | 終夜睡眠ポリグラフィ | 日本睡眠学会 | | 921 |
| 既 | 279202 | 睡眠関連低換気障害群に対する経皮PCO2連続測定 | 日本睡眠学会 | | 927 |
| 既 | 279203 | 認知療法・認知行動療法 | 日本睡眠学会 | | 933 |
| 未 | 281101 | 電子的頭痛ダイアリーによる難治性頭痛の遠隔診断、治療支援技術 | 日本頭痛学会 | | 936 |
| 未 | 284101 | 精神科作業療法の適用拡大 認知機能リハビリテーション | 日本精神科病院協会 | | 946 |
| 既 | 284213 | 入院生活技能訓練療法 | 日本精神科病院協会 | | 1032 |
| 既 | 285211 | 光トポグラフィー | 日本精神神経学会 | | 1132 |
| 既 | 287201 | 脊髄障害患者に対する間歇的導尿（一日につき） | 日本脊髄障害医学会 | | 1151 |
| 未 | 288101 | 摂食嚥下障害検査 | 日本摂食嚥下リハビリテーション学会 | | 1158 |
| 既 | 288202 | 嚥下造影多職種連携評価加算 | 日本摂食嚥下リハビリテーション学会 | | 1172 |
| 既 | 288203 | 嚥下調整食加算 | 日本摂食嚥下リハビリテーション学会 | | 1177 |
| 未 | 289101 | 尿中有機酸分析 | 日本先天代謝異常学会 | | 1182 |
| 未 | 289102 | 血中極長鎖脂肪酸検査 | 日本先天代謝異常学会 | | 1187 |
| 未 | 289103 | タンデムマス分析 | 日本先天代謝異常学会 | | 1192 |
| 未 | 291102 | 特定薬剤治療管理料対象薬として「ブスルファン注射液」を追加 | 日本造血細胞移植学会 | | 1217 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|-------------------------------|------------|----|-------------|
| 未 | 291103 | 移植後微生物核酸同定・定量検査 | 日本造血細胞移植学会 | | 1222 |
| 未 | 291104 | 自家末梢血幹細胞移植安全管理加算 | 日本造血細胞移植学会 | | 1227 |
| 既 | 294201 | 脳磁図 | 日本てんかん学会 | | 1248 |
| 既 | 294202 | 長期継続頭蓋内脳波検査（1日につき） | 日本てんかん学会 | | 1254 |
| 既 | 294203 | 長期脳波ビデオ同時記録検査（1日につき） | 日本てんかん学会 | | 1260 |
| 未 | 295101 | 血液透析アクセス日常管理加算 | 日本透析医学会 | | 1265 |
| 未 | 295102 | 在宅透析患者管理における遠隔モニタリング加算 | 日本透析医学会 | | 1269 |
| 既 | 295201 | 人工腎臓 回数更正 | 日本透析医学会 | | 1273 |
| 既 | 295202 | 感染症免疫学的検査 | 日本透析医学会 | | 1277 |
| 既 | 295203 | 人工腎臓導入期加算 | 日本透析医学会 | | 1281 |
| 未 | 296101 | 糖尿病重症化予防データ解析指導管理（遠隔）料 | 日本糖尿病学会 | | 1285 |
| 既 | 296201 | 持続血糖測定器加算（SAP療法について）の算定要件見直し | 日本糖尿病学会 | | 1291 |
| 既 | 296202 | 持続血糖測定器加算（リアルタイムCGM）の適応条件の見直し | 日本糖尿病学会 | | 1297 |
| 既 | 298201 | 血漿交換療法（家族性高コレステロール血症） | 日本動脈硬化学会 | | 1313 |
| 未 | 299101 | 意思決定支援管理料 | 日本内科学会 | | 1317 |
| 未 | 301101 | 人工距骨全置換術 | 日本足の外科学会 | | 1323 |
| 未 | 302101 | 先進画像加算：肝細胞特異性造影剤を用いた肝悪性腫瘍MR | 日本医学放射線学会 | | 1327 |
| 未 | 302102 | 乳房トモシンセシス | 日本医学放射線学会 | | 1332 |
| 既 | 302201 | コンピューター断層診断の増点 | 日本医学放射線学会 | | 1337 |
| 既 | 302202 | コンピューター断層撮影（CT撮影）の見直し | 日本医学放射線学会 | | 1342 |
| 既 | 302203 | 先進画像加算：冠動脈CT撮影加算の見直し | 日本医学放射線学会 | | 1347 |
| 未 | 303101 | 十二指腸局所切除術（腹腔鏡下、内視鏡併用） | 日本胃癌学会 | | 1352 |

1 - ① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|-----------------------------------|--------------------------|----|-------------|
| 既 | 303201 | 胃悪性腫瘍手術胃局所切除術（腹腔鏡下、内視鏡併用） | 日本胃癌学会 | | 1356 |
| 未 | 304102 | 臍島移植術 | 日本移植学会 | | 1365 |
| 既 | 304201 | 生体腎移植術 | 日本移植学会 | | 1370 |
| 未 | 305101 | 経皮的臍胸ドレナージ術（臍胸）（画像ガイド下） | 日本インターベンショナルラジオロ ジー学会 | | 1374 |
| 未 | 306105 | 再診時の他医撮影MRI、CT読影料 | 日本運動器科学会 | | 1396 |
| 既 | 306205 | 小児運動器疾患指導管理料（適応年齢の引き上げ） | 日本運動器科学会 | | 1416 |
| 未 | 307101 | 高次収差解析 | 日本角膜学会 | | 1428 |
| 未 | 307102 | 眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法） | 日本角膜学会 | | 1433 |
| 未 | 307103 | 涙液動態検査 | 日本角膜学会 | | 1438 |
| 未 | 307104 | マイボーム腺機能検査 | 日本角膜学会 | | 1443 |
| 既 | 307201 | 前眼部三次元画像解析の適応拡大 | 日本角膜学会 | | 1448 |
| 既 | 307202 | 角膜移植術における内皮移植加算 | 日本角膜学会 | | 1453 |
| 既 | 307203 | 羊膜移植術（通則14の適用） | 日本角膜学会 | | 1458 |
| 既 | 307204 | 羊膜移植術（施設基準の見直し） | 日本角膜学会 | | 1463 |
| 既 | 307205 | コントラスト感度検査（適応拡大） | 日本角膜学会 | | 1468 |
| 未 | 308101 | 腱固定術・肩 | 日本肩関節学会 | | 1473 |
| 未 | 308102 | 腱固定術・肩・関節鏡下 | 日本肩関節学会 | | 1477 |
| 未 | 308103 | 肩腱板断裂手術（腱板断裂5cm未満）（腱固定術を伴う） | 日本肩関節学会 | | 1481 |
| 未 | 308104 | 肩腱板断裂手術（腱板断裂5cm未満）（関節鏡下）（腱固定術を伴う） | 日本肩関節学会 | | 1485 |
| 未 | 310101 | 電子画像精度管理料 | 日本眼科医会 | | 1489 |
| 未 | 310102 | 洗眼 | 日本眼科医会 | | 1493 |
| 既 | 310201 | 手術通則14の改正 | 日本眼科医会 | | 1497 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---------------------------------|-----------------------------|----|-------------|
| 既 | 310202 | 屈折検査(6歳未満)と矯正視力検査の同時請求 | 日本眼科医会 | | 1501 |
| 既 | 310203 | アノマロスコープ | 日本眼科医会 | | 1505 |
| 既 | 310205 | 眼鏡処方箋発行加算 | 日本眼科医会 | | 1511 |
| 既 | 310207 | 硝子体内注射 | 日本眼科医会 | | 1520 |
| 未 | 311101 | 全視野精密網膜電図 | 日本眼科学会 | | 1525 |
| 未 | 311102 | 実用視力 | 日本眼科学会 | | 1529 |
| 未 | 311103 | 局所黄斑網膜電図 | 日本眼科学会 | | 1533 |
| 既 | 311201 | ロービジョン検査判断料 | 日本眼科学会 | | 1537 |
| 既 | 311202 | コンタクトレンズ検査料 1 | 日本眼科学会 | | 1540 |
| 既 | 311203 | 蛍光眼底撮影 広角眼底撮影加算 | 日本眼科学会 | | 1543 |
| 未 | 312101 | 水晶体再建術 4 特殊眼内レンズを挿入する場合 | 日本眼科手術学会 | | 1547 |
| 既 | 312201 | 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 | 日本眼科手術学会 | | 1552 |
| 既 | 312202 | 眼瞼内反症手術(眼瞼下制筋前転法) | 日本眼科手術学会 | | 1556 |
| 既 | 313201 | 関節鏡下膝十字靭帯形成手術複数靭帯加算 | 日本関節鏡・膝・スポーツ整形外科学会 (JOSKAS) | | 1561 |
| 既 | 313202 | 高位脛骨骨切り術に伴う膝関節鏡下手術加算 | 日本関節鏡・膝・スポーツ整形外科学会 (JOSKAS) | | 1566 |
| 未 | 314101 | 臍頭十二指腸切除術(ロボット支援) | 日本肝胆膵外科学会 | | 1571 |
| 未 | 314102 | 臍頭十二指腸切除術(リンパ節郭清を伴う)(腹腔鏡下) | 日本肝胆膵外科学会 | | 1575 |
| 未 | 314103 | 腹腔鏡下移植用部分肝採取術(生体)(外側区域切除) | 日本肝胆膵外科学会 | | 1580 |
| 既 | 314201 | 「術中血管等描出撮影加算」の描出対象拡大(胆管、肝区域、肝癌) | 日本肝胆膵外科学会 | | 1585 |
| 既 | 314202 | 腹腔鏡下肝部分切除術(複数箇所)の算定 | 日本肝胆膵外科学会 | | 1590 |
| 未 | 316101 | 救命のための骨髄路確保 | 日本救急医学会 | | 1597 |
| 既 | 316201 | コンピューター断層診断料の緊急読影加算 | 日本救急医学会 | | 1616 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---------------------------------------|------------|----|-------------|
| 既 | 316202 | デブリードマン（重症軟部組織感染症） | 日本救急医学会 | | 1619 |
| 既 | 316204 | 骨折観血的手術・肋骨 | 日本救急医学会 | | 1625 |
| 既 | 316205 | 輪状甲状靭帯切開 | 日本救急医学会 | | 1628 |
| 既 | 317201 | 経皮的大動脈弁置換術 | 日本胸部外科学会 | | 1631 |
| 未 | 318101 | 自家脂肪注入 | 日本形成外科学会 | | 1636 |
| 未 | 318102 | 皮膚・皮下腫瘍摘出術・露出部、長径8cm以上 | 日本形成外科学会 | | 1641 |
| 未 | 318104 | 先天性リンパ浮腫・静脈奇形の弾性ストッキング固定 | 日本形成外科学会 | | 1650 |
| 既 | 318201 | 創外固定器加算 | 日本形成外科学会 | | 1655 |
| 既 | 318202 | 局所陰圧閉鎖療法 | 日本形成外科学会 | | 1659 |
| 既 | 318203 | 乳房再建術(ゲル充填人工乳房によるもの)適応拡大 | 日本形成外科学会 | | 1664 |
| 既 | 318204 | 術中血管等描出撮影加算の適応拡大（皮弁・創縁・血管吻合部の血流評価） | 日本形成外科学会 | | 1669 |
| 既 | 318205 | 乳房再建術（遊離皮弁によるもの）の点数の見直し（増点） | 日本形成外科学会 | | 1674 |
| 既 | 318206 | 超音波凝固切開装置等加算適応拡大 | 日本形成外科学会 | | 1679 |
| 既 | 318207 | 同一手術野または同一病巣につき2以上の組織移植手術を同時に行った費用の算定 | 日本形成外科学会 | | 1684 |
| 既 | 319201 | 手術通則14の改正 | 日本外科学会 | | 1688 |
| 既 | 319202 | 自動縫合器・自動吻合器加算の適応拡大 | 日本外科学会 | | 1692 |
| 未 | 320101 | 術後回復促進加算 | 日本外科代謝栄養学会 | | 1695 |
| 既 | 321201 | 末梢動静脈瘻造設術 | 日本血管外科学会 | | 1701 |
| 未 | 322101 | 口腔粘膜の蛍光観察検査,口腔粘膜疾患の電子的診療情報評価料 | 日本口腔科学会 | | 1704 |
| 未 | 322102 | 顎関節人工関節置換手術 | 日本口腔科学会 | | 1709 |
| 未 | 323101 | 人工関節再置換術・股関節(摺動面のみ) | 日本股関節学会 | | 1713 |
| 未 | 323102 | 画像等手術支援加算 3次元画像に基づく3次元術前計画ソフトによるもの | 日本股関節学会 | | 1718 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|-----------------------------|------------|----|-------------|
| 未 | 324101 | 肺悪性腫瘍手術 区域切除（ロボット支援） | 日本呼吸器外科学会 | | 1723 |
| 未 | 324102 | 拡大胸腺摘出術（重症筋無力症に対する）（ロボット支援） | 日本呼吸器外科学会 | | 1728 |
| 既 | 324201 | 肺切除術(肺葉切除)(胸腔鏡下) | 日本呼吸器外科学会 | | 1733 |
| 既 | 324202 | 肺切除術(区域切除)(胸腔鏡下) | 日本呼吸器外科学会 | | 1738 |
| 既 | 324203 | 肺切除術(部分切除 2 箇所以上)(胸腔鏡下) | 日本呼吸器外科学会 | | 1742 |
| 既 | 324204 | 肺切除術(部分切除 1 箇所)(胸腔鏡下) | 日本呼吸器外科学会 | | 1746 |
| 既 | 324205 | 拡大胸腺摘出術（開胸）（重症筋無力症に対する） | 日本呼吸器外科学会 | | 1750 |
| 既 | 324206 | 縦隔悪性腫瘍手術（広範摘出） | 日本呼吸器外科学会 | | 1755 |
| 既 | 324207 | 縦隔悪性腫瘍手術（単純摘出） | 日本呼吸器外科学会 | | 1760 |
| 既 | 324208 | 死体肺移植用肺採取術 | 日本呼吸器外科学会 | | 1765 |
| 未 | 325101 | 気管支鏡下術前肺マーキング | 日本呼吸器内視鏡学会 | | 1769 |
| 未 | 325102 | 経気管支凍結生検法 | 日本呼吸器内視鏡学会 | | 1774 |
| 既 | 325201 | 仮想気管支鏡による画像等検査支援 | 日本呼吸器内視鏡学会 | | 1778 |
| 既 | 325202 | 気管・気管支ステント留置術（硬性鏡によるもの） | 日本呼吸器内視鏡学会 | | 1783 |
| 未 | 326102 | 関節内変形治療骨折矯正手術 | 日本骨折治療学会 | | 1792 |
| 未 | 326103 | コンピューター支援骨形態制御手術（創外固定器による） | 日本骨折治療学会 | | 1797 |
| 未 | 327101 | 仙骨腔固定術（ロボット支援） | 日本産科婦人科学会 | | 1802 |
| 未 | 327102 | 子宮筋腫摘出術（子宮鏡下電解質利用） | 日本産科婦人科学会 | | 1807 |
| 未 | 327103 | 子宮内膜ポリープ切除術（子宮鏡下電解質利用） | 日本産科婦人科学会 | | 1812 |
| 未 | 327104 | 腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清 | 日本産科婦人科学会 | | 1817 |
| 未 | 327105 | 子宮悪性腫瘍手術（広汎切除）（ロボット支援） | 日本産科婦人科学会 | | 1822 |
| 既 | 327201 | 異所性妊娠手術 2.腹腔鏡によるもの | 日本産科婦人科学会 | | 1827 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--|-----------------|------------|-------------|
| 既 | 327202 | ヒステロスコープ(硬性鏡) (生検) | 日本産科婦人科学会 | | 1832 |
| 既 | 327203 | 緊急帝王切開術 | 日本産科婦人科学会 | | 1836 |
| 既 | 327204 | 子宮腔上部切断術と子宮付属器腫瘍摘出術(開腹)の複数手術特例拡大 | 日本産科婦人科学会 | | 1839 |
| 既 | 327205 | 子宮腔上部切断術(腹腔鏡下)と 子宮付属器腫瘍摘出術(腹腔鏡下)の複数手術特例拡大 | 日本産科婦人科学会 | 327204と関連。 | 1842 |
| 未 | 328101 | 外陰・膣細胞採取料 | 日本産婦人科医会 | | 1845 |
| 既 | 328201 | 流産手術 1 妊娠11週までの場合 2 その他のもの | 日本産婦人科医会 | | 1849 |
| 既 | 328202 | 帝王切開術 | 日本産婦人科医会 | | 1852 |
| 既 | 328203 | ペッサリー抜去術 | 日本産婦人科医会 | | 1855 |
| 既 | 328204 | 子宮出血止血法の増点 | 日本産婦人科医会 | | 1858 |
| 未 | 329101 | 全身(広範囲)MRIによる悪性腫瘍(原発巣および転移)の診断 | 日本磁気共鳴医学会 | | 1861 |
| 既 | 329201 | 先進画像加算:心臓MRI撮影加算の見直し | 日本磁気共鳴医学会 | | 1866 |
| 既 | 329202 | 磁気共鳴コンピューター断層撮像(MRI撮像)の見直し | 日本磁気共鳴医学会 | | 1871 |
| 既 | 330201 | 貯血式自己血輸血管理体制加算 | 日本自己血輸血・周術期輸血学会 | | 1876 |
| 既 | 330202 | 術中術後自己血回収術(自己血回収器具によるもの) 1 濃縮及び洗浄を行うもの | 日本自己血輸血・周術期輸血学会 | | 1881 |
| 既 | 330203 | 術中術後自己血回収術(自己血回収器具によるもの) 1 濃縮及び洗浄を行うもの | 日本自己血輸血・周術期輸血学会 | | 1885 |
| 既 | 330204 | 術中術後自己血回収術(自己血回収器具によるもの) 2 濾過を行うもの | 日本自己血輸血・周術期輸血学会 | | 1889 |
| 既 | 330205 | 術中術後自己血回収術(自己血回収器具によるもの) 2 濾過を行うもの | 日本自己血輸血・周術期輸血学会 | | 1893 |
| 未 | 331101 | ロボット支援手術(喉頭・下咽頭悪性腫瘍手術、 中咽頭悪性腫瘍手術(前壁切除)、中咽頭悪性腫瘍手術(前壁以外)) | 日本耳鼻咽喉科学会 | | 1897 |
| 未 | 331102 | 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(喉頭、中咽頭、下咽頭悪性腫瘍手術) (内視鏡下手術用ロボットを用いない手術) | 日本耳鼻咽喉科学会 | | 1903 |
| 未 | 331103 | 内喉頭筋内注射(ボツリヌス毒素を用いた場合) | 日本耳鼻咽喉科学会 | | 1908 |
| 未 | 331104 | 前庭誘発筋電位(Vestibular evoked myogenic potentials) | 日本耳鼻咽喉科学会 | | 1913 |
| 未 | 331105 | アレルギー性鼻炎免疫療法指導管理料 | 日本耳鼻咽喉科学会 | | 1917 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---|--------------|------------|-------------|
| 既 | 331201 | 遊戯聴力検査の乳幼児加算 (3-5歳児) | 日本耳鼻咽喉科学会 | | 1921 |
| 未 | 332101 | 斜視注射 (片眼につき) (ボツリヌス毒素を用いた場合) | 日本弱視斜視学会 | | 1924 |
| 未 | 332102 | 斜視手術 (調節系法) | 日本弱視斜視学会 | | 1929 |
| 未 | 332103 | 眼科学的検査料(知的障害児(者)に行われた場合の評価) | 日本弱視斜視学会 | | 1935 |
| 既 | 332201 | 不等像視検査 | 日本弱視斜視学会 | | 1940 |
| 未 | 333101 | 胎児輸血 | 日本周産期・新生児医学会 | | 1944 |
| 未 | 333102 | 臍帯穿刺 | 日本周産期・新生児医学会 | | 1948 |
| 未 | 333103 | 胎児MRI | 日本周産期・新生児医学会 | | 1952 |
| 既 | 333201 | 胎児外回転術 | 日本周産期・新生児医学会 | | 1956 |
| 既 | 334205 | 人工呼吸 5時間を超える場合 | 日本集中治療医学会 | | 1979 |
| 未 | 335101 | 高解像度食道運動機能検査 | 日本消化管学会 | | 1983 |
| 未 | 335102 | C13呼気試験法胃排出能検査 | 日本消化管学会 | | 1989 |
| 未 | 335103 | 胃悪性腫瘍手術(全摘・空腸囊作製術を伴う) | 日本消化管学会 | | 1994 |
| 既 | 335201 | 小腸結腸内視鏡的止血術 (バルーン内視鏡を使用した場合) | 日本消化管学会 | | 1999 |
| 未 | 336101 | 腹膜播種に対する腹膜切除+術中温熱化学療法 | 日本消化器外科学会 | | 2004 |
| 未 | 336102 | 経肛門吻合を伴う直腸切除術 (ISRを伴うもの) | 日本消化器外科学会 | | 2009 |
| 既 | 336201 | 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除(K-719-3)に腹腔鏡下肝部分切除(K695-2)、腹腔鏡下直腸切除・切断術(K-740-2)に腹腔鏡下肝部分切除(K695-2)、腹腔鏡下肝外側区域切除(K695-2)に腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除(K-719-3)、腹腔鏡下肝外側区域切除(K695-2)に腹腔鏡下直腸切除・切断術(K-740-2) | 日本消化器外科学会 | | 2014 |
| 既 | 336202 | 2箇所以上を超える肝切除に対する算定 | 日本消化器外科学会 | 314202と関連。 | 2019 |
| 既 | 336203 | 側方郭清を伴う直腸切除・切断術 | 日本消化器外科学会 | | 2023 |
| 既 | 336204 | 肝切除術 再肝切除にかかわる癒着剥離術の算定 | 日本消化器外科学会 | | 2028 |
| 未 | 337101 | 経口胆道鏡下結石破砕術 | 日本消化器内視鏡学会 | | 2032 |
| 未 | 337102 | 内視鏡電子画像管理加算 | 日本消化器内視鏡学会 | | 2038 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--|------------|-------------------------------|-------------|
| 未 | 338101 | バルーン内視鏡を用いた全大腸内視鏡 | 日本消化器病学会 | | 2043 |
| 既 | 338201 | 小腸・結腸狭窄部拡張術（バルーン内視鏡によるもの） の一入院中の回数制限の緩和 | 日本消化器病学会 | | 2049 |
| 既 | 338202 | 十二指腸粘膜下層剥離術 | 日本消化器病学会 | | 2054 |
| 未 | 339101 | 胸骨挙上用固定具（ペクタスパー）抜去術 | 日本小児外科学会 | | 2058 |
| 未 | 339102 | 食道瘻造設術 | 日本小児外科学会 | | 2063 |
| 未 | 339103 | 脾固定術（腹腔鏡下） | 日本小児外科学会 | | 2067 |
| 未 | 339105 | 会陰裂創縫合術（分娩時以外） | 日本小児外科学会 | | 2071 |
| 既 | 339201 | 腹腔鏡下胃瘻造設術の増点 | 日本小児外科学会 | | 2075 |
| 既 | 339202 | 手術通則7の適応拡大 | 日本小児外科学会 | | 2079 |
| 既 | 339203 | 処置（肛門拡張法）における小児加算 | 日本小児外科学会学 | | 2083 |
| 既 | 339204 | その他の検体採取(D419)に対する乳幼児加算 | 日本小児外科学会 | | 2087 |
| 既 | 339205 | 自動縫合器加算の適応 | 日本小児外科学会 | | 2092 |
| 既 | 340201 | 陰茎様陰核形成術に伴う陰唇形成・膣形成術 | 日本小児泌尿器科学会 | | 2097 |
| 未 | 341101 | 慢性静脈不全に伴う潰瘍に対する圧迫療法 | 日本静脈学会 | | 2102 |
| 未 | 341102 | 空気容積脈波法 | 日本静脈学会 | | 2107 |
| 既 | 341202 | リンパ浮腫複合的治療 | 日本静脈学会 | 380201、601201、 602203 と関連。 | 2116 |
| 既 | 342201 | C105-3 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料の改正（適応拡大） | 日本静脈経腸栄養学会 | | 2132 |
| 未 | 343101 | 局所陰圧閉鎖処置 持続洗浄 | 日本褥瘡学会 | | 2138 |
| 未 | 343102 | 壊死組織とバイオフィルムの管理的除去 | 日本褥瘡学会 | | 2144 |
| 既 | 343201 | 重度褥瘡処置の算定期間の要件緩和 | 日本褥瘡学会 | | 2154 |
| 既 | 343202 | 長期療養患者における褥瘡処置点数の増点 | 日本褥瘡学会 | | 2158 |
| 未 | 344101 | 食道切除術（切除のみ、胸部食道） | 日本食道学会 | | 2163 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---|--------------------------|------------|-------------|
| 未 | 344102 | 食道悪性腫瘍手術（消化管再建を伴う） （頸部、腹部の操作）（ロボット支援下） | 日本食道学会 | | 2167 |
| 未 | 344103 | 食道大動脈瘤手術（切除のみ） | 日本食道学会 | 344101と関連。 | 2171 |
| 既 | 344201 | 脊髄誘発電位測定等加算 食道悪性腫瘍手術に用いた場合の追加 | 日本食道学会 | | 2176 |
| 既 | 344202 | 食道悪性腫瘍手術における有茎腸管移植加算 | 日本食道学会 | | 2181 |
| 既 | 345201 | 経皮的冠動脈ステント留置術（その他） | 日本心血管インターベンション治療 学会 | | 2189 |
| 既 | 345202 | 経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症に対する) | 日本心血管インターベンション治療 学会 | | 2193 |
| 既 | 345203 | 経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対する） | 日本心血管インターベンション治療 学会 | | 2197 |
| 既 | 345204 | 経皮的冠動脈形成術(その他) | 日本心血管インターベンション治療 学会 | | 2201 |
| 既 | 345205 | 経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症に対する) | 日本心血管インターベンション治療 学会 | | 2205 |
| 既 | 345206 | 経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞に対する) | 日本心血管インターベンション治療 学会 | | 2208 |
| 既 | 345207 | 経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテ ル） | 日本心血管インターベンション治療 学会 | | 2212 |
| 既 | 346201 | 人工臓器療法 | 日本人工臓器学会 | | 2216 |
| 既 | 346204 | 局所陰圧閉鎖処置 | 日本人工臓器学会 | | 2229 |
| 未 | 347101 | 機械弁患者における在宅PT-INR自己測定指導管理料の新設 | 日本心臓血管外科学会 | ※会議後修正 | 2233 |
| 既 | 347201 | 手術通則14の改正 | 日本心臓血管外科学会 | | 2239 |
| 既 | 347202 | 手術通則14の改正（2） | 日本心臓血管外科学会 | | 2243 |
| 未 | 348101 | 血液粘弾性検査による輸血管理加算の設置 | 日本心臓血管麻酔学会 | | 2247 |
| 既 | 348201 | L001-2 静脈麻酔 30分な体制で行われる長時間なもの（複雑な場合） | 日本心臓血管麻酔学会 | | 2254 |
| 既 | 348202 | 超音波ガイド下末梢神経ブロック | 日本心臓血管麻酔学会 | | 2258 |
| 未 | 349101 | 術後排尿障害指導管理料 | 日本ストーマ・排泄リハビリテ ーション学会 | | 2262 |
| 既 | 349201 | ストーマ処置（1日につき）の合併症加算 | 日本ストーマ・排泄リハビリテ ーション学会 | | 2267 |
| 未 | 350101 | 悪性骨・軟部腫瘍手術（処理骨移植を伴うもの） | 日本整形外科学会 | | 2276 |
| 未 | 350102 | 椎間板内酵素注入療法（化学的髄核融解術） | 日本整形外科学会 | | 2281 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---|---------------|----|-------------|
| 未 | 350103 | 放射線被ばく下操作が必要な手術に対しての加算 | 日本整形外科学会 | | 2286 |
| 既 | 350201 | 側弯症手術と悪性骨腫瘍手術における術中ナビゲーション加算の適応追加 | 日本整形外科学会 | | 2291 |
| 既 | 350202 | 内視鏡下椎弓形成術における複数椎間加算 | 日本整形外科学会 | | 2296 |
| 既 | 350203 | 通則14の追加：内視鏡下椎間板切除術、内視鏡下椎弓切除術、内視鏡下椎弓形成術 | 日本整形外科学会 | | 2301 |
| 既 | 350204 | 褥瘡ハイリスク患者ケア加算にギプス固定と鋼線牽引治療の追加 | 日本整形外科学会 | | 2306 |
| 既 | 350205 | 四肢切断術 指（手、足） | 日本整形外科学会 | | 2311 |
| 既 | 352201 | 関節鏡下半月板縫合術（複雑） | 日本整形外科スポーツ医学会 | | 2314 |
| 未 | 353101 | ソノヒステログラフィ | 日本生殖医学会 | | 2318 |
| 未 | 354101 | 用手的呼吸補助を併用した肺、気管支内喀痰吸引法（脊髄損傷患者） | 日本脊髄障害医学会 | | 2322 |
| 未 | 354102 | 起立性低血圧予防訓練（脊髄損傷患者） | 日本脊髄障害医学会 | | 2327 |
| 未 | 355101 | 頸椎人工椎間板置換術 | 日本脊椎脊髄病学会 | | 2332 |
| 未 | 355103 | 筋肉量測定（BIA法） | 日本脊椎脊髄病学会 | | 2342 |
| 既 | 355201 | 後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの） | 日本脊椎脊髄病学会 | | 2347 |
| 既 | 355202 | 脊椎固定術の患者適合型手術支援ガイド | 日本脊椎脊髄病学会 | | 2352 |
| 未 | 356101 | 高度脊柱変形に対する椎間板郭清または椎体骨切りを伴う後方矯正固定術 | 日本側彎症学会 | | 2357 |
| 未 | 356102 | 立位全身骨撮影 | 日本側彎症学会 | | 2362 |
| 未 | 356103 | 立位全身骨撮影（術前精密検査） | 日本側彎症学会 | | 2367 |
| 未 | 357101 | 直腸肛門機能訓練 | 日本大腸肛門病学会 | | 2372 |
| 未 | 357102 | 回腸嚢ファイバースコピ | 日本大腸肛門病学会 | | 2376 |
| 既 | 357201 | 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料①経肛門的洗腸療法材料加算の新設 ②適用患者（対象患者）の拡大 | 日本大腸肛門病学会 | | 2388 |
| 既 | 357202 | クローン病に対する小腸切除術 | 日本大腸肛門病学会 | | 2393 |
| 既 | 357203 | 直腸脱手術（経肛門的）（人工靭帯を用いたもの） | 日本大腸肛門病学会 | | 2397 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---------------------------------|-----------|----|-------------|
| 既 | 357204 | ハルトマン術後腸管再建 | 日本大腸肛門病学会 | | 2401 |
| 未 | 358101 | 胆管悪性腫瘍手術（血行再建を伴うもの） | 日本胆道学会 | | 2408 |
| 未 | 358102 | 十二指腸乳頭切除術 | 日本胆道学会 | | 2412 |
| 既 | 359201 | 超音波エラストグラフィ | 日本超音波医学会 | | 2416 |
| 未 | 360101 | 知覚再教育 | 日本手外科学会 | | 2421 |
| 既 | 360201 | 前腕から手根部における腱縫合術の複数加算 | 日本手外科学会 | | 2425 |
| 既 | 360202 | 骨切り術(カスタムガイドを用いる) | 日本手外科学会 | | 2429 |
| 既 | 360203 | 変形治癒骨折矯正手術(カスタムガイドを用いる) | 日本手外科学会 | | 2434 |
| 既 | 360204 | 靭帯性腱鞘内注射 | 日本手外科学会 | | 2439 |
| 既 | 360205 | 複数手術に関する費用の特例の対象手術に神経再生誘導術を追加 | 日本手外科学会 | | 2444 |
| 既 | 360206 | 関節鏡下手根管開放術の増点 | 日本手外科学会 | | 2449 |
| 未 | 361101 | ロボット支援下による頭蓋内電極植込術 | 日本てんかん学会 | | 2454 |
| 未 | 362101 | 全結腸・直腸切除囊肛門吻合術(腹腔鏡下) | 日本内視鏡外科学会 | | 2466 |
| 未 | 362102 | 腓体尾部切除術(ロボット支援) | 日本内視鏡外科学会 | | 2470 |
| 未 | 362103 | 左心耳閉鎖術（胸腔鏡下） | 日本内視鏡外科学会 | | 2475 |
| 既 | 362201 | 超音波凝固切開装置（内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出） | 日本内視鏡外科学会 | | 2481 |
| 未 | 363101 | 甲状腺悪性腫瘍手術（全摘および片側頸部外側区域郭清を含む） | 日本内分泌外科学会 | | 2485 |
| 未 | 363102 | 甲状腺悪性腫瘍手術（全摘および両側頸部外側区域郭清を含む） | 日本内分泌外科学会 | | 2489 |
| 未 | 363103 | 甲状腺悪性腫瘍手術（片葉切除および片側頸部外側区域郭清を含む） | 日本内分泌外科学会 | | 2493 |
| 既 | 363201 | 脊髄誘発電位測定等加算 | 日本内分泌外科学会 | | 2497 |
| 既 | 363202 | 脊髄誘発電位測定等加算 | 日本内分泌外科学会 | | 2500 |
| 既 | 363203 | 超音波凝固切開装置等加算 | 日本内分泌外科学会 | | 2503 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---------------------------------|----------------------------|----|-------------|
| 未 | 364101 | 人工乳房抜去術 | 日本乳癌学会 | | 2506 |
| 未 | 364102 | 対側乳房縮小・固定術（乳房再建後） | 日本乳癌学会 | | 2511 |
| 既 | 364201 | 予防的乳房切除術 | 日本乳癌学会 | | 2515 |
| 既 | 364202 | 超音波凝固切開装置等加算 | 日本乳癌学会 | | 2520 |
| 既 | 364203 | 組織拡張器による再建手術（乳房一次再建） | 日本乳癌学会 | | 2525 |
| 既 | 364204 | ゲル充填人工乳房による再建手術に関する改正 | 日本乳癌学会 | | 2529 |
| 既 | 365201 | 組織拡張器による再建手術-1 乳房（再建手術）の場合の適応拡大 | 日本乳房オンコプラスチックサー ジャーリー学会 | | 2533 |
| 未 | 366101 | 脳動静脈奇形摘出術・SM-grade 3,4,5 | 日本脳神経外科学会 | | 2538 |
| 未 | 366102 | 頭蓋内モニタリング装置挿入術 | 日本脳神経外科学会 | | 2542 |
| 未 | 366103 | 頭蓋内モニタリング管理料 | 日本脳神経外科学会 | | 2547 |
| 既 | 366201 | 特発性正常圧水頭症(iNPH)シャント術加算 | 日本脳神経外科学会 | | 2552 |
| 既 | 366202 | 脳血管CT加算、特殊脳MRI加算 | 日本脳神経外科学会 | | 2557 |
| 既 | 366203 | 手術医療機器等加算K930 脊髄誘発電位測定等加算 1 | 日本脳神経外科学会 | | 2561 |
| 既 | 366204 | 経頭蓋集束超音波治療 | 日本脳神経外科学会 | | 2566 |
| 未 | 368101 | 膀胱鏡下ポツリヌス毒素注入手術 | 日本排尿機能学会 | | 2571 |
| 未 | 368102 | 内圧尿流測定（ブレッシャーフロスタディ） | 日本排尿機能学会 | | 2576 |
| 未 | 369101 | 経尿道的レーザー前立腺蒸散術 | 日本泌尿器科学会 | | 2586 |
| 未 | 369102 | 膀胱悪性腫瘍手術 経尿道的手術（光力学診断を用いた場合） | 日本泌尿器科学会 | | 2591 |
| 未 | 369103 | 経皮的腎瘻拡張術 | 日本泌尿器科学会 | | 2596 |
| 未 | 369104 | 膀胱結石、異物摘出術：1.経尿道的手術(レーザーによるもの) | 日本泌尿器科学会 | | 2600 |
| 既 | 369201 | 経皮的腎瘻造設・膀胱瘻造設キット | 日本泌尿器科学会 | | 2604 |
| 既 | 369202 | 複数手術に係る費用の特例の追加 通則14 | 日本泌尿器科学会 | | 2609 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---|------------|----|-------------|
| 未 | 370101 | 腎盂尿管吻合術（腎盂形成術を含む）（ロボット支援） | 日本泌尿器内視鏡学会 | | 2614 |
| 未 | 370102 | リンパ節群郭清術・後腹膜（腹腔鏡下） | 日本泌尿器内視鏡学会 | | 2620 |
| 未 | 370103 | 尿管切石術（腹腔鏡下） | 日本泌尿器内視鏡学会 | | 2624 |
| 未 | 370104 | 尿管皮膚瘻造設術（腹腔鏡下） | 日本泌尿器内視鏡学会 | | 2629 |
| 未 | 370105 | 腎盂切石術（腹腔鏡下） | 日本泌尿器内視鏡学会 | | 2633 |
| 既 | 370201 | 通則14の改定（複数手術に係る費用の特例） | 日本泌尿器内視鏡学会 | | 2638 |
| 既 | 370202 | 「K939 画像等手術支援加算 1ナビゲーションによるもの（2,000点） 2実物大臓器立体モデルによるもの（2,000点）」の腎部分切除術（K773、K773-2、K773-3、K773-4、K773-5、K769、K769-2、K769-3）への適応拡大 | 日本泌尿器内視鏡学会 | | 2643 |
| 既 | 370203 | 「K939 画像等手術支援加算 1ナビゲーションによるもの（2,000点） 2実物大臓器立体モデルによるもの（2,000点）」の経皮的尿路結石除去術（K764）への適応拡大 | 日本泌尿器内視鏡学会 | | 2648 |
| 未 | 371101 | 皮膚病像撮影料 | 日本皮膚科学会 | | 2653 |
| 未 | 371102 | 爪甲処置（爪甲肥厚症、爪甲鉤彎症） | 日本皮膚科学会 | | 2657 |
| 未 | 371103 | 多血小板を用いた難治性皮膚潰瘍治療 | 日本皮膚科学会 | | 2661 |
| 既 | 371201 | 鶏眼、胼胝処置 | 日本皮膚科学会 | | 2667 |
| 既 | 371202 | 皮膚科光線療法(2)長波紫外線又は中波紫外線療法(3)中波紫外線療法 | 日本皮膚科学会 | | 2670 |
| 既 | 371203 | 皮膚科軟膏処置 | 日本皮膚科学会 | | 2673 |
| 未 | 372101 | スリーブ状胃切除・バイパス術(腹腔鏡下) | 日本肥満症治療学会 | | 2676 |
| 未 | 372102 | 減量手術周術期管理加算 | 日本肥満症治療学会 | | 2680 |
| 既 | 372201 | 腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)(適応拡大について) | 日本肥満症治療学会 | | 2685 |
| 既 | 372202 | 腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)(施設基準緩和について) | 日本肥満症治療学会 | | 2690 |
| 既 | 372203 | 腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)(増点について) | 日本肥満症治療学会 | | 2695 |
| 既 | 372204 | 腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)(適応疾患の追加について) | 日本肥満症治療学会 | | 2700 |
| 既 | 372205 | 腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)(施設基準の追加について) | 日本肥満症治療学会 | | 2705 |
| 未 | 373101 | 腹腔内圧測定 | 日本腹部救急医学会 | | 2710 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--|--------------|--------------------------|-------------|
| 未 | 373102 | ICG消化管血流測定 | 日本腹部救急医学会 | | 2714 |
| 既 | 373201 | 内視鏡的結腸軸捻転解除術 | 日本腹部救急医学会 | | 2718 |
| 既 | 373202 | 急性胆嚢炎に対する腹腔鏡下胆嚢摘出術の増点 | 日本腹部救急医学会 | | 2721 |
| 既 | 373203 | 広汎な洗浄行為が必要であった場合には 主手術に加えて急性汎発性腹膜炎手術を加算する | 日本腹部救急医学会 | | 2724 |
| 既 | 373205 | 肝部分切除術（複数箇所）の算定 | 日本腹部救急医学会 | 314202と重複、336201 と関連。 | 2730 |
| 既 | 373206 | 外来緊急開腹手術 | 日本腹部救急医学会 | | 2733 |
| 未 | 374102 | センチネルリンパ節生検術（女子外性器悪性腫瘍） | 日本婦人科腫瘍学会 | | 2741 |
| 未 | 375101 | 左心耳閉鎖術（経皮的） | 日本不整脈心電学会 | | 2745 |
| 未 | 375102 | 外科的左心耳閉鎖術 | 日本不整脈心電学会 | | 2750 |
| 既 | 375201 | ペースメーカー移植術（電極一体型） | 日本不整脈心電学会 | | 2755 |
| 既 | 375202 | 経静脈電極除去術（レーザーシース使用） | 日本不整脈心電学会 | | 2758 |
| 既 | 375203 | 経皮的カテーテル心筋焼灼術（付加手技を伴う場合） | 日本不整脈心電学会 | | 2763 |
| 既 | 375204 | 両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術 | 日本不整脈心電学会 | | 2768 |
| 既 | 375205 | 植込型除細動器交換術 | 日本不整脈心電学会 | | 2773 |
| 既 | 375206 | 経静脈電極除去術 レーザーシースを用いないもの | 日本不整脈心電学会 | | 2777 |
| 既 | 375207 | 経皮的カテーテル心筋焼灼術 その他のもの | 日本不整脈心電学会 | | 2781 |
| 未 | 376101 | 高周波パルス療法 | 日本ペインクリニック学会 | | 2786 |
| 既 | 377201 | 鼠径ヘルニア手術（複雑なもの） | 日本ヘルニア学会 | | 2794 |
| 既 | 378201 | 麻酔管理料Ⅱの算定要件の明確化 | 日本麻酔科学会 | | 2798 |
| 既 | 378202 | L009 麻酔管理料（Ⅰ） 4 長時間麻酔管理加算 | 日本麻酔科学会 | | 2803 |
| 未 | 379101 | 眼底直視下微小視野検査（片眼） | 日本網膜硝子体学会 | | 2808 |
| 既 | 379201 | 眼底カメラ撮影 1 通常の方法の場合の広角眼底撮影加算 | 日本網膜硝子体学会 | | 2812 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--------------------------------|----------------|-------------------------------|-------------|
| 既 | 380201 | リンパ浮腫複合的治療料 | 日本リハビリテーション医学会 | 341202、601201、 602203 と関連。 | 2817 |
| 未 | 381101 | 緑内障術後管理加算 | 日本緑内障学会 | | 2823 |
| 未 | 381102 | 角膜中央厚測定 | 日本緑内障学会 | | 2828 |
| 未 | 381103 | 眼圧日内変動検査 | 日本緑内障学会 | | 2832 |
| 既 | 381201 | 緑内障濾過手術 | 日本緑内障学会 | | 2836 |
| 未 | 382101 | 腹腔鏡下人工肛門閉鎖術（ハルトマン術後） | 日本臨床外科学会 | 357204 と関連。 | 2841 |
| 未 | 382102 | 経肛門吻合を伴う直腸切除術（腹腔鏡下） | 日本臨床外科学会 | 336102 と関連。 | 2846 |
| 未 | 382103 | 腹腔鏡下超低位前方切除術（経肛門の結腸嚢肛門吻合によるもの） | 日本臨床外科学会 | 336102、382102 と関連。 | 2851 |
| 未 | 382105 | 低位前方切除術（ロボット支援） | 日本臨床外科学会 | | 2859 |
| 既 | 382201 | 人工肛門増設加算 | 日本臨床外科学会 | | 2863 |
| 既 | 382202 | 腹腔鏡下直腸脱手術（K742-2）メッシュとタッカー代の償還 | 日本臨床外科学会 | | 2866 |
| 既 | 382203 | 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術、1 頸部、胸部、腹部操作によるもの | 日本臨床外科学会 | | 2869 |
| 既 | 382204 | 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術、2 胸部、腹部操作によるもの | 日本臨床外科学会 | | 2872 |
| 既 | 382206 | 在宅経肛門自己洗腸指導管理料 | 日本臨床外科学会 | 357201 と関連。 | 2878 |
| 既 | 382207 | 臍頭十二指腸切除（リンパ節・臍頭神経叢郭清を伴う） | 日本臨床外科学会 | | 2881 |
| 既 | 382208 | 鎖肛（K751）に併施する仙尾部奇形腫手術 | 日本臨床外科学会 | | 2885 |
| 未 | 383101 | 運動器不安定症訓練法 | 日本臨床整形外科学会 | | 2888 |
| 未 | 383102 | 上腕、大腿以遠部の伝達麻酔 | 日本臨床整形外科学会 | | 2892 |
| 未 | 383103 | 小関節（周辺）骨折に対するテーピング | 日本臨床整形外科学会 | | 2896 |
| 未 | 383104 | 運動器物理療法料 | 日本臨床整形外科学会 | | 2900 |
| 既 | 383201 | エコーガイド下伝達麻酔 | 日本臨床整形外科学会 | | 2905 |
| 既 | 383202 | 神経幹内注射（超音波ガイド下） | 日本臨床整形外科学会 | | 2909 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|------------------------------------|---------------|------------|-------------|
| 既 | 383203 | 上肢伝達麻酔 | 日本臨床整形外科学会 | 383102と関連。 | 2914 |
| 既 | 383204 | 消炎鎮痛等処置複数部位加算 | 日本臨床整形外科学会 | | 2918 |
| 既 | 383205 | 小関節テーピング（絆創膏固定術） | 日本臨床整形外科学会 | | 2922 |
| 既 | 383206 | 神経ブロックとトリガーポイント注射との部位別算定可 | 日本臨床整形外科学会 | | 2926 |
| 既 | 383207 | 靱帯性腱鞘内注射 | 日本臨床整形外科学会 | 360204と重複。 | 2930 |
| 既 | 383208 | 骨折非観血的整復術複数加算 | 日本臨床整形外科学会 | | 2934 |
| 既 | 385201 | 頭蓋内腫瘍摘出術 原発性悪性脳腫瘍光線力学的療法加算 | 日本レーザー医学会 | | 2942 |
| 既 | 385202 | Qスイッチ付きレーザー照射療法 | 日本レーザー医学会 | | 2948 |
| 既 | 385203 | 内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法 | 日本レーザー医学会 | | 2952 |
| 既 | 385204 | Qスイッチ付きレーザー照射療法 | 日本レーザー医学会 | | 2956 |
| 未 | 402101 | 顎関節症検査(顎関節・咀嚼筋検査) | 日本顎関節学会 | | 2959 |
| 既 | 402201 | 顎関節受動術（徒手的受動術） | 日本顎関節学会 | | 2964 |
| 既 | 402202 | 歯科口腔リハビリテーション料2 | 日本顎関節学会 | | 2970 |
| 未 | 403101 | 下顎全顎的高度顎堤吸収部への顎骨支持型装置埋入術 | 日本顎顔面インプラント学会 | | 2975 |
| 既 | 404201 | 「口蓋補綴、顎補綴装置」の製作時および床裏装時における軟質材料の適用 | 日本顎顔面補綴学会 | | 2980 |
| 未 | 407101 | 上顎骨形成術ならびに下顎骨形成術における超音波切削機器加算 | 日本顎変形症学会 | | 2986 |
| 既 | 407201 | 上顎骨形成術ならびに下顎骨形成術における三次元シミュレーション | 日本顎変形症学会 | | 2990 |
| 既 | 407202 | 下顎骨形成術における歯槽骨切り術の算定 | 日本顎変形症学会 | | 2993 |
| 既 | 407203 | 顎変形症患者を対象とした咀嚼能力検査 | 日本顎変形症学会 | | 2996 |
| 既 | 408201 | 厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常に係る適応症の拡大 | 日本矯正歯科学会 | | 2999 |
| 既 | 408202 | 予測模型の適応拡大 | 日本矯正歯科学会 | | 3004 |
| 既 | 408203 | インビジブルリテーナー | 日本矯正歯科学会 | | 3009 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--|-----------------|----|-------------|
| 未 | 409101 | 歯槽骨密度評価 | 日本口腔インプラント学会 | | 3013 |
| 既 | 409201 | 歯科訪問診療における無歯顎症例のインプラント周囲粘膜炎・周囲炎への検査と基本治療 | 日本口腔インプラント学会 | | 3019 |
| 既 | 412201 | 三叉神経ニューロパチーの歯科特定疾患療養管理 | 日本口腔顔面痛学会 | | 3023 |
| 未 | 413101 | 顎関節人工関節全置換術 | 日本口腔外科学会 | | 3028 |
| 未 | 413102 | 口腔粘膜の蛍光観察検査,口腔粘膜疾患の電子的診療情報評価料 | 日本口腔外科学会 | | 3033 |
| 未 | 413103 | 超難度埋伏智歯抜歯(著しく困難なもの) | 日本口腔外科学会 | | 3039 |
| 未 | 413104 | 頬脂肪体弁手術 | 日本口腔外科学会 | | 3045 |
| 未 | 413105 | 閉塞性睡眠時無呼吸症に対する口腔内装置の下顎タイトレーション法 | 日本口腔外科学会 | | 3050 |
| 既 | 413201 | 神経再生誘導術(即時) | 日本口腔外科学会 | | 3054 |
| 既 | 413202 | 上顎エナメル上皮腫手術 | 日本口腔外科学会 | | 3058 |
| 既 | 413203 | 下顎骨悪性腫瘍手術、切断、オトガイ部を含む | 日本口腔外科学会 | | 3062 |
| 既 | 413204 | 閉塞性睡眠時無呼吸症に対する顎顔面形態評価のための頭部側方X線規格撮影の適応 | 日本口腔外科学会 | | 3065 |
| 既 | 413205 | 抜歯手術における歯科薬剤の算定に関する基準の見直し | 日本口腔外科学会 | | 3070 |
| 未 | 417101 | 咀嚼・食塊形成機能検査(内視鏡を含む) | 日本口腔リハビリテーション学会 | | 3074 |
| 未 | 420101 | 欠損歯数拡大抑制継続管理料 | 日本歯科医療管理学会 | | 3080 |
| 既 | 420201 | 歯周病安定期治療(Ⅰ)及び歯周病安定期治療(Ⅱ) | 日本歯科医療管理学会 | | 3084 |
| 既 | 420202 | 歯科衛生実地指導料に対する糖尿病患者加算新設 | 日本歯科医療管理学会 | | 3088 |
| 既 | 420203 | 糖尿病患者に対する機械的歯面清掃処置の月1回算定 | 日本歯科医療管理学会 | | 3092 |
| 既 | 420204 | 歯科疾患管理料への糖尿病患者管理加算新設 | 日本歯科医療管理学会 | | 3096 |
| 既 | 420205 | 初期う蝕早期充填処置の対象範囲拡大(年齢要件) | 日本歯科医療管理学会 | | 3101 |
| 既 | 423201 | 前歯部CAD/CAM冠 | 日本歯科審美学会 | | 3106 |
| 既 | 423202 | 臼歯部テンポラリークラウン | 日本歯科審美学会 | | 3112 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--|-----------|----|-------------|
| 未 | 425101 | 骨粗鬆症検査 | 日本歯科放射線学会 | | 3118 |
| 既 | 425201 | 電子画像管理加算 | 日本歯科放射線学会 | | 3122 |
| 既 | 425202 | 遠隔画像診断管理加算 | 日本歯科放射線学会 | | 3127 |
| 未 | 426101 | CAD/CAMインレー修復に対する光学印象法 | 日本歯科保存学会 | | 3132 |
| 未 | 426102 | CAD/CAMインレー修復 | 日本歯科保存学会 | | 3137 |
| 既 | 426201 | 歯髄保護処置 | 日本歯科保存学会 | | 3142 |
| 既 | 426202 | 重度要介護高齢者等に対する充填処置 | 日本歯科保存学会 | | 3146 |
| 既 | 426203 | 感染根管処置の増点 | 日本歯科保存学会 | | 3151 |
| 既 | 426204 | 歯冠修復物又は補綴物の除去 | 日本歯科保存学会 | | 3156 |
| 既 | 426205 | 歯科用合着・接着材料Ⅲ（仮着用セメントを除く）の廃止 | 日本歯科保存学会 | | 3160 |
| 未 | 427101 | 麻酔管理料（専従する歯科麻酔専門医および麻酔医の評価） | 日本歯科麻酔学会 | | 3166 |
| 既 | 427201 | 麻酔薬剤料算定の医科歯科格差の是正（120点以上の処置に対する薬剤料の算定） | 日本歯科麻酔学会 | | 3170 |
| 未 | 429101 | チタンおよびチタン合金による大白歯歯冠修復物 | 日本歯科理工学会 | | 3174 |
| 未 | 431102 | 歯周組織再生療法における臨床的組織再生度の規格化検査 | 日本歯周病学会 | | 3185 |
| 既 | 431201 | 糖尿病を有する歯周病患者における咀嚼機能検査 | 日本歯周病学会 | | 3189 |
| 未 | 432101 | 隔壁法 | 日本歯内療法学会 | | 3193 |
| 未 | 435101 | 小児の口唇閉鎖力検査 | 日本小児歯科学会 | | 3198 |
| 既 | 435201 | 小児口腔機能管理加算 | 日本小児歯科学会 | | 3203 |
| 既 | 435202 | 小児保険装置 | 日本小児歯科学会 | | 3208 |
| 既 | 435203 | エナメル質初期う蝕管理加算の施設基準の見直し | 日本小児歯科学会 | | 3214 |
| 未 | 437101 | 象牙質レジンコーティング法 | 日本接着歯学会 | | 3219 |
| 既 | 437201 | レジン支台築造の印象採得 | 日本接着歯学会 | | 3225 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---|-----------|----|-------------|
| 未 | 438101 | 磁性アタッチメントを用いた義歯の支台装置 | 日本補綴歯科学会 | | 3230 |
| 未 | 438102 | 筋電計による歯ぎしり検査 | 日本補綴歯科学会 | | 3235 |
| 未 | 438103 | 在宅歯科診療時の臼歯単独冠へのシリコーンゴム印象材による咬合印象法 | 日本補綴歯科学会 | | 3240 |
| 未 | 438104 | 口腔内スキャナーによる光学印象法 | 日本補綴歯科学会 | | 3245 |
| 未 | 438105 | 最後方臼歯へのCAD/CAMシステムによるチタンクラウン製作のための咬合印象法 | 日本補綴歯科学会 | | 3252 |
| 既 | 438201 | 口腔内バキュームチップを用いた接着操作加算 | 日本補綴歯科学会 | | 3257 |
| 既 | 438202 | 接着ブリッジ装着料内面処理加算 | 日本補綴歯科学会 | | 3262 |
| 既 | 438203 | 硬質レジンジャケット冠装着料内面処理加算 | 日本補綴歯科学会 | | 3267 |
| 既 | 438204 | 線鉤 二腕鉤の鋳造レストの算定 | 日本補綴歯科学会 | | 3272 |
| 既 | 438205 | 失活前歯充填の前処置としての築造 | 日本補綴歯科学会 | | 3277 |
| 既 | 438206 | 顎関節症管理料 | 日本補綴歯科学会 | | 3282 |
| 未 | 441101 | 歯冠長延長術 | 日本臨床歯周病学会 | | 3287 |
| 未 | 441102 | 歯周病治療におけるグリコヘモグロビン (HbA1c) 検査 | 日本臨床歯周病学会 | | 3291 |
| 未 | 442101 | 抜歯窩再搔爬手術時におけるレーザー止血加算 | 日本レーザー歯学会 | | 3296 |
| 未 | 442102 | 光学的う蝕検出検査 | 日本レーザー歯学会 | | 3300 |
| 未 | 443101 | 終末期患者の歯科による口腔管理 | 日本老年歯科医学会 | | 3304 |
| 未 | 443102 | 歯科オンライン診療 | 日本老年歯科医学会 | | 3308 |
| 既 | 443201 | 舌圧検査 | 日本老年歯科医学会 | | 3312 |
| 既 | 443202 | 口腔機能包括検査 | 日本老年歯科医学会 | | 3315 |
| 既 | 501201 | 特定薬剤治療管理料 1 | 日本薬学会 | | 3320 |
| 既 | 501202 | 褥瘡薬学管理加算 | 日本薬学会 | | 3324 |
| 既 | 501203 | 特定薬剤副作用評価加算 | 日本薬学会 | | 3328 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---|----------------------|-------------------------------|-------------|
| 既 | 501204 | 無菌製剤処理料 | 日本薬学会 | | 3332 |
| 既 | 501205 | PET検査における薬剤師の評価 | 日本薬学会 | | 3336 |
| 既 | 501206 | 調剤料（麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬加算の増点） | 日本薬学会 | | 3340 |
| 既 | 501207 | 調剤技術基本料（乳幼児加算） | 日本薬学会 | | 3344 |
| 既 | 501208 | 無菌製剤処理料2 | 日本薬学会 | | 3348 |
| 既 | 501209 | 調剤技術基本料（院内製剤加算の増点） | 日本薬学会 | | 3352 |
| 既 | 501210 | 調剤技術基本料（外来患者に対する薬学的管理の評価） | 日本薬学会 | | 3356 |
| 既 | 502201 | 保険医が投与することができる注射薬（処方箋を交付することができる注射薬）等へのフロセミド注の追加 | 日本薬学会 | | 3360 |
| 既 | 502202 | 保険医が投与することができる注射薬（処方箋を交付することができる注射薬）等へのミダゾラム注の追加 | 日本薬学会 | | 3364 |
| 既 | 502203 | 保険医が投与することができる注射薬（処方箋を交付することができる注射薬）等へのハロペリドール注の追加 | 日本薬学会 | | 3368 |
| 既 | 502204 | 保険医が投与することができる注射薬（処方箋を交付することができる注射薬）等へのアセトアミノフェン静注の追加 | 日本薬学会 | | 3372 |
| 既 | 601201 | リンパ浮腫複合的治療料 | 日本がん看護学会 | 341202、380201、 602203 と関連。 | 3381 |
| 既 | 602202 | 在宅患者訪問看護・指導料3 | 日本緩和医療学会 | | 3394 |
| 既 | 602203 | リンパ浮腫複合的治療料 | 日本緩和医療学会 | 341202、380201、 601201 と関連。 | 3399 |
| 未 | 603101 | 心不全再入院予防指導管理料 | 日本循環器看護学会 | 272101と関連。 | 3405 |
| 未 | 603102 | 末期心不全患者指導管理料 | 日本循環器看護学会 | | 3410 |
| 既 | 603201 | 在宅患者訪問看護・指導料3 | 日本循環器看護学会 | | 3414 |
| 未 | 604101 | 術後排尿障害指導管理料 | 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会 | | 3420 |
| 既 | 604201 | ストーマ処置（1日につき）の合併症加算 | 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会 | | 3425 |
| 未 | 605102 | 経肛門的洗腸療法材料加算の新設 | 日本創傷・オストミー・失禁管理学会 | 357201と重複。 | 3439 |
| 既 | 605201 | 在宅患者訪問看護・指導料3 | 日本創傷・オストミー・失禁管理学会 | | 3445 |
| 既 | 605202 | 排尿自立指導料 | 日本創傷・オストミー・失禁管理学会 | | 3451 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--|-------------------|-------------------|-------------|
| 既 | 605203 | 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料 | 日本創傷・オストミー・失禁管理学会 | 357201、382206と重複。 | 3456 |
| 未 | 606101 | 脳卒中再発・重症化予防指導料（仮称） | 日本ニューロサイエンス看護学会 | | 3463 |
| 未 | 702102 | 持続型G-CSF製剤の在宅自己注射指導管理料 | 日本乳癌学会 | | 3474 |
| 既 | 702201 | D409-2 センチネルリンパ節生検（片側） | 日本乳癌学会 | | 3478 |
| 未 | 703101 | ポジトロン断層撮影（アミロイドイメージング） | 日本認知症学会 | | 3484 |
| 未 | 703103 | 施行頻度の高い認知症重症度尺度 Clinical Dementia Rating (CDR) | 日本認知症学会 | | 3498 |
| 既 | 705201 | 脳CT血管撮影 | 日本脳卒中学会 | | 3531 |
| 既 | 705202 | 経頭蓋ドプラ装置による脳動脈血流速度連続測定 | 日本脳卒中学会 | | 3537 |
| 既 | 705204 | 脳卒中例、意識障害例に対する嚥下機能評価を伴った摂食機能療法 | 日本脳卒中学会 | | 3546 |
| 既 | 706201 | 電磁波温熱療法 | 日本ハイパーサーミア学会 | | 3553 |
| 既 | 707201 | EGFR遺伝子検査（血漿）保険算定におけるT790M血漿検査回数制限の緩和について | 日本肺癌学会 | | 3558 |
| 未 | 708101 | プロスタグランジンE1陰茎海綿体注射テスト（PGE1テスト） | 日本泌尿器科学会 | | 3565 |
| 未 | 708102 | 特定薬剤治療管理料対象薬として「アキシチニブ」を追加 | 日本泌尿器科学会 | | 3571 |
| 未 | 708103 | 特定薬剤治療管理料対象薬として「パゾパニブ」を追加 | 日本泌尿器科学会 | | 3576 |
| 既 | 709201 | ダーモスコピー | 日本皮膚科学会 | | 3592 |
| 既 | 709202 | 細胞診 | 日本皮膚科学会 | | 3596 |
| 既 | 709203 | センチネルリンパ節生検 | 日本皮膚科学会 | | 3600 |
| 未 | 710101 | 内臓脂肪量測定（腹部CT法） | 日本肥満学会 | | 3605 |
| 未 | 713101 | 連携病理依頼書作成料 | 日本病理学会 | | 3616 |
| 未 | 713102 | 分子病理診断料 | 日本病理学会 | | 3622 |
| 未 | 713103 | 病理診断デジタル化加算 | 日本病理学会 | | 3627 |
| 未 | 713104 | 病理診断安全対策加算 | 日本病理学会 | | 3632 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---|-------------|----|-------------|
| 未 | 713105 | オンライン病理診断料 | 日本病理学会 | | 3637 |
| 未 | 713106 | ワンデイパソロジー | 日本病理学会 | | 3642 |
| 既 | 713201 | 悪性腫瘍組織検査 | 日本病理学会 | | 3647 |
| 既 | 713202 | 病理診断管理加算 | 日本病理学会 | | 3653 |
| 既 | 713203 | 病理診断料毎回算定 | 日本病理学会 | | 3659 |
| 既 | 713204 | 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 4種抗体加算 | 日本病理学会 | | 3664 |
| 既 | 713205 | サイトケラチン19（KRT19）mRNA検出 | 日本病理学会 | | 3669 |
| 既 | 714201 | 認知療法・認知行動療法 | 日本不安症学会 | | 3685 |
| 未 | 715101 | 植込型除細動デバイス(植込み型除細動器、両室ペースング機能付き除細動器)指導管理料 | 日本不整脈心電学会 | | 3689 |
| 未 | 715102 | 心臓ペースメーカー指導管理料 遠隔加算の範囲（ILR等診断機器に対するもの） | 日本不整脈心電学会 | | 3695 |
| 未 | 715103 | 心臓ペースメーカー指導管理料 ILR管理料（診断機器に対する対面管理料） | 日本不整脈心電学会 | | 3700 |
| 既 | 715201 | 心臓ペースメーカー指導管理料 イ）着用型自動除細動器による場合 注4 | 日本不整脈心電学会 | | 3705 |
| 既 | 715202 | 植込型除細動器移植術 皮下植込型リードを用いるもの | 日本不整脈心電学会 | | 3711 |
| 既 | 715203 | 両室ペースング機能付き植込型除細動器移植術 | 日本不整脈心電学会 | | 3716 |
| 既 | 715204 | 植込型除細動器移植術 経静脈リードを用いるもの | 日本不整脈心電学会 | | 3721 |
| 既 | 715205 | 両心室ペースメーカー移植術 | 日本不整脈心電学会 | | 3726 |
| 既 | 715206 | ペースメーカー交換術 | 日本不整脈心電学会 | | 3732 |
| 既 | 715207 | 両心室ペースメーカー交換術 | 日本不整脈心電学会 | | 3737 |
| 既 | 715208 | 胸腔鏡下交感神経節切除術 | 日本不整脈心電学会 | | 3743 |
| 既 | 715209 | 心磁図検査 | 日本不整脈心電学会 | | 3749 |
| 既 | 715210 | 経皮的カテーテル心筋焼灼術（磁気ナビゲーション法加算） | 日本不整脈心電学会 | | 3754 |
| 未 | 718101 | ヘリコバクターピロリ菌の抗菌薬感受性試験 | 日本ヘリコバクター学会 | | 3760 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---|-------------|----|-------------|
| 未 | 718102 | 抗胃壁細胞抗体検査（抗壁細胞抗体検査） | 日本ヘリコバクター学会 | | 3765 |
| 未 | 718104 | 血清ペプシノゲンによるヘリコバクターピロリ除菌判定 | 日本ヘリコバクター学会 | | 3774 |
| 未 | 718105 | 血中ペプシノゲンⅠ（PGⅠ）、ペプシノゲンⅡ（PGⅡ）測定による慢性胃炎の診断 | 日本ヘリコバクター学会 | | 3779 |
| 既 | 718202 | 若年の内視鏡未施行者に対する非侵襲的ヘリコバクター・ピロリ（ピロリ菌）検査 | 日本ヘリコバクター学会 | | 3791 |
| 既 | 718203 | ピロリ菌感染診断における迅速ウレアーゼ試験後の培養検査 | 日本ヘリコバクター学会 | | 3796 |
| 未 | 720101 | 「M006」「放射線治療用材料装着技術料」の新規項目立て | 日本放射線腫瘍学会 | | 3802 |
| 未 | 720102 | Intrafractional IGRT加算 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3806 |
| 未 | 720103 | 時間外休日放射線治療加算 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3812 |
| 未 | 720104 | MRIを用いた即時適応強度変調放射線治療加算 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3817 |
| 未 | 720105 | 画像誘導粒子線治療加算 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3823 |
| 未 | 720106 | 画像誘導呼吸性移動対策加算 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3829 |
| 未 | 720107 | 密封小線源治療(M004)へのSAVIアプリケーション加算 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3835 |
| 未 | 720108 | 密封小線源治療(M004)へのオンコスマートカテーテル加算 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3841 |
| 未 | 720109 | 画像融合放射線治療計画加算（A：剛体、B：非剛体） | 日本放射線腫瘍学会 | | 3847 |
| 未 | 720111 | AIを用いた放射線治療計画 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3856 |
| 既 | 720201 | 強度変調放射線治療（intensity-modulated radiation therapy：IMRT）の施設基準の見直し | 日本放射線腫瘍学会 | | 3861 |
| 既 | 720202 | 外来放射線治療診療料の算定要件の見直し（医師の要件（放射線治療経験5年以上）の緩和） | 日本放射線腫瘍学会 | | 3868 |
| 既 | 720203 | 体幹部定位放射線治療の適応拡大 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3873 |
| 既 | 720204 | 婦人科がん腔内照射管理料の増点と毎回算定「M000 放射線治療管理料 2 腔内照射を行った場合」 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3879 |
| 既 | 720205 | 婦人科がん腔内照射料の増点「M004 密封小線源治療 2 腔内照射 イ 高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合」 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3886 |
| 既 | 720206 | M004 密封小線源治療 注8 画像誘導密封小線源治療加算の増点・適応拡大 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3892 |
| 既 | 720207 | 陽子線治療の適応拡大 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3899 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--|-------------|----|-------------|
| 既 | 720208 | 重粒子線治療の適応拡大 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3905 |
| 既 | 720210 | 強度変調放射線治療 (intensity-modulated radiation therapy : IMRT) の算定方法の見直し | 日本放射線腫瘍学会 | | 3918 |
| 既 | 720211 | 医療機器安全管理料2の見直し (専任から専従へ、対象に小線源治療も追加) | 日本放射線腫瘍学会 | | 3923 |
| 既 | 720212 | 「直線加速器による定位放射線治療」と「体外照射」の同時算定 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3929 |
| 既 | 720214 | 放射線治療「専従」加算 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3940 |
| 既 | 720215 | 外来放射線治療加算対象への密封小線源治療追加 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3945 |
| 既 | 720216 | 体外照射 (X線、電子線) と粒子線治療の同時算定 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3949 |
| 既 | 720218 | 前立腺癌小線源治療シード点数の増点について | 日本放射線腫瘍学会 | | 3961 |
| 既 | 720219 | 放射線治療用手技の技術区分変更と 気管支内視鏡的放射線治療用マーカー留置術の評価 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3968 |
| 既 | 720220 | 放射線治療用手技の技術区分変更と経皮的放射線治療用金属マーカー留置術の評価 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3976 |
| 既 | 720221 | 放射線治療用手技の技術区分変更とスベータ留置手技の評価 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3982 |
| 既 | 720223 | 耐用期間を過ぎた放射線治療装置による高精度照射の減点 | 日本放射線腫瘍学会 | | 3993 |
| 未 | 722101 | 新設輸血管理料(輸血管理料細分化) | 日本輸血・細胞治療学会 | | 3998 |
| 未 | 722102 | 血液製剤院内分割加算 | 日本輸血・細胞治療学会 | | 4003 |
| 未 | 722103 | 同種クリオプレシビート作製術 | 日本輸血・細胞治療学会 | | 4007 |
| 未 | 722104 | CD34陽性細胞測定(末梢血幹細胞採取時) | 日本輸血・細胞治療学会 | | 4012 |
| 既 | 722201 | 輸血時血液型検査 | 日本輸血・細胞治療学会 | | 4026 |
| 既 | 724201 | 感染症リスクを有する真菌感染症におけるβDグルカン測定 | 日本リウマチ学会 | | 4040 |
| 既 | 724202 | 全身性エリテマトーデスに対するペリムマブの外来化学療法加算B | 日本リウマチ学会 | | 4045 |
| 既 | 724203 | 全身性エリテマトーデス(SLE)疑いの患者での抗核抗体と抗DNA抗体の同時測定 | 日本リウマチ学会 | | 4051 |
| 既 | 724204 | 成人still病(AOSD)における血清フェリチン値の測定 | 日本リウマチ学会 | | 4056 |
| 既 | 724205 | 治療薬変更時の抗シトルリン化ペプチド抗体 (抗CCP抗体) の複数回測定 | 日本リウマチ学会 | | 4060 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--|----------------|----|-------------|
| 既 | 724206 | リンパ増殖性疾患における可溶性インターロイキン-2レセプター測定 | 日本リウマチ学会 | | 4065 |
| 未 | 725101 | 運動量増加機器使用リハビリテーション加算 | 日本リハビリテーション医学会 | | 4075 |
| 未 | 725102 | 包括リハビリテーション指導料 | 日本リハビリテーション医学会 | | 4081 |
| 既 | 725202 | がん患者リハビリテーション | 日本リハビリテーション医学会 | | 4089 |
| 既 | 725203 | L100神経ブロック（ボツリヌス毒素使用） | 日本リハビリテーション医学会 | | 4094 |
| 既 | 726201 | 染色体検査 | 日本リンパ網内系学会 | | 4105 |
| 既 | 726202 | 免疫抑制療法およびがん化学療法時のB型肝炎既往感染に関する一括スクリーニング | 日本リンパ網内系学会 | | 4110 |
| 既 | 726203 | B型肝炎既往感染者における免疫抑制療法、がん化学療法中および治療後のHBV-DNA量の定期的モニタリング | 日本リンパ網内系学会 | | 4116 |
| 未 | 727101 | 外来栄養食事指導料・入院栄養食事指導料 | 日本臨床栄養学会 | | 4125 |
| 既 | 727201 | 血清セレン測定（検査D007血液生化学検査） | 日本臨床栄養学会 | | 4135 |
| 既 | 728201 | 抗酸菌核酸同定 | 日本臨床検査医学会 | | 4140 |
| 既 | 728202 | 結核菌群核酸検出 | 日本臨床検査医学会 | | 4145 |
| 既 | 728203 | 国際標準検査管理加算の外来症例での評価 | 日本臨床検査医学会 | | 4149 |
| 既 | 728204 | 抗酸菌分離培養（液体培地法） | 日本臨床検査医学会 | | 4153 |
| 既 | 728205 | 抗酸菌薬剤感受性検査（培地数に関係なく） | 日本臨床検査医学会 | | 4157 |
| 既 | 728206 | マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー（MAC）核酸検出 | 日本臨床検査医学会 | | 4161 |
| 既 | 728207 | クロストリジウム・ディフィシル抗原定性 | 日本臨床検査医学会 | | 4166 |
| 既 | 728208 | アルブミン測定方法による項目分け | 日本臨床検査医学会 | | 4170 |
| 既 | 728209 | ヘモグロビンA1Cの分類見直し | 日本臨床検査医学会 | | 4174 |
| 既 | 728211 | 肺気量分画測定（安静換気量測定及び最大換気量測定を含む） | 日本臨床検査医学会 | | 4184 |
| 既 | 728212 | フローボリュームカーブ（強制呼出曲線を含む） | 日本臨床検査医学会 | | 4188 |
| 既 | 728213 | 機能的残気量測定 | 日本臨床検査医学会 | | 4192 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--------------------------|------------|------------|-------------|
| 既 | 728214 | 肺拡散能力検査 | 日本臨床検査医学会 | | 4196 |
| 既 | 728215 | 脳性Na利尿ペプチド (BNP) | 日本臨床検査医学会 | | 4200 |
| 既 | 728216 | 心筋トロポニン I | 日本臨床検査医学会 | | 4204 |
| 既 | 728217 | 血小板凝集能 | 日本臨床検査医学会 | | 4209 |
| 既 | 728218 | クレアチンキナーゼMB分画 (CK-MB) | 日本臨床検査医学会 | | 4213 |
| 既 | 728219 | 動物使用検査 | 日本臨床検査医学会 | | 4218 |
| 既 | 728220 | アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン (HRT) | 日本臨床検査医学会 | | 4222 |
| 既 | 728221 | Bence Jones蛋白定性 (尿) | 日本臨床検査医学会 | | 4226 |
| 既 | 728222 | 蛋白分画 | 日本臨床検査医学会 | | 4230 |
| 既 | 728223 | サイトメガロウイルス抗体 | 日本臨床検査医学会 | | 4234 |
| 既 | 728224 | 抗酸菌同定 | 日本臨床検査医学会 | | 4238 |
| 既 | 728225 | 赤血球表面抗原検査 | 日本臨床検査医学会 | | 4242 |
| 既 | 729201 | 血液採取・静脈 | 日本臨床検査専門医会 | | 4246 |
| 既 | 729203 | 国際標準検査管理加算の範囲拡大 | 日本臨床検査専門医会 | | 4257 |
| 既 | 729204 | 悪性腫瘍組織検査 (標準化および質向上支援技術) | 日本臨床検査専門医会 | | 4261 |
| 既 | 729205 | 超音波エラストグラフィ | 日本臨床検査専門医会 | 359201と重複。 | 4267 |
| 既 | 729207 | 皮膚灌流圧測定 (SPP) | 日本臨床検査専門医会 | | 4277 |
| 既 | 729208 | 25-ヒドロキシビタミン D | 日本臨床検査専門医会 | | 4283 |
| 既 | 729209 | ADAMTS13活性 | 日本臨床検査専門医会 | | 4288 |
| 既 | 729210 | ADAMTS13インヒビター | 日本臨床検査専門医会 | | 4293 |
| 既 | 729211 | HIV-1,2抗原・抗体同時測定定量 | 日本臨床検査専門医会 | | 4299 |
| 未 | 730101 | 細胞診精度管理料 | 日本臨床細胞学会 | | 4304 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---------------------------------------|------------|----|-------------|
| 未 | 730102 | 頸部細胞診陰性標本、判定支援加算（精度管理加算） | 日本臨床細胞学会 | | 4308 |
| 既 | 730201 | 細胞診断料の見直し（婦人科細胞診への適用拡大） | 日本臨床細胞学会 | | 4314 |
| 既 | 730202 | 病理組織標本作製、セルブロック法によるもの、適応疾患の拡大 | 日本臨床細胞学会 | | 4320 |
| 既 | 730203 | 迅速細胞診（検査中の場合）、適応疾患の拡大 | 日本臨床細胞学会 | | 4326 |
| 既 | 730204 | 免疫染色、細胞診標本への適用拡大 | 日本臨床細胞学会 | | 4331 |
| 既 | 730205 | 液状化検体細胞診加算の見直し | 日本臨床細胞学会 | | 4336 |
| 未 | 731101 | ミスマッチ陰性電位（MMN）検査 | 日本臨床神経生理学会 | | 4341 |
| 既 | 731201 | 誘発筋電図（神経伝導検査を含む） | 日本臨床神経生理学会 | | 4345 |
| 既 | 731202 | 反復睡眠潜時試験 | 日本臨床神経生理学会 | | 4350 |
| 既 | 732201 | 関節液検査 | 日本臨床整形外科学会 | | 4355 |
| 既 | 732202 | 骨粗鬆症における骨代謝マーカー測定要件の見直し | 日本臨床整形外科学会 | | 4359 |
| 既 | 733202 | 処方箋料 | 日本臨床内科医会 | | 4380 |
| 未 | 734101 | がんゲノム診断・管理料 | 日本臨床腫瘍学会 | | 4396 |
| 未 | 734102 | 抗がん剤分割使用加算（仮） | 日本臨床腫瘍学会 | | 4401 |
| 未 | 734103 | 特定薬剤治療管理料対象薬として「フルオロウラシル（5-FU）注射液」を追加 | 日本臨床腫瘍学会 | | 4406 |
| 未 | 735102 | 薬剤耐性菌検出検査 | 日本臨床微生物学会 | | 4422 |
| 未 | 735105 | 喀痰の品質管理評価法 | 日本臨床微生物学会 | | 4435 |
| 未 | 735106 | Bacterial vaginosis（BV）スコア | 日本臨床微生物学会 | | 4440 |
| 既 | 735201 | 細菌培養同定検査：血液および穿刺液 | 日本臨床微生物学会 | | 4445 |
| 既 | 735202 | 大腸菌ペロトキシン定性 | 日本臨床微生物学会 | | 4449 |
| 既 | 735203 | 細菌薬剤感受性検査1菌種 | 日本臨床微生物学会 | | 4453 |
| 既 | 735204 | 細菌薬剤感受性検査2菌種 | 日本臨床微生物学会 | | 4457 |

1-① 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出された技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象となるもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---|-----------|----|-------------|
| 既 | 735205 | 細菌薬剤感受性検査3菌種以上 | 日本臨床微生物学会 | | 4461 |
| 既 | 735206 | 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 その他のもの | 日本臨床微生物学会 | | 4465 |
| 既 | 735207 | 細菌培養同定検査（消化管からの検体） | 日本臨床微生物学会 | | 4469 |
| 既 | 735208 | 細菌培養同定検査（口腔・気道又は呼吸器からの検体） | 日本臨床微生物学会 | | 4473 |
| 既 | 735209 | 細菌培養同定検査（泌尿器又は生殖器からの検体） | 日本臨床微生物学会 | | 4477 |
| 既 | 735210 | 細菌培養同定検査（その他の部位からの検体） | 日本臨床微生物学会 | | 4481 |
| 既 | 735211 | 大腸菌血清型別 | 日本臨床微生物学会 | | 4485 |
| 未 | 736101 | 認知機能・生活機能質問票（DASC-8）を用いた高齢者糖尿病管理目標値の設定と管理 | 日本老年医学会 | | 4489 |
| 未 | 736102 | ABC認知症スケール（ABC-DS） | 日本老年医学会 | | 4494 |

1-①-i 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出があった技術のうち、
先進医療会議において科学的根拠等に基づく評価が行われる予定の技術に係るもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 先進医療としての 現時点での取扱い | | 提案書の ページ | |
|-----------|--------|---|------------|----------------------|---------|--|------|
| | | | | 告示番号 | 先進医療技術名 | | |
| 既 | 276203 | 重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDL アフェレンス(LDL-A)療法 | 日本腎臓学会 | A | 21 | LDLアフェレンス療法 | 886 |
| 未 | 307102 | 眼感染疾患に対する迅速診断 (PCR法) | 日本角膜学会 | A | 19, 20 | ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断 (PCR法)、細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染 疾患に対する迅速診断 (PCR法) | 1433 |
| 未 | 327104 | 腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清 | 日本産科婦人科学会 | A | 25 | 腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術 | 1817 |
| 未 | 370102 | リンパ節群郭清術・後腹膜 (腹腔鏡下) | 日本泌尿器内視鏡学会 | A | 9 | 泌尿生殖器腫瘍後腹膜リンパ節転移に対する腹 腔鏡下リンパ節郭清術 | 2620 |
| 未 | 371103 | 多血小板を用いた難治性皮膚潰瘍治療 | 日本皮膚科学会 | B | 36 | 多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療 | 2661 |
| 未 | 372101 | スリーブ状胃切除・バイパス術(腹腔鏡下) | 日本肥満症治療学会 | A | 27 | 腹腔鏡下スリーブ状胃切除術及び十二指腸空腸 バイパス術 | 2676 |
| 既 | 720207 | 陽子線治療の適応拡大 | 日本放射線腫瘍学会 | A | 2 | 陽子線治療 | 3899 |
| 既 | 720208 | 重粒子線治療の適応拡大 | 日本放射線腫瘍学会 | A | 5 | 重粒子線治療 | 3905 |

1-② 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出のあった技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象にならないもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--|--------------------|--------------------------|-------------|
| 既 | 201201 | 抗MDA5抗体陽性皮膚筋炎に伴う急速進行性間質性肺炎に対する血漿交換療法 | 日本アフェレンス学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1 |
| 未 | 204101 | 食物依存性運動誘発アナフィラキシーの診断確定のための食物負荷試験 | 日本アレルギー学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 25 |
| 未 | 215101 | PCR-インベーター法を用いたMycoplasma genitaliumの同定 | 日本化学療法学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 104 |
| 未 | 215102 | ニューモシスチス肺炎の診断のための病原体核酸増幅検査 | 日本化学療法学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 108 |
| 既 | 216202 | 微生物核酸同定・定量検査 2. 淋菌核酸検出、クラミジア・トラコマチス核酸検出 4. 淋菌核酸およびクラミジア・トラコマチス同時核酸検出 | 日本感染症学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 129 |
| 既 | 216203 | 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出 | 日本感染症学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 134 |
| 既 | 218206 | ポジトロン断層撮影等 (PET検査における術前補助療法の治療効果判定の追加) | 日本核医学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 176 |
| 既 | 221201 | 外来緩和ケア管理料 | 日本緩和医療学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 194 |
| 既 | 221202 | がん患者指導管理料 | 日本緩和医療学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 199 |
| 既 | 221203 | がん性疼痛緩和指導管理料 | 日本緩和医療学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 204 |
| 未 | 226101 | 血清IL-6測定 | 日本血液学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 209 |
| 未 | 226102 | トキソプラズマ症遺伝子診断検査 | 日本血液学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 213 |
| 未 | 226103 | JAK2遺伝子変異解析 | 日本血液学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 218 |
| 未 | 227101 | アスペルギルス沈降抗体 | 日本結核病学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 223 |
| 未 | 231102 | 呼吸器内科専門医 呼吸不全加算 | 日本呼吸器学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 267 |
| 既 | 231205 | 在宅酸素療法指導管理料の算定要件変更 | 日本呼吸器学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 305 |
| 既 | 231206 | 特発性肺線維症(特発性間質性肺炎)の急性増悪に対する吸着式血液浄化法 | 日本呼吸器学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 311 |
| 未 | 234101 | 外来呼吸ケア管理料 | 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 323 |
| 未 | 234102 | 在宅医療機器安全管理指導料 | 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 329 |

1-② 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出のあった技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象にならないもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|-------------------------------|--------------------|--------------------------|-------------|
| 既 | 234201 | 呼吸器リハビリテーション料（増点） | 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 334 |
| 既 | 234202 | 呼吸器リハビリテーション料（言語聴覚士による実施） | 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 340 |
| 未 | 236102 | 医療機関からの退院日と入院中外泊日の訪問看護 | 日本在宅医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 355 |
| 未 | 236103 | 在宅移行支援加算の新設 | 日本在宅医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 359 |
| 未 | 236104 | 退院時共同指導料1、2に新たな加算をつける | 日本在宅医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 363 |
| 未 | 236105 | 栄養サポート専任医師配置加算 | 日本在宅医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 368 |
| 未 | 236106 | 在宅人工呼吸療法導入調整時安全指導加算 | 日本在宅医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 372 |
| 既 | 236201 | 複数の訪問看護ステーションが同一日に訪問した場合の扱い。 | 日本在宅医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 376 |
| 既 | 236202 | 訪問看護と訪問診療・往診の関係 | 日本在宅医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 380 |
| 既 | 236203 | 訪問看護療養費における同一日の訪問看護と訪問リハビリ | 日本在宅医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 384 |
| 既 | 236204 | 経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法での内視鏡費用について | 日本在宅医学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 388 |
| 既 | 236205 | 往診の点数の評価 | 日本在宅医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 392 |
| 既 | 236206 | 退院時共同指導料1、2の算定対象拡大 | 日本在宅医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 396 |
| 既 | 236207 | 同一日の訪問診療・往診と緊急訪問看護の併算定 | 日本在宅医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 400 |
| 既 | 236208 | 療養情報提供加算要件緩和 | 日本在宅医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 404 |
| 未 | 237106 | 地域医療連携体制加算 | 日本産婦人科医会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 432 |
| 既 | 237203 | 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作成 | 日本産婦人科医会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 444 |
| 未 | 238102 | 高年妊婦分娩加算 | 日本産科婦人科学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 452 |
| 未 | 238103 | 母体・胎児集中治療加算 | 日本産科婦人科学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 456 |

1-② 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出のあった技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象にならないもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|------------------------------------|---------------|--------------------------|-------------|
| 既 | 244201 | 通院在宅精神療法 児童思春期精神科専門管理加算 施設基準（５）の緩和 | 日本児童青年精神医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 510 |
| 既 | 244202 | 通院在宅精神療法 児童思春期精神科専門管理加算 施設基準（２）の緩和 | 日本児童青年精神医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 515 |
| 既 | 244203 | 通院在宅精神療法 算定要件の拡大(算定期間) | 日本児童青年精神医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 520 |
| 既 | 247201 | 小児かかりつけ診療料 | 日本小児科医会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 529 |
| 既 | 247202 | 診療情報提供料（１） | 日本小児科医会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 533 |
| 未 | 250101 | カプセル内視鏡留置術を併用した小腸カプセル内視鏡 | 日本小児栄養消化器肝臓学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 559 |
| 未 | 251101 | 殺菌能検査 | 日本小児感染症学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 570 |
| 未 | 257107 | カテコラミン誘発多形性心室頻拍の遺伝子診断 | 日本小児循環器学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 651 |
| 未 | 265101 | 血清コレステロール測定（血液） | 日本神経学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 710 |
| 未 | 265102 | 血清中のP/Q型カルシウムチャネル（VGCC）抗体の測定 | 日本神経学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 716 |
| 未 | 265103 | 神経学的検査（遠隔診断） | 日本神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 722 |
| 未 | 265106 | プリオン病診療ケア加算 | 日本神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 739 |
| 未 | 265108 | 多職種によるてんかん患者在宅療養指導管理料 | 日本神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 749 |
| 既 | 265203 | 脳血管疾患等リハビリテーション | 日本神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 768 |
| 既 | 265205 | 難病患者リハビリテーション | 日本神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 776 |
| 既 | 265206 | 認知症療養指導料 | 日本神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 780 |
| 未 | 268101 | 心療内科外来チーム診察料 | 日本心身医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 796 |
| 未 | 268102 | 通院集団自律訓練法 | 日本心身医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 800 |
| 既 | 268205 | 過敏性腸症候群治療管理料 | 日本心身医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 824 |

1-② 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出のあった技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象にならないもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---|-----------------|--------------------------|-------------|
| 未 | 269101 | プレネタタルカウンセリング加算 | 日本新生児成育医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 829 |
| 既 | 272201 | 心大血管リハビリテーション料に関わる施設基準の拡大：追加専任従事者としての臨床検査技師の活用とチーム医療の強化 | 日本心臓リハビリテーション学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 849 |
| 既 | 277201 | 高度腎機能障害患者指導加算 | 日本腎臓リハビリテーション学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 896 |
| 既 | 278201 | 遺伝学的検査（遺伝性腫瘍） | 日本人類遺伝学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 901 |
| 既 | 278202 | 遺伝学的検査（難病等） | 日本人類遺伝学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 906 |
| 未 | 281102 | 後頭神経刺激装置植込術 | 日本頭痛学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 941 |
| 未 | 284102 | 精神科保護集中精神療法 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 950 |
| 未 | 284103 | 精神科保護集中治療加算 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 954 |
| 未 | 284104 | 精神科病棟感染制御管理料 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 958 |
| 未 | 284105 | 精神科身体機能強化専門療法 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 963 |
| 未 | 284106 | 重度認知症デイ・ケア料 リハビリテーション加算 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 968 |
| 未 | 284107 | 重度認知症デイ・ケア料 身体合併症加算 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 972 |
| 未 | 284108 | 認知症地域連携パス共同指導料 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 977 |
| 既 | 284201 | 持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料(LAI) | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 981 |
| 既 | 284202 | 入院精神療法（Ⅱ）イ | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 985 |
| 既 | 284203 | 精神科デイ・ケア等 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 989 |
| 既 | 284204 | 精神科デイ・ケア等（プレ・デイ・ケア） | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 994 |
| 既 | 284205 | 入院精神療法（Ⅰ） | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 998 |
| 既 | 284206 | 入院精神療法（Ⅱ）ロ | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1002 |

1-② 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出のあった技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象にならないもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--------------------------------------|-----------|-----------------------|-------------|
| 既 | 284207 | 入院精神療法（20歳未満） | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1006 |
| 既 | 284208 | 重度認知症デイ・ケア料 夜間ケア加算 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1010 |
| 既 | 284209 | 精神科訪問看護・指導料【1-A 算定要件の拡大(適応疾患の拡大)】 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1015 |
| 既 | 284210 | 医療保護入院等診療料 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1019 |
| 既 | 284211 | 入院集団精神療法 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1024 |
| 既 | 284212 | 通院集団精神療法 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1028 |
| 既 | 284214 | 精神科退院前訪問指導料 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1038 |
| 既 | 284215 | 通院・在宅精神療法の時間外・休日・深夜加算 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1042 |
| 既 | 284216 | 特定薬剤副作用評価加算 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1046 |
| 既 | 284217 | 疾患別リハビリテーション料（加算） | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1050 |
| 既 | 284218 | 疾患別リハビリテーション料（算定期限超え除外） | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1055 |
| 既 | 284219 | 精神科訪問看護・指導料【1-B 算定要件の拡大(施設基準)】 | 日本精神科病院協会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1060 |
| 未 | 285101 | 精神科包括的支援マネジメント料 | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1064 |
| 未 | 285102 | 精神科多職種チームによる回復期治療の強化 | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1069 |
| 未 | 285103 | 精神科作業療法計画策定・管理料 | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1074 |
| 未 | 285104 | かかりつけ医との連携加算（うつ病患者等に対するかかりつけ医との連携加算） | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1079 |
| 既 | 285201 | 精神科在宅患者支援管理料 | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1084 |
| 既 | 285202 | 治療抵抗性統合失調症治療指導管理料 | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1089 |
| 既 | 285203 | 精神科ショート・ケア、デイ・ケア（児童思春期） | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1095 |

1-② 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出のあった技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象にならないもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---------------------------------------|-------------------|--------------------------|-------------|
| 既 | 285204 | 精神科デイケアの機能分化を進める～うつ病リハビリテーションデイケア～ | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1101 |
| 既 | 285205 | ハイリスク妊産婦連携指導料【2】の増点 | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1107 |
| 既 | 285206 | 退院後訪問指導料（医学管理料B007-2） | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1111 |
| 既 | 285207 | 「通院・在宅精神療法」30分未満の増点 | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1115 |
| 既 | 285208 | 向精神薬の多剤減算 | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1119 |
| 既 | 285209 | 通院・在宅精神療法の算定要件変更 | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1124 |
| 既 | 285210 | 精神科訪問看護・指導料（I012特掲診療料・精神療法） | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1128 |
| 既 | 285212 | 救急患者精神科継続支援料1 | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1137 |
| 既 | 285213 | 救急患者精神科継続支援料2 | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1142 |
| 既 | 285214 | 診療情報提供料(I) | 日本精神神経学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1147 |
| 未 | 288102 | 栄養・摂食嚥下管理加算 | 日本摂食嚥下リハビリテーション学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1162 |
| 既 | 288201 | 摂食機能療法Ⅲ | 日本摂食嚥下リハビリテーション学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1167 |
| 既 | 289201 | 血中ガラクトース検査 | 日本先天代謝異常学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1197 |
| 未 | 290101 | D P C の医療機能評価係数Ⅱで精神科リエゾンチーム加算の存在を評価する | 日本総合病院精神医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1204 |
| 未 | 290102 | DPC適用病院の精神病床へのD P C 適用化 | 日本総合病院精神医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1208 |
| 未 | 291101 | HHV-6 DNA定量検査 | 日本造血細胞移植学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1212 |
| 未 | 294101 | てんかん専門診断管理料 | 日本てんかん学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1232 |
| 未 | 294102 | てんかん紹介料連携加算 | 日本てんかん学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1237 |
| 未 | 294103 | てんかん心理教育療法 | 日本てんかん学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1243 |

1-② 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出のあった技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象にならないもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--------------------------------------|----------|--------------------------|-------------|
| 既 | 296203 | 糖負荷試験（静脈）追加法（インスリン感受性評価） | 日本糖尿病学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1302 |
| 未 | 297101 | 女性更年期症候群に対する漢方医学的診察法 | 日本東洋医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1308 |
| 未 | 304101 | 移植臓器幹旋料 | 日本移植学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1361 |
| 未 | 306101 | 緊急入院時の検査（MRI・CT検査等）を包括項目から除外 | 日本運動器科学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1380 |
| 未 | 306102 | 有床診療所の地域包括ケア病床の新設 | 日本運動器科学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1384 |
| 未 | 306103 | 休日リハビリテーション提供体制加算 | 日本運動器科学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1388 |
| 未 | 306104 | 運動器リハビリテーション料 小児加算（15歳以下） | 日本運動器科学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1392 |
| 既 | 306201 | 早期リハビリテーション加算 | 日本運動器科学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1400 |
| 既 | 306202 | 運動器リハビリテーション料の再評価 | 日本運動器科学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1404 |
| 既 | 306203 | 入院時の運動器リハビリテーション標準算定要件の緩和 | 日本運動器科学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1408 |
| 既 | 306204 | 特定疾患療養管理料の適応疾患の拡大 | 日本運動器学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1412 |
| 既 | 306206 | 運動器リハビリテーション起算日の変更 | 日本運動器科学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1420 |
| 既 | 306207 | 運動器リハビリテーションはロコモ25で5以上の悪化の場合急性増悪とする。 | 日本運動器科学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1424 |
| 既 | 310204 | 短期滞在手術等基本料3の改正 | 日本眼科医会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1508 |
| 既 | 310206 | 眼底カメラ撮影 デジタルプリントの評価 | 日本眼科医会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1515 |
| 既 | 315201 | 緩和ケア病棟入院料 | 日本緩和医療学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1593 |
| 未 | 316102 | 脳死判定(診断)料 | 日本救急医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1603 |
| 未 | 316103 | 病院救急自動車搬送料 | 日本救急医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1608 |
| 未 | 316104 | 入院時重症患者対応加算 | 日本救急医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1612 |

1-② 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出のあった技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象にならないもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|--|--------------------|--------------------------|-------------|
| 既 | 316203 | 夜間休日救急搬送医学管理料 | 日本救急医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1622 |
| 未 | 318103 | 自家皮膚移植術(細胞) (RECELL) | 日本形成外科学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1645 |
| 未 | 326101 | 感染性偽関節骨誘導術 #1 大腿骨 #2 下腿骨 #3 上腕骨 #4 前腕骨 | 日本骨折治療学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1788 |
| 未 | 334101 | 院内迅速対応システム (Rapid Response System : RRS) の診療報酬 | 日本集中治療医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1959 |
| 既 | 334201 | 特定集中治療室管理料の要件見直し (バイオクリーンルームの削除) | 日本集中治療医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1964 |
| 既 | 334202 | 経皮的体温調節療法の要件の見直し | 日本集中治療医学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1967 |
| 既 | 334203 | 気管支カテーテル気管支肺胞洗浄法検査 | 日本集中治療医学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 1971 |
| 既 | 334204 | 特定集中治療室管理料の要件見直しと増点 (臨床工学技士) | 日本集中治療医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 1974 |
| 既 | 341201 | 四肢血管拡張術 | 日本静脈学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 2111 |
| 未 | 342101 | 栄養管理連携加算 1 | 日本静脈経腸栄養学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 2120 |
| 未 | 342102 | 栄養管理連携加算 2 | 日本静脈経腸栄養学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 2126 |
| 未 | 343103 | 重度褥瘡栄養管理加算 | 日本褥瘡学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 2149 |
| 既 | 344203 | ステントグラフト内挿術・胸部大動脈 (食道悪性腫瘍に対して) | 日本食道学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 2185 |
| 既 | 346202 | 人工臓器検査 | 日本人工臓器学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 2221 |
| 既 | 346203 | 全身糖代謝PET-CT | 日本人工臓器学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 2226 |
| 既 | 349202 | 在宅患者訪問看護・指導料 3. 悪性腫瘍の患者に対する緩和 | 日本ストーマ・排泄リハビリテーション | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 2272 |
| 未 | 355102 | 筋力量測定 (DXA法) | 日本脊椎脊髄病学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 2337 |
| 未 | 357103 | 大腸移送能試験 | 日本大腸肛門病学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 2380 |
| 未 | 357104 | 便秘や過敏性腸症候群に対する食事指導 | 日本大腸肛門病学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 2384 |

1-② 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出のあった技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象にならないもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|-------------------------------|----------------------|--------------------------|-------------|
| 既 | 357205 | 便秘症に対する管理栄養士による栄養指導 | 日本大腸肛門病学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 2404 |
| 未 | 361102 | ワダテスト（頸動脈薬剤負荷試験） | 日本てんかん学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 2460 |
| 未 | 368103 | 在宅排尿管理指導料 | 日本排尿機能学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 2581 |
| 既 | 373204 | 外傷性出血に対するフィブリノーゲン製剤の投与 | 日本腹部救急医学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 2727 |
| 未 | 374101 | センチネルリンパ節生検術（子宮悪性腫瘍手術） | 日本婦人科腫瘍学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 2737 |
| 既 | 376201 | 緩和ケア病棟入院中の患者に対する神経ブロックの包括対象外化 | 日本ペインクリニック学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 2791 |
| 未 | 382104 | 移行期支援・自立支援指導料 | 日本臨床外科学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 2856 |
| 既 | 382205 | 新生児特定集中治療室管理料 A302 | 日本臨床外科学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 2875 |
| 既 | 384201 | 前立腺針生検法の外来日帰り加算 | 日本臨床泌尿器科医会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 2938 |
| 未 | 431101 | ニコチン代謝産物測定による慢性歯周炎患者の禁煙指導 | 日本歯周病学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3180 |
| 未 | 601101 | ハイリスク高齢がん患者外来指導管理料 | 日本がん看護学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3376 |
| 既 | 601202 | がん患者指導管理料イ | 日本がん看護学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3386 |
| 既 | 602201 | がん患者指導管理料ロ | 日本緩和医療学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3390 |
| 既 | 603202 | 退院時共同指導料 2 | 日本循環器看護学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3417 |
| 既 | 604202 | 在宅患者訪問看護・指導料 3 | 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3430 |
| 未 | 605101 | 褥瘡対策地域連携加算 | 日本創傷・オストミー・失禁管理学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3434 |
| 未 | 702101 | Oncotype DX | 日本乳癌学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3468 |
| 未 | 703102 | 脳脊髄液中アミロイドβ42アッセイ | 日本認知症学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3492 |
| 未 | 703104 | 血中アミロイドβ関連ペプチドアッセイ | 日本認知症学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3503 |

1-② 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出のあった技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象にならないもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---|-------------|--------------------------|-------------|
| 未 | 703105 | 認知症療養専門指導料 | 日本認知症学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3510 |
| 未 | 704101 | 病理組織標本を用いたIDH1/2遺伝子変異の診断法 | 日本脳神経外科学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3515 |
| 未 | 705101 | 脳卒中急性期多職種医療加算 | 日本脳卒中学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3519 |
| 未 | 705102 | 脳卒中ケアユニットにおける休日リハビリテーション加算 | 日本脳卒中学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3525 |
| 既 | 705203 | 救急医療管理加算1（算定要件拡大） | 日本脳卒中学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3541 |
| 未 | 708104 | 尿中クエン酸濃度 | 日本泌尿器科学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3581 |
| 未 | 708105 | 尿中アデノウイルスDNA PCR 定量 | 日本泌尿器科学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3587 |
| 未 | 710102 | 「肥満症」病名による生活習慣病管理料の算定 | 日本肥満学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3611 |
| 未 | 714101 | 外来認知行動指導料 | 日本不安症学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3675 |
| 未 | 714102 | オンライン認知行動指導料 | 日本不安症学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3680 |
| 未 | 718103 | 抗内因子抗体検査 | 日本ヘリコバクター学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3769 |
| 既 | 718201 | H. pyloriの除菌療法において、H. pyloriがクラリスロマイシン耐性と判明している場合に、メトロニダゾールを含む二次除菌レジメンを一次除菌から用いる。 | 日本ヘリコバクター学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3785 |
| 未 | 720110 | 外来放射線治療加算及び特定入院料等の5%控除の対象に密封小線源治療を追加 | 日本放射線腫瘍学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3852 |
| 既 | 720209 | 外来放射線照射診療料における専門認定看護師加算（有資格看護師配置の場合の増点） | 日本放射線腫瘍学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3912 |
| 既 | 720213 | 放射線治療スタッフの常勤換算 | 日本放射線腫瘍学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3935 |
| 既 | 720217 | サイバーナイフによる三叉神経痛治療 | 日本放射線腫瘍学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 3954 |
| 既 | 720222 | 各種技術に対するスタッフの兼務についての整合性の調整 | 日本放射線腫瘍学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 3989 |
| 未 | 722105 | 輸血検査自動機器加算 | 日本輸血・細胞治療学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 4017 |
| 未 | 722106 | 輸血関連情報提供料 | 日本輸血・細胞治療学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 4022 |

1-② 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出のあった技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象にならないもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|---|----------------|--------------------------|-------------|
| 未 | 723101 | 運動器の難治性慢性疼痛における集学的治療に対する慢性疼痛管理加算 | 日本腰痛学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 4031 |
| 未 | 724101 | 強直性脊椎炎疑いにおけるHLA-B27検査 | 日本リウマチ学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 4036 |
| 既 | 724207 | ベーチェット病におけるHLA型クラスI検査 | 日本リウマチ学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 4070 |
| 既 | 725201 | 療養・就労両立支援指導料 | 日本リハビリテーション医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 4085 |
| 未 | 726101 | In situ hybridization法を用いた病理標本でのEBウイルスの検出検査 | 日本リンパ網内系学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 4100 |
| 既 | 726204 | 造血器腫瘍遺伝子検査 | 日本リンパ網内系学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 4121 |
| 未 | 727102 | 病院における管理栄養士の病棟配置に対する加算 | 日本臨床栄養学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 4130 |
| 既 | 728210 | 検査画像情報提供加算・診療情報提供料（1） | 日本臨床検査医学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 4179 |
| 既 | 729202 | 悪性腫瘍遺伝子検査 ト マイクロサテライト不安定性検査 | 日本臨床検査専門医会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 4250 |
| 既 | 729206 | 網膜芽細胞腫及び甲状腺髄様癌の遺伝学的検査の方法の追加（DNAシーケンス法） | 日本臨床検査専門医会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が確認できない。 | 4272 |
| 未 | 733101 | アルツハイマー型認知症管理料 | 日本臨床内科医会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 4364 |
| 未 | 733102 | 慢性便秘症管理料 | 日本臨床内科医会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 4368 |
| 未 | 733103 | 電子カルテ加算 | 日本臨床内科医会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 4372 |
| 既 | 733201 | 特定疾患療養管理料 | 日本臨床内科医会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 4376 |
| 既 | 733203 | 処方料 | 日本臨床内科医会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 4384 |
| 既 | 733204 | 診療情報提供料 | 日本臨床内科医会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 4388 |
| 既 | 733205 | 在宅時医学総合管理料（処方箋を交付しない場合の加算） | 日本臨床内科医会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 4392 |
| 未 | 734104 | 点滴抗がん薬の副作用軽減としての冷却療法 | 日本臨床腫瘍学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 4411 |
| 既 | 734201 | がん治療連携計画策定料・がん治療連携指導料 | 日本臨床腫瘍学会 | 制度や指導管理、基本診療料等に関する提案。 | 4417 |

1-② 学会等から医療技術評価分科会に提案書の提出のあった技術のうち、
医療技術評価分科会における評価の対象にならないもの

| 未・既 区分 | 整理番号 | 申請技術名 | 申請団体名 | 備考 | 提案書の ページ |
|-----------|--------|----------------|-----------|------------------------------|-------------|
| 未 | 735103 | 薬剤耐性遺伝子検査 | 日本臨床微生物学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が 確認できない。 | 4426 |
| 未 | 735104 | マラリアイムノクロマトキット | 日本臨床微生物学会 | 使用する医薬品・医療機器等の承認が 確認できない。 | 4431 |

先進医療会議において科学的根拠等に基づく評価が行われる予定の技術

| 先進医療における現時点の取扱い | | |
|-----------------|---------|-----------------------------------|
| 告示番号 | 先進医療技術名 | |
| A | 1 | 高周波切除器を用いた子宮筋症核出術 |
| A | 2 | 陽子線治療 |
| A | 4 | 神経変性疾患の遺伝子診断 |
| A | 5 | 重粒子線治療 |
| A | 6 | 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査 |
| A | 7 | 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断 |
| A | 8 | 腹腔鏡下膀胱尿管逆流防止術 |
| A | 9 | 泌尿生殖器腫瘍後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術 |
| A | 11 | 歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法 |
| A | 14 | 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術 |
| A | 15 | 培養細胞によるライソゾーム病の診断 |
| A | 16 | 培養細胞による脂肪酸代謝異常症又は有機酸代謝異常症の診断 |
| A | 17 | 角膜ジストロフィーの遺伝子解析 |
| A | 18 | MEN 1 遺伝子診断 |
| A | 19 | ウイルスに起因する難治性の眼感染症に対する迅速診断（PCR法） |
| A | 20 | 細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染症に対する迅速診断（PCR法） |
| A | 21 | LDLアフェレシス療法 |
| A | 22 | 多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診断 |
| A | 23 | CYP2D6遺伝子多型検査 |
| A | 24 | MRI撮影及び超音波検査融合画像に基づく前立腺針生検法 |

先進医療会議において科学的根拠等に基づく評価が行われる予定の技術

| 先進医療における現時点の取扱い | | |
|-----------------|----|------------------------------|
| A | 25 | 腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術 |
| A | 26 | 糖鎖ナノテクノロジーを用いた高感度ウイルス検査 |
| A | 27 | 腹腔鏡下スリーブ状胃切除術及び十二指腸空腸バイパス術 |
| A | 28 | 血中T A R C濃度の迅速測定 |
| A | 29 | Birt-Hogg-Dube(BHD)症候群の遺伝子診断 |
| B | 36 | 多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療 |

令和2年度薬価制度の見直しについて（案）

「令和2年度薬価制度改革の骨子」（令和元年12月20日中央社会保険医療協議会総会にて了承）において、令和2年度診療報酬改定において見直しを行うこととされた事項について、具体的に次のような内容で改正を行う。

また、こうした改正事項については、「薬価算定の基準について」等の改正により明確化する。

I 新規収載医薬品の薬価算定

1. 新医療用配合剤

《骨子》

3成分以上が含まれる新医療用配合剤について、単剤が薬価収載されていない成分を含むが当該成分及び当該新医療用配合剤の他の成分を含む既存配合剤が薬価収載されている場合、当該既存配合剤を単剤と同様に取り扱って新医療用配合剤の特例の対象とする。

【改正後】

第2章 新規収載品の薬価算定

第3部 新規収載品の薬価算定の特例

5 新医療用配合剤の薬価算定

（1）特例の対象となる新医療用配合剤

本号の対象となる新医療用配合剤は、次の全ての要件に該当するものとする。ただし、抗HIV薬並びに臨床試験の充実度又は臨床上のメリットが明らかな注射用配合剤及び外用配合剤を除く。

イ 当該新医療用配合剤の全ての有効成分について、当該有効成分のみを有効成分として含有する既収載品（配合剤（単剤が薬価収載されていない有効成分を含有する配合剤に限る。）を含む。以下「単剤等」という。）があること（ただし、薬価基準に収載されていない有効成分のうち、一般用医薬品の有効成分等新規性がないと判断される有効成分が配合されている場合には、当該有効成分についてはこの限りではない）。

ロ 効能及び効果が、当該新医療用配合剤に係る単剤等の効能及び効果の組合せと同様であると認められること（薬価基準に収載されていない有効成分に係る効能及び効果を除く。）。

ハ 当該新医療用配合剤の投与形態及び当該新医療用配合剤に係る全ての単剤等の投与形態が同一であること。

（2）新医療用配合剤の特例

① 新医療用配合剤に係る全ての単剤等について、製造販売業者が当該新医療用配合剤と同一のものがある場合（④の場合を除く。）

イ 算定の特例

第1部及び前部の規定に関わらず、新医療用配合剤に係る全ての単剤等（製造販売業者が当該新医療用配合剤と同一のものを用いるものとする。）の組合せを比較薬として、類似薬効比較方式（I）によって算定される額に100分の80を乗じて得た額（補正加算の対象となる場合には当該額に補正加算を行った額）を当該新医療用配合剤の薬価とする。

□ 単剤等の一日薬価との調整

イに関わらず、イの規定により算定される薬価に基づき計算した一日薬価が、比較薬とした単剤等の一日薬価のうち最も高い額を下回る場合には、当該単剤等の一日薬価と当該新医療用配合剤の一日薬価とが同一となるように、当該新医療用配合剤の薬価を算定する。

ハ（略）

② 新医療用配合剤に係る単剤等の一部について、製造販売業者が当該新医療用配合剤と同一のものがある場合（④の場合を除く。）

イ 算定の特例

第1部及び前部の規定に関わらず、次のいずれか低い額を当該新医療用配合剤の薬価とする。

(イ) 新医療用配合剤に係る全ての単剤等（製造販売業者が当該新医療用配合剤と同一のものがある場合には当該単剤等を、また、同一のものがない場合には薬価が最も高い額の単剤等を用いるものとする。）の組合せを比較薬として、類似薬効比較方式（I）によって算定される額に100分の80を乗じて得た額（補正加算の対象となる場合には当該額に補正加算を行った額）

(ロ) 次の各号に掲げる額の合計額（補正加算の対象となる場合には当該額に補正加算を行った額）

(い) 製造販売業者が当該新医療用配合剤と同一の単剤等がある有効成分について、当該単剤等を比較薬として、類似薬効比較方式（I）によって算定される額に100分の80を乗じて得た額

(ろ) 製造販売業者が当該新医療用配合剤と同一の単剤等がない有効成分について、薬価が最も低い額の単剤等を比較薬として、類似薬効比較方式（I）によって算定される額

□ 単剤等の一日薬価との調整

イに関わらず、イの規定により算定される薬価に基づき計算した一日薬価が、比較薬とした単剤等の一日薬価のうち最も高い額を下回る場合には、当該単剤等の一日薬価と当該新医療用配合剤の一日薬価とが同一となるように、当該新医療用配合剤の薬価を算定する。

ハ（略）

③ 新医療用配合剤に係る単剤等について、製造販売業者が当該新医療用配合剤と同一のものがない場合（④の場合を除く。）

イ 算定の特例

第1部及び前部の規定に関わらず、新医療用配合剤に係る全ての単剤等（薬価が最も低い額のものを用いるものとする。）の組合せを比較薬として、類似薬効比較方式（I）によって算定される額（補正加算の対象となる場合には当該額に補正加算を行った額）を当該新医療用配合剤の薬価とする。

□ 単剤等の一日薬価との調整

イに関わらず、イの規定により算定される薬価に基づき計算した一日薬価が、比較薬とした単剤等
の一日薬価のうち最も高い額を下回る場合には、当該単剤等の一日薬価と当該新医療用配合剤
の一日薬価とが同一となるように、当該新医療用配合剤の薬価を算定する。

6 臨床上併用されない単剤等の組合せを比較薬とする新医療用配合剤の薬価算定

第1部及び前部の規定に関わらず、臨床上併用されない単剤等の組合せを比較薬とする新医療用配
合剤（抗 HIV 薬を除く。）については、第1部第1節の規定により算定される額が当該比較薬の単剤等
ごとの一日薬価の合計額を超える場合には、当該合計額を当該新医療用配合剤の薬価とする。

第3章 既収載品の薬価の改定

第3節 長期収載品の薬価の改定

3 既収載の内用配合剤の薬価の改定の特例

(1) 対象品目

本規定の対象品目は、第2章第3部5の規定により薬価算定されることとなる内用配合剤
（補正加算の対象とならないものに限る。）に相当すると認められる既収載品であって、当該内用
配合剤の有効成分の単剤等（当該既収載配合剤の比較薬に限る。）が第3節1又は2に該
当するものとする。

(2) 薬価の改定方式

(1) に該当する品目については、次により算定される額のうち、いずれか低い額に改定する。

- イ 当該内用配合剤の収載時の算定方式に基づき、当該内用配合剤の有効成分のそれぞれの
単剤等について薬価改定後の額を反映し、算定した額
- ロ 本規定を適用しなかった場合の薬価改定後の額

(現行の取扱い)

(1) 特例の対象となる新医療用配合剤

本号の対象となる新医療用配合剤は、次の全ての要件に該当するものとする。ただし、
抗 HIV 薬並びに臨床試験の充実度又は臨床上のメリットが明らかな注射用配合剤及び外
用配合剤を除く。

イ 当該新医療用配合剤の全ての有効成分について、当該有効成分のみを有効成分とし
て含有する既収載品（以下「単剤」という。）があること（ただし、薬価基準に収載さ
れていない有効成分のうち、一般用医薬品の有効成分等新規性がないと判断される有
効成分が配合されている場合には、当該有効成分についてはこの限りではない）。

ロ 効能及び効果が、当該新医療用配合剤に係る単剤の効能及び効果の組合せと同様で
あると認められること（薬価基準に収載されていない有効成分に係る効能及び効果を
除く。）。

ハ 当該新医療用配合剤の投与形態及び当該新医療用配合剤に係る全ての単剤の投与
形態が同一であること。

(以下略)

2. 再生医療等製品の薬価算定

《骨子》

再生医療等製品には自家細胞由来製品などもあり流通の形態が多様であるため、原価計算方式で算定する場合の流通経費については、個々の品目毎に精査することとし、平均的な係数を用いて算出される額よりも低い場合はその額を用いて算定する。

近年、著しく高額な再生医療等製品が登場しており、補正加算率がこれまでの品目と大きく変わらない場合でも、極めて大きな加算額となることを踏まえ、補正加算前の価格が 1,000 万円を超える著しく高額な再生医療等製品であって、ピーク時市場規模（予測）が 50 億円を超える場合は、以下の式によりその価格に応じて補正加算の加算率を傾斜配分する。（収載後の加算の場合を含む。）

$$\alpha = \frac{A}{100} \times 1.5^{\log\left(\frac{P}{10,000,000}\right) / \log\left(\frac{5,000,000}{10,000,000}\right)}$$

（ただし、 $P > 10,000,000$ ）

（注） α ：補正加算率（%）

A：当該再生医療等製品に対して適用される率（%）

P：補正加算前の価格

【改正後】

第 1 章 定義

22 原価計算方式

原価計算方式とは、薬価算定単位あたりの製造販売に要する原価に、販売費及び一般管理費、営業利益、流通経費並びに消費税及び地方消費税相当額を加えた額を薬価とする算定方式（当該算定について、日本以外の国への輸出価格の状況等の資料の提出があった場合であって、必要があると認められるときは、当該資料を勘案し計算された額を薬価とするもの）をいう。

この場合において、営業利益率は、既存治療と比較した場合の革新性の程度に応じて、平均的な営業利益率の - 50% ~ 0 % の範囲内の値を用いることとする。

なお、平均的な営業利益率等の係数については、前年度末時点で得られる直近 3 か年の平均値を用いることとする。ただし、販売費及び一般管理費の係数については、希少疾病用医薬品（医薬品医療機器等法第 77 条の 2 の規定に基づき指定されたものをいう。以下同じ。）等について、平均的な係数を超えて計算することが妥当とされる場合を除き、次のいずれにも該当する新薬については、販売費及び一般管理費の上限を 70% とする。

イ 原価計算において、製品総原価に対する薬価算定組織での開示が可能な額の割合（開示度）が 80% 以上であり、その妥当性が確認できること

ロ バイオ医薬品でないこと。または、バイオ医薬品であって、販売費及び一般管理費のうち研究開発費のみで平均的な係数を超えるものであること（ピーク時予測売上高が 50 億円未満の場合に限る。）。

また、再生医療等製品（医薬品の例により取り扱うものに限る。以下同じ。）の流通経費は、実費を勘案し計算された額とし、平均的な係数により計算された額を超えないこととする。

別表 2

2 各補正加算率の計算方法

(2) 補正加算前の価格が 1,000 万円を超える再生医療等製品（年間販売額（収載時にあっては本規定適用前のピーク時予測売上高）が 50 億円を超えるものに限る。）における補正加算率（ α ）の算式

$$\alpha = \frac{A}{100} \times 1.5^{\log\left(\frac{P}{10,000,000}\right) / \log\left(\frac{5,000,000}{10,000,000}\right)}$$

（ただし、 $P > 10,000,000$ ）

（注） A：当該再生医療等製品に対して適用される率（%）（2（3）に該当する再生医療等製品の場合は、2（3）により算出された α に 100 を乗じた値。）

P：補正加算前の価格

別表 12

(3) 価格調整後の薬価の下限

- ① 有用性系加算の加算対象とならない品目又は有用性系加算の加算対象となる品目であって、有用性系加算の加算率（別表 2 に規定する加算係数を乗じる前でかつ別表 2 の 2（2）の算式を適用する前）の加算率をいう。以下同じ。）が 25% 以下のもの
価格調整前の価格を 10% 引き下げた額

（現行の取扱い）

第 1 章 定義

22 原価計算方式

原価計算方式とは、薬価算定単位あたりの製造販売に要する原価に、販売費及び一般管理費、営業利益、流通経費並びに消費税及び地方消費税相当額を加えた額を薬価とする算定方式（当該算定について、日本以外の国への輸出価格の状況等の資料の提出があった場合であって、必要があると認められるときは、当該資料を勘案し計算された額を薬価とするもの）をいう。

この場合において、営業利益率は、既存治療と比較した場合の革新性の程度に応じて、平均的な営業利益率の -50%～0% の範囲内の値を用いることとする。

なお、平均的な営業利益率等の係数については、前年度末時点で得られる直近 3 年の平均値を用いることとする。ただし、販売費及び一般管理費の係数については、希少疾病用医薬品（医薬品医療機器等法第 77 条の 2 の規定に基づき指定されたものをいう。以下同じ。）等について、平均的な係数を超えて計算することが妥当とされる場合を除き、次のいずれにも該当する新薬については、販売費及び一般管理費の上限を 70% とする。

イ 原価計算において、製品総原価に対する薬価算定組織での開示が可能な額の割合（開示度）が 80% 以上であり、その妥当性が確認できること

ロ バイオ医薬品でないこと。

別表 12

(3) 価格調整後の薬価の下限

- ① 有用性系加算の加算対象とならない品目又は有用性系加算の加算対象となる品目であって、有用性系加算の加算率(別表 2 に規定する加算係数を乗じる前の加算率をいう。以下同じ。)が 25%以下のもの
価格調整前の価格を 10%引き下げた額

3. 薬価算定方式の正確性(類似薬効比較方式)

《骨子》

平成 30 年度薬価改定において、類似薬効比較方式(Ⅱ)で算定された新規性の乏しい新薬であって、新薬創出・適応外薬解消等促進加算(以下「新薬創出等加算」という。)の対象外の品目は、比較薬の新薬創出等加算の累積加算分を控除して薬価算定されることとされた一方、類似薬効比較方式(Ⅰ)等で算定された新薬については、①収載後に新薬創出等加算対象品目となること、②収載時に控除を行うことは、公平な市場競争環境の確保に影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き検討を行ったところ。

これらの点を鑑み、類似薬効比較方式(Ⅰ)等で算定された新薬で、新薬創出等加算対象外のものについては、収載から 4 年を経過した後の初めての薬価改定(収載後 3 回目の薬価改定)の際に、収載後の効能追加等により新薬創出等加算対象となった場合を除き、収載時点での比較薬の累積加算分を控除する。なお、新薬の上市の状況、収載後の効能追加の状況等を踏まえて、本取扱い及び控除の影響を検証し、必要に応じ、所要の措置を検討することとする。

【改正後】

第 1 章 定義

21 類似薬効比較方式(Ⅱ)

類似薬効比較方式(Ⅱ)とは、新規性に乏しい新薬の主たる効能及び効果に係る薬理作用類似薬(汎用規格のものに限る。この号において同じ。)を比較薬とし、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に規定する額(新規収載品が新薬創出等加算(第 3 章第 9 節 1 (1)に規定する新薬創出等加算をいう。以下同じ。)の対象外である場合であって、当該額の算出の対象となった医薬品が新薬創出等加算を受けている場合又は第 3 章第 2 節に規定する品目である場合(控除が行われた場合を除く。))は、新薬創出等加算の累積額に相当する額又は第 3 章第 2 節の規定により当該額の算出の対象となった医薬品が控除すべき額に相当する額を控除した額により求めた額)を新薬の薬価とする算定方式をいう。

第 2 章 新規収載品の薬価算定

第2部 新規後発品の薬価算定

1 新規後発品として薬価収載された既収載品の中に、新規後発品の最類似薬がない場合

- へ 最類似薬が新薬創出等加算を受けたことがあり、新薬創出等加算の累積額の控除を受けていない場合又は最類似薬が第3章第2節に規定する品目であり、同規定に基づく控除を受けていない場合は、最類似薬の薬価から、新薬創出等加算の累積額又は第3章第2節の規定により控除すべき額を控除した額を当該最類似薬の薬価とみなして、イからホまでの規定を適用する。

第3章 既収載品の薬価の改定

第2節 新薬創出等加算対象品目等を比較薬にして算定された品目の取扱い

新規に薬価収載された際に新薬創出等加算の対象外であった場合であって、以下のいずれかを比較薬として算定された品目（類似薬効比較方式（Ⅱ）により算定された品目を除く。）は、薬価収載の日から4年を経過した後の最初の薬価改定の際、薬価収載された時点における比較薬の新薬創出等加算の累積額に相当する額又は本規定により比較薬が控除すべき額に相当する額を控除する。ただし、現に新薬創出等加算の対象となっている場合又は薬価改定に際し、新薬創出等加算の対象となる場合はこの限りでない。

（イ）新薬創出等加算を受けたことのある既収載品（第9節2の控除が行われたものを除く。）

（ロ）本節に規定する品目（本規定による控除が行われたものを除く。）

第4章 実施時期等

1 実施時期

（3）第3章第2節の規定は、令和2年度薬価改定以降に薬価収載されたものに適用する。第3章第3節2（1）②の規定は令和2年度薬価改定以降の薬価改定より施行する。また、第3章第9節1（1）ロの④の新規作用機序医薬品に相当すると認められる効能又は効果が追加されたものに関する規定並びに⑥及び⑦の規定は、令和2年度薬価改定以降に薬価収載又は効能追加等されたものに適用する。

別表6

1 市場拡大再算定対象品及び市場拡大再算定類似品に係る計算方法

（略）

（注）上記算式による算定値が、原価計算方式により薬価を算定した対象品及びその類似品については薬価改定前の薬価の75/100に相当する額を下回る場合、原価計算方式以外の方式により薬価を算定した対象品及びその類似品については薬価改定前の薬価の85/100を下回る場合には、当該額とする。

第3章第2節の新薬創出等加算対象品目等を比較薬にして算定された品目の取扱い及び第9節2の新薬創出等加算の控除の対象となる品目については、薬価改定前の薬価については、当該規定に基づく控除を行った後の額とする。以下同じ。

4. 薬価算定方式の正確性（原価計算方式）

《骨子》

原価計算方式における適正な評価と算定の透明性向上の観点から、化学合成品であり、開示度が80%以上でその妥当性が確認できる場合は一般管理販売費率（研究開発費等）の上限を70%としている。

バイオ医薬品でも、研究開発費のみで一般管理販売費率の上限を超え、かつ開示度が80%以上でその妥当性が確認できる場合は、一般管理販売費率の上限を70%に引き上げることとする。ただし、一般的にバイオ医薬品は化学合成品より高額であることを踏まえ、この取扱いをピーク時市場規模（予測）が50億円未満の場合に限る。

【改正後】

第1章 定義

22 原価計算方式

（略）

なお、平均的な営業利益率等の係数については、前年度末時点で得られる直近3か年の平均値を用いることとする。ただし、販売費及び一般管理費の係数については、希少疾病用医薬品（医薬品医療機器等法第77条の2の規定に基づき指定されたものをいう。以下同じ。）等について、平均的な係数を超えて計算することが妥当とされる場合を除き、次のいずれにも該当する新薬については、販売費及び一般管理費の上限を70%とする。

イ 原価計算において、製品総原価に対する薬価算定組織での開示が可能な額の割合（開示度）が80%以上であり、その妥当性が確認できること

ロ バイオ医薬品でないこと。または、バイオ医薬品であって、販売費及び一般管理費のうち研究開発費のみで平均的な係数を超えるものであること（ピーク時予測売上高が50億円未満の場合に限る。）。
また、再生医療等製品（医薬品の例により取り扱うものに限る。以下同じ。）の流通経費は、実費を勘案し計算された額とし、平均的な係数により計算された額を超えないこととする。

（現行の取扱い）

第1章 定義

22 原価計算方式

（略）

なお、平均的な営業利益率等の係数については、前年度末時点で得られる直近3か年の平均値を用いることとする。ただし、販売費及び一般管理費の係数については、希少疾病用医薬品（医薬品医療機器等法第77条の2の規定に基づき指定されたものをいう。以下同じ。）等について、平均的な係数を超えて計算することが妥当とされる場合を除き、次のいずれにも該当する新薬については、販売費及び一般管理費の上限を70%とする。

- イ 原価計算において、製品総原価に対する薬価算定組織での開示が可能な額の割合（開示度）が80%以上であり、その妥当性が確認できること
- ロ バイオ医薬品でないこと

5. 新規後発医薬品

《骨子》

先発品と有効成分、原薬、添加物、製法等が同一のバイオ医薬品で、後発品として薬事承認を受けたもの（以下「バイオA G」という。）の新規収載時の薬価は、バイオ後続品（いわゆるバイオシミラー）との適切な競争環境を維持すべきこと等を踏まえ、先発品の薬価に100分の70を乗じて得た額とする。

バイオ医薬品は、化学合成品とは製造や研究開発に係るコスト構造等が異なることから、G1・G2ルールの対象から除かれているが、先発品と有効成分等が同一のバイオA Gが後発品として承認されたものであること等を踏まえ、バイオA Gが収載された場合には、その先発品であるバイオ医薬品をG1・G2ルールの対象とする。

【改正後】

第2章 新規収載品の薬価算定

第2部 新規後発品の薬価算定

1 新規後発品として薬価収載された既収載品の中に、新規後発品の最類似薬がない場合

ロ バイオ後続品等に係る特例

当該新規収載品がバイオ後続品である場合には、イの規定のうち「100分の50を乗じて得た額」及び「100分の40を乗じて得た額」をそれぞれ、「100分の70を乗じて得た額」及び「100分の60を乗じて得た額」に読み替えて算定される額に、当該バイオ後続品の製造販売業者が承認を申請するに当たって患者を対象に実施した臨床試験の充実度に応じて、100分の10を上限とする割合を当該額に乘じて得た額を加えた額を当該新規後発品の薬価とする。

また、当該新規収載品が、先発品と組成及び剤形区分が同一のバイオ医薬品（バイオ後続品を除く。）である後発品の場合は、イの規定のうち「100分の50を乗じて得た額」及び「100分の40を乗じて得た額」をそれぞれ、「100分の70を乗じて得た額」及び「100分の60を乗じて得た額」に読み替えて算定される額を当該新規後発品の薬価とする。

ホ 薬価算定の特例

当該新規後発品に、新薬として収載された既収載品中の最類似薬と有効成分の含有量が同一の規格がない場合は、当該最類似薬と有効成分の含有量が同一の規格があるものとして、類似薬効比較方式（Ⅰ）によって算定される額に100分の50（イのただし書に該当する場合は、100分の40）を乗じて得た額（当該新規後発品がバイオ後続品等に係る特例又は有用性加算（Ⅱ）の適

用を受ける場合には、適用後の額) を算定値とし、当該算定値から規格間調整により算定される額を当該新規後発品の薬価とする。

第3章 既記載品の薬価の改定

第3節 長期記載品の薬価の改定

2 後発品記載後 10 年を経過した長期記載品の後発品価格への引下げ

(3) 補完的な引下げ (C)

(2) の規定により算定される額が、次に掲げる各号の区分に従い当該各号に掲げる額を上回る品目については、(2) の規定に関わらず、当該各号に掲げる額に改定する。ただし、改定後の後発品価格のうち最も高いものを引下げの下限とする。

また、バイオ医薬品については、(2) の規定は適用せず、本規定を適用することとする。ただし、第2章第2部1口に該当する後発品が記載されたバイオ医薬品については、(2) の規定及び本規定のいずれも適用する。

(現行の取扱い)

2 後発品記載後 10 年を経過した長期記載品の後発品価格への引下げ

(3) 補完的な引き下げ (C)

(略)

また、バイオ医薬品については、(2) の規定は適用せず、本規定を適用することとする。

II 既記載医薬品の薬価改定

1. 長期記載品

《骨子》

後発品上市後 10 年を経過する前であっても、後発品への置換え率が 80%以上となった長期記載品は、その 2 年後の薬価改定時に置換え率が 80%以上となっていることを再度確認した上で G 1 ルールを前倒して適用する。

後発品への置換え率の推移を踏まえて、Z 2 及び C における置換え率の基準である「40%未満」、「40%以上 60%未満」、「60%以上 80%未満」の区分を、それぞれ「50%未満」、「50%以上 70%未満」、「70%以上 80%未満」に引き上げる。

また、G 1・G 2・C ルールにより大きな影響を受ける一定の品目・企業に対しては、平成 30 年度改定のときと同様に円滑実施措置を行う。

【改正後】

第3章 既記載品の薬価の改定

第3節 長期記載品の薬価の改定

2 後発品収載後 10 年を経過した長期収載品の後発品価格への引下げ

(1) 対象品目

本規定の対象品目は、次のいずれかに該当する品目とする。

① 先発品であって、当該先発品に係る最初の後発品の新規収載後 10 年を経過したもののうち、次のいずれにも該当しないもの。

イ 日本薬局方収載医薬品（銘柄毎に薬価収載されているものを除く。）

ロ 生物学的製剤（血液製剤を含む。）

ハ 漢方製剤及び生薬

ニ 希少疾病用医薬品であって、希少疾病以外の疾病に対する効能を有しない医薬品

ホ 第 8 節の低薬価品の特例のいずれかに該当する医薬品

ヘ 後発品価格のうち最も低いものを下回る医薬品

② 先発品であって、当該先発品に係る最初の後発品の新規収載後 10 年を経過していないもののうち、令和 2 年度薬価改定以降の薬価改定において後発品置換え率が 80%以上であったもので、それ以降の薬価改定において改めて後発品置換え率が 80%以上であることが確認され、かつ、①イからへまでのいずれにも該当しないもの。

(2) 薬価の改定方式

① 後発品への置換えが進んでいるもの（G 1）

(1) ①に該当する品目のうち、最初の後発品の収載後 10 年を経過した以降に後発品置換え率が 80%以上になったもの又は (1) ②に該当する品目（先発品と後発品の効能又は効果が同一でないものを除く。以下「G 1 品目」という。）については、次に掲げる各号の区分に従い当該各号に掲げる額に引き下げる。

第 4 章 実施時期等

1 実施時期

(3) 第 3 章第 2 節の規定は、令和 2 年度薬価改定以降に薬価収載されたものに適用する。第 3 章第 3 節 2 (1) ②の規定は令和 2 年度薬価改定以降の薬価改定より施行する。また、第 3 章第 9 節 1 (1) ロの④の新規作用機序医薬品に相当すると認められる効能又は効果が追加されたものに関する規定並びに⑥及び⑦の規定は、令和 2 年度薬価改定以降に薬価収載又は効能追加等されたものに適用する。

(現行の取扱い)

2 後発品収載後 10 年を経過した長期収載品の後発品価格への引下げ

(1) 対象品目

本規定の対象品目は、先発品であって、当該先発品に係る最初の後発品の新規収載後 10 年を経過したもののうち、次のいずれにも該当しないものとする。

イ 日本薬局方収載医薬品（銘柄毎に薬価収載されているものを除く。）

ロ 生物学的製剤（血液製剤を含む。）

ハ 漢方製剤及び生薬

- ニ 希少疾病用医薬品であつて、希少疾病以外の疾病に対する効能を有しない医薬品
- ホ 第 6 節の低薬価品の特例のいずれかに該当する医薬品
- ヘ 後発品価格のうち最も低いものを下回る医薬品

【改正後】

第 3 章 既収載品の薬価の改定

第 3 節 長期収載品の薬価の改定

1 後発品への置換えが進まない既収載品の薬価の改定

(2) 薬価の改定方式

(1) に該当する品目については、本規定の適用前の価格に対して、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を引き下げる。ただし、改定後の後発品価格のうち最も高いものを引下げの下限とする。

- イ 後発品置換え率が 50%未満 100 分の 2
- ロ 後発品置換え率が 50%以上 70%未満 100 分の 1.75
- ハ 後発品置換え率が 70%以上 80%未満 100 分の 1.5

2 後発品収載後 10 年を経過した長期収載品の後発品価格への引下げ

(3) 補完的な引下げ (C)

(2) の規定により算定される額が、次に掲げる各号の区分に従い当該各号に掲げる額を上回る品目については、(2) の規定に関わらず、当該各号に掲げる額に改定する。ただし、改定後の後発品価格のうち最も高いものを引下げの下限とする。

また、バイオ医薬品については、(2) の規定は適用せず、本規定を適用することとする。ただし、第 2 章第 2 部 1 ロに該当する後発品が収載されたバイオ医薬品については、(2) の規定及び本規定のいずれも適用する。

- イ 後発品置換え率が 50%未満 本規定の適用前の価格から、当該額に 100 分の 2 を乗じて得た額を控除した額
- ロ 後発品置換え率が 50%以上 70%未満 本規定の適用前の価格から、当該額に 100 分の 1.75 を乗じて得た額を控除した額
- ハ 後発品置換え率が 70%以上 80%未満 本規定の適用前の価格から、当該額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額を控除した額

(現行の取扱い)

1 後発品への置換えが進まない既収載品の薬価の改定

(2) 薬価の改定方式

(1) に該当する品目については、本規定の適用前の価格に対して、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を引き下げる。ただし、改定後の後発品価格のうち最も高いものを引下げの下限とする。

- イ 後発品置換え率が 40%未満 100 分の 2

- ロ 後発品置換え率が 40%以上 60%未満 100 分の 1.75
- ハ 後発品置換え率が 60%以上 80%未満 100 分の 1.5

2 後発品収載後 10 年を経過した長期収載品の後発品価格への引下げ

(3) 補完的な引下げ (C)

(2) の規定により算定される額が、次に掲げる各号の区分に従い当該各号に掲げる額を上回る品目については、(2) の規定に関わらず、当該各号に掲げる額に改定する。ただし、改定後の後発品価格のうち最も高いものを引下げの下限とする。

また、バイオ医薬品については、(2) の規定は適用せず、本規定を適用することとする。

イ 後発品置換え率が 40%未満 本規定の適用前の価格から、当該額に 100 分の 2 を乗じて得た額を控除した額

ロ 後発品置換え率が 40%以上 60%未満 本規定の適用前の価格から、当該額に 100 分の 1.75 を乗じて得た額を控除した額

ハ 後発品置換え率が 60%以上 80%未満 本規定の適用前の価格から、当該額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額を控除した額

【改正後】

第 3 章 既収載品の薬価の改定

第 3 節 長期収載品の薬価の改定

4 円滑実施措置

本節 2 の規定の適用について次に掲げる措置を講じる。

(1) 品目ごとに、本規定の適用による引下げ率（本規定の適用前の価格からの本規定の適用後の価格への変化率をいう。）が 50%を超えるものについては、50%を上限として本規定を適用する。

(2) 企業ごとに、本規定の適用による影響率（当該企業の医療用医薬品の総売上に対する、本規定の適用により減少すると見込まれる売上の割合をいう。）が 5%を超える企業については、当該企業の本規定の適用を受ける全ての品目については、本規定の適用による引下げ率が、次の円滑実施係数を乗じた率となるように本規定を適用する。

$$\text{円滑実施係数} = \frac{\text{影響率} \times 0.5 + 2.5\%}{\text{影響率}}$$

(現行の取扱い)

第 4 章 実施時期等

3 経過措置

(3) 平成 30 年度薬価改定においては、第 3 章第 2 節 2 の規定の適用について次に掲げる措置を講じる。

イ 品目ごとに、本規定の適用による引下げ率（本規定の適用前の価格からの本規定の適用後の価格への変化率をいう。）が 50%を超えるものについては、50%を上限として本規定を適用する。

- ロ 企業ごとに、本規定の適用による影響率（当該企業の医療用医薬品の総売上に対する、本規定の適用により減少すると見込まれる売上の割合をいう。）が5%を超える企業については、当該企業の本規定の適用を受ける全ての品目については、本規定の適用による引下げ率が、次の円滑実施係数を乗じた率となるように本規定を適用する。

$$\text{円滑実施係数} = \frac{\text{影響率} \times 0.5 + 2.5\%}{\text{影響率}}$$

2. 後発医薬品

《骨子》

価格帯の集約により改定前より薬価が引き上がることを抑制するため、以下のように対応する。

- (1) 市場実勢価格に基づく算定値が、改定前に属していた価格帯より上の価格帯に相当する品目について、改定前薬価が当該上の価格帯の加重平均値を下回る場合は、改定前と同じ価格帯に属すものとして算定を行う。
- (2) 最高価格の30%以上50%未満の価格帯及び30%を下回る価格帯において、改定前薬価が各価格帯の加重平均値を下回る品目については、それぞれの価格帯ごとに、該当する全ての品目を改めて加重平均し、これを当該品目の改定後薬価とする。

また、G 1 品目又はG 2 品目に係る後発品は、市場から撤退する予定のG 1 品目に係る後発品のうち増産対応するものとそれ以外で価格帯を分けることとしている。

後者について、価格帯の集約により改定前より薬価が引き上がることを抑制するため、①改定前薬価が加重平均値を下回る品目については、該当する全ての品目で改めて加重平均を行う、また、②改定前薬価が加重平均値以上の品目については、該当する全ての品目で改めて加重平均を行うこととし、それぞれ価格帯を集約する。（なお、加重平均値が最低薬価を下回る場合、当該価格帯に含まれる各医薬品について、当該医薬品に係る最低薬価を適用する。）

【改正後】

第3章 既収載品の薬価の改定

第7節 後発品等の価格帯

1 組成、剤形区分及び規格が同一である既収載品群の価格帯

次の(1)から(3)までに定めるいずれかの要件に該当する既収載品については、各号に掲げる品目ごとに、本規定の適用前の価格を加重平均する。

ただし、改定前の薬価が、各号に掲げる品目の本規定の適用前の価格の加重平均値を下回る品目については、各号ごとに、本規定の適用前の当該品目の価格を別途加重平均する（(1)に掲げる品目を除く。）。

- (1) 組成、剤形区分及び規格が同一である全ての類似薬のうち、本規定の適用前の価格が最も高いものに100分の50を乗じて得た額以上の算定額となる既収載の後発品。ただし、改定前の薬価

が、本号に掲げる既記載品の本規定の適用前の価格の加重平均値を下回る既記載品であって、前回の薬価改定において（２）又は（３）に該当したものを除く。

（２）次のいずれかに該当するもの。

イ 組成、剤形区分及び規格が同一である全ての類似薬のうち、本規定の適用前の価格が最も高いものに 100 分の 30 を乗じて得た額以上かつ 100 分の 50 を乗じて得た額を下回る算定額となる既記載の後発品。ただし、改定前の薬価が、本号に掲げる既記載品の本規定の適用前の価格の加重平均値を下回る既記載品であって、前回の薬価改定において（３）に該当したものを除く。

ロ 組成、剤形区分及び規格が同一である全ての類似薬のうち、本規定の適用前の価格が最も高いものに 100 分の 50 を乗じて得た額以上の算定額となる既記載品のうち、改定前の薬価が（１）に掲げる既記載品の本規定の適用前の価格の加重平均値を下回るものであって、前回の薬価改定において本号に該当したもの。

（３）次のいずれかに該当するもの。

イ 組成、剤形区分及び規格が同一である全ての類似薬のうち、本規定の適用前の価格が最も高いものに 100 分の 30 を乗じて得た額を下回る算定額となる既記載品。

ロ 組成、剤形区分及び規格が同一である全ての類似薬のうち、（１）及び（２）に該当しない既記載品。

2 G 1 品目又は G 2 品目に係る後発品の価格帯

（１）G 1 品目に係る後発品の価格帯

1 の規定に関わらず、G 1 品目のうち、市場から撤退する予定の先発品に係る後発品については、当該 G 1 品目が撤退を決めた後の最初の薬価改定（当該先発品に係る最初の後発品の新規収載後 12 年を経過した後の薬価改定に限る。）の際、次に掲げる各号の区分に該当する企業が製造販売する後発品ごとに加重平均により価格を集約する。

ただし、ロの企業が製造販売する後発品については、改定前の薬価が加重平均値（組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬ごとに本規定の適用前の価格を加重平均した値。以下、本節において同じ。）以上の品目と加重平均値を下回る品目のそれぞれで改めて加重平均を行い、価格を集約する。なお、集約した価格が最低薬価を下回る場合、当該加重平均に含まれる各後発品について、当該後発品に係る最低薬価を適用する。また、ロの企業が製造販売する後発品の価格はイの企業が製造販売する後発品の価格を超えないこととする。

イ 当該 G 1 品目に係る後発品について増産対応する企業であって、合算して後発品生産量が全後発品の 50%を超える単一又は複数の企業

ロ イ以外の企業

（２）G 2 品目に係る後発品等の価格帯

1 の規定に関わらず、G 1 品目のうち、市場から撤退しない予定の先発品に係る後発品及び G 2 品目に係る後発品については、当該先発品に係る最初の後発品の新規収載後 12 年を経過した後の薬価改定において、改定前の薬価が加重平均値以上の品目と加重平均値を下回る品目のそれぞれで改めて加重平均を行い、価格を集約する。なお、集約した価格が最低薬価を下回る場合、当該加重平均に含まれる各後発品について、当該後発品に係る最低薬価を適用する。

(現行の取扱い)

1 組成、剤形区分及び規格が同一である既収載品群の価格帯

次の(1)から(3)までに定めるいずれかの要件に該当する既収載品については、各号に掲げる品目ごとに、本規定の適用前の価格を加重平均する。

(1) 組成、剤形区分及び規格が同一である全ての類似薬のうち、本規定の適用前の価格が最も高いものに100分の30を乗じて得た額を下回る算定額となる既収載品

(2) 組成、剤形区分及び規格が同一である全ての類似薬のうち、本規定の適用前の価格が最も高いものに100分の30を乗じて得た額以上かつ100分の50を乗じて得た額を下回る算定額となる既収載の後発品

(3) 組成、剤形区分及び規格が同一である全ての類似薬のうち、本規定の適用前の価格が最も高いものに100分の50を乗じて得た額以上の算定額となる既収載の後発品

2 G 1品目又はG 2品目に係る後発品の価格帯

(1) G 1品目に係る後発品の価格帯

1の規定に関わらず、G 1品目のうち、市場から撤退する予定の先発品に係る後発品については、当該G 1品目が撤退を決めた後の最初の薬価改定(令和元年度の消費税引上げに伴う薬価改定を除く。)の際、次に掲げる各号の区分に該当する企業が製造販売する後発品ごとに加重平均により価格を集約する。ただし、ロの企業が製造販売する後発品の価格はイの企業が製造販売する後発品の価格を超えないこととする。

イ 当該G 1品目に係る後発品について増産対応する企業であって、合算して後発品生産量が全後発品の50%を超える単一又は複数の企業

ロ イ以外の企業

(2) G 2品目に係る後発品等の価格帯

1の規定に関わらず、G 1品目のうち、市場から撤退しない予定の先発品に係る後発品及びG 2品目に係る後発品については、G 1品目又はG 2品目に該当してから2年を経過した後の薬価改定において、加重平均により1価格帯に集約する。

3. 新薬創出・適応外薬解消等促進加算

(1) 企業指標・企業要件

《骨子》

革新的新薬の収載実績をより高く評価する観点から、新薬収載実績(A-2)については、革新的新薬の収載成分数を基本とし、それ以外の新薬の収載はその三分の二成分相当として計上した上で評価を行う。

革新的新薬の開発に取り組んでいる場合は、その企業規模によらず評価されるよう、革新的新(新

薬創出等加算対象品目及び新規作用機序医薬品)の収載実績(過去5年以内)がある企業を評価する項目(A-3)を企業指標に追加する。

また、薬剤耐性菌の感染症に係る医療上のニーズがある一方で治療薬の開発が減少していることが国際的にも課題となっていることを踏まえ、薬剤耐性菌の治療薬を収載した企業を評価する(A-4)。

<企業指標>

| | 指標の内容 | |
|-----|---------------------------------------|------------------------|
| A-1 | 国内試験(日本を含む国際共同試験を含む)(実施数)(Phase II以降) | 上位25% 4pt 中位50% 2pt |
| A-2 | 新薬収載実績(収載成分数※1)(過去5年) | 上位25% 4pt 中位50% 2pt |
| A-3 | 革新的新薬(※2)の収載実績(過去5年) | 実績有り 2pt |
| A-4 | 薬剤耐性菌の治療薬(※3)の収載実績(過去5年) | 1品目について2pt |
| B-1 | 開発公募品(開発着手数)(過去5年)(B-2分を除く) | 1品目について2pt |
| B-2 | 開発公募品(承認取得数)(過去5年) | 1品目について2pt |
| C | 世界に先駆けた新薬の開発(品目数)(過去5年) | 1品目について2pt |

※1 新薬創出等加算対象品目又は新規作用機序医薬品を1成分相当、それ以外の新薬を2/3成分相当として計算する。

※2 新薬創出等加算対象品目又は新規作用機序医薬品

※3 薬剤耐性菌の治療に用いるもので、薬事審査において薬剤耐性菌に対する治療効果が明確になったものに限る。

【改正後】

別表 11 新薬創出・適応外薬解消等促進加算の計算方法

3 加算係数

(1) 企業指標

次の表の各項目ごとに、右欄に掲げるポイントを合計したポイントを企業指標に基づくポイントとする。

| | 指標の内容 | |
|-----|---------------------------------------|------------------------------|
| A-1 | 国内試験(日本を含む国際共同試験を含む)(実施数)(Phase II以降) | 上位 25% 4ポイント 中位 50% 2ポイント |
| A-2 | 新薬収載実績(収載成分数)(過去5年) | 上位 25% 4ポイント 中位 50% 2ポイント |
| A-3 | <u>革新性のある新薬の収載実績</u> | <u>実績あり 2ポイント</u> |

| | | |
|-----|---|---------------------|
| | <u>(過去5年)</u> | |
| A-4 | <u>薬剤耐性菌の治療に用いる医薬品</u> <u>(過去5年)</u> | <u>1品目について2ポイント</u> |
| B-1 | 開発公募品（開発着手数） （過去5年）（B-2分を除く） | 1品目について2ポイント |
| B-2 | 開発公募品（承認取得数） （過去5年） | 1品目について2ポイント |
| C | 世界に先駆けた新薬の開発（品目数） （過去5年） | 1品目について2ポイント |

- ※ A-1 については、令和元年9月末時点の数値とし、それ以外の指標については、令和元年9月末時点までの数値とする。
- ※ A-1 については、成分数単位とし、効能追加を含む。（一の成分について、複数の効能に係る試験を実施している場合であっても、「1」と計上する。）
- ※ A-1 については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の対面助言の相談記録により、海外試験の試験成績のみをもって承認申請して差し支えない旨が確認できる場合には、当該海外試験を計上する。
- ※ A-2 については、新薬創出等加算対象品目又は新規作用機序医薬品を1成分相当、それ以外の新薬を2/3成分相当として計上する。
- ※ A-3 については、新薬創出等加算対象品目又は新規作用機序医薬品の収載実績とする。
- ※ A-4 については、薬剤耐性菌の治療に用いるもので、薬事審査において薬剤耐性菌に対する治療効果が明確になったものに限る。
- ※ B-1 については、治験を実施していることを開発着手とみなす。
- ※ C については、先駆け審査指定制度による指定数とする。

（現行の取扱い）

別表 11 新薬創出・適応外薬解消等促進加算の計算方法

3 加算係数

(1) 企業指標

次の表の各項目ごとに、右欄に掲げるポイントを合計したポイントを企業指標に基づくポイントとする。

| | 指標の内容 | |
|-----|--|------------------------------|
| A-1 | 国内試験（日本を含む国際共同試験を含む） （実施数）（Phase II 以降） | 上位 25% 4ポイント 中位 50% 2ポイント |
| A-2 | 新薬収載実績（収載成分数） （過去5年） | 上位 25% 4ポイント 中位 50% 2ポイント |
| B-1 | 開発公募品（開発着手数） | 1品目について2ポイント |

| | | |
|-----|------------------------------|--------------|
| | (過去5年) (B-2分を除く) | |
| B-2 | 開発公募品 (承認取得数) (過去5年) | 1品目について2ポイント |
| C | 世界に先駆けた新薬の開発 (品目数) (過去5年) | 1品目について2ポイント |

※ A-1については、平成29年9月末時点の数値とし、それ以外の指標については、平成29年9月末時点までの数値とする。

※ A-1については、成分数単位とし、効能追加を含む。(一の成分について、複数の効能に係る試験を実施している場合であっても、「1」と計上する。)

※ A-1については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の対面助言の相談記録により、海外試験の試験成績のみをもって承認申請して差し支えない旨が確認できる場合には、当該海外試験を計上する。

※ B-1については、治験を実施していることを開発着手とみなす。

※ Cについては、先駆け審査指定制度による指定数とする。

(2) 品目要件

《骨子》

革新性・有用性の高い品目を評価する観点から、先駆け審査指定制度の対象品目及び薬剤耐性菌の治療薬を品目要件に追加する。

イノベーションを評価するため、収載後に効能追加等が行われたもののうち、追加された効能等において新規作用機序であって、新規作用機序医薬品の革新性及び有用性に係る基準に該当するものを品目要件に追加する。(既存の効能・効果の対象患者の限定を解除したものと等、既存の効能と類似性が高いと認められる効能追加等の場合を除く。)

これらの要件については、令和二年度改定以降に薬価収載又は効能追加されたものに適用する。

【改正後】

第3章 既収載品の薬価の改定

第9節 新薬創出・適応外薬解消等促進加算

1 加算

(1) 対象品目

新薬創出・適応外薬解消等促進加算(以下「新薬創出等加算」という。)の対象品目は、次に掲げる全ての要件に該当する既収載品とする。

イ 新薬として薬価収載され、当該品目に係る後発品が薬価収載されていないこと(薬価収載の日から15年を経過していないものに限る。)

ロ 次のいずれかの要件に該当すること

- ① 希少疾病用医薬品として指定された効能又は効果について承認を受けている医薬品

- ② 未承認薬等検討会議における検討結果を踏まえ、厚生労働省が開発を公募した医薬品
 - ③ 薬価収載の際、画期性加算、有用性加算（Ⅰ）、有用性加算（Ⅱ）若しくは営業利益率のプラスの補正の対象となった医薬品（第3章第6節の規定により画期性加算、有用性加算（Ⅰ）若しくは有用性加算（Ⅱ）の対象となった再生医療等製品を含む。）又は薬価改定の際、市販後に真の臨床的有用性が検証された既収載品の薬価の改定の特例を受けた医薬品（以下「加算適用品」という。）
 - ④ 新規作用機序医薬品（薬価収載時に薬理作用類似薬がなしとされた医薬品をいう。）又は新規作用機序医薬品に相当すると認められる効能若しくは効果が追加されたもの（既存の効能又は効果の対象患者の限定を解除したもの等、既存の効能と類似性が高いと認められる効能追加等の場合を除く。）であって、別表10の基準に該当する医薬品
 - ⑤ 薬価収載時に薬理作用類似薬が1又は2であり、かつ最も早く収載された薬理作用類似薬の収載から3年以内に収載された医薬品であって、薬理作用類似薬のうち最も早く収載された医薬品が加算適用品又は別表10の基準に該当するもの
 - ⑥ 先駆け審査指定制度に指定された医薬品（先駆け審査指定制度に指定された効能若しくは効果又は用法及び用量が追加されたものを含む。）
 - ⑦ 薬剤耐性菌の治療に用いる医薬品
- 八 第2章第3部5の規定により薬価算定されることとなる配合剤（補正加算の対象とならないものに限る。）に相当すると認められるものについては、薬価収載の日から15年を経過した既収載品の有効成分又は後発品が薬価収載されている既収載品の有効成分を含有するものでないこと
- 二 第5節の再算定（薬価改定の際の再算定に限る。）のいずれにも該当しないこと

第4章 実施時期等

1 実施時期

- （3）第3章第2節の規定は、令和2年度薬価改定以降に薬価収載されたものに適用する。第3章第3節2（1）②の規定は令和2年度薬価改定以降の薬価改定より施行する。また、第3章第9節1（1）ロの④の新規作用機序医薬品に相当すると認められる効能又は効果が追加されたものに関する規定並びに⑥及び⑦の規定は、令和2年度薬価改定以降に薬価収載又は効能追加等されたものに適用する。

（現行の取扱い）

（1）対象品目

- ロ 次のいずれかの要件に該当すること
 - ① 希少疾病用医薬品として指定された効能又は効果について承認を受けている医薬品
 - ② 未承認薬等検討会議における検討結果を踏まえ、厚生労働省が開発を公募した医薬品
 - ③ 薬価収載の際、画期性加算、有用性加算（Ⅰ）、有用性加算（Ⅱ）若しくは営業利益率のプラスの補正の対象となった医薬品又は薬価改定の際、市販後に真の臨床的有用性が検証された既収載品の薬価の改定の特例を受けた医薬品

用性が検証された既収載品の薬価の改定の特例を受けた医薬品（以下「加算適用品」という。）

- ④ 新規作用機序医薬品（薬価収載時に薬理作用類似薬がなしとされた医薬品をいう。）であって、別表 10 の基準に該当する医薬品
- ⑤ 薬価収載時に薬理作用類似薬が 1 又は 2 であり、かつ最も早く収載された薬理作用類似薬の収載から 3 年以内に収載された医薬品であって、薬理作用類似薬のうち最も早く収載された医薬品が加算適用品又は別表 10 の基準に該当するもの

4. 収載後の加算

《骨子》

小児効能等の追加、希少疾病等に係る効能等の追加及び真の臨床的有用性の検証のそれぞれの加算のいずれか複数に該当する場合、補正加算率の最も高いもののみが適用されることとされているが、真の臨床的有用性が直接的に検証されたことを評価する観点から、真の臨床的有用性の検証に係る加算は、小児効能等の追加に係る加算等と併算定できることとする。

【改正後】

第 3 章 既収載品の薬価の改定

第 4 節 既収載品の薬価改定時の加算

(2) 薬価の改定方式

(1) に該当する品目については、本規定の適用前の価格に、別表 2 に定める有用性加算（Ⅱ）の計算方法を準用して算定される補正加算率を乗じて得た額を加えた額に改定する。ただし、(1) の①及び②の複数に該当する場合は、それらのうち補正加算率が最も大きなものを用いる。

別表 6

α（補正加算率）：個別の市場拡大再算定対象品、特例拡大再算定対象品又は当該類似品について、第 3 章第 4 節（1）①若しくは②に定めるいずれかの要件に該当する場合に有用性加算（Ⅱ）の計算方法を準用して算定される補正加算率のうち最も大きな率及び市販後に集積された調査成績により、真の臨床的有用性が直接的に検証されている場合に算定される補正加算率。ただし、それぞれ $5 \leq A \leq 10$ とする。

（現行の取扱い）

第 3 節

(2) 薬価の改定方式

(1) に該当する品目については、本規定の適用前の価格に、別表 2 に定める有用性加算（Ⅱ）の計算方法を準用して算定される補正加算率を乗じて得た額を加えた額に改定する。ただし、

(1) の①から③までのいずれか複数に該当する場合は、正加算率が最も大きなものを用いる。

別表 6

(注) (略)

α (補正加算率) : 個別の市場拡大再算定対象品、特例拡大再算定対象品又は当該類似品について、第3章第3節(1)①若しくは②に定めるいずれかの要件に該当する場合又は市販後に集積された調査成績により、真の臨床的有用性が直接的に検証されている場合、該当する要件ごとに有用性加算(Ⅱ)の計算方法を準用して算定される補正加算率のうち最も大きな率。ただし、 $5 \leq A \leq 10$ とする。

5. 条件・期限付承認を受けた再生医療等製品

《骨子》

条件・期限付承認を受けた再生医療等製品が、改めて承認を受けた際、初回承認時には明らかでなかった医療上の有用性が客観的に示された場合は、改めて補正加算の該当性について評価することとする。この際、現行の収載後加算と同様に、以下の計算式により傾斜配分を行う。(なお、価格に応じた補正加算率の傾斜配分(Ⅰ. 2)は別途行う。)

$$\alpha = \frac{A}{100} \times 1.5^{\log(\frac{X}{20}) / \log(\frac{10}{20})}$$

(ただし、 $0.5A / 100 \leq \alpha \leq 1.5A / 100$)

(注) α : 補正加算率 (%)

A : 当該既収載品に対して適用される率 (%)

X : 億円単位で示した当該既収載品の同一組成既収載品群の薬価改定前の薬価を元に計算した年間販売額の合計額

【改正後】

第3章 既収載品の薬価の改定

第6節 条件・期限付承認を受けた再生医療等製品の特例

1 対象品目

医薬品医療機器等法第23条の26第1項の規定により条件及び期限を付して承認(以下「条件・期限付承認」という。)を受けた再生医療等製品であって、同条第5項に基づき期限内に承認申請を行い、承認を受けたもの。

2 改めて評価を行う場合の取扱い

対象品目の条件・期限付承認を受けた効能及び効果について、条件・期限付承認を受けた時点では明らかでなかった医療上の有用性が改めて承認を受けた際に客観的に示された場合は、改めて補正加算

の該当性を決定し、薬価改定の際に限らず、年4回、価格調整を行う。その際、補正加算額は別表2に定める算式により算定する。

別表2

2 各補正加算率の計算方法

(3) 第3章第6節に定める条件・期限付承認を受けた再生医療等製品の特例における補正加算率(a)の算式

$$a = \frac{A}{100} \times 1.5^{\log(\frac{X}{20}) / \log(\frac{10}{20})}$$

(ただし、 $0.5A/100 \leq a \leq 1.5A/100$)

(注) a：補正加算率

A：当該再生医療等製品に対して適用される率(%)

X：億円単位で示した当該再生医療等製品の同一組成既収載品群の薬価改定前の薬価を基に計算した年間販売額の合計額

6. 再算定

(1) 過去に再算定を受けた品目への対応

《骨子》

市場拡大再算定を受けた後に、再び市場規模が拡大し、改めて市場拡大再算定の対象となる品目については、前回再算定時の市場規模拡大が下止めの水準を超過した程度を踏まえて、市場規模拡大率の値を調整した上で、今回の再算定における再算定後薬価を算出する。

再算定後薬価の算出に用いる調整市場規模拡大率 X_a

$$= \text{年間販売額の合計額} / \text{基準年間販売額} \times \text{調整係数} \times$$

(※ 調整係数は、前回再算定での下止めの水準と、再算定の計算式から算出される改定後薬価の比とする。前回の再算定で下止めの対象とならなかった場合は1とする。)

(参考)

再算定後薬価の計算式の例 (年間販売額が150億円超、予想の2倍以上の場合)

$$\text{再算定後薬価} = \text{薬価改定前の薬価} \times \{ (0.9)^{\log X_a / \log 2} + a \}$$

調整係数：

$$0.75 / \{ (0.9)^{\log X_p / \log 2} + a_p \} \quad (75/100 \text{ が下止めの場合})$$

$$0.85 / \{ (0.9)^{\log X_p / \log 2} + a_p \} \quad (85/100 \text{ が下止めの場合})$$

(注) X_p ：前回の市場拡大再算定の際の市場規模拡大率

a_p ：前回の市場拡大再算定の際の補正加算率

市場拡大再算定を受けた品目は、再算定時点における年間販売額が基準額になるが、用法用量変化再算定（主たる効能又は効果に係る効能変更等に伴い用法及び用量に大幅な変更があったものに限る。）を受けた品目についても同様に扱うことを明確化する。

【改正後】

別表 6 市場拡大再算定対象品等の計算方法

3 過去に市場拡大再算定を受けた品目の特例

直近に市場拡大再算定を行った際、上記 1 又は 2 の算式による算定値が下表の下限値を下回った場合、改めて再算定を行う際の計算方法において用いる市場規模拡大率は以下の算式により得た値とする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{再算定後薬価の計算} \\ \text{方法で用いる市場規} \\ \text{模拡大率}(X) \end{array} \right] = \frac{\text{年間販売額の合計額}}{\text{基準年間販売額}} \times \text{調整係数}$$

| 直近の再算定 | 下限値 | 調整係数 |
|---|-------------------------|---|
| 年間販売額の合計額が 150 億円を超え、かつ基準年間販売額の 2 倍以上となる場合の再算定（原価計算方式以外の方式により算定されたもの及びその類似品） | 薬価改定前の薬価の 85/100 に相当する額 | $0.85 / \{(0.9)^{\log X_p / \log 2} + a_p\}$ |
| 年間販売額の合計額が 150 億円を超え、かつ基準年間販売額の 2 倍以上となる場合の再算定（原価計算方式により算定されたもの及びその類似品） | 薬価改定前の薬価の 75/100 に相当する額 | $0.75 / \{(0.9)^{\log X_p / \log 2} + a_p\}$ |
| 年間販売額の合計額が 100 億円を超え 150 億円以下、かつ基準年間販売額の 10 倍以上となる場合の再算定（原価計算方式により算定されたもの及びその類似品） | 薬価改定前の薬価の 75/100 に相当する額 | $0.75 / \{(0.9)^{\log X_p / \log 10} + a_p\}$ |

| | | |
|--|------------------------------------|--|
| <p>年間販売額の合計額が 1,000 億円を超え 1,500 億 円以下、かつ基準年間販売額 の 1.5 倍以上となる場合の市 場拡大再算定の特例</p> | <p>薬価改定前の薬価の 75/100 に相当する額</p> | $0.75 / \{(0.9)^{\log X_p / \log 1.5} + a_p\}$ |
| <p>年間販売額の合計額が 1,500 億円を超え、かつ基準 年間販売額の 1.3 倍以上とな る場合の市場拡大再算定の特 例</p> | <p>薬価改定前の薬価の 50/100 に相当する額</p> | $0.50 / \{(0.9)^{\log X_p / \log 1.3} + a_p\}$ |

(X_p : 前回の市場拡大再算定の際の市場規模拡大率)

(a_p : 前回の市場拡大再算定の際の補正加算率)

【改正後】

第 3 章 既収載品の薬価の改定

第 5 節 再算定

1 市場拡大再算定

(1) (略)

なお、基準年間販売額は、次のとおりとする。

- ① 薬価収載の日から 10 年を経過した後の最初の薬価改定（令和元年度の消費税引上げに伴う薬価改定を除く。）以前の場合

基準年間販売額は、同一組成既収載品群が薬価収載された時点における予想年間販売額の合計額

ただし、当該同一組成既収載品群が、前回の薬価改定以前に、市場拡大再算定（（3）①に規定する市場拡大再算定類似品の価格調整を含む。）又は 3 に規定する用法用量変化再算定（主たる効能又は効果に係る効能変更等に伴い用法及び用量に大幅な変更があった既収載品（類似品を含む。）に対するものに限る。）の対象となっている場合には、直近に当該再算定を行った時点における同一組成既収載品群の年間販売額の合計額とする。

- ② 効能変更等の承認があった場合であって、薬価収載の日から 10 年を経過した後の最初の薬価改定（令和元年度の消費税引上げに伴う薬価改定を除く。）後の場合

基準年間販売額は、効能変更等の承認を受けた日の直前の薬価改定の時点における同一組成既収載品群の年間販売額の合計額

ただし、当該同一組成既収載品群が、前回の薬価改定以前（効能変更等の承認後に限る。）に市場拡大再算定（（3）①に規定する市場拡大再算定類似品の価格調整を含む。）又は用

法用量変化再算定（主たる効能又は効果に係る効能変更等に伴い用法及び用量に大幅な変更があった既収載品（類似品を含む。）に対するものに限る。）の対象となっている場合には、直近に当該再算定を行った時点における同一組成既収載品群の年間販売額の合計額とする。

（現行の取扱い）

1 市場拡大再算定

（1）

（略）

なお、基準年間販売額は、次のとおりとする。

- ① 薬価収載の日から 10 年を経過した後の最初の薬価改定（令和元年度の消費税引上げに伴う薬価改定を除く。）以前の場合

基準年間販売額は、同一組成既収載品群が薬価収載された時点における予想年間販売額の合計額

ただし、当該同一組成既収載品群が、前回の薬価改定以前に、市場拡大再算定（（3）①に規定する市場拡大再算定類似品の価格調整を含む。）の対象となっている場合には、直近に当該再算定を行った時点における同一組成既収載品群の年間販売額の合計額とする。

- ② 効能変更等の承認があった場合であって、薬価収載の日から 10 年を経過した後の最初の薬価改定（令和元年度の消費税引上げに伴う薬価改定を除く。）後の場合

基準年間販売額は、効能変更等の承認を受けた日の直前の薬価改定の時点における同一組成既収載品群の年間販売額の合計額

ただし、当該同一組成既収載品群が、前回の薬価改定以前（効能変更等の承認後に限る。）に市場拡大再算定（（3）①に規定する市場拡大再算定類似品の価格調整を含む。）の対象となっている場合には、直近に当該再算定を行った時点における同一組成既収載品群の年間販売額の合計額とする。

（2）効能変化再算定

《骨子》

現行ルールでは、効能追加により主たる効能・効果の変更があった場合、変更後の主たる効能・効果に係る薬理作用類似薬がある場合は、その価格に近づくよう、効能変化再算定を行うこととしている。これに加え、薬理作用類似薬がない場合であっても、変更後の主たる効能・効果に係る参照薬（変更後の主たる効能・効果と同一又は類似する効能・効果を有する既存薬のうち、治療上の位置づけ等が類似するものをいう。）と比較して著しく 1 日薬価が高く、市場規模が著しく大きくなると考えられる場合は、当該参照薬の一日薬価を参照して、現行の効能変化再算定と同様の再算定を行う特例を設ける。

対象となる医薬品は以下の要件をいずれも満たすものとする。また、市場拡大再算定と同様に、年間販売額が 350 億円を超える場合は、新薬掲載の機会（年 4 回）を活用して、効能変化再算定（本特例を含む）を行うこととする。

- ・ 1 日薬価が参照薬の 1 日薬価の 10 倍以上。
- ・ 変更後の効能・効果に係る参照薬の市場規模が 150 億円以上。
- ・ 主たる効能・効果の変更に伴い対象患者数が現に使用されている患者数から最大で 10 倍以上に拡大すると認められるもの。また、対象患者が最大で 5 万人以上と認められるもの。
- ・ 変更後の主たる効能・効果が根治的治療法に該当するもの、生命に重大な影響のある重篤疾患、指定難病、血友病又は抗 HIV の効能を追加するものは除く。

【改正後】

第 3 章 既掲載品の薬価の改定

第 5 節 再算定

2 効能変化再算定

(1) 主たる効能変化品の再算定

次の全ての要件に該当する汎用規格の既掲載品については、別表 7 に定めるところにより算定される額に改定する。ただし、別表 7 の 1 (1) に該当する場合は本規定を適用しない。

- イ 効能変更等がなされた既掲載品であって、当該効能変更等が、薬価算定上、主たる効能及び効果の変更と認められる既掲載品
- ロ 当該変更後の主たる効能及び効果に係る類似薬（新薬として薬価掲載されたものに限り、当該既掲載品と組成及び投与形態が同一のものを除く。）がある既掲載品

(2) 主たる効能変化品の再算定の特例

次の全ての要件に該当する汎用規格の既掲載品（以下「特例効能変化再算定対象品」という。）については、別表 7 に定めるところにより算定される額に改定する。ただし、別表 7 に定めるところにより算定される額が当該既掲載品について効能変化再算定の適用前の額を上回る場合は本規定を適用しない。

- イ 効能変更等がなされた既掲載品であって、当該効能変更等が、薬価算定上、主たる効能及び効果の変更と認められる既掲載品
- ロ 当該変更後の主たる効能及び効果に係る薬理作用類似薬（当該既掲載品と組成及び投与形態が同一のものを除く。）がない既掲載品
- ハ 当該変更後の主たる効能及び効果と同一又は類似する効能及び効果を有する既掲載品であって、治療上の位置づけ等が類似するもの（以下「参照薬」という。）があり、当該変更後の主たる効能及び効果に係る一日薬価が、参照薬の一日薬価の 10 倍以上となるもの
- ニ 参照薬の年間販売額が 150 億円以上である既掲載品
- ホ 主たる効能及び効果の変更に伴い適用対象患者が現に使用されている患者数から最大で 10 倍以上に拡大すると認められる既掲載品であって、適用対象患者が最大で 5 万人以上と認められる既掲載品

ハ 当該変更後の主たる効能及び効果が根治的治療法に該当する既収載品、生命に重大な影響のある重篤疾患、指定難病、血友病又は抗 HIV の効能及び効果を追加した既収載品でないこと。

(3) 主たる効能変化品の類似薬の価格調整

次のいずれかに該当する既収載品については、別表 7 に定める算式より算定される額に改定する。

- イ 主たる効能変化品 (特例効能変化再算定対象品を含む。以下、本節において同じ。) と、組成、剤形区分及び製造販売業者が同一の非汎用規格の既収載品（主たる効能変化品と同様の効能変更等があったものに限る。）
- ロ (1) 又は(2) の効能変化再算定を行った後に、当該主たる効能変化品と組成及び投与形態が同一である類似薬について、同様の効能変更等があった既収載品

4 薬価改定の際以外の再算定

(1) 効能変更等又は主たる効能若しくは効果に係る用法及び用量の変更が承認された既収載品及び薬価収載時に 2 年度目の予想販売額が、原価計算方式により算定された品目にあつては 100 億円以上、それ以外の品目にあつては 150 億円以上であるもののうち、本節 1 又は 3 に定める要件に該当する既収載品について、薬価改定の際に限らず、年 4 回、薬価を改定する。ただし、1 に該当する品目については、1 (1) ハの 150 億円及び 100 億円とあるのは、いずれも 350 億円と読み替えて適用する。

(2) 効能変更等がなされた既収載品であつて、当該効能変更等が、薬価算定上、主たる効能及び効果の変更と認められる既収載品のうち、本節 2 に定める要件に該当する既収載品について、当該効能変更等の前の年間販売額が 350 億円を超える場合は、薬価改定の際に限らず、年 4 回、薬価を改定する。

(3) 薬価改定の際の再算定（市場拡大再算定、効能変化再算定又は用法用量変化再算定をいう。以下同じ。）又は薬価改定の際以外の再算定を連続して行う場合は、これらの改定が施行される前の年間販売額に基づく再算定は、行わないこととする。ただし、次のとおりとする。（略）

別表 7

2 効能変化再算定の特例に係る計算方法

下記の算式により算定される額

$$\frac{C \times \frac{M}{M+N} + D \times \frac{N}{M+N}}{P \times \frac{M}{M+N} + Q \times \frac{N}{M+N}}$$

C = 当該既収載品の従前の主たる効能及び効果に係る一日薬価

D = 参照薬の一日薬価

P = 当該既収載品の従前の主たる効能及び効果に係る一日通常最大単位数量

Q = 当該既収載品の変更後の主たる効能及び効果に係る一日通常最大単位数量

M = 当該既記載品の従前の主たる効能及び効果に係る類似薬（当該既記載品と組成が異なるものに限る。）及び当該既記載品（直近の薬価調査後に当該効能変更等が行われた場合に限る。組成、剤形区分及び製造販売業者が同一の非汎用規格の既記載品を含む。）の年間販売額の合計額

N = 参照薬の年間販売額の合計額

（注）参照薬が複数となる場合には、一日薬価とあるのは、それぞれの一日薬価を当該参照薬の年間販売量で加重平均した額とする。

3 主たる効能変化品の類似薬の価格調整の計算方法

- (1) 主たる効能変化品が、1（1）に該当した場合には、効能変化再算定を適用しない
 (2)（1）以外の場合には、下記の算式により算定される額

$$\left(\begin{array}{c} \text{当該既記載品の} \\ \text{薬価改定前の薬価} \end{array} \right) \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{当該主たる効能変化品の 1 又は 2 の} \\ \text{算式により算定される額} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{当該主たる効能変化品の} \\ \text{薬価改定前の薬価} \end{array} \right)}$$

8. 市場実勢価格加重平均値調整幅方式

《骨子》

既記載品目の薬価の改定の算式（市場実勢価格加重平均値調整幅方式）は、以下のとおりとしている。今回の改定においても、令和元年度薬価調査に基づき、以下の算式により算定する。

<算式>

$$\text{新薬価} = \left(\begin{array}{c} \text{医療機関・薬局への販} \\ \text{売価格の加重平均値} \\ \text{（税抜の市場実勢価）} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} 1 + \text{消費税率} \\ \text{（地方消費税分含む）} \end{array} \right) + \text{調整幅}$$

※ 調整幅は、改定前薬価の 2/100 に相当する額

【改正後】

（現行の取扱いから変更無し）

（現行の取扱い）

第3章 既記載品の薬価の改定

第1節 市場実勢価格加重平均値調整幅方式

当該既収載品の薬価を市場実勢価格加重平均値調整幅方式により算定される額(販売量が少ないことその他の理由により、薬価調査により市場実勢価格が把握できない既収載品については、当該既収載品の最類似薬の薬価改定前後の薬価の比率の指数その他の方法により算定される額)に改定する。ただし、当該既収載品の薬価改定前の薬価を超えることはできない。

市場拡大再算定品目及び効能変化再算定品目について

《薬価算定組織 第1回令和元年11月28日、第2回令和元年12月5日》

I-①. 市場拡大再算定

| No | 銘柄名 | 成分名 | 会社名 | 規格単位 | 現行薬価 | 薬効分類 | 再算定の理由 | 補正加算 |
|----|---|-----------------|----------|--|---|--|---------------------|------|
| 1 | ビンダケルカプセル 20mg | タファミジスメグルミン | ファイザー | 20mg1カプセル | 58,230.40円 | 内129 その他の末梢神経系用薬 | 市場規模の拡大 (原価計算品目) | 無 |
| 2 | サムスカ錠 7.5mg サムスカ錠 15mg サムスカ錠 30mg サムスカOD錠 7.5mg サムスカOD錠 15mg サムスカOD錠 30mg サムスカ顆粒 1% | トルバプタン | 大塚製薬 | 7.5mg1錠 15mg1錠 30mg1錠 7.5mg1錠 15mg1錠 30mg1錠 1%1g | 1,298.50円 1,975.40円 2,999.90円 1,298.50円 1,975.40円 2,999.90円 1,931.00円 | 内213 内249 利尿剤 その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。） | 市場規模の拡大 (原価計算品目) | 無 |
| 3 | フェブリク錠 10mg フェブリク錠 20mg フェブリク錠 40mg | フェブキソスタット | 帝人ファーマ | 10mg1錠 20mg1錠 40mg1錠 | 32.10円 58.60円 110.10円 | 内394 痛風治療剤 | 市場規模の拡大 (原価計算品目) | 無 |
| | ウリアデック錠 20mg ウリアデック錠 40mg ウリアデック錠 60mg | トピロキソスタット | 三和化学研究所 | 20mg1錠 40mg1錠 60mg1錠 | 21.10円 38.90円 57.20円 | | 類似品 | 無 |
| | トピロリック錠 20mg トピロリック錠 40mg トピロリック錠 60mg | | 富士薬品 | 20mg1錠 40mg1錠 60mg1錠 | 19.90円 36.80円 53.60円 | | 類似品 | 無 |
| 4 | レブラミドカプセル 2.5mg レブラミドカプセル 5mg | レナリドミド水和物 | セルジーン | 2.5mg1カプセル 5mg1カプセル | 7,981.10円 9,512.10円 | 内429 その他の腫瘍用薬 | 効能追加による 市場規模の拡大 | 無 |
| 5 | リムパーザ錠 100mg リムパーザ錠 150mg | オラパリブ | アストラゼネカ | 100mg1錠 150mg1錠 | 4,070.00円 6,042.40円 | 内429 その他の腫瘍用薬 | 市場規模の拡大 (原価計算品目) | A=5 |
| 6 | ステラーラ皮下注 45mg シリンジ | ウステキヌマブ(遺伝子組換え) | ヤンセンファーマ | 45mg0.5mL1筒 | 445,131円 | 注399 他に分類されない代謝性医薬品 | 効能追加による 市場規模の拡大 | 無 |
| 7 | パージェタ点滴静注 420mg/14mL | ペルツズマブ(遺伝子組換え) | 中外製薬 | 420mg14mL1瓶 | 242,908円 | 注429 その他の腫瘍用薬 | 効能追加による 市場規模の拡大 | 無 |
| 8 | フェソロデックス筋注 250mg | フルベストラント | アストラゼネカ | 250mg5mL1筒 | 51,733円 | 注429 その他の腫瘍用薬 | 市場規模の拡大 (原価計算品目) | A=5 |

| | | | | | | | | | |
|----|---|----------------|------|--|---|-------|----------------|---------------------|---|
| 9 | デュピクセント皮下注 300mg シリンジ | デュピルマブ(遺伝子組換え) | サノフィ | 300mg2mL1 筒 | 83,152 円 | 注 449 | その他のアレルギー用薬 | 市場規模の拡大 (原価計算品目) | 無 |
| 10 | ヘムライブラ皮下注 30mg ヘムライブラ皮下注 60mg ヘムライブラ皮下注 90mg ヘムライブラ皮下注 105mg ヘムライブラ皮下注 150mg | エミシズマブ(遺伝子組換え) | 中外製薬 | 30mg1mL1 瓶 60mg0.4mL1 瓶 90mg0.6mL1 瓶 105mg0.7mL1 瓶 150mg1mL1 瓶 | 382,969 円 705,390 円 1,008,323 円 1,155,029 円 1,581,580 円 | 注 634 | 血液製剤類 | 効能追加による 市場規模の拡大 | 無 |
| 11 | アクテムラ点滴静注用 80mg アクテムラ点滴静注用 200mg アクテムラ点滴静注用 400mg アクテムラ皮下注 162mg シリンジ アクテムラ皮下注 162mg オートインジェクター | トシリズマブ(遺伝子組換え) | 中外製薬 | 80mg4mL1 瓶 200mg10mL1 瓶 400mg20mL1 瓶 162mg0.9mL1 筒 162mg0.9mL1 キット | 18,936 円 46,653 円 92,289 円 39,868 円 40,019 円 | 注 639 | その他の生物学製剤 | 市場規模の拡大 (原価計算品目) | 無 |
| | ケブザラ皮下注 150mg シリンジ ケブザラ皮下注 200mg シリンジ ケブザラ皮下注 150mg オートインジェクター ケブザラ皮下注 200mg オートインジェクター | サリルマブ(遺伝子組換え) | サノフィ | 150mg1.14mL1 筒 200mg1.14mL1 筒 150mg1.14mL1 キット 200mg1.14mL1 キット | 45,202 円 59,802 円 45,596 円 60,195 円 | 注 399 | 他に分類されない代謝性医薬品 | 類似品 | 無 |
| 12 | ジクアス点眼液 3% | ジクアホソルナトリウム | 参天製薬 | 3%5mL1 瓶 | 648.70 円 | 外 131 | 眼科用剤 | 市場規模の拡大 (原価計算品目) | 無 |

| | 成分数 | 品目数 |
|-----|-----|-----|
| 内用薬 | 6 | 21 |
| 注射薬 | 7 | 18 |
| 外用薬 | 1 | 1 |
| 計 | 14 | 40 |

(注)

- 令和2年度の薬価は、①市場拡大再算定による算定額、又は②市場実勢価格に基づく薬価改定等による算定額の低い額となる。
- 補正加算欄のAは加算率(%)を示す。(実際に適用する率はA及び年間販売額の合計額を基に算出される補正加算率 α)
- 市場拡大再算定対象品の薬理作用類似薬のうち、薬価算定組織における検討の結果を踏まえ、市場における競合性が乏しいことから市場拡大再算定類似品に該当しないと判断された成分
 - ・No.4 : サリドマイド、ポマリドミド
 - ・No.6 : ウステキヌマブ(遺伝子組換え)【ステラーラ点滴静注 130mg】
 - ・No.7 : トラスツズマブ(遺伝子組換え)

I-②. 市場拡大再算定の特例

| No | 銘柄名 | 成分名 | 会社名 | 規格単位 | 現行薬価 | 薬効分類 | | 再算定の理由 | 補正加算 |
|----|--|----------------------|------|--|--|-------|----------|-----------------------|------|
| 1 | リクシアナ錠 15mg リクシアナ錠 30mg リクシアナ錠 60mg リクシアナOD錠 15mg リクシアナOD錠 30mg リクシアナOD錠 60mg | エドキサバントシル 酸塩水和物 | 第一三共 | 15mg1錠 30mg1錠 60mg1錠 15mg1錠 30mg1錠 60mg1錠 | 299.60円 548.40円 555.70円 299.60円 548.40円 555.70円 | 内 333 | 血液凝固阻止剤 | 市場規模の拡大 (1,000億円超) | 無 |
| 2 | キイトルーダ点滴静注 20mg キイトルーダ点滴静注 100mg | ペムブロリズマブ (遺伝子組換え) | MSD | 20mg0.8mL1瓶 100mg4mL1瓶 | 76,491円 371,352円 | 注 429 | その他の腫瘍用薬 | 市場規模の拡大 (1,500億円超) | 無 |

| | 成分数 | 品目数 |
|-----|-----|-----|
| 内用薬 | 1 | 6 |
| 注射薬 | 1 | 2 |
| 計 | 2 | 8 |

- (注)
- 令和2年度の薬価は、①市場拡大再算定による算定額、又は②市場実勢価格に基づく薬価改定等による算定額の低い額となる。
 - キイトルーダ点滴静注は、令和2年2月1日付けで63,077円/20mg0.8mL1瓶、306,231円/100mg4mL1瓶に改定予定。

≪薬価算定組織 第1回令和元年12月19日≫

II. 効能変化再算定の特例

| No | 銘柄名 | 成分名 | 会社名 | 規格単位 | 現行薬価 | 薬効分類 | | 再算定の理由 | 補正加算 |
|----|--|-----------------|-------------|--|--|----------------|---------------------------|---------------|------|
| 1 | ゾレア皮下注用 75mg ゾレア皮下注用 150mg ゾレア皮下注用 75mg シリンジ ゾレア皮下注用 150mg シリンジ | オマリズマブ (遺伝子組換え) | ノバルティス ファーマ | 75mg1瓶 150mg1瓶 75mg0.5mL1筒 150mg1mL1筒 | 23,556円 46,422円 23,625円 46,490円 | 注 229 注 449 | その他の呼吸器官用薬 その他のアレルギー用薬 | 主たる効能効果の変更(※) | |

- ※ 当初の主たる効能効果である「気管支喘息（既存治療によっても喘息症状をコントロールできない難治の患者に限る）」に対して、令和元年12月に「季節性アレルギー性鼻炎（既存治療で効果不十分な重症又は最重症患者に限る）」の効能追加が行われたことに伴い、主たる効能効果に変化した。

| | 成分数 | 品目数 |
|-----|-----|-----|
| 注射薬 | 1 | 4 |
| 計 | 1 | 4 |

- (注)
- 令和2年度の薬価は、①効能変化再算定による算定額、又は②市場実勢価格に基づく薬価改定等による算定額の低い額となる。

市場拡大再算定の要件について

《市場拡大再算定の要件》

以下に示す「市場拡大再算定対象品」又は「市場拡大再算定類似品」について、市場拡大再算定が実施される。

(1) 市場拡大再算定対象品 (次のイ～ハの全てに該当する既記載品)

イ 次のいずれかに該当する既記載品

(イ) 薬価収載される際、原価計算方式により薬価算定された既記載品

(ロ) 薬価収載される際、原価計算方式以外の方式により薬価算定されたものであって、薬価収載後に当該既記載品の使用方法の変化、適用対象患者の変化その他の変化により、当該既記載品の使用実態が著しく変化した既記載品

ロ 薬価収載の日(医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づき効能又は効果の変更(以下「効能変更等」という。)が承認された既記載品については、当該効能変更等の承認を受けた日)から10年を経過した後の最初の薬価改定(令和元年度の消費税引上げに伴う薬価改定を除く。)を受けていない既記載品

ハ 次のいずれかに該当する既記載品

(イ) 年間販売額(組成及び投与形態が当該既記載品と同一の全ての類似薬(以下「同一組成既記載品群」という。)の薬価改定前の薬価を基に計算した年間販売額の合計額をいう。以下同じ。)が150億円を超え、基準年間販売額の2倍以上となるもの

(ロ) 年間販売額が100億円を超え、基準年間販売額の10倍以上となるもの((イ)を除き、原価計算方式により算定された既記載品に限る。)

なお、基準年間販売額は、次のとおりとする。

① 薬価収載の日から10年を経過した後の最初の薬価改定(令和元年度の消費税引上げに伴う薬価改定を除く。)以前の場合

基準年間販売額は、同一組成既記載品群が薬価収載された時点における予想年間販売額の合計額

ただし、当該同一組成既記載品群が、前回の薬価改定以前に、市場拡大再算定((3)①に規定する市場拡大再算定類似品の価格調整を含む。)の対象となっている場合には、直近に当該再算定を行った時点における同一組成既記載品群の年間販売額の合計額とする。

② 効能変更等の承認があった場合であって、薬価収載の日から10年を経過した後の最初の薬価改定(令和元年度の消費税引上げに伴う薬価改定を除く。)後の場合

基準年間販売額は、効能変更等の承認を受けた日の直前の薬価改定の時点における同一組成既記載品群の年間販売額の合計額

ただし、当該同一組成既収載品群が、前回の薬価改定以前（効能変更等の承認後に限る。）に市場拡大再算定（（3）①に規定する市場拡大再算定類似品の価格調整を含む。）の対象となっている場合には、直近に当該再算定を行った時点における同一組成既収載品群の年間販売額の合計額とする。

（2）市場拡大再算定の特例（次のイ、ロの全てに該当する既収載品）

- イ 薬価収載の日（効能変更等が承認された既収載品については、当該効能変更等の承認を受けた日）から10年を経過した後の最初の薬価改定（令和元年度の消費税引上げに伴う薬価改定を除く。）を受けていない既収載品
- ロ 次のいずれかに該当する既収載品
 - （イ）年間販売額が1,500億円を超え、基準年間販売額の1.3倍以上となるもの
 - （ロ）年間販売額が1,000億円を超え、基準年間販売額の1.5倍以上となるもの（（イ）を除く。）

（3）市場拡大再算定類似品（次のいずれかに該当する既収載品）

① 市場拡大再算定の場合

次のいずれかに該当する既収載品（以下「市場拡大再算定類似品」という。）

- イ 当該市場拡大再算定対象品の薬理作用類似薬である既収載品
 - ロ 市場拡大再算定対象品又は市場拡大再算定類似品と組成が同一の既収載品
- ただし、市場規模、薬価基準への収載時期、適応の範囲等を考慮し、市場拡大再算定対象品と市場における競合性が乏しいと認められるものを除く。

② 市場拡大再算定の特例の場合

特例拡大再算定対象品の薬理作用類似薬であって、次のいずれかに該当する既収載品（以下「特例拡大再算定類似品」という。）

- イ 薬価収載の際の比較薬が当該特例拡大再算定対象品である既収載品
 - ロ 薬価収載の際の比較薬が特例拡大再算定類似品である既収載品
 - ハ 特例拡大再算定対象品又は特例拡大再算定類似品と組成が同一の既収載品
- ただし、市場規模、薬価基準への収載時期、適応の範囲等を考慮し、特例拡大再算定対象品と市場における競合性が乏しいと認められるものを除く。

薬理作用類似薬

薬理作用類似薬とは、類似薬のうち、次の要件を全て満たす既収載品をいう。

- イ 同一の効能及び効果を有するものであって、当該効能及び効果に係る薬理作用が類似していること。
- ロ 投与形態が同一であること。

効能変化再算定の要件について

《効能変化再算定の要件》

以下に示す「主たる効能変化品」又は「主たる効能変化品の類似薬」について、効能変化再算定が実施される。

(1) 主たる効能変化品の再算定 (次の全てに該当する既記載品)

- イ 効能変更がなされた既記載品であって、当該効能変更が、薬価算定上、主たる効能及び効果の変更と認められる既記載品
- ロ 当該変更後の主たる効能及び効果に係る類似薬(新薬として薬価記載されたものに限り、当該既記載品と組成及び投与形態が同一のものを除く。)がある既記載品

(2) 主たる効能変化品の再算定の特例 (次の全てに該当する既記載品)

- イ 効能変更等がなされた既記載品であって、当該効能変更等が、薬価算定上、主たる効能及び効果の変更と認められる既記載品
- ロ 当該変更後の主たる効能及び効果に係る薬理作用類似薬(当該既記載品と組成及び投与形態が同一のものを除く。)がない既記載品
- ハ 当該変更後の主たる効能及び効果と同一又は類似する効能及び効果を有する既記載品であって、治療上の位置づけ等が類似するもの(以下「参照薬」という。)があり、当該変更後の主たる効能及び効果に係る一日薬価が、参照薬の一日薬価の10倍以上となるもの
- ニ 参照薬の年間販売額が150億円以上である既記載品
- ホ 主たる効能及び効果の変更に伴い適用対象患者が現に使用されている患者数から最大で10倍以上に拡大すると認められる既記載品であって、適用対象患者が最大で5万人以上と認められる既記載品
- ヘ 当該変更後の主たる効能及び効果が根治的治療法に該当する既記載品、生命に重大な影響のある重篤疾患、指定難病、血友病又は抗HIVの効能及び効果を追加した既記載品でないこと。

(3) 主たる効能変化品の類似薬の価格調整 (次のいずれかに該当する既記載品)

- イ 主たる効能変化品(特例効能変化再算定対象品を含む。)と、組成、剤形区分及び製造販売業者が同一の汎用規格以外の既記載品(主たる効能変化品と同様の効能変更があったものに限る。)
- ロ (1)又は(2)の効能変化再算定を行った後に、当該主たる効能変化品と組成及び投与形態が同一である類似薬について、同様の効能変更があった既記載品

薬理作用類似薬

薬理作用類似薬とは、類似薬のうち、次の要件を全て満たす既記載品をいう。

- イ 同一の効能及び効果を有するものであって、当該効能及び効果に係る薬理作用が類似していること。
- ロ 投与形態が同一であること。

令和2年度保険医療材料制度の見直しについて（案）

「令和2年度保険医療材料制度改革の骨子」（令和元年12月18日中央社会保険医療協議会総会にて了承）において、令和2年度診療報酬改定において見直しを行うとされた事項について、具体的に次のような内容で改正を行う。

また、こうした改正事項については、「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」（令和元年8月19日保発0819第5号）、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（令和元年8月19日保発0819第6号）等の改正により明確化する。

1 新規の機能区分に係る事項

(1) イノベーションの評価について

ア 原価計算方式におけるイノベーションの評価について

《骨子》

- 革新的な医療材料のイノベーションの適切な評価を確保するため、類似機能区分比較方式と同様に、原価計算方式においても、価格全体（加算前の算定価格）に加算を行うこととする。
- あわせて、価格算定の透明性を向上させる観点から、原価計算方式において、製品総原価のうち、保険医療材料等専門組織での開示が可能な部分の割合（開示度）に応じて、開示度が80%以上の場合は加算係数1.0、50%以上80%未満の場合は加算係数0.6、50%未満の場合は加算係数0.2とする。
- 加算の要件については、類似機能区分比較方式における加算要件を準用する。また、減算の取扱いについては、従前のおりとする。

【改正案】（下線部を追記）

第1章 定義

（略）

12 原価計算方式

原価計算方式とは、新規収載品の製造又は輸入に要する原価に、販売費及び一般管理費（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第68条の5第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた特定医療機器に係る対策費用を含む。）、営業利益（業界の実情を踏まえつつ、新規収載品の革新性の度合いに応じて-50%から0%の範囲内で調整を行う。）、流通経費並びに消費税及び地方消費税相当額を加えた額を当該新規収載品が属する新規機能区分の基準材料価格とする方式をいう。

13 開示度

開示度とは、原価計算において、製品総原価に対する保険医療材料等専門組織での開示が可能な額の割合のことをいい、開示度に応じて別表1に定める算式により加算係数を決定する。

第3章 新規機能区分の基準材料価格の算定

(略)

第2節 類似機能区分がない場合

1 基準材料価格算定の原則

原価計算方式によって算定される額を当該新規収載品の属する新規機能区分の基準材料価格とする。

2 補正加算

1の規定にかかわらず、当該新規収載品が補正加算の要件を満たす場合には、1により算定された額に、補正加算を加算した額を当該新規機能区分の基準材料価格とする。

3 外国平均価格に基づく価格調整

当該新規収載品について、外国平均価格に基づく価格調整を行う要件に該当する場合には、これにより調整される額を当該新規機能区分の基準材料価格とする。

別表1 補正加算の計算方法

1 基本的考え方

(1) 一つの補正加算に該当する場合

$$\text{加算額} = \text{算定値} \times \alpha (\text{補正加算率})$$

(2) 二つの補正加算に該当する場合

$$\text{加算額} = \text{算定値} \times (\alpha_1 + \alpha_2)$$

ただし、原価計算方式の場合は、加算額に対して、開示度に応じた加算係数を乗ずる。

$$\text{開示度} = \frac{\text{製品総原価のうち保険医療材料等専門組織での開示が可能な額}}{\text{製品総原価}}$$

$$\text{加算係数} = 1.0 (\text{開示度} \geq 80\%)$$

$$\text{加算係数} = 0.6 (50\% \leq \text{開示度} < 80\%)$$

$$\text{加算係数} = 0.2 (\text{開示度} < 50\%)$$

(現行の取扱い)

原価計算方式においては、営業利益部分に対して、革新性の程度に応じて-50%~+100%の範囲で補正を行っている。

イ 著しく単価の高い製品に係る補正加算について

《骨子》

- 近年、著しく高額な再生医療等製品が登場しており、補正加算率がこれまでの品目と大きく変わらない場合でも、極めて大きな加算額となることを踏まえ、補正加算前の価格が 1,000 万円を超える著しく高額な医療材料であって、ピーク時市場規模(予測)が 50 億円を超える場合は、以下の算式により、その価格に応じて補正加算の加算率を傾斜配分する。

$$\text{補正加算率 } \alpha = \frac{A}{100} \times 1.5^{\log\left(\frac{P}{10,000,000}\right) / \log\left(\frac{5,000,000}{10,000,000}\right)}$$

(ただし、 $P > 10,000,000$)

(注) α : 補正加算率

A : 当該新規収載品に対して適用される率 (%)

P : 補正加算前の価格

- なお、上記の算式に基づいて補正加算率の傾斜配分を行った後に、現行の補正加算の計算方法を適用することとする。

【改正案】(新設)

別表1

補正加算の計算方法

(略)

2 各補正加算率の計算方法

(略)

- (2) 補正加算前の額が1,000万円を超える医療機器(収載時にあっては(1)の補正加算率(α)に基づき算出したピーク時予測売上高)が50億円を超えるものに限る。)の場合

以下の算式により算出された補正加算率(β)に100を乗じた数を、(1)のAに置き換え、補正加算率を算出する。

補正加算率(β)の算式

$$\beta = \frac{C}{100} \times 1.5^{\log(D/10,000,000) / \log(5,000,000/10,000,000)}$$

C: 当該新規収載品の属する新規機能区分に対して適用される率(%)

D: 当該新規機能区分の補正加算を行う前の額

ウ 再生医療等製品の価格算定について

《骨子》

- 再生医療等製品には自家細胞由来製品などもあり流通の形態が多様であるため、原価計算方式で算定する場合の流通経費については、個々の品目毎に精査することとし、平均的な係数を用いた額よりも低い場合はその額を用いて算定することとする。
- 条件・期限付承認を受けた再生医療等製品が、改めて承認を受けた際、初回承認時には明らかでなかった医療上の有用性が客観的に示された場合は、チャレンジ申請の対象として、補正加算の該当性について評価することとする。
- 条件・期限付承認を受けた再生医療等製品については、流通の混乱等を生じさせないことを前提に、その材料価格を「条件・期限付承認時価格」と呼称し、改めて承認を受けた際の価格名称とは区別する。

【改正案】

第3章 新規機能区分の基準材料価格の算定

(略)

第7節 使用成績を踏まえた再評価を行う場合の特例

1 対象とする医療材料

新規保険適用までの間に真の臨床的有用性が検証されなかったものであって、再評価を行うことの妥当性について、新規収載時に別に定める方法により認められたもの又は医薬品医療機器等法第23条の26第1項の規定により条件及び期限を付して承認を受けた再生医療等製品であって、同条第5項に基づき期限内に承認申請を行い、承認を受けたものを対象とする。

(現行の取扱い)

チャレンジ申請は、新規収載時にC1又はC2として希望のあった製品であって、保険医療材料等専門組織においてチャレンジ申請を行うことの妥当性が認められたものを対象とする。

エ 単回使用医療機器の再製造品の価格算定について

《骨子》

- 再製造品は、原型医療機器とは原材料費等の製造にかかる経費が異なることから、原型医療機器とは別の機能区分として価格を設定することとする。また、同一機能区分に属する原型医療機器の再製造品は、基本的に同一機能区分とする。
- 再製造品の価格は、構造や使用目的が同一の原型医療機器があることから、これが属する機能区分の価格に一定の係数を乗じた額を基本として償還価格を設定する。

- 再製造工程では収集や洗浄・滅菌等にコストがかかることから、バイオ後続品の薬価算定を参考に、原型医療機器の属する機能区分の価格に 0.7 を乗じた額を基本としつつ、個々の再製造工程や必要なコスト等を踏まえて係数を設定することとする。

【改正案】（新設）

第1章 定義

（略）

24 再製造単回使用医療機器

再製造単回使用医療機器（「再製造品」という。以下同じ。）とは、単回使用の医療機器（一回限り使用できることとされている医療機器をいう。以下同じ。）のうち、再製造（単回使用の医療機器が使用された後、新たに製造販売をすることを目的として、これに検査、分解、洗浄、滅菌その他必要な処理を行うことをいう。以下同じ。）をされたもので、原型医療機器（再製造の用に供される単回使用の医療機器であって、未だ再製造されていないものをいう。以下同じ。）と同等の品質、有効性及び安全性を有し、原型医療機器と使用目的又は効果が同様の医療機器をいう。

第3章 新規機能区分の基準材料価格の算定

（略）

第3節 再製造品の場合

1 基準材料価格算定の原則

再製造品における基準材料価格算定については、第1節及び第2節の規定にかかわらず、当該新規収載品の原型医療機器が属する機能区分の基準材料価格に、再製造係数を乗じて得た額を、当該新規収載品の属する新規機能区分の基準材料価格とする。

なお、再製造係数は、0.7 を原則とするが、当該再製造品の製造工程等を勘案し、決定する。

（現行の取扱い）

特定保険医療材料の診療報酬上の評価は、その構造、使用目的、効能・効果等に着眼した機能区分別に行なわれており、各機能区分内の製品の保険償還価格は全て同一価格で設定されている。

オ 使用実績を踏まえた評価が必要な製品に対する対応について

《骨子》

- 保険収載時に B1（既存機能区分）又は B2（既存機能区分・変更あり）として希望のあった製品についても、追加的な臨床的有用性が期待される場合があることから、製造販売業者がチャレンジ申請を希望する場合には、保険医療材料等専門組織でチャレンジ申請の権利の付与に係る審議を行うことができることとする。
- 製造販売業者がチャレンジ申請の権利の付与を希望する場合には、付与に係る審議に際して、再評価する内容を明確にするため、収載後のデータ収集及びその評価の計画を具体的に提示することを求めることとする。
- チャレンジ申請の権利が付与された製品については、データ収集の進捗状況等について定期的に報告することを求めることとする。なお、データ収集が困難等の正当な理由がある場合には、チャレンジ申請の権利を放棄することができることとする。収載時の評価を下回る結果が得られた場合には評価の見直しを検討することとする。

【改正案】（下線部を追記）

「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」

2 決定区分A1（包括）、A2（特定包括）又はB1（既存機能区分）を希望する医療機器の保険適用手続き

(1) 保険適用希望書の提出

決定区分A1（包括）（別に定める医療機器以外の医療機器に限る。）、A2（特定包括）又はB1（既存機能区分）を希望する医療機器の製造販売業者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づく承認若しくは認証を受けた後、又は届出が受理された後、それぞれの区分に応じ別紙1、2又は3に定める保険適用希望書を提出すること。

また、決定区分B1（既存機能区分）において、新規収載後に使用実績を踏まえた再評価に係る申請（以下「チャレンジ申請」という。）を希望する医療機器の製造販売業者は、チャレンジ申請により再評価を希望する内容のデータ収集方法及び評価方法に係る計画の参考となる資料を併せて提出すること。ただし、平成 30 年4月 1 日より令和2年3月 31 日までに決定区分B1（既存機能区分）として保険適用された医療機器については、令和4年3月 31 日までの期間に限り、既収載品であってもチャレンジ申請を行うことの妥当性判断に係る申請を行うことができることとする。

なお、提出方法等については、別途定める方法等によること。

（略）

(4) 保険医療材料等専門組織の関与

- ① 通知した決定案に不服がある製造販売業者は、1回に限り別紙8に定める保険適用不服意見書を提出することができる。この場合、保険医療材料等専門組織が必要と認めた場

合には、保険適用不服意見書に関し、当該製造販売業者から直接補足説明を求めることができる。

② 提出された保険適用不服意見書等を踏まえ、保険医療材料等専門組織において検討を行い、決定区分を決定する。また、決定内容については製造販売業者に対し通知する。

③ 決定区分B1(既存機能区分)として希望のあった医療機器において保険収載後にチャレンジ申請を希望する場合には、チャレンジ申請を行うことの妥当性について保険医療材料等専門組織の専門的見地からの検討を経て、決定案を策定する。なお、チャレンジ申請を行うことの妥当性が認められた際には、保険医療材料等専門組織は、当該製造販売業者に対し、収載後のデータ集積状況や臨床成績等について、少なくとも2年に1回以上の定期的な報告を求める。ただし、データ収集困難等の正当な理由があるものであって、当該医療機器の再評価の希望の取り下げが認められた場合には、その後の定期的な報告は不要とする。また、製造販売業者のうち、希望するものは、1回に限り決定案が決まる前に予め定められた時間の範囲内で保険医療材料等専門組織に出席して直接の意見表明を行うことができる。

この際、当該医療機器の開発における臨床試験に関与した者等が製造販売業者に同行して意見を表明することができる。

④ チャレンジ申請を行うことの妥当性に関する保険医療材料等専門組織の検討を経た決定案は、その理由を付記し製造販売業者に通知する。

※決定区分 B2(既存機能区分・変更あり)も同様の記載

「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」

第3章 新規機能区分の基準材料価格の算定

(略)

第7節 使用成績を踏まえた再評価を行う場合の特例

(略)

2 当該評価により基準材料価格を再評価する場合の基準材料価格の取扱い

イ 再評価により真の臨床的有用性が検証された医療材料

新規機能区分の設定妥当性、補正加算の該当性(別表1に定める補正加算率を含む。)を決定する。その際、現に当該製品が属する既存機能区分の基準材料価格(基準材料価格改定時においては第4章により算定された額とする。)に補正加算を加算した額を、当該新規機能区分の基準材料価格とする。

ロ 再評価により真の臨床的有用性が保険収載時の評価よりも下回るとされた医療材料
当該医療材料の属する機能区分の見直しを検討する。

(現行の取扱い)

チャレンジ申請は、新規収載時に C1 又は C2 として希望のあった製品であって、保険医療材料等専門組織においてチャレンジ申請を行うことの妥当性が認められたものを対象とする。

カ ニーズ選定されたにもかかわらず開発に至らない品目への対応について

《骨子》

近年、ニーズ選定品目の保険適用の実績が増えていることや今後、革新的医療機器条件付き早期承認制度等の各種制度の活用による開発の促進が見込まれることから、引き続きこうした制度の活用を推進することとし、開発を進めない企業が申請する新規医療材料の取扱いについては今後の実態を踏まえ、必要に応じて検討することとする。

【改正案】

(現行の取扱いから変更なし)

キ 迅速な保険導入に係る評価について

《骨子》

試行的に継続している迅速な保険導入に係る評価については、「PMDA 第四期中期計画」の目標値やデバイスラグの解消に対する効果を踏まえ、現行の運用を継続することとし、我が国におけるデバイスラグの実態や今後の見通しを踏まえ、その継続について、引き続き検討する。

【改正案】

(現行の取扱いから変更なし)

ク 機能区分の特例について

《骨子》

機能区分の特例が適用された機能区分に該当するとして、後から B 区分で保険適用希望申請された品目は限定的ではあるが、革新性の高い製品の開発のインセンティブになっていることも踏まえ、機能区分の特例については引き続き継続することとする。

【改正案】

(現行の取扱いから変更なし)

ケ 先駆け審査指定制度に指定された製品の評価について

《骨子》

「先駆け審査指定制度加算」の新設については、その他の取組との位置づけを整理しつつ、引き続き検討する。

【改正案】

(現行の取扱いから変更なし)

(2) 外国価格調整について

《骨子》

新規収載品にかかる外国価格調整については、「外国価格の相加平均の 1.25 倍を上回る場合に 1.25 倍の価格」とする。

なお、以下のものについては、「外国価格の相加平均の 1.5 倍を上回る場合に 1.5 倍の価格」とする。

- ① ニーズ検討会における検討結果を踏まえ厚生労働省が行った開発要請又は公募に応じて開発されたもの（ニーズ検討会に係る評価を行う場合の要件を満たすものに限る。）
- ② 医薬品医療機器等法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、希少疾病用医療機器として指定されたもの
- ③ 画期性加算又は有用性加算（10%以上の補正加算を受けた医療材料に限る。）を受け、新たに機能区分を設定したもの（原価計算方式で同様の要件を満たすものを含む。）

【改正案】（下線部を変更）

別表2

外国平均価格に基づく価格調整の計算方法

- 1 2以外の場合であって、当該新規収載品の算定値が、外国平均価格の1.25 倍に相当する額を超える場合

$$\text{外国平均価格} \times \underline{1.25}$$

- 2 当該新規収載品が以下のいずれかを満たす場合であって、当該新規収載品の算定値が、外国平均価格の 1.5 倍に相当する額を超える場合
 - イ ニーズ検討会における検討結果を踏まえ厚生労働省が行った開発要請又は公募に応じて開発されたもの（ニーズ検討会に係る評価を行う場合の要件を満たすものに限る。）
 - ロ 医薬品医療機器等法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、希少疾病用医療機器として指定されたもの
 - ハ 画期性加算又は有用性加算（10%以上の補正加算を受けたものに限る。）を受け、新たに

機能区分を設定したもの(原価計算方式で同様の要件を満たすものを含む。)

外国平均価格 × 1.5

(現行の取扱い)

新規収載品に係る外国価格調整の比較水準については、「外国価格の相加平均の 1.3 倍を上回る場合に 1.3 倍の価格」としている。

2 既存の機能区分に係る事項

(1) 市場実勢価格加重平均値一定幅方式

《骨子》

- 既存機能区分の材料価格改定の算出式(市場実勢価格加重平均値一定幅方式)は、以下のとおりとしている。今回の改定においても、令和元年度材料価格調査に基づき、以下の算出式により算定することとする。

<算出式>

$$\text{新材料価格} = \left(\begin{array}{l} \text{医療機関における購入} \\ \text{価格の加重平均値(税抜} \\ \text{の市場実勢価格)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} 1 + \text{消費税率} \\ \text{(地方消費税分含む)} \end{array} \right) + \text{一定幅}$$

※ 一定幅は、改定前の価格の 4/100 に相当する額

- 再製造品については、原型医療機器の属する機能区分とは別に価格改定を行うが、改定後の価格は原型医療機器の属する機能区分の改定後の価格を超えないこととする。

【改正案】(下線部を変更)

別表3 市場実勢価格加重平均値一定幅方式の計算方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該機能区分に属する全} \\ \text{ての既収載品の保険医療} \\ \text{機関等における平均的購} \\ \text{入価格(税抜市場実勢価} \\ \text{格の加重平均値)} \end{array} \right) \times \left(1 + (1 + \text{地方消費税率}) \times \text{消費税率} \right) + \text{一定幅}$$

消費税率:消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に定める率

地方消費税率:地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に定める率

- (注) 1 令和2年度基準材料価格改定における一定幅は、改定前の基準材料価格の4/100に相当する額とする。
- 2 機能区分の見直しが行われた区分における一定幅については、改定後の基準材料価格の基礎となる算定値(税抜市場実勢価格の加重平均値に消費税及び地方消費税を加えた額)の4/100に相当する額とする。
- 3 再製造品が属する機能区分については、当該再製造品の原型医療機器の属する機能区分とは別に価格改定を実施するが、改定後の価格は原型医療機器の属する機能区分の改定後の額を超えない額とする。

(現行の取扱い)

既存機能区分の基準材料価格は、市場実勢価格加重平均値一定幅方式により見直しを行う。

(2) 再算定について

《骨子》

再算定については、前回と同様、当該機能区分に係る市場実勢価格の加重平均値が、外国平均価格の1.3倍以上である場合に再算定の対象としつつ、内外価格差のさらなる是正を図るため、再算定後の額は価格改定前の材料価格の50/100を下限とする。再算定の比較水準については、次回改定での取り扱いも含め、引き続き検討する。

【改正案】(下線部を変更)

別表4 外国平均価格に基づく再算定の計算方法

次の算式により算定される額

ただし、市場実勢価格加重平均値一定幅方式による算定値を超えることはできない。

$$\left(\begin{array}{l} \text{基準材料価格改定前の} \\ \text{当該機能区分の基準材} \\ \text{料価格} \end{array} \right) \times \frac{B \times 1.3}{A}$$

A: 当該機能区分の各銘柄の市場実勢価格の加重平均値

B: 既存品外国平均価格

(注) 上記算定式による算定値が、価格改定前の基準材料価格の 50/100 に相当する額を下回る場合は、当該額とする。

(現行の取扱い)

再算定に係る外国価格調整の比較水準については、「外国価格の相加平均の 1.3 倍を上回る場合に 1.3 倍の価格」としつつ、引き下げ率について 25% の上限を設けている。

(2) 市場拡大再算定について

特定保険医療材料について

《骨子》

次の要件の全てに該当する既存機能区分を対象とする。

1. 次のいずれかに該当する既存機能区分
 - ① 機能区分が設定される際、原価計算方式により算定された機能区分
 - ② 機能区分が設定される際、原価計算方式以外の方法により算定されたものであって、設定後に当該機能区分に属する既収載品の使用方法の変化、適用対象患者の変化その他の変化により、当該機能区分に属する既収載品の使用実態が著しく変化したもの
2. 機能区分の設定又は当該機能区分に係る定義や算定留意事項等の変更から10年を経過した後の最初の材料価格改定を受けていないもの
3. 次のいずれかに該当する機能区分
 - ① 年間販売額（当該機能区分の改定前価格に年間算定回数に乗じて算出した額をいう。）が150億円を超え、基準年間販売額の2倍以上となるもの
 - ② 年間販売額が100億円を超え、基準年間販売額の10倍以上となるもの
（①を除き、原価計算方式により算定された機能区分に限る。）

基準年間販売額は次のとおりとする。

- ① 機能区分の設定から10年を経過した後の最初の材料価格改定以前の場合
基準年間販売額は、機能区分が設定された時点における機能区分の予想年間販売額（機能区分が設定された時点において当該機能区分に属する製品の推定適用対象患者数を基に計算した年間販売額をいう。）とする。ただし、当該機能区分が、前回の材料価格改定以前に、市場拡大再算定の対象となっている場合には、直近に当該再算定を行った時点における機能区分の年間販売額とする。
 - ② 機能区分に係る定義や算定留意事項等の変更があった場合であって、機能区分の設定から10年を経過した後の最初の材料価格改定後の場合
基準年間販売額は、機能区分に係る定義や算定留意事項等の変更の直前の材料価格改定の時点における機能区分の年間販売額とする。ただし、当該機能区分が、前回の材料価格改定以前（定義や算定留意事項等の変更後に限る。）に、市場拡大再算定の対象となっている場合には、直近に当該再算定を行った時点における機能区分の年間販売額とする。
- 同一機能区分内の一部の製品のみ適応追加等により市場が拡大する場合も想定されることから、対象機能区分に属する製品の適応の範囲等を考慮し、市場における競争性が乏しいと認められるものがある場合は、これらは対象から除外する（機能区分を

細分化する)。

- 以下の算式により算定される額に改定する。ただし、本規定の適用前の価格の方が低い額となる場合は、当該額に改定する。

① の場合

$$\text{再算定後価格} = \text{改定前価格} \times \{ (0.9)^{\log X / \log 2} + \alpha \}$$

② の場合

$$\text{再算定後価格} = \text{改定前価格} \times \{ (0.9)^{\log X / \log 10} + \alpha \}$$

$$X = \frac{\text{対象機能区分の価格改定前を基に計算した年間販売額}}{\text{当該機能区分の基準年間販売額}}$$

α (補正加算率) : 市場拡大再算定対象機能区分に属する製品について、市場拡大再算定と併せて算定される補正加算率

- 市場拡大再算定後の額は原価計算方式により算定された機能区分については改定前価格の75/100、原価計算方式以外の方法により算定された機能区分については改定前価格の85/100を下限とする。
- 上記の再算定及び機能区分の細分化等に当たっては、保険医療材料等専門組織において、再算定の要件の該当性や細分化の妥当性等について検討することとし、検討にあたっては、必要に応じ、当該機能区分に属する製品の製造販売業者の意見を聴取することとする。

【改正案】(新設)

「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」

第4章 既存機能区分の基準材料価格の改定

基準材料価格の改定においては、次の第1節から第3節までのいずれか複数に該当する品目については、最も価格の低いものを適用する。

(略)

第3節 市場拡大再算定

次の1から3までの全てに該当する機能区分(以下「市場拡大再算定対象機能区分」という。)については、別表5に定める算式により算定される額に改定する。

1 次のいずれかに該当する既存機能区分

イ 機能区分が設定される際、原価計算方式により算定された既存機能区分

ロ 機能区分が設定される際、原価計算方式以外の方式により算定されたものであって、機能区分の設定後に、当該機能区分に属する既収載品の使用方法の変化、適用対象患者の変化その他の変化により、当該既存機能区分に属する既収載品の使用実態が著しく変化した既存機能区分

2 機能区分が設定された日又は機能区分の定義若しくは算定に係る留意事項の変更がされた日から10年を経過した後の最初の材料価格改定を受けていない既存機能区分

3 次のいずれかに該当する既存機能区分

イ 年間販売額(当該機能区分の材料価格改定前の基準材料価格に年間算定回数に乗じて得た、当該機能区分に属する全ての既収載品の年間販売額の合計額をいう。以下同じ。)が150億円を超え、基準年間販売額の2倍以上となるもの

ロ 年間販売額が100億円を超え、基準年間販売額の10倍以上となるもの(イを除き、原価計算方式により算定された既存機能区分に限る。)

なお、基準年間販売額は、次のとおりとする。

i 機能区分が設定された日から10年を経過した後の最初の材料価格改定以前の場合
基準年間販売額は、当該機能区分が設定された時点における当該機能区分全体の予想年間販売額(機能区分が設定された時点において当該機能区分に属する全ての医療機器の推定適用対象患者数を基に計算した予想年間販売額をいう。)とする。ただし、当該機能区分が、前回の材料価格改定以前に、市場拡大再算定の対象となっている場合には、直近に当該再算定を行った時点における当該機能区分全体の年間販売額とする。

ii 機能区分の定義又は算定に係る留意事項の変更があった場合であって、当該機能区分が設定された日から10年を経過した後の最初の材料価格改定後の場合
基準年間販売額は、機能区分の定義又は算定に係る留意事項の変更がされた日の直前の材料価格改定の時点における当該機能区分全体の年間販売額とする。ただし、当該機能区分が、前回の材料価格改定以前(機能区分の定義又は算定に係る留意事項の変更がされた日以降に限る。)に市場拡大再算定の対象となっている場合には、直近に当該再算定を行った時点における当該機能区分全体の年間販売額とする。

別表5

市場拡大再算定対象機能区分の計算方法

市場拡大再算定対象機能区分に係る計算方法

$$\text{材料価格改定前の基準材料価格} \times \{(0.9)^{\log X / \log 2} + \alpha\}$$

ただし、原価計算方式により算定され、年間販売額が100億円を超え150億円以下、かつ基準年間販売額の10倍以上となる場合

$$\text{材料価格改定前の基準材料価格} \times \{(0.9)^{\log X / \log 10} + \alpha\}$$

(注)上記算式による算定値が、原価計算方式により基準材料価格を算定した対象機能区分

については材料価格改定前の基準材料価格の 75/100 に相当する額を下回る場合、原価計算方式以外の方式により基準材料価格を算定した機能区分については材料価格改定前の基準材料価格の 85/100 を下回る場合には、当該額とする。

$$\alpha(\text{市場規模拡大率}) = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{市場拡大再算定対象機能区分} \\ \text{の材料価格改定前の基準材料価格を基に} \\ \text{計算した年間販売額} \end{array} \right)}{\text{当該機能区分の基準年間販売額}}$$

α補正加算率：個別の市場拡大再算定対象機能区分に属する医療機器について、第3章第7節1に定める要件に該当する場合、補正加算の計算方法を準用して算定される補正加算率。

「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」

6 再算定手続き

材料価格基準に規定する機能区分のうち、基準材料価格改定の際に、「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」(令和2年●月●日保発●●第●号)に規定する市場拡大又は外国平均価格に基づく再算定により基準材料価格を改定することとされている機能区分については、次の手順により再算定要件への該当性を検討し決定する。

- (1) 材料価格改定年の前年において市場拡大に基づく再算定の要件に該当するとされる機能区分については、当該機能区分に属する既収載品の製造販売業者から必要に応じ予め意見を聴取するとともに、別紙9に定める再算定候補機能区分及び技術料見直し要件該当性検討資料(以下「要件該当性検討資料」という。)の提出を求める。(以下、略)
- (2) 提出された要件該当性検討資料及び外国価格報告書に基づき(製造販売業者から外国価格報告書の提出がない場合は、この限りでない。)、保険医療材料等専門組織の検討を経て再算定の要件への該当性を検討し、再算定の対象として適切と認められるものについては、中医協総会での審議の前に、予め当該機能区分に属する既収載品の製造販売業者に通知する。なお、市場拡大再算定の要件に該当する機能区分に属する既収載品のうち、保険医療材料等専門組織において市場における競争性が乏しいと認められたものについては、5(2)の手続きに準じて当該既収載品の属する機能区分の見直しを行った上で、市場拡大再算定の対象からは除く。

検査等の技術料として評価するものについて

《骨子》

- 技術料として評価する体外診断用医薬品や遺伝子パネル検査等の一部の医療機器については、新規収載及び適応追加等に伴う算定留意事項の変更にあたって、保険医療材

料等専門組織において審議を行う際に、将来的な可能性も含め、収載時の市場規模予測を大きく上回り、これによって財政影響が無視できない範囲に及ぶことが想定されるものについては、技術料の見直しを検討する基準（市場規模や収載時の市場規模予測から拡大率など）を併せて審議し、個々の技術料に応じた基準を設定することとする。

- なお、既に収載されている遺伝子パネル検査等の悪性腫瘍遺伝子検査については、将来的な市場の拡大が想定されることから、現時点で市場規模予測の2倍以上という基準を設定する。
- 技術料の見直しを検討する基準が設定されたものについて、診療報酬改定時に NDB データによる算定回数等の確認を行うこととする。
- 設定された基準を超えるような市場の拡大が認められた場合には、まず保険医療材料等専門組織において、技術料の見直しの妥当性について検討することとし、検討にあたっては、医療技術の安定的な提供を確保する観点を踏まえ、必要に応じ、関係学会や製造販売業者の意見を聴取することとする。
- 保険医療材料等専門組織において、技術料の見直しの妥当性が認められたものについて、中医協総会において具体的な見直しを検討することとする。

【改正案】（新設）

「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」

7 既存医療機器を用いる技術に係る技術料の見直しに係る手続き

(1) 技術料の見直しを検討する基準の設定に係る手続き

決定区分A3(既存技術・変更あり)又はC2(新機能・新技術)として希望のあった医療機器については、3(4)又は4(5)に規定する手続きに則り、保険医療材料等専門組織における保険適用に係る決定案の策定時に、技術料の見直しを検討する基準(以下「見直し基準」という。)の設定についても検討を行う。

また、令和2年3月31日以前に保険収載された悪性腫瘍に係る遺伝子検査については、当該技術の収載時点のピーク時市場規模予測の2倍に相当する年間算定額を、技術料の見直し基準とする。

(2) 設定された見直し基準を上回った技術料の見直しに係る手続き

技術料の見直し基準が設定された技術のうち、診療報酬改定の際に、年間算定額が見直し基準を上回ることを確認された技術については、次の手順により見直し要件への該当性を検討し決定する。

- ① 診療報酬改定年の前年において、技術料の見直しの要件に該当すると考えられる技術については、当該技術に用いる医療機器の製造販売業者から必要に応じ予め意見を聴取するとともに、別紙9に定める要件該当性検討資料の提出を求める。
- ② 提出された要件該当性検討資料に基づき、保険医療材料等専門組織の検討を経て技術料見直しの要件への該当性を検討し、技術料見直しの対象として妥当と認められるも

のについては、中医協総会での審議の前に、予め当該技術に用いる医療機器の製造販売業者に通知する。

③ 通知された見直し案に対して、不服がある製造販売業者は、1回に限り別紙11に定める技術料見直し案不服意見書を提出することができる。

④ 技術料見直し案不服意見書を提出した製造販売業者は、予め定められた時間の範囲内で保険医療材料等専門組織に出席して、直接の意見表明を行うことができる。なお、この際、当該医療機器の臨床上的使用方法等に関する専門家等が製造販売業者に同行して意見を表明することができる。

当該意見を踏まえ、保険医療材料等専門組織において検討を行い、再度見直し案を決定する。この見直し案は予め製造販売業者に通知し、不服の有無について確認する。

⑤ 通知した見直し案について、製造販売業者等に不服がないことを確認した技術及び製造販売業者等の不服があっても保険医療材料等専門組織の検討を経て技術料の見直しが妥当と認められた技術については、当該見直し案をもって技術料の見直しについて中医協総会で審議する。

※体外診断用医薬品についても、「体外診断用医薬品の保険適用に関する取扱いについて」(平成30年2月7日保発0207第4号)の改正により同様の規定を新設する。

3 その他

(1) 保険適用時期の特例について

《骨子》

医薬品の適応判定の補助に用いられる医療機器については、C2(新技術)として決定された場合であっても、医薬品の保険適用の状況を踏まえ、当該医療機器の保険適用決定を行った月の翌月に保険適用する特例を認めることとする。

【改正案】(下線部を変更)

「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」

4 決定区分C1(新機能)、C2(新機能・新技術)、B3(期限付改良加算・暫定機能区分)又はR(再製造)を希望する医療機器の保険適用手続き(略)

(6) 保険適用時期

決定区分C1(新機能)、B3(期限付改良加算・暫定機能区分)又はR(再製造)として決定された医療機器及び決定区分C2(新機能・新技術)として決定された医療機器については、1年

に4回を標準として保険適用する。保険適用時期については、3月、6月、9月及び12月を基準とする。なお、医薬品の適応判定の補助を目的として使用される医療機器については、決定区分C2(新機能・新技術)として決定されたものであっても、当該医薬品の保険適用状況を踏まえ、特例として、当該医療機器の保険適用を決定した月の翌月1日から保険適用を認めることがある。

ただし、いずれの場合においても、診療報酬改定が行われる前後1か月以内に当たる場合には、この限りでない。

(現行の取扱い)

C2(新機能・新技術)と決定された場合には、1年に4回(3月、6月、9月及び12月を基準とする。)を標準として保険適用する。

(2) 手続きの簡略化

- B3(期限付改良加算)を期限付の暫定機能区分が設定されるものとしてみなし、B3(期限付改良加算)と決定された製品の後続品は、B1(既存機能区分)として希望することで先発品と同等の評価を得ることができることとする。
- なお、暫定機能区分としてみなす場合であっても、価格改定の際は従前の取扱いの通り、本来属する機能区分の価格に期限付改良加算を加算することとする。

【改正案】(下線部を変更)

第1章 定義

(略)

9 暫定機能区分

暫定機能区分とは、期限付改良加算が付与された特定保険医療材料が属する機能区分として、当該加算が加算される間に限り設定される機能区分をいう。

第4章 既存機能区分の基準材料価格の改定

(略)

第5節 暫定機能区分に属する医療機器の特例

暫定機能区分に属するとされた医療機器については、第1節による基準材料価格改定を行う際は、期限付改良加算額を医療機器の市場実勢価格から除外した上で、暫定機能区分を新設する際に類似機能区分とした機能区分に属する医療機器として取り扱う。

また、当該暫定機能区分については、第1節及び第2節による基準材料価格改定後の当該類似機能区分の基準材料価格に当該加算を加算した額を改定後の保険償還価格とする。

(現行の取扱い)

B3 (期限付改良加算) と決定された製品と同様の臨床的有用性を有する後続品については、先発品と同等の評価を得るためには、B3 (期限付改良加算) として希望し、保険医療材料等専門組織での審議及び中医協における了承が必要となる。

(3) 医療機器の安定的な供給について

《骨子》

医療機器の安定供給に支障がでるおそれがある場合には遅滞なく厚労省へ報告することとされているが、正当な理由がなく当該規定が履行されなかった場合には、当該業者からの保険適用希望書を受け付けないことがある。

【改正案】(新設、下線部を変更)

「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」

9 その他

(略)

(2) 医療機器の供給について

- ① 製造販売業者は、その販売等を行う医療機器が保険適用となった場合は、特にやむを得ない正当な理由がある場合を除き、当該保険適用後遅滞なく、販売等を行い、当該医療機器の医療機関への供給を開始するとともに、安定して供給するものとする。
- ② 保険適用された医療機器について、安定供給が困難な事態に至るおそれがある場合には、別に定める方法により遅滞なく報告するものとする。
なお、特にやむを得ない正当な理由がなく、本規定が履行されなかった場合には、その改善が確認できるまでの間、当該製造販売業者から提出された全ての保険適用希望書に係る医療機器について、厚生労働省は保険適用の手続きを保留することができる。
- ③ ②の報告がなされた医療機器について、当該医療機器の機能区分に属する他の医療機器も含めて流通実態がないことが明らかとなった場合には、直前に予定している診療報酬改定の際に、当該機能区分を廃止する旨を中医協総会に報告し、その次の改定の際に材料価格基準から削除する。